泣テシタガヘトイフハ、子タルモノヘノ教訓ナルガ如シ、是ハ予ガ汝ヘ贈物、サテ立遷テ愚禿ガコトハ、コレハ誑惑ノ邪網ナリ、ユヘイカントナレバ、愚禿ニ於テハ、佛祖ノ眞教ニハ違敗シテ、ミナコト〴〵己ガ胸臆ヨリ出ル、邪教ヲモテスルコトナレバ、彼ニシタガフモノハ、悉ク彼ガ弟子ニシテ、佛祖ナ師トスベキ理アルコトナシ、サレバ今ノ弟子一人モ待タズトイフモ、例ノ誑惑邪網ナリ、嗚呼巧ミナルカナ能誑惑ノ邪禿、嗚呼哀レナルカナ所誑惑ノ玄藏、

正邪强會辨卷二終

正邪强會辨卷三

邪會書に云、七には予が稱名の行は、行住座臥に相勵み候と談ずるにつき、和尚勵は策勵と續きて、自力の機、一念業成のうへは、勵修勵行何の詮かある、枕を高ふして眠らんにしかじといふ條、和尚自力他力の辨別無きの妄談なり、元祖大師（和語灯二）宣く、百日千日夜晝勵み勤むとも、偏に願力を賴み、他力を仰ぎたらん人の念佛は、聲々念々併他力の念佛にてあるべきなりと、云云

辨ジテ云、邪俗汝、一念業成ノ破斥ニ、枕ヲ高フシテ眠レト云ヲ、拒マントシテ、大師ノ御法語ヲ引ケリ、今汝ガ引ク大師ノ御示アリシ緣由ナシレリヤ、此ハ是汝一念義ノ邪徒、多念ノ行者ヲ自力ナリト、誹謗スナルニ依テ、七箇ノ制條ナナシタマフ、隨一ノ御法語ナリ、シカレバ百日千日勵ミツトムルモ、念々他力ノ念佛ナリトハ、元祖大師ノ御隨自意、心存助給ノ、木願念佛ノコトナリ、然ルヲ汝、邪祖ガ、世人ヲ愚弄スル、御禮報謝ノ誑惑念佛ノ證ニ引クハ何事ゾヤ、是所謂白痴淡ニアラズバ、誑惑賊ノ痛棒、汝イカンゾ遁ルヽコトヲ得ン。

邪會書に云、我蓮如宗主は、七日の勤行をこらし勵すとも示し給ふ、我等報恩の勵修は、必得往生の仰信より發す、試に問、君に仕へて賞美の加增秩祿を得て後は、枕を高ふして眠らんか、子として父母の養育を受け、かつ〴〵獨立する時は、父母を省みずして可なりや、孝養父母、奉事師長は、三世の諸佛の通誡なり、

辨ジテ云、邪俗、蓮如ガ七日念佛勤行ノコトヲ云云ス、安心僻越スレバ、萬行徒ニ施ス、七日ハオロカ、百日千日ツトムルトモ、本願不應ノ念佛ニ、何ノ利益カアラン、然ルニコヽモテ、君恩ヲ報ジ、父母ニ孝養アルニ合センスルハ、何ゾ其レ問短ナルヤ、今我汝ニ問ン、君恩ヲ報センテ、ツトムル事ノ、主君ノ心ニカナハザルガ、忠臣ナリヤ、父母ノ恩ヲ報センテ、ナス業ノ、父母ノ心ニ背

クガ、孝子トイハルベキヤ、サラバ此忠ニ似タル不忠ナリシ、孝ニ似タル不孝ナリサンヨリハ、枕カギリニアラズヤ、カヽルアサマシキコト、見ルニツケテモ、我身ニ大師ノ正流ヲ汲ミ、本願所被ノ正機タル、一向專修ノ行者トナリ、順次往生ノ身ノ上トナリヌルコトヲ深クヨロコビ、大師ノ常ノ御詞ニ、生ラバ念佛ノ功ヲツミ、死ナバ淨土ニマイリナン、トテモカクテモ我身ニハ、思ヒワヅラフコトゾナキ、ト示シタマヘルヲ龍鑑トシ、身ヲ本願ニ打任セ、分ニ隨ヒ、ナルダケハ、スヽンデ稱名スベキナリ、斯ク自得セシ趣ヲ、餘ノ人者ニハ教示シテ、日課念佛ヲスヽムベシ、是則前ニモイフ、自信教人信、難中轉更難、大悲傳普化、眞成報佛恩、ノ御釋ニカナヒテ、臣ヲモテ譬フレバ大忠臣、子ヲモテタトフレバ大孝子、實ニ遺弘二尊ノ御心ヲヨロコバシメ奉レバ、是ヲ眞ノ佛弟子トイフ、公等思ヲコヽニトドメヨ。

邪會書に云、因みに說く一法門あり、我祖の門人高田の覺信房重病をうけて、獵鱗に臨む時、聖人病を問給ふ、危急の體、呼吸の息あらくして既に絕なんとするに、稱名怠らず隙なし、其時聖人宣く、其苦惱の中に、念佛强盛の條神妙なり、しかし所存いかんと、覺信房答て云、喜び既に近付たり、存ぜん事一瞬にせまる、刹那の間たりとも、息の通はん程は、往生の大益を得たる、佛恩を報謝せずんば有べからずと存ずるにつけ、斯の如く報謝の爲に、稱名相勵み候やと、聖人悲歎の御落涙千行萬行なり、只祖師終焉の記に曰、辭に餘言をまじへず、專ら稱名絕る事なしと、見つべし、豈勵ざらんや、君に仕るの士、賞美の祿を受けん爲に勤め勵むと、君恩を受けし祿のために、勤め勵むと、和尙はいづれをか是とする、眼を閉て是を考量し給へ。

辨ジテ云、因ニ說ク一法門ト、仰山ニ名乘リカケシ故、何ゾヤウアルコトニヤトオモヒシニ、高田ノ覺信房トヤラント、親鸞ガ、臨終マデ問向セザリシコトナシルセリ、是モゲニ後車ノ誡トスベキ爲ニハ、一法門トモ云フベカラザルナヤ、阿弥。

邪會書に云、八には和尙曰、眞宗の徒、信心を

得る事は、宿善によるといふ、宿善といふは、餘法餘行の修行、世出世の雜行の外はあらじ、しかるときは他力往生にはあらず、雜行宿善往生也といふ條、そも和尙は宿善を立給はざるや、もし立ずと宣はゞ、忽祖教に違せん、元祖大師（和語灯七）宣く、宿善によりて往生すべしと、人の申候はん、僻事にては候はず、かりそめの此世の果報だにも、先の世の罪功德によりて、能も惡くも生るゝ人にて候へば、まして往生程の大事、必宿善によるべしと示し給ふ、和尙元祖の流を汲給はゞ、何ぞ宿善といふを廢し給ふべけんや。

辨ジテ云、夫宿善ノ義ヲ談ズルニ、正アリ、邪アリ、正ハ我正流ニアリ、邪ハ汝邪徒ガ計スル所ナリ、其邪計ナルコトハ、前ニモ辨ジタル如ク、往生ハ一念歸命ノ當頭ニアリ、命終ノ後ナイフニハアラズ、故ニ此一念發起ヘ、不可稱不可說不可思議ノ妙心ナレバ、邪惡ノ凡夫ノ、我ト發シ得ベキ念ニハアラズ、是則佛智他力ノ御授ニヨリテ發起

ス、此御授ハ則宿善ニヨルト立テ、毫モ機分ノ修行ヲ云ハザレバ、是宿善往生ト云モノニアラズヤ、此義極テ邪僻ノ立方ナレバ、重々ニ辨斥セリ、次ニ正流ニ談ズル、宿善ノ義ヲ示サバ、宿善ニヨリテ、本願念佛往生ノ法門ヲ聞キ、聞テ信ズルハ、内ニ佛性ヲ具スルノ力、シカシテ分ニ隨テ、口稱念佛ヲ行ズ、此行ズル稱名ノウチニ、彌陀尊ノ因位、兆載永劫ニ修シ集メタマヒタル功德ヲ、加持シオキ、唱フル行者ニ施與シタマフ故ニ、行者功德圓滿ノ身トナリ、順次ニ報土往生ヲ遂ルトタツルナリ、正流ニ相傳スル、宿善所談ノ正義ト云フナリ、スベカラク汝ガ黨ノ、唯宿善ニテ起行ヲイハザル、邪僻誑惑ノ邪立ト、義趣天淵ナルコトナシルベシ、所引ノ大師ノ御法語ハ、次下ニ至テ辨ゼン、其トコロニテシレ。

邪念書に云、又宿善は自力雜行也と、思慮し給ふ事なかれ、予恐ながら他力宿善の旨を辨せん、そも〳〵宿善といふは、宿世善緣の略語にて、或は宿緣とも申なり、其宿世善緣といふは、

我等いまだ本願に歸入せざる前に、阿彌陀如來より、御緣を結び給ふ也、其結緣の相は、大小權實等の諸教をもつて、衆生の根機を、調へ給ふを申なり、其證は三世の諸佛は、皆極樂界中より出現し給ふといふ事、楞伽經に說給ふ、又は萬の法藏を、彌陀の結緣分とする事は、觀經義の高判なり、しかれば我等宿世に於て、戒定惠等の三學を修せしも、其本は只阿彌陀如來の御方より、善緣を結ばせ給ふなり、知るべし宿善といふも、他力なる事を、其宿善によりて、今世に本願のいはれを聞けり、雜行棄て、專修念佛決定往生の、大益を得奉るなり、それを大經には、宿世見二諸佛一樂聽二如是教一とも、亦淸淨有二戒者一乃獲レ聞二正法一とも說給ひ、我惡人は偶獲二信心一遠慶二宿緣一と釋し給ふ、しかれば敎法に遇ふは、宿善の功也、往生を得る事は、念佛の益也、故に宿善往生に非ず、自力雜善往生にあらず、我等が今度の往生の因には、宿世の善も因にならず、今世の善も因にならず、他力念佛

往生也と、知り給ふべし

辨テ云、邪俗汝、宿善ノ義ヲ知ズ、シカシテ、邪祖ガ云所ニモ相違シ、自ノ臆談ニ任スルカトスレバ、マタ邪祖ガイフ所ニ、似ヨリタルコトナモイヒ、加ルニ義理モシラザル文ナサヘ引交ユルル故、畢竟醉人ノ語ノ如クニシテ、辨破ノ筆モタテガタケレバ、一段ノ文ヲ一連ニシテ、文ノ次第ニシタガハズ、應ニ隨フテ辨示スベシ、先汝、予ガ前編ニ於テ、宿善自力往生ナリ等ト云、摧破ノ鐵杵ヲ被リテ、遁ルヽニ路ナキ故、今書ニ於テ敎法ニ逢フハ、宿善ノ功ナリ、往生ヲ遂ルコトハ、念佛ノ益ナリト轉計ス、是全ク愚禿ガ所立ニアラズ、是ニ依テ汝表ニハ、我執ニ封セラルヽ故、改宗モシ得ザレドモ、內心ニハ愚禿ガ邪義ヲ疎ンジテ、正義ニ同心スルカト思ヘバ、又先聞種トナリテ、未ダ邪窟ヲ出ルコトヲ得ズ、半信半疑ノ街ニマヨフト見ユ、其故ハ前ニ宿善ヲ云ニ、宿世善緣ノ略語ト云テ、善因トイハザルハ、因ト云時ハ、我カラ彌陀ニ緣ヲ結ブトイフ義アレバ、コレ自力ニシテ、唯他力ノ邪計ニ妨アル故ト見ヘタリ、故ニ我等イマダ本願ニ歸入セザル前ニ、阿彌陀如來ヨリ、御緣ヲ結ビ給フナリトイヘバナリ、コレ汝ガ黨ノ常談ナレドモ、モト因緣ト云義ナンラザル故ニ、一トンテ理ニアタルコトアルコトナシ、先此因緣ノ義ヲ示サバ、宿善ニツキテ云ヘバ、佛ニ歸スルハ、衆生ノ具スル、心性ニアレバ、コレ因ナリ、佛ノ慈念シテ、種々ニ方便ヲ設ケタマフヘ、是緣ナリ、然ルヲ汝ガ黨ハ、其佛ニ歸スル微念モ、マタ佛ヨリ起サシムルトイヘバ、畢竟ジテ衆生ハ、闡提無佛性トイフニナルナリ、コレ世頓敎菩薩藏收ノ、三部妙典ニヨリテ、宗旨ナタツル者ノ、云ベキ義ナランヤ、涅槃經ニ曰、一切衆生悉有二佛性一ト、起信論ニ曰、所謂法者、謂衆生心也、是心則攝二一切世間、出世間法一ト、善導大師ノ曰、無塵法界、凡聖齊圓、恆沙功德、寂用湛然ト、イカンゾ眞如內薰ノ歸佛ノ心モナシト云コトヲ得ンヤ、次ニ今世ニ本願ノ法門ニ値フ義ニ就テイフトキハ、宿世値遇ノ因緣ヲ一合シテ因トシ、

此本願ノ强緣ニアフコトヲ得ルノ義ナリ、又順次往生ノ義ニツキテ云トキハ、心行具足ノ念佛ハ、往生ノ因ナリ、此因ニ與力シテ、往生遂サセ給フ本願ハ緣ナリ、故ニ釋ニ一切善惡凡夫得レ生者、莫レ不二皆乘一阿彌陀佛大願業力一爲中增上緣上也、トノタマヘリ、シカシ因緣ナイフニ、强キヲ因トシ、弱キヲ緣ト云義モアレドモ、コハ別ニ所爲アルトキニ云フコトニシテ、通談ニハアテズ、サレバ此事現量ヲモテ知ルベシ、若シ草木種子ノ因ナクバ、イカニ水土ノ緣アリトモ、生ズル理リナキガ如シ、若シ汝ガ邪計ノ如クナラバ、種子ノ因ナクテモ、水土ノ緣サヘアレバ、生ズベシト云ガゴトシ、唯他力ノ邪立ナルコト、ヨク熟思シテ魔崛ヲ出ヨ、」又汝此所ヘ楞伽經ノ、皆從無量壽極樂界中出ノ文ヲ引ケリ、汝誰ニナラヒテ、此文ヲ引來ルヤ、此文ノ義ノ如キ、汝愚俗ノ知ル所ニアラズ、若シ、カラズトイハバ、汝ニ問ハン、夫レ五智ヲ五佛ニ配當スルトキ、大日如來ヲ根本ノ法界體性智ニ配シ、此根本智ヨリ四智ヲ流出スルニ、彌陀ハ所出ノ妙觀察智ニ配シテ、法身大日ノ萬德ノ中ノ、一德ヲ主リタマフコトナレバ、所流ノ極樂界中出ト云ハズシテ、能出ノ大日如來ニツキテ、皆從法界宮中出トイフベシ、釋尊何ガ故ニ、能出所出ヲ、混說シタマヘルヤト問ハバ、汝云何ガ口ヲヒラクヤ、シカモ此文ハ、今ノ汝ガ、如來ヨリ信ヲタタマヘルナド云邪義ニ、ヨリソフコトナクネバ、煩シク辨セズ、信男等云、飯ハシッケヲ順ハズトヤラン、若シ密家ヨリ右ノ如ク難セバ、楞伽ノ文ハイカヾ會通スルコトニヤ、示シタマヘト乞フモノカラ、略シテソノ意趣ヲ辨ズ、夫レ彌陀法界體性宮ニアリテ不動ナルヲ、大日ト稱シ大日化他門ニ赴キタマフヲ、彌陀ト稱シ奉ルナリ、シカルニ楞伽ニ、三世ノ諸佛、體性宮中ヨリ出現ストシテ、從極樂界中出ト說キタマヘルハ、化他門ノ說經ナレバナリ、又其化他門ノトキハ、何故ニ極樂界中出ト說キタマフゾトイハバ、教主妙觀察智ヲ司リタマフ故ナリ、此智ハ說法斷疑ノ德ニシテ、常恒ニ說法敎化シタマフ、若シ疑種ヲ斷ズルニヨルトイハバ、覺位ニ登ルトイハバ止ミナン、疑斷ズルニヨルトイハバ、說法斷疑ノ德ヲ司リタマフハ彌陀如來ナリ、故ニ三世ノ如來ハ、彌陀ニ歸嚮シテ正覺ヲ成シ、十方ノ薩陲ハ、安養ニ往詣シテ菩提ヲ證シタマフ、コノ義ヲモテ楞伽經ニ、十方佛刹土衆生、菩薩中所有法報應身、及變化、皆從ニ無量壽極樂界中一出ヅト說キタマヘルナリ、云々見ツベシコレ因緣和合ノ利益ニシテ、彼ガ唯他力ノ、邪義ノ證トナル文ニアラザルコトヲ、」又汝八萬ノ法藏ハ、彌陀ノ結緣分トスルコト、觀經義ノ高判ナリトイフ、異派ノ中ニハ、台家ニナラヒテ此義ヲイフモアンナレド、導師ノ御釋ニ於テハ、決シテ此判アルコトナシ、アラバ其文擧來レ、又觀念法門ニ、三世諸佛依念佛三昧ノ御釋アレドモ、是ハ上ノ楞伽ノ文意ト一同ナリ、又法事讚ノ、種種法門皆解脫ノ御釋ハ、願非願ノ差別ニテ、難證易證ヲ判釋シタマフ義ニシテ、諸經結緣分ノ義門ニアラズ、豈觀經義ノミナランヤ、導師一代ノ御釋ニ、諸經ハ結緣分ヲ義門アルコトナシ、嗚呼

誑惑賊ナルカナ、」サテ立證テ和尚ハ宿善ヲ立タマハザルヤ、若シ立ズト宣ハバ、忽チ祖敎ニ違フト云フテ、元祖大師ノ御法語ヲ、例ノ截取シテ、己ガ邪計ノ證トセントスルコト、誑惑者ノ骨張トイフベシ、此宿善有無ノコトハ、兼テ心得オクベキコトナレバ、大師ノ御法語、全分ヲ引テ示サン、モト此御法語ハ、或人往生ノ用心ニツキ、數箇條ノ不審ヲ擧テ尋ケルニ、答ヘタマヘル御法語ナリ、謂ク、一ツ宿善ニヨリテ往生スベシト人ノ申候ラン、僻事ニテハ候ハズ、假初ノ此世ノ果報ダニモ、サキノ世ノ罪功德ニヨリテ、ヨクモアシクモ生ルヽコトニテ候ヘバ、マシテ往生ホドノ大事、必宿善ニヨルベシト、聖敎ニモ候ヤラン、（是マダハ彼ガ妄證ニ引ケリ）此文ニ往生ホドノ一大事、必宿善ニヨルベシト、聖敎ニモ候ヤラントノタマヘルハ、宿善ニテ往生スルトイフコトニテハナク、値法ハ宿善ニヨルゾト仰セラルヽコトナリ、此事諸經ニ散在スレドモ、近ク正依ノ無量壽經ニモ、若人無二善本一、不レ得レ聞二此經一、濟淨有レ戒者、

乃獲レ聞二正法一、曾更見二世尊一、則能信二此事一、見敬
聞奉行、踊躍大歡喜乃至宿世見二諸佛一、樂聽二如レ是
教一等ト說キタマフ、皆是宿善ニヨリテ、法門ヲ聞
得ルコトナリ、」サテ次ノ文ニ、タトシ念佛往生ハ、
宿善ノナキニモヨリ候ハヌヤラン、（是ヨリ後ヲ引
ザルコト、邪立ノ爲ニ害アル故ニ引殘セリ、此ア
リサマヲ見テ、彼ガ心事ノアサマシサ愚サヲ思ヒ
ヤルニ、定テ引殘ス文ニ、心ヅカネバヨイガナ
ド、胸ノハヤガネツキヤミハセマジ、呵呵々々）
父母ナコロシ、佛身ヨリ血ヲアヤシタルホドノ罪
人モ、臨終ニ十念申テ往生スト、觀經ニモ見ヘテ
候、然ルニ宿善アツキ善人ハ、教ヘ候ハネドモ、
惡ニ恐レ佛道ニ心スヽム事ニテ候ヘバ、五逆ナド
ハ、イカニモ〳〵、ツクルマジキ事ニテ候ナリ、
ソレニ五逆ノ罪人、念佛十念ニテ、往生ヲトゲ候
トキニ、宿善ノナキニモヨリ候マジク候、サレバ
經ニ、若人造二多罪一、得レ聞二六字名一、火車自然去、
華臺卽來迎、極重惡人、無二他方便一、唯稱二彌陀一、
得レ生二極樂一、若有二重業障一、無レ生二淨土一因上、乘二
彌陀願力一、必生二安樂國一、此文ノ意ハ、モシ五逆
ナツクレリトモ、彌陀ノ六字ノ名ヲサキカバ、火ノ
車自然ニ去リテ、蓮臺來リテムカフベシ、又キヘ
メテオモキ罪人ノ、他ノ方便ナカランモ、彌陀ヲ
トナヘ奉ラバ、極樂ニ生ルベシ、又モシ重キ障リ
アリテ、淨土ニ生ルベキ因ナクトモ、彌陀ノ願力
ニ乘ジナバ、安樂國ニ生ルベシト候ヘバ、タノモ
シク候、又善導ノ釋ニハ、曠劫ヨリコノカタ、六
道ニ輪回シテ、出離ノ緣ナカラン、常沒ノ衆生ヲ
迎ヘンガ爲ニ、阿彌陀佛ハ、佛ニナリタマヘリト
候、已上見ツベシ、元祖大師、無宿善往生ノ義ヲ仰
ラレタルコト、イカナル愚ナルモノモ、ヨミダニ
スレバ、心得ラルヽヤウニ、示シタマヘルコト
ヲ、彼レ此文ヲ解シ得マジヤ、シカトイハヾ許
スカタモアリナン、彼ノ鄙諺ニ、盜人タケ〴〵シ
トヤラン云如ク、和尙ハ宿善ヲ立タマハズヤ、若
シ立ズトノタマハヾ、忽チ祖敎ニ違セン、元祖大
師ノタマヘクトテ、己ガ得方ニ、御法語ノ上半ヲ
截取テ、妄證ヲナスモノヽ、ナゾ下半ヲ見ヌコト

アラン、見ツヽ知ツヽ、此誑惑ヲナス故ニ、是ヲ
邪見ト云ハザランヤ、イカニモ彼レハ、六天魔王
ノ皃快魔民ニ相違ハアルマジカンメルチヤ、サテ
是ヨリ元祖大師ノ、無宿善ニテモ往生スト示シタ
マヘル義趣ヲ示サバ、凡宿善ニヨリテ値法ノ義、
經說顯了ニシテ、古往今來諸師ノ通判ナル故、大
師マタ何ゾ此義ヲ嫌ヒタマハン、故ニ今ノ御法語
ニモ宿善値法僻事ニテハ候ハズトノタマヘリ、サ
レドモ宿善ノ義ヲ強テ沙汰スルトキハ、行者是ヲ
タノミテ、念佛ヲ怠リ、又本願ヲ頼ム心モ淺カル
ベキ故ニ、此沙汰スルヲ好ミタマハズ、サレドモ
是猶大師自己ノ御料簡ニヤト云ニシカラズ、深ク
導師ノ御素意ヲ發明シタマヘル故ナリ、所以イカ
ントナレバ、夫淨土一宗ノ肝要、願次往生ノ故實
ヘ、機法二種ノ釋文ニアリテ、機ナバ出離無緣ト
見カギリ、法ナバカヽルモノモ本願ニ託シ念佛ス
レバ、決定往生ト信ズルナリ、然ルニ若強テ、宿
善ノ沙汰スルトキハ、出離無緣ト見カギル心フカ
カラジ、若機信アサキトキハ、是ナラデハト、本
願ヲ、マタナク頼ム心モユルシ、若シ此心ユルキ
トキハ、念佛モスヽマジカラジ、カヽル理リアル
故ニ、彌陀尊ハ導師ト垂跡シテ、古今未發ノ蘊奧
ヲ盡シテ、此妙釋ヲナシタマヘリ、然ルニ御疏我
朝ニ將來ヨリシテ四百年、此妙義ヲ知ル人ナカリ
シ故ニ、大勢至菩薩、我元祖大師ト應現シテ、導
師ノ祕懷ニ通達シ、淨土ノ眞門ヲ別開シ給ヘリ、
故ニ此無宿善往生ノ證ニモ、機法二信ノ釋ヲ引給
ヘル也、サレバコソ、草茫々タリシ山離ノ大道、
一旦豁然トヒラケシカバ、上ミ一人ヨリ下モ萬民
皆此門ヨリ出離スル故、魔王大ニ怖畏ヲ生ジ、イ
デ妨ヲナサントテ、一念ニテ往生相スム、入正定
聚卽往生、其信心モアヤタカヲ、偶獲二信心一遠慶二
宿緣一ト、宿緣ゴカシノ障碍ナナセバ、魔民ハ是ヲ
祖述シテ、得カタニ法語ノ截取マデナシ、大師開
宗ノ妙義ヲ妨ゲ、人ヲ邪坑ニ陷ントス、痛哉、
邪會書に云、九には和尙日課は外の方便にはあ
らず、內の實義なりと談ずる事、此一條和尙自
ら梯子渡し船の譬を引て、相續しがたき念佛を、

易く相續するが日課の方便也と辨ず、一口兩說辨するによりしなし、

辨ジテ云、予ガ方便トイフヲ、兩所ニ用ヒカヘタルハ、方便トイフ語ニ、假實ノ兩義アル故ナリ、是ヲ一口兩說ト難ズルハ、汝ガ愚昧ヲ汝ガ顯シテ、見ル人ノ笑具トナルナリ、謂ク初ニ日課ハ大師ノ外ノ方便ニ非ズ、內ノ實義ト云ヘルハ、汝ガ、不實ノ人見セナリト、邪言スルニ對シテ、不實ニ非ズ、內ノ實義ナリトイヘルナリ、後ニ又日課ヲ方便トイヘルハ、汝ガ、宗祖大師モ、數ヲ要トスルニ非ズ、唯常ニ念佛センガ爲ナリト宣ヘバ、日課ハシバラク、方便ノ掟トヤ申ベキト、諺ニイフ、カミモキラズ、ノミモキヲズトヤラン、犬ノ餅クフ腮ツキノヤウナルガ、アマリ見グルシサニ、日課ハ常ニ念佛セン爲ノ、方便ナルコト論ナシ、ソレニ何ノ恐慮スルコトヤアルト、梯子渡舟ノ譬ヲモテダテトイフ義ヲ、示シタルナリ、若シ方便ト云ガ、不實ノ義ノミナラバ、一口兩說トモ難ズベシ、既ニ一語ニ二義アルヲモテ、兩所ニツカヒ分タル

コトナレバ、イハヾ得タル事ハ、自由ナルモノトコソ稱スベキヲ、却テ辨ズルニタラズナド云ハ、イカニゾヤ、サハ汝ハ、嗚呼ハ嘆辭ナリトテ、昔ノ胤征ニ、嗚呼威克二厥愛一允濟トイヘルモ、嘆辭トスルカ、又亂ハ不治ノ義ナレバ、孔子モ亂邦不レ居トノタマヒ、楊子モ、周室悖亂等トイヘレバ、彼武王ノ、予亂臣有二十人一トノ語ニ、周公召公等ヲ刑政紀綱ヲ紊ルノ輩ト、歎息セラレタル言ナリト解スカ、ゲニ汝ハ絕倒ニ堪タル、撻板漢ニテハアルナリ、

邪會書に云、元祖大師の數を要とするにはあらず、唯常に念佛せんが爲に、數を要とせざる、日課の方便を設るといふ事なり、深信の行者は、信火在レ內行烟現レ外と、內に堅固の信心あれば、外に稱名の行は、自ら顯るゝなり、懈怠をふせぐ心遣には及ばず、

辨ジテ云、邪俗汝、內ニ信心アレバ、外ニ稱名ノ行、自ラ顯ルヽナレバ、懈怠ヲフセグ心ヅカヒニハ及

バズトイフ、シカラバ大師ノ懈怠ヲフセグ爲ニ、日課ヲスヽメタマヒシハ誤ナリヤ、若シ是ハ外ノ方便、不實ノ見セカケト云ハヾ、大師ミヅカラ十方ノ三寶ヲ證ニタテ、每日七萬遍ノ念佛、ムナシク其利益ヲ失ハント、誓言ニ及バセタマフハイカニ、コモ亦實色ノ徒ニヒトシク、詭賭呪ト云カ、爭フコトナカレ、從來汝ガイフ所ヲ剋論スレバ、大師ハ不實ノ日課トイフヲ設ケテ、一切衆生ヲ懈怠ニ導キ、疑穴ニオトシ、シカシテ十方ノ三寶ヲ證ニタテ、不實ノ誓言ヲナシタマフトヽ云外ニ出ズ、サハゲニ汝ハオソロシキ、撥無因果ノ大邪見人ナルカナ。

邪會書に云、和尚元祖大師の、三卷讀誦の彌陀經を止めて、遍數を增し給へるの說をなす事元祖御壽齡、既に四十三、しかふして彌陀經三卷を讀誦し給ひしが、大師の御誤りにて、御老年に至り給ひて、始て過を改め給ふとにもひ給ふか、豈それ然らんや。

辨ジテ云、邪俗汝、大師ノ彌陀經三卷讀誦ニ就テ、

探リ、若依二善導一以初爲レ正、廢立ノ機ハ、導師ノ素意、是ナン宗ノ正機ナリト、明判ナナシタマフ故、此門ニ入ル者、專修一行コソ、兩大師ノ御隨自意ナリトイフコトナ、知ヲザルハナシテ衆生ノ機根ヲ押セバ、上根ハ少ク、中下二根ハ多シ、然ルニ此中下ノ二機ハ、逢ヒガタシテアフ專修ノ妙行、進ミテ修スベキ理リハシレドモ、念佛ニモノウキコトアリ、サレドモ四種ノ助業ヲ修シテ、念佛ヲスヽムルトキハ、助正兼行ノ機トナリテ、第二ニ下ルコトナレバト、アヤヲ兼知シタマフ故、念佛スヽムル爲ナラバ、助業ヲ修スルニ失ナシト云義ヲ、示サン爲ニ、自ラ讀誦シタマフ、是則八十ノ老翁ノ、立テ舞ナル妙手段、コレヲ上能兼下ノ義ト云ナリ、シカシテ御老年ニ至テ、讀誦ヲ止メタマフハ、コレ亦宗ノ本意、廢立爲正ノ義ヲ示シタマフ、カクメゴトキヲ、樞ハ必正ナヒク、身業說法ノ妙義トイフナリ、從來述ル三義ナシルトキハ、大師三卷讀誦ノ義趣、誰ノ有識カ、青天ニ白日ヲ見ルガ如クナラザラン、

サレドモ深ク邪毒ニ沈湎セル汝ガ如キハ、渴仰信受スルコトハ得マジ、信受セザルモ、導クモノヽ過ニハアラズ、汝ガ業障深重ノユヘナリ、敢テ多言スルコトナカレ。

邪會書に云、予試に和尚の爲に、是を明辨すべし、元祖既に曰、源空が目には、三心も南無阿彌陀佛、五念も南無阿彌陀佛、四修も南無阿彌陀佛也と、釋し給へば、何ぞ讀誦と稱名の、優劣を見て、これを廢立し給はんや、惟に其時節、御門葉未だ自力の所執を離れざる徒、元祖三卷讀誦の外相を見聞し挙りて、稱名正行の意を、ふかく信知せざる機に對して、敎化を施し給ふ、身業說法といふが如し、當今の行者の、百遍千遍と、外から塗りつける張と、雙べ評するは、冥加をしらざる、勿體なき事なり、大勢至菩薩の化現たる元祖大師、何ぞ懈怠增の凡夫とひとしく、常念を悶ん事を恐れて、方便の日課をはげみ給はんや、皆是濟化の方便に、御心を盡し給ふなり。

辨シテ云、邪俗汝、三卷讀誦ノ御義ヲ解セント、源空ガ目ニハ何ゾヤ、此皆念佛ニコモルト、仰ラレタルニ同シ意ナレバ、煩シク解スルニ及バズ、然ルニ汝、何ゾ讀誦ト稱名ノ優劣ヲ見テ、廢立シタマハントイフヨリ見レバ、オノガ從來タバカラレ居ル、三業ミナ佛ノ賜、佛作佛行トイフ邪計ヲモテ、融會セントスルト見ヘタリ、此計ハ汝一類ノ外道ノ所計ナレバ、イカニ融會ニ心ヲ勞ストモ、豈大師ノ正義ニ合スルコトアランヤ、此邪計ヲ用ユルトキハ、廢立ノ義タヽズ、顯非顯ノ差別、皆不用ノ事ニナリ畢ルナリ、大師ノ正義ノ如キハ、稱名ハコレ佛ノ本願、讀誦ハコレ助業ノ分際、ソノ優劣同日ノ談ニアラズ、故ニ宗ノ本書タル選擇集、第三ノ本願章ニハ、唯願非願、優劣天淵ノ義ノミヲ述タマヘリ、汝試ニイフテモ、習ヒナクシテ射ル如ク、性得暗短ノ上ニ、邪義ノ僻錯マデソフモノカラ、義的ニアタルコトヲ得ンヤ、以下種々ニ狂言ヲ吐ドモ、上ニテラセバマドイナキ故、煩シク辨セズ。

邪會書に云、元祖の多く申せば、上品に生れ候と宣ふは、一往の說、方便の說といふべきなり、已に選擇集に凡そ九品の配當は、一往の義と、明らかに示し給ふ。

辨シテ云、邪俗、汝ガ今引選擇集ノ文ハ、汝邪黨ガ、報土ニ九品ナシトタテキル邪義ヲ、破斥シタマフニ當ル文ナルニ、却テ此文ヲ引テ、邪義ヲ證センストスルハ、何事ゾヤ、退テ汝ガ意許ヲ探ルニ、例ノ誑惑ナルベシ、其故ハ、此一往トイフ言ニ多義アリ、謂ク麁細分別スルトキハ、一往ト云ハ麁ノ義ニシテ、再往ト云ハ細ノ義ナリ、又深淺分別スルトキハ、一往ト云ハ淺ノ義ニシテ、再往ト云ハ深ノ義ナリ、又假實分別スルトキハ、一往ト云ハ假ノ義ニシテ、再往ト云ハ實義ナリ、然ルニ今大師ノ一往ト仰セラレタルハ、麁細分別ノ義ナルヲ、假實分別ノ義ニ引ナシテ、邪立ヲ證センストスル、實ニ汝ハ、誑惑者ノ魁首ナリ、今我レ、大師ノ御釋文ヲ擧ゲテ、汝ガ截取誑惑ノ邪謀ヲ糺明セ

ン、選擇集第十一念佛讃嘆章云、凡九品配當是一往義、五逆同心、通二於上々一、讀誦妙行、亦通二下下一、十惡輕罪、破戒次罪、各通二上下一、解第一義、發菩提心、亦通二上下一、一法有二各九品一、若約二品、九々八十一品也、已上見ツベシ、觀經九品ノ配當ハ、一往ノ麁配、往生ノ行業ニ上下アレバ、品位何ゾ九品ノミナラン、一法ニ九品アレバ、品位ニ約セバ、九々八十一品アリトナリ、サレバ此一往ト仰セラレタルハ、麁細分別ノ一往ニシテ、假實分別ニアラザルコト分明ナリ、哀ムベシ邪俗ガ醜態、世諺ニ心ホドナル世ナ渡ルト、イフガ如ク、邪見デ構ユル誑惑サヘ、己ガ器量相應ナル僞リ、却テ恥ニハザヲ重ヌルコトヨ、予從來古人ノ耳ヲ掩フテ鈴ヲ盜ムトイヘルハ、イカナルコトヲ云フニヤト、イブカシカリシニ、今此玄藏居士ガ所作ヲ見テ、疑團一時ニ蕩却スルコトヲ得タリ、阿々、猶極樂ニ九品有無ノ論ハ、元祖大師ノ御示シモアレバ、擧テ示スベクレドモ、是ハ極樂ヲ報土ト立ル上ニテノ論ナレバ、極樂ヲ化土ト邪解スル者ニ示ストキハ、去年ノ曆ヲ用ルニヒトシ、故ニ是ヲ辨ゼズ、信男云、僕、和語灯ニ於テ、極樂ニ九品ナシテフ御法語ノ義趣、イマダ御敎示ヲ得ザル故ニ、幾回カ繰カヘシ拜見スレドモ、唯滯ルコトノミ多ク、且ツ御開示ヲ得タリト云フ、同行ノ僧說ヲモ聞シカド、猶通曉スルコトヲ得ズ、コハ僕バカリカハ、外人モ亦シカ云ヘリ、カク愚カナルモノハ、スベテ心得ガタカンメル御法語ナレバ、タビ〳〵敎示シタマフベキニ、サラヌハイカナル故ニカ侍ル、今幸ニ此緣アリ、ネガハクハ示シタマヘト、答云、予ガ此事度々講ゼザルハ、是則大師ニ倣フ、所以イカントナレバ、大師ノ御生涯、極樂ニ九品アリテフ御敎示ハ、カギリナク多クシテ、九品ナシテフ御法語ハ、唯此一所ナルガ故ナリ、信男云、サハ又大師ノ此事ヲ、敎示シタマフコトノマレナル故イカン、答愚問ナナスコトカクノ如キヲ、予委說セズンバ、恐ラクハ惜法ノ罪ヲ得ン、居レ我汝ニ語ラン、夫レ我眞宗ノ根基、本願念佛往生ノ法門ハ、本爲凡夫ヲ、別發大悲ノ本懷トスルユエニ、

往生ノ機ヲ判ズルトキハ、愚鈍念佛ヲ最上トシ、宗義ニ於テハ、理性ヲ閑キテ、有相耽著ヲ至極トス、サルカラ大師ノ常ノ御敎示、彼土ニ九品ノ差降アレバ、心行增進スベシトノミ、スヽメタマフコハ有相耽著、愚鈍ノ凡夫ヲシテ、ウマク他力ニ乘ゼシメ、見生ノ當體ヲモテ、直チニ無生ノ果ヲ得セシムル、變金ノ一乘、超世格外ノ別風ナレバナリ、然ルヲ常ニ九品ナシテフヤウノ御示アラバ、是猶理性錬金ノ域內ヲ出ズ、正機愚鈍ノ衆生ヲ捨テ、本爲聖人ノ敎ヘトナリテ、大悲善巧ノ圈外ニ、ハスルノ失アレバナリ、コヲモテ大師常ニタヾ九品アリテフ御示ノミニテ、九品ナシテフ開示ヲ、惜ミタマフノ義ヲ知ルベシ、此義ヲ知ラバ、予ガ常ニ示サヾルハ、大師ノ素意ニ信順スルコトハ、言ヲマタデシヲルベキナリ、信男云、サラバマタ御生涯此御示ナクテモアランニ、此法語アルハイカン、答コレマタ絕テナキ、法門ニシモ、アラバコソアラメ、示シタマフニ、何ノ失カアラン、ソノウヘ既ニ彼問ニ、極樂ニ九品ノ差別候御事ハ、阿彌陀ホトケノ、カマヘサセ給ヘル事ニテ候ヤラント、カク問フ者ニ、イカンゾ實義ヲカクシテ、曲言ノ答アランヤ、故ニ九品ハ彌陀ノ本願ニアラズ、四十八願ノ中ニモナシ、コレ釋尊ノ巧言ナリ、善人惡人一處ニ生ルヽトイハヾ、惡業ノモノドモ、慢心チオコスベキガ故ニ、九品ノ差別ヲアラセテ、善人ハ上品ニスヽミ、惡人ハ下品ニクダルト說タマヘルナリ、イソギ參リテ見ルベシト答ヘタマヘリ、今此御法語ニツキテ示スベケレドモ、公等ガ常ニ耳ナレザルコトヽ云ヒ、タトヒ智者學匠トイフモ、淨土門ノ傳ヘヲ得ザレバ、明辨シガタキコトナレバ、今ハ先文ヲ離レテ義趣ヲ辨ジ、立還テ此御法語ヲ開示スベシ、抑々此九品ノ事、極樂ハ報土ナレバ、モトヨリ品位ノ差降アルベキ理リナク、本願ニモ晉ヒタマハネバ、傳籍ニモ、淨土實義無雜品ノ一算アリ、然ルニ釋尊觀經ニ於テ、顯了ニ九品ノ階位ヲ說タマヒシニヨリ、導師ヘ御疏ニ一百番義ノ、妙判ナナシタマフモノカラ、元祖大師、マタ此義ヲ祖述シ、猶心ノ

厚薄、行ノ多少ニヨリテ、九品受生ノ昇降ヲ示シ
タマフコト、豈ソレ千百ノミナランヤ、故ニ淺識
ノ徒ハ、一師兩判、前後牟盾ノヤウニオモヒ、マ
タ觀經ノ說ハ、方便假設ナラントオモヘリ、豈智
惠第一ノ大師、兩判ノ失ヲナシ、釋尊三世無虛妄
ノ金口ヨリ、浮虛ノ假說ヲナシタマフモノナラン
ヤ、サルニ依テ、此義ヲサバクニハ、宗門ノ相傳
ニ、實體化用、教門實義ノ妙判アルナリ、此義ヲ
シルトキハ、百千ノ法門、應ニ隨フテ明了ナラズト
云フコトナシ、サレドモ是一朝一夕ノ談ニアラザ
レバ、今ハ初心ノ心得ヤスカルヤウニ示サン、先
此九品ヲカルベキ報土ニ、九品ノ階級歷然トアル
ガ、取リモ直サズ、彌陀ノ大悲ノ、諸佛ニ立越タ
マヘルノ證ナリ、故イカントナレバ、極樂淨土ハ、
五乘齊入ノ報土ナル故ナリ、土體ニツキテハ、モ
トヨリ報土ノコトナレバ、差別アルコトナケレド
モ、往生遂ル機ニツキテ、オノヅカラ差別ヲ成
ズ、此機ニ差別アルニツキテ、先往生スル衆生ハ、
念佛ノ功德ニテ、惡業ノ粟體ヲ滅スルカ、業用ヲ

滅スルカトイフ論アルトキ、業體ヲ滅セズ、唯率
果ノ業用ヲ滅スト云フガ、正義ナリ、其證ハ、嬰
師ハ論註ニ、不斷煩惱得涅槃分ト釋シ、導師ハ般
舟讚ニ、微塵故業隨智滅ト釋シタマヘル、是ナリ
斯未斷ノ凡夫ニシテ往生スル故、受生ノ蓮華ノ開
敷ニ遲疾アリ、此遲疾何故ニアルトイヘバ、業ノ
淺深、心ノ厚薄、行ノ多少ヨリ差別スルナレバ、彼
土ノ華中ニ於テ、コレヲ斷ズル故ニ、此遲疾アリ、
故ニ觀經ニ、上品上生ハ蓮花尊開、上品中生ハ經
宿即開、上品下生ハ、一日一夜、乃至下々品ハ、十
二大劫ト說キタマヘリ、見ツベシ九品歷然タルコ
トヲ、サラバ又此差別永ク淨土ニアリヤトイフ
ニ、佛智ノ方ハモトヨリ、往生セシ人モ、業體ヲ
滅スレバ、豈九品ノミナランヤ、三輩三乘三賢十
地等ノ、一切ノ差別アルコトナシ、サラバソノ證
文ハトイハヾ、經ニハ但因二願餘方一故有二天人之
名一ト說キ、論ニハ大乘善根界等無二識緣名一トイ
ヒ、玄忠大師ハ、本則三々之品、今無二二二之殊一
ト註シ、導師ハ不覺轉入二眞如門一ト釋シタマヘリ、

斯ク大意ヲ得テ、今ノ御法語ノ文意ヲシルベシ、」
極樂ノ九品ハ、彌陀ノ本願ニアラズ、四十八願ノ
中ニモナシ、コレハ釋尊ノ巧言ナリ、」此意ハ極樂
ハ報土ナレバ、モトヨリ九品ノ差別ハアルベキヤ
ウナク、別シテ四十八ノ本願ノ中ニモ立タマハザ
レバ、此差別ナシ、其ナキ處ノ九品ヲ、アリト說
キタマヒタルハ、釋尊ノ巧言ナリト、此巧言トハ、
略語、具ニハ善巧ノ言辭トイフコトナリ、其善巧
ノ言辭トハ、則釋尊實義無悲品ノ淨土ニモ、機ニ
ツキテ自然ト品位ノ、差別スル譯ヲ、說キタマヒ
タルヲ、善巧ノ言辭ト、讚嘆シタマフノ義ナリ、
ソノユエハ、若此善巧ナク、報土ノ物體ノマヽ、
品位ノ差別ナシト說キタマハヾ、彌陀ノ報土ノ、餘
佛ノ報土ニ勝レテ、五乘齊入サセシメタマフ義モ
顯レズ、別シテ機分ニ失ヲ生ズルナリト、此義ヲ
則次ニノベテ」善人惡人一所ニ生ルヽト云ハヾ、
惡業ノモノドモ、慢心ヲヲコスベキガユヘニ、九
品ノ差別ヲアラセテ、善人ハ上品ニスヽミ、惡人
ハ下品ニクダルト說タマヘルナリ、イソギ參リテ

見ルベシ、」コレ釋尊九品ナシト說タマフトキハ、
人ナシテ懈怠ニサソフ失アルガ故ニ、九品ノ差降
ハ、機ノ進退ニアルコトヲ說テ、人ヲシテ進修セ
シメタマフヲ、善巧ナリト、讚ジタマフノ義ナ
リ、此善人ト云ニ、惡ヲナサヾルト、信ノ厚キト、
行ノ多キヲ含ミ、惡人ト云ハ、是ニ反シテ知ルベ
シ、サレバ九品ハ、機ニ就テ極樂ニ歷然トアルコ
ト、又彼土ニイタレバ、速ニ粟體ヲ滅シ、眞如ヲ
サトリ、十地ノ願行自然ニ彰ルヽコトナレバ、九
品ノ差降ハ、昨ノ夢、一味等味ノ境界トナラン、
強テ示スモ勝解作意、冷暖自知ハ彼ノ土ノ益、急
ギ參リテ見ルベシトナリ、然ルニ公等、御答ノ發
端ニ、極樂ノ九品ハ、彌陀ノ本願ニアラズ、四十
八願ノ中ニモナシト、仰セラレタル御詞ニヨリテ、
極樂ニハ、スベテ九品ハナキコトヽ、定盤星ヲス
ヘタル所ヨリ、メグラス思惟ナレバ、巧言トアル
モ、差別アツセテトアルモ、唯ナキコトヲアル如
ク、釋尊ノツクリ言シタマフヤウニ思フカラ、結
文マデガ、我カク九品ナシトイフモ、現ニ目ニ見

ヌコトナレバト、思フゾナラバ、ユケバシレル、イソギ參リテ見ルベシト、仰セラレタルヤウニ、思ハル丶故、コノ事バカリハ、一念義ノ報土ニ九品ナシトイフモ、理リナド丶、イツシカ邪穴ニオチ入ル過ナ引出ス故、汝ガ問ナ幸ト、長物語リモ、此目アテアル故ナリ、公等能ソノ意ナ得テ、邪見ニオチイルコトナカレ。

邪會書に云、扨又和尚は方便をてだてと訓すれば、方便といふに、何の恐慮する事あらんと云て、彌陀の善巧方便にならべ、方便に眞方便、假方便ある事を辨へ給はざるは、何ぞそれ杜撰なるや、こゝに假方便につけて、愚蒙の人に論し易き教諭あり、正門俳諧の附合に、能い子じやといふてわんばく嗜せと、これ假方便也、悪所作する子を、しよふ事なしに、褒て嗜せる親の方便なり、然るに其子悪所作を褒られて、扨はこれが能い事じやと思ふと、大なる間違也、眞實に善き所作をして、眞實親の心に叶ふてこそ、神譽も眞實也、我宗はその眞實をむねと教へ給ふ、宜哉淨土眞宗の宣旨を下し給へる事。

辨ジテ云、汝邪俗、日課ナ悪所作ワンパクト謗ル、然ルニ日課ハ善所作ノ最上ナルコト、前編ユリシテ、委曲上ニ辨セシガ如ク、日課ハ大師ノ内ノ實義ニシテ、十方ノ三寶ナ證ニタテタマフ、御隨自意ノ底ナレバ、日課念佛スルモノハ、モトモ大師ノ素意ニ叶フ、大師ノ素意ニ叶フモノ故ニ、敎主釋尊ノ御心ニモカナフ、故ニ若念佛者當知此人是人中芬陀梨花トホメラレ、善導大師ニハ、若念佛者是人中好人、人中妙好人、人中上々人、人中希有人、人中最勝人トホメラレ、サケテ思フモウレシキハ、無始ノ生死ノ離レギハ、臨終來迎ノ如來ニハ、善男子善女人、汝稱二佛名一故我來迎汝トホメ立ラレ、歡ビ勇ンデ大往生、カヽル果報ノ其モトハ、是則我大師ノ三寶ナ證ニタテテ、勸メタマヒシ日課念佛ナ、信受シ唱フル所ヨリ得ルコトナリ、古歌ニ云、親ノ氣ニイラントスレバタガフナリ、ソムカシトセヨアフモノゾカシト、嗚呼大師ナカツセバ、云云、見ツベシ我大師ノ正統、眞實

ノ日課念佛ノ善所作ナナシテ、眞實ノ稱譽ニアヅカルコトナ、又汝邪黨ハイカニ、眞實ニ善キ所作ノ日課ヘ、方便イツハリナリトソシリ、眞實ニ親ノ心ニ違フ故、假方便トヤランノ御ホメニサヘ、イツアヅカリシコトアリヤ、アヅカリハアヅカツテモ、天魔ナリ、外道ナリ、師子身中ノ虫ナリ、往生極樂ノアダ敵ナリト、眞實ノ御呵責ニノミアヅカルニアラズヤ、予ハ吟哦ノ道ニウトキ故、一首トイフモ嗚呼ガマシケレドモ、折角汝ガ正門ノ附合トヤラ、邪門ノマニ合トヤランイフナ、贈ル コトナレバ、其返シニ、ワルイ子トイフテワンバク叱テモ、アラタメヌカラ終ニ勘當、阿々。

邪會書に云、十には雜毒の善とは、虚假の善をいふ、煩惱具足の凡夫の、爲す善をば、すべて雜毒の善とれもへるは、誤りなりといふ條、和尚は何をか虚假と思ひ給ふぞ、凡夫の有樣は、貪瞋邪僞姦詐百端、悪性侵がたく、心は蛇蝎のごとく、三業を起すといへども、虚假不實也、故に我等凡夫の起す所の善根は、すべて雜毒の善なり。

辨ジテ云、衆生ノナス善ハ、皆雜毒ト立キツテ、善心ナ起スコトナ妨ケ、悪無過ノ邪坑ニ陷ラシムル邪謀ナルコト、委曲前編ニ辨ジタレバ、彼ナヒラキテシレルベシ。

邪會書に云、和尚も何ぞ此域を出給はん、貪瞋邪僞の御持料は、不可會辨を見れば、三尺の童も是を知る、自讃は貪欲、毀他は瞋恚、事に託して非を文るは、虚假不實、世を厭ひて、佛法に志ある人の、言行ならんや。

辨ジテ云、汝、予ナ貪瞋、邪僞ノ持料アリトイフ、予ハ現ニ是一毫未斷ノ凡夫僧、イカンゾ是ナ爭ハン、サレドモ是ナ證スルニ、不可會辨ナモテスルハ、肯ハザル所ナリ、其所以ハ不可會辨中一所トシテ、自讃毀他シ、事ニ託シテ非ナ文ルコト、アルコトナシ、コハ前編ニモイヘル、汝蝙蝠ノ倒見、黄疸病ノ僻見ナリ、故ニ汝ガ自讃ト見タルハ、我相承ノ正義ナ逃タルナリ、毀他ト見タルハ、汝ガ邪立ナ破斥セシナリ、事ニ託シテ非ナ文ルト見タ

ルハ、或ハ現量、或ハ譬喩、或ハ事實ヲ擧テ、破邪顯正セシナリ、此ハ是釋尊ノ遺勅ニシテ、佛弟子ノ職分、造次顚沛、暫時モ忘ルマジキ志操ナリ、然ルヲ汝、豈世ヲ厭ヒ、佛法ニ志アル人ノ、言行ナランヤト謗ル、是マタ例ノ誹謗正法ナリ、汝何ゾ口ヲシテ鼻ノゴトクナラシメ、拔舌ノ報ヲマヌガレザルヤ、因ニ示ス總シテ汝邪黨ハ、汝ニカギラズ、此破邪顯正ヲ、自讃毀他ト混亂シテ、己ガ非ヲ文ランストスルコト、相傳ノ義ト見ヘテ、皆此邪轍ヲフメリ、我今汝等ニ、十即十中ノ總括リヲ敎ユベシ、正義ヨリ邪義ノ事イフハ、イヅコニテモ破邪顯正、邪義ヨリ正宗ノ事イフハ、コトゴクク自讃毀他、誹謗正法ト思フベシ、カクサヘ大體ヲクヽレバ、アタラズトイフコトナシ、序ニ邪義ハトシテモカクシテモ、耻カクコトノナキヤウニハナラヂドモ、ソノ耻ノカロメヤウヲ示スベシ、先此自讃毀他ノ名目ノ、出處ハトイヘバ、梵網經ナリ、其經說ハトイヘバ、大乘菩薩ノ戒本ヲ說キタマヘルナリ、然ルニ汝ガ黨ハ、戒トイヘバ自力ナリト、毀呰ヲ尖ラシ、身ブルヒシテ、イヤニ思フガ、邪祖ガ所立、末徒ガ崇襲スル所ニアラズヤ、斯ク不依用ノ經說ヲ、證ニ用ルハ何事ゾヤ、且イカニ通辭ノ防具ニシタケレバトテ、重輕二篇五十八戒アル中ニ、唯一戒ヲ撰リトツテ、用ヒテ見タレバトテ、三尺ノ童モ、ウケガフベキモノナランヤ、能々胸ニ手ヲツキテ、考ヘ見ルベシ、サレバカヽル云傳ヘハ、サツパリトヤメニスルガ、是耻カクコトノカロメヤウナリ、又何ヨリモ一大事ノ心得アレバ、是モ汝等ニ示スベシ、總シテ汝邪徒ハ、惡法ヲ立テ、他ノ正法ナソシル故、ヤガテ破邪ニアヒテハ、大ニ瞋恚ヲ生ズルガ、常例ナレドモ、凡誤リテフモ多カメレド、コヲ立コユル誤リハナキナヤ、タトヘバ風ハ吹ナガラモ、波タツナト願ヘバトテ、コノネガヒカナフベキヤ、風吹ケバ波タツハ理ノ常ナリ、サレバ風ナキトキハ、波タヽザルモ亦理ノ常ナレバ、正義破邪ノ波ナシヅメントナラバ、邪義誹謗ノ風ナヤメヨ、此義ニ辨ヲ費サンヨリ、ヨヤ現證ノ事實アレバ示スベシ、

往昔唐土ノ惠淨法師（道宣ノ傳灯錄ニ云、惠淨俗姓ハ房氏、常山眞定ノ人、惠解天然、云云）アル時、道士蔡晃ト談論セラルヽニ、國子祭酒孔穎達トイフ人、道敎ヲ信ズル故ニ、淨師ヲ抑ヘントシテ云、佛家無諍ヲ第一トイフナルニ、何ゾカクノ如クシバ〳〵他ヲ難ズルコトヲナスヤト、淨師答テ云、釋尊曾テ外道ヲ破シタマフニ、外道答フルコトヲ得ザル故ニ、却テ佛ニ謂テ云、汝常ニ自ラ平等トイフヤト、佛彼ヲサトシテ云、我不平ナモテ、汝ガ不平ヲ破ス、汝若シ平ヲ得レバ、我レ卽チ平ナリトノタマヘリ、今モ亦シカリ、ワガ諍ナモテ、彼レガ諍ヲ破ル、彼レ無諍ヲ得レバ、我卽チ無諍ナリト答ヘラレケレバ、孔穎達カヘス詞ナクシテ、嘿シタリト、見ツベシ、釋尊ノ外道ヲ破シ、淨師ノ祭晃ヲ難ズル、豈是レ自讃毀他ナランヤ、此ハ是敬ヲモテ慢ヲヌキ、火ヲモテ火ヲ消スノ善巧、彼レヲシテ、邪ヲ捨テ正ニ歸セシメン爲ノ、慈愍方便ナルヲヤ、況ヤ予ガ從來ノ辨破アルハ、汝ガ徒、唯邪義ヲ立ルノミナヲズ、大師ヲシテ邪黨ニ引キ、永ク本願念佛往生ノ門ヲ閉、衆人ノ出離ヲ妨ゾトスルニ非ヤ、予イカンゾ宗祖ヲ邪黨ニヒカレ、衆生ノ邪網ニコメラレテ、出離ノ道ヲ失フヲ、見ツヽ知リツヽ、拱手アルベケンヤ、予豈辨破ヲ好ンカ、辨破セズンバアルベカラザル、義趣カクノ如シ、汝邪徒スベカラク邪黨誹謗ノ風ヤマザルウチハ、破邪顯正ノ涙タツコトノ、ヤムベカラザル理リヲ會得シ、且ツソノ破邪顯正ヲ、自讃毀他ニ混亂シテ、世人ヲ誑惑スルノ相傳ヲ斷ズベシ。

邪會書に云、しかるに和尚も心苦しきにや、己が心を二ツに分けて、往生の方にさへ、貪瞋邪僞を構へざれば、往生の數に入ると、御疏の御文を長々と引て、得たり顏して、曲解を成し給ふ、嗚呼此辨は、往生の方にはあらざるか、誰か此世ざまと、往生の方と、心が二ツあるものぞや、虛假不實は凡夫の持まへ、されども御疏の高判に、雜毒の善は、往生の因にならずと示

し給ふは、凡夫自力回向に對しての御釋なり、
自力回向の善根は煩惱と相應するが故に、雜毒
の善と名づく。

辨ジテ云、愚俗汝、此世ザマト、往生ノ方ト、心
ガフタツアルモノカトハ、コハ絕倒ニ堪ヘタル、
奇說ナイフコトカナ、サハ汝ハ物ニ體用ノ差別ア
ルコトヲモ、ワキマヘザルカ、夫レ心ハ體ナリ、善
惡ニ發ルハ用ナリ、故ニ一心ノウヘニ、此世ザマ
ノ事ニハ、虛假ノ惡心シバ〳〵發ルモ、往生ノ方
ニ虛假不實ナク、眞實ニ往生ヲ願フ善心アレバ、
往生ハ遂ゲラルヽゾトイフニ、何ノ失カアル、此
體用ノ分別サヘナキモノヽ、返破セントテ筆トリ
シハヽ、諺ニイフ、瞽者ヘビニ怖ズトイフノ、現證
ニコソ。

邪會書に云、如來の他力に歸入すれば、三毒の
煩惱はしば〳〵起れども、實の信心はかれにも
さへられず、稱禮念の三業は、名號體上の功德
なる故に、其體無漏なり、何ぞ雜毒の善と名づ
けんや。

辨ジテ云、邪俗汝、名號體上ノ功德ナル故ニ、其
體無漏ナリト云、體用ノ辨別サヘナキ汝、有漏無
漏等ノ義ヲシルベキヤウナシ、風ニ聞、汝有財ノ
者ナル故、何ンデモヨク買入ルヽト、サラバ此無
漏モ、マタ其類ヒナラン、呵々

邪會書に云、世間につけ佛法につけ、煩惱競ひ
發らば、唯慚愧して、かゝる機を本として、救
ひ給ふ、名願力をよろこぶべし、是を卽ち衆生
貪瞋煩惱中、能生清淨願往生心とも釋し給ふ。

辨ジテ云、邪俗汝、世間ニッケ乃至ヨロコブベシ
ト云、此カヽル機ヲ已下悅ベシマデハ、アナタヨ
リアナタヘタマフヽ常言スレバ、問ニモ能ハズ、
其次上ニアル慚愧シテトイフハ、自ラノ持マヘナ
リヤ、コモ又モラヒモノナリヤ、若シ持マヘトイ
ハヾ難アリ、汝上ニ於テ心ハヒトツ、惡心バカリ
トイフ、然ルニ慚愧ハ、七聖財ノ隨一ニシテ善心
ナリ、サハ汝ガ心ハ二ツアリヤ、サラバ前言後語
ニ應セズ、若シ又是モアナタカラト云ハヾ難アリ、
先一往汝ガ辨破ノ義ヲ云ハヾ、自力ノ執情ヌケヌ

故、唯他力ノ、上モナキ御宗旨ヲ、破斥スルハ、
イタマシト思フモ、善心ナレバアナタカラ、サテ其
ウヘヲイハセテ置テカマハネバ、他力ノ大道ガ塞
ル故、返破シヤウト思ヒタツモ、善心ナレバ
タカラ、シカシテソガ爲ニ、杭ニ向ヒ墨ヲ研リ、
筆ヲ潤シテ紙上ニ寫スモ、皆是善心ナレバアナタ
カラ、其アナタカラシタヽメサセ下サレシ、前ノ
邪會書ト、此タビノ强邪會ト、先ハシラネドモ是マ
デハ、唯邪會邪立、誑惑妄語ノミニシテ、一文一
句モドル所ナキハ、コハソモイカナル佛ゾヤ、佛
豈アヤマチアルモノナランヤ、過ナキニ返シテ知
レ、汝邪黨ノイフ所ハ、皆アヤマチ、立ル所ノ家
風ハ、悉ク誑惑妄語ノ邪立ナルコトナ、次ニ二河
ノ譬說ヲ引ケドモ、此願往生心ヲタヾマモノト云誤
リハ、上ノアナタカラノ破レタルニ準知セヨ。

邪會書に云、十一には和尚回向不回向の辨に、
縱令の二字を、不定の義と談じ給ふ條、いづれの
字書に、縱の字を不定の辭といへる註疏ありや、
縱は舍也雖也とも註して、捨置とも、いへども

ともいふ意なり、今選擇集の現文を、心得易さよ
ふに和訓して辨知すべし、そも雜行を修する者
は、回向を用る時往生の因を成す、もし回向を用
ひざれば、往生の因とならず、正助二行を修する
者は、別に回向を用ひずといへども、自然に往生
の業となる、何故なれば、南無といふは、卽是
歸命、又これ發願回向の義なればなりと、是に
ても會得し給はずんば、是非もなき次第なりさ
れどもこゝに又動かざる金言あり、回向不回向
の得失、不回向は得の方、回向は失の方なり、
和尚は不回向の得の方に隨ひ給はんか、回向の
失の方に隨ひ給はんか得失と斗いふて、疎に聞
過し給ふ事なかれ、往生の正因を得ると得ざる
と也、よく〳〵法門に意を止め給ふべし。

辨ジテ云、予曾テ世間ニイフヲキケバ、中野玄藏
ヘ、儒佛二道ヲ兼窮メテ、今俗間ニ肩ヲ並ブル人
ナシト、予オモヘラク、タトヒ玄藏、性得才氣ヲ
ソナヘタリトモ、獨學寡聞、豈ソレ佛道ノ玄理ヲ
窮ルナドイフ境ニ、入ルコトヲ得ルモノナラン

ヤ、況ヤ一向宗ニシテ、シカモ彼黨中ニ於テ、一信者ノ名ヲ負ヘリト、是佛理ヲ知ラザルノ證ナリ、サレドモ儒ハ現在ノ人道ヲ教ユルニ止マレバ、其一斑ヲウカヾヒ得タラントモシルベカラズ、又訓詁ノ學ノ如キハ、上根ニシテ臆持ツヨキトキハ、難カラヌ方モアンナレバ、文字ニ富ルモノ故ニ、物シラヌ俗士ノ、カク品操スルナラントオモヒシニ、今予ガ縱令ノ二字ヲ、不定ノ義ト云ヒシヲ、妄論スルヲ見レバ、文字サヘ知レルモノニハ非ズ、サラバ世人ノ評スル所ハ、彼ガ名聞ヲ好ムヨリ、店ニカケタル羊頭ヲ見テ、狗肉ヲツカミシモノドモノ、語リ傳ヘタルコトヽ見ユメリ、今ソノ無學文盲ノ僻論ヲ辨セバ、縱令、縱使、假令、假使等ハ、假設不定ノ義ナルコト、經論釋ニ散在スレドモ、煩ハシク引證スルニ及バズ、今汝ガ舍也雖也ト云字註ヲ引クガ、卽假設不定ノ義ナリ、集韻ニ雖字ヲ註シテ、不定也、況辭也ト云ニアラズヤ、汝モシ縱字ニ雖ノ字義アルコトヲ知ラズト云ヘバ、許ス方モアリナン、既ニ其字註ヲ擧ナガラ、更ニソノ字義ヲシラズ、古人ノ面牆漢トハヅカシメシハ、汝ユリハ餘程立アガリタル人ニテ、生盲漢トイヘルガ、汝ニ相當スト云ベシ、カヽル愚昧ノ身ナガラニ、世出世二道ノ學者ノ名ヲトルハ、名聞增ノ性質故、羊頭ナカケテ狗肉ヲ賣トイハンニ、違フコトアルベケンヤ、心アル人ハヨナ、世ノ中ノ人ニハ葛ノ松バラト、イハルヽ身コソウレシカリケリト、韜ム光リノアラハレヌヲナ、ヨロコビタマヘルサヘアルニ、嗚呼汝ハヨカラヌ方ニ、強ヲ心ヲ用ユルト見ユルハ、アサマシキコトニ非ズヤ、シカシヲ又次ニイタリ、今選擇集ノ現文ヲ心得ヤスキヤウニ、和訓シテ辨知スベシト、イト仰山ナル詞ヅカヒシテ、正助二行ヲ修スル者ハ、別ニ回向ヲ用ヒズトイヘドモ、自然ニ往生ノ業トナル等トイフ中ニ、イヘドモト云ヲ假名文字ノ傍ニ、白圈ヲ施シタルハ、何テフコトゾヤ、縱令ノ字ヲ論ズルニ、コハカクイフコトゾト、字義ヲバイハデ、圈點ヲツケタルガ、縱令ノ義ト云シルシニヤ、サテハ俗ニイフホウハ、ツラニテ、雖ハ不

定ノ辭ナレバ、含元殿裏ニアリナガラ、コヽ長安ニアラズト云ニ同ジ、呵々、イヅレモアレド、ワケテ此下ハ、醉人ノ語ノ如クナレバ、アゲツラフニモオヨバズ、猶回向不回向ノ義ハ、委細前編ニ辨ジタレバ、カレヲ披キテ知ルベシ。

邪會書に云、十二には和尚往生の業成をたもひ定るに、勝解作意、眞實作意の名目を立て、往生に疑危を許し給へども、已に善導大師は、無疑無慮、乘二彼願力一、定得二往生一と釋し給ひ、阿彌陀經に、六方の諸佛の證誠を始として、若干の聖經、皆行者の決心を勸め給ふ事昭々たり、和尚のたまく引給ふ、元祖大師の蓮臺に手のとゞく迄等の御言は、一大事の往生を、大ように心得たる、泛爾の行者へ對しての御敎化なり、往生既に三度に及ぶとも宣ふ元祖大師、何ぞ蓮臺に御手の屆迄、御安心なき事あらんや、たもふて知べし、元祖大師（御傳文）宣く、往生は一定とたもへば一定也、不定とたもへば不定也と宣ふに、和尚は他敎性相の定判迄を引出して、一大事の往生を不定に仕立んより、何ぞ元祖の御敎示に隨ひて、一定のたもひに住し給はざる、又元祖大師（御傳文）宣く、せこに込たる鹿も、友に目を懸ずして、人影にかへらず、向ひたる方へたもひきりて、眞平に逃れば、幾重人あれども、逸らるヽなり、其定に他力をふかく信じて、萬事をしらず、往生を遂んとたもふべきなりと、又同じく御傳に、禪勝房或人へ、往生はいか程にたもひ定られて侍ると問ければ左の拳を右の拳にて打んには、打はづすまじき程に、たゞ〳〵候と申けるに、あなあぶなやと申されければ、扨はそれに過ぎて、何とか思ひ定められ侍らんと申ければ、生ある者の死に歸せん程に、一定とたもふ也と申されけるとなん、是にて知べし、左の拳を右の拳にて打んに、打はづすまじき事なれども、併不定の躰也、或は卒倒の急症もあり、又手足彎弓などの病も、發るべきも知れ難き身なれば、我手にて我手をうつさへもあぶなやといふ、かゝる必定往生の大益

を、いかなれば和尚は偏に聖經によつて、決定して一念も危ぶむ心を起されとのみ敎ゆるときは、失を生ずと、自己の妄分別をめぐらし、一大事の往生を疑ひ危み給ふぞや、實に傷ましき限りなり。

辨ジテ云、邪俗汝、勝解作意、眞實作意ノ名目ヲ立テヽ、往生ニ疑危ヲ立シムルト云コト、是イカナル倒見ゾヤ、總ヲテノ佛法、性相ノ定判ヲ離レテ判ズルトキハ、皆邪法ナリ、法ノ邪正ヲ明白ニ判ズル爲ノ、性相ヲ忌ミ嫌フ、是則汝ガ黨ノイフ所、邪義邪法ナル證據ナリ、今我佛法ノ邪正ヲ判ズル、明鏡タル、性相ノ勝解作意眞實作意ノ規矩ヲモテ、汝ガ邪立ヲアラハサバ、先萬機一念業成、眞實作意ノ證ニ、導師ノ無疑無慮ノ釋ヲ引ハ誤リ、是ハ本願念佛往生ノ法門ヲ、自ラ經釋ヲ拜見シテモ、或ハ知識ヨリ聽得テモ、ナルホドト、其動キナキ往生ノ義趣ヲ、信ジテ立ル決定心ナレバ、コレ勝解作意ナリ、次ニ阿彌陀經ノ證誠モ、汝現ニ拜シタルコトハアルマジ、拜セネバ眞實作意ニアラズ、コレモ同ク自見ニテモ、知識ヨリ聞得テモ、勝解作意ニテ立ル決定心ナリ、次ニ引元祖大師ノ蓮臺ニ手ノトヾクマデハノ御法語ハ、委シク前編ニ辨ジタルガ如シ、又次ニ引大師ノ一定トオモヘバ等ノ御法語、是モ平生勝解作意ニテ立ル、決定心ヲ勸メタマヘルノ御示シ、次ニ又引大師ノセコニコメラレタル、鹿等ノ御法語、是モ勝解作意ノ、決定心ヲ、スヽメタマヘル御示シ、次ニ引禪勝房ノ立信ノヤウヲ、ノベラレタル文モ、勝解作意ニテ、決定心ヲ立ラレタルコト、汝カク數々ノ引證セル中ニ、イヅレカ萬機一念往生、眞實作意ノ證ナリヤ、皆悉ク勝解作意ニテ立ル、決定心ノ分際ナリ、誰ノ人カ平生不定ノ心ヲ發シテ、本願ニハヅレ、往生遂損ゼヨト、勸ムル者アランヤ、經說祖釋、豈虛妄ナランヤ、ワケテ彌陀超世ノ悲願、下機ヲ目當ノコトナレバ、イカナル惡人モ、申セバ必往生トイフ義趣ヲ、見モ得、聞モ得、此ユルギナキ決定心ヲ、生レシ人ノ死ル如クニタテタルモ、凡夫ハ所具ノ十煩惱、疑心ハ生レ付ノ目鼻モ

同前、是非此度ノ道心ヨリ、アヽ往生スレバヨイガナト、思フ心ノ一念ヅヽノ、緣ニフレテハ、モレ出ルモノナリ、サルニ此念ヲ強テ誠レバ、却テ往生ノ機ヲ損ズル故ニ、大師コトサラニ、蓮臺ニ乘ルマデノ御示シアリシコト、前編ニノベタレバ、今煩シクイハズ、斯ノ如ク性相ノ明鏡、眞實作意、勝解作意ノ規矩ヲモテ、アテガフ時ハ、邪義ノ邪義タル、正義ノ正義タル、一點ノ疑ヒアルコトナシ、邪俗汝、イカンガ口ヲヒラカントスルヤ、サテ又汝大師ノ蓮臺ニ乘ルマデノ御法語ハ、一大事ノ往生ヲ大ヤウニ心得タル、泛爾ノ行者ヘ對シテノ御示シナリトイフ、汝此所對ノ人ハ、誰トカシル、竹谷ノ乘願上人ヘ對シテノ御示シナリ、此上人ハ、モト眞言ノ學匠ナリシガ、宿因熟シテ、大師ニシタガヒ、法義ヲウケ、名利ヲイトヒ、隱遁ヲ好マレシ、智行兼備ノ道心者ナリシ故、既ニ天魔競ヒテ、障碍ヲナサントセシコトアリ、依テ彼傳文ニ是ヲ讀ジテ、マコトシク生死ヲイデヌベキ人ナバ、魔界キソヒテ、障碍ノ方便ヲナスコト、オソルベキニゾ侍ルトアリ、カヽル高德ノ御宿ヲ、愚俗ノ汝、唯一口ニ、一大事ノ往生ヲ大ヤウニ心得タル、泛爾ノ行者トイフベキコトカ、嗚呼拔舌ノ報遠カラズ、アハレムベシ、信男云、彼徒高德ノ乘願上人ヲサヘ、泛爾ノ行者ト貶シムル邪見モ、ソノ本ハ一念歸命ノ信心ヲ、如來ヨリ御サヅケニアヅカリタル者ハ、大慶喜ノ心相續スル故、一念ノ覺束ナキ氣モナキトイフ故ナルベシ、然ルヲ師從來コレ虛妄ナルノ義ヲ辨斥シタマヘドモ、一向ニ翻ヘル色モナクレバ、シラズ彼等ハ大慶喜ノ心トイフモノ、相續スルニモヤ侍ラン、但シ決定シテ、ソノ相續セズトイフノ證アラバ、示シタマヘ、答如來ヨリ此心ヲ授ケタマハズトイフ證ハ、顯文ノ三心ハ、行者所具ノ心ニテ、佛心ニハアヅカラザレバ、彼ガ御同向ト云ハ誣惑ナリ、既ニ御同向ナキニ、云何ゾ此心相續セン、相續セザルヲ、相續ストイフハ、妄語ナリ、既ニ無道心ニテ、大妄語ヲ吐ク邪人ニ、正義ノ道理文證ヲ出スモ無益ナレバ、穢レヲ洗フニ、ケガレ水ヲ用ルノ義ヲモテ、

彼ガ黨中ニテ、此心相續セズトイヒシ證ヲ出シテ示スベシ、既ニ前ニモ出セル、歎異抄ノ中ニ云、念佛マウシ候ヘドモ、踊躍歡喜ノ心疎カニ候コト、マタ急ギ淨土ヘ參リタキ心ノ候ハヌハ、イカニト候ベキコトニテ候ヤラント、申入テ候ヒシカバ、親鸞モ此不審アリツルニ、唯圓房モ同ジ心ニテアリケリ、ヨク〳〵按ジ見レバ、天ニオドリ地ニオドル程ニ、喜ブベキコトナ、ヨロコバヌニテ、イヨ〳〵往生ハ一定ト思ヒタマフベシ、喜ブ心ヲ押ヘテ、ヨロコバセザルハ、煩惱ノ所爲ナリ、シカルニ佛兼テシロシメシテ、煩惱具足ノ凡夫ト仰セラレタルコトナレバ、他力ノ悲願ハ、カクノ如クノ我等ガ爲ナリトシラレテ、イヨ〳〵タノモシクオボユルナリト、此文ヲ見テ知ルベシ、師匠ノ親鸞モ、大慶喜心相續セズ、弟子ノ唯圓モ相續セズト云ニアラズヤ、是如來ヨリ御同向ニアラザル證ナルコト、アキラケシ、邪禿惑辨ナモテ、ヨロコブベキコトヲ、ヨロコバヌニテ、イヨ〳〵往生ハ一定ナリトオモヘ等ト、常ニイフ大慶喜心ノ、

アタヒヲ引サゲテ、唯圓ナバタブンカシタレドモ、少シニテモ佛法ノ理ヲシレルモノハ、背フコトニハアラズ、ユヘイカントナレバ、夫レ煩惱ハ凡夫ノ迷情ヨリ發レバ、實體ナキ虛妄ノ法ナリ、又佛心ハ、斷無明證中道ノ覺體ナレバ、眞實ニシテ不虛ナリ、サレバ虛妄ノ煩惱ト、眞實ノ佛心ト對待セバ、眞實ノ佛心、虛妄ノ煩惱ヲ滅センコト、何ノ疑カアラン、然ルニ親鸞ヨロコブベキ心ヲ押ヘテ、ヨロコバセザルハ、煩惱ノ所爲ナレバトイフ、サラバ是眞實不虛ノ佛心、迷情妄法ノ煩惱ニ、アランヒ負ルナリ、豈カハル滅法界ナル佛法アンヤ、コノ義ヲモテ邪祖ガ邪立ノ、佛所共ノ心ヲ、衆生ヘ御同向ト云ハ、邪ノ又邪ニシテ、衆生ノ惠命ヲ斷絕スルノ、大邪構ナルコトヲ知ルベシ、因ニ示ス、彼ガ二河白道ノ御釋ノ白道ヲ。如來御同向ノ淸淨心ナリト云モ、今ト同日ノ論ニテ、妄法ノ貪瞋二河ハ、其涯底モナク、如來眞實ノ白道ハ、僅四五寸ノ狹道ナリト云義アランヤ、若如來同向ノ心ナラバ、サシモ涯底ナカリシ貪瞋ノ浪炎忽チ

滅シテ、廣大無邊ノ一大慶喜ノ、白道トナルト云ハザレバ合セヌナリ、嗚呼悲哉、導師微妙ノ譬說、凡夫往生ノ故實ヲシテ、無理無體ニ、邪會僻解シテ、人ヲシテ瞋火天ヲ焦ス、八熱地獄ニ誘ヒ、貪水氷リテ底ニ徹ル、八寒地獄ニ陷ラシムルコトヲナス、嗚呼苦哉、信男云、從來ノ明辨ヲ聞得テ、佛同向慶喜大信ノ邪立ナルコト、實ニ掌ヲ見ル如クナリヌ、猶コレニ依テ思フニ、大師乘願上人ヘ對シテノ御示シハ、却テ疑心ヲヌキ、決定心ヲ立ルコトナルハ、心得ガタキコトニハ侍ラヌニ、彼徒ニ於テハ、絕テシル人ナキコトニヤ、答安心ニ於テハ、彼黨中ニアリテハ、一人トシテ、兩祖ノ正意ヲ得ベキコト、アルベキヤウナケレドモ、學文ニ意ヲ用ヒ、性相ノ定判ナドモ心得タルハ、サノミ滅法界ナルコトハ、心恥カシクテ云ハルヽモノニ非レバ、此大師ノ御示シモ、心得タル人ナキニモアラズ、往シ寶曆年間ニ、溯東ノ了雲トイヘルガ書シ、淨土一念業成訣トイヘルモノニ云、吉水大師ノアヽ此タビノ往生ヲ、シオフセバヤトノ

タマフ如キ、是凡夫妄情ノ止マザルコトヲ、淨願房ニ喩示シ、兼テ末世ノ疑ヲ開キテ、往生ニ障リナキコトヲ、開決シタマフナリ、故ニ他家ノ先哲モ、此レヲ本願ヲ恐慮スル分齊ニテ、疑ニハアヅズトイヘリ、ナル程後世ヲ大切ニ思ヒ、往生ヲ大事ト思フ志、深厚ナル人ニアラズハ、イカデコレ程ニ心ニカヽランヤ、恐慮ストイフモ亦宜ナリ、然ルニ當世眞宗ノ行人、多分ノ風俗ヲ見聞スルニ、一念信決ヲ得テ後、毫モ疑情ナシト冷ジクイヘル人、退テ其私ヲ見聞スレバ、放逸懶惰不法邪見、枚擧シガタシ、却テ他ノ仰信精修ノ人ヲ窺視テ、自力起行、鎭西安心ナリト罵辱ス、我一宗ノ弊此ニイタルコト、有信ノ人悲シマザランヤ、是涅槃經ニ所レ云不レ疑是疑也トノタマフ類歟、已上見ツベシ、大師ノ御法語ノ正意ナノベ、末後ニ至テ嘆息シタルモ、今ノ中野等ガ肺肝ヲ吐露シタルガ如シ、サレドモ公等此一段、彼黨中ニアリテハ、一奇事ナリト云テ、彼書ヲ見ントスルコトナカレ、既ニ一念業成訣ト標題スルニテ知ルベシ、云何ソ

安心ノ坂ル所アラン、博ク書ヲ見ルニハ、一隻眼ナヒラクモノニアラザレバ、害ヲナスコト多シ、是則諺ニ藥ノマザルハ、中醫ニアタルト云ガ如シ、公等ニ於テハ、念佛往生ノ助業ニツトムル世事多シ、モシ閑ヲ得ル時ハ、一枚起請文ナクリカヘシ拜見シテ、心行ヲ策勵スベシ。

邪會書に云、殊に又法門の邪正を正す事、釋尊の金口、祖釋の明文によらずして、何ぞ自己の杓子を定規とせんや、善導大師は佛敎に隨順し、佛意に隨順し、佛願に隨順すと示し給ふ、惣感禪師の群疑論には、無レ問二道俗一所レ修業行、若不レ依二聖敎一而修學者並非二佛弟子一、魔眷屬矣と示したまふ、恐るべし、自己の安解をなして、愚俗を陷阱に落し入らしむる事を、前條演る所、悉く祖釋の明文に隨ふ、和尙のために我宗祖の印文をば、一言もひかず、經釋に背くときは、二尊の御あわれみにはづれ、大師の御引導に背き、本願にもれ候べし、よく〳〵思惟して、此度の往生を過ち給ふ事なかれ。

辨ジテ云、邪俗汝、法門ノ邪正ヲ正スコト、釋尊ノ金口、祖釋ノ明文ニヨラズシテ、何ゾ自己ノ杓子ヲ定規トセンヤトテ、次ニ導師ノ御釋ト、感師ノ釋文ヲ引ケリ、汝カヽル向天ノ唾、自面ヲケガスワザスルハ、狂氣セリヤ、我今彼二文ニ、汝ガ邪立ヲ配當シテ、ゲニワロワザセシコトヲト、思ヒシラセン、先導師ノ御釋ニ違背ストハ、汝邪黨ハ通規ノ戒法ナバ、時機不應名聞ノワザナリトテ、肉食妻帶ナシ、又別規ノ本願念佛ナバ、自力執情ナリトソシリテ、一念歸命ノ邪法ヲ立ツ、是釋尊ノ佛敎ニ隨順セザルナリ、六方恒沙ノ諸佛ハ、一日七日、執持名號、決定往生ノ證舌ヲ吐ダマフニ、コハ他力中ノ自力ナレバ、報土往生ナラトシ邪解ス、是恒沙ノ佛意ニ隨順セザルナリ、阿彌陀如來ノ本願ハ、稱名念佛ノ行ナルニ、十八願ハ往想囘向、佛三信ノ願ナリト邪解ス、是彌陀如來ノ佛願ニ隨順セザルナリ、先是ニテ導師ノ御釋ヲ引ハ、向天ノ唾ナルコトハアラハレ畢ル、次ニ感師ノ釋文ニ違背スルトハ、汝ガ所立ハ、感師ノ

導師ニ隨テ、三經一轍ト立タマフニ背キ、三經異轍ノ邪解ナシ、シカシテヨリソヒモセヌ、三定聚ノ邪配ナシ、猶ソノ上ニ、遁辭ヲタクミ、隱密顯彰ノ邪構ナシ、又感師ノ導師ノ勸誘ニヨリテ、三年ノ別行ニ三昧發得シタマヘルチモ、自力ト貶シテ、報土往生ヲ許サズ、カヽル邪惡ノ立方ニ、感師ノ釋ヲ擧揚スルハ、是マタ向天ノ唾ニアラズシテ何ゾヤ、カク聖敎ニ依ラズシテ、邪立邪構ノ一家ナレバ、上ハ邪祖親鸞ヨリ、下ハ邪徒ノ汝ニイタルマデ、皆魔眷屬ナルコト、鏡ニカケテ了々タリ、サレバ愚俗ナシテ、陷阱ニ落入ラシムルハ、親鸞、太閤生、落シ入レラレタルハ、汝愚俗中野玄藏ガ徒類ナリ、可憐生、

正邪强會辨卷三終

正邪強會辨卷四

僕等謹デ師ニ白シテ言ク、從來暗辨ノ大科二段、子科十四段、一句一字トシテ摧破ニモレタルナシ、既ニ前編ノ正邪明辨アリシモ、中野ガ邪會書ノ媒介ニヨリテ、聞ガタキ明辨ヲ聞ニシ故、更ニ一本ヲ調シテ返儀トセシトキ、猶コリズマニ邪會ヲナサバ、マタ隨フテ師ニ訂サン、サラバ猪金山ヲ摺リ、風求羅ヲ增スガゴトケントイヒシモ、實ハ不可會ノ明辨ニ、カヘス詞ノ筆ハ、得トラジトコソ思ヒシニ、カレ恥テフコトシラザル鐵面漢ニシテ、此再邪會ヲナセシ故、コハゲニ世人ノ、捨邪歸正ノ時運ニ向ヒシユトテ、師ノ道業ヲ妨ルノ恐レヲ、忘ルヽニハアラザンメレド、乞ヒガタキヲ強テコヒシニ、聽シガタキヲ強テユルシ、シカシテマタ、通塗立破ノ轍ヲ轉ジ、初心ノ爲ノ因論生論、自ラモナシ、乞フニモシタガヒ、ツバラニ敎示シ、破邪ニ邪坑ノ石蓋ヲオホヒ、顯正ニ正路ノ標石ヲ立タマヒニシカバ、豈タヾ僕等ガ慶幸ノミナランヤ、轉々ノ利益カギリナシラジ、モハヤ兩書ノ明辨ニ、正邪ノワイダメアラハナレバ、暗辨次ノ一段ニ、誣妄ノ巷說ヲ明辨スト、標セシ言ハ、モノ〳〵シカンメレド、文中ニイダリテハ淺近訛謬、師ニ糺スベキホドノ事アラネバ、コハ僕等ガオモフマニ〳〵辨セン、師ハヤスラニ念佛シタマフベシト、三禮十念拜受シテ、有吉ガ別業ニシゾキヌ、シカシテ蓮友ドチ語ラヒアフテイハク、今ハヽヤ、ワヅカニ殘ル一段ナレバ、一人ニテモ辨ズベケレド、四人ガ共ニ顧ヒテシ、破邪顯正ノ餘殘ナレバ、拔濟ノ緣ヲ結ブタメ、銘々ニ辨ズベシ、サレドモ一所ヲ、思ヒ〳〵ニ辨ジテハ、喧シクナルベケレバ、探題ノ氣ドリニテ、子段ヲ各々圖ドリニシ、次第ヲタヾテ、辨セントサダメ、サテマタ各自モ是マデトハ違フ、ムカシノ問者、今ノ辨主、ドフジヤトイフモツカンドニ、平ベンノヒラゼメナレバ、其心得デト云合セ、一圖取タガ子細ラシク、コハヅクロヒ、サア辨ヲヨマレマシヤウ。

邪會書に云、第三に誣妄の巷説を明辨するに、まづ第一予へ本山より、餘間格を賜るといふ事、いかなる妄説ぞや。

辨ジテ云、玄州、其許ニ餘間格ヲ賜ハルトハ、誰ガイヒシゾ、其許ノ黨類ヨリイヒタルコト、前辨ニ明ラカナリ、餘間格ヤラ五間格ヤラ、吾曹ガ知ラフ道理ナシ、ソヲモテ貴道具トハ、キツイ暗辨、シカシテ其許金出シテ買フタ、銅臭餘間カモシラレヌ、ソノ所以ハ、コレマデノ僕、只今ノ予、往年伊勢參宮セシ序、洞ノ津ノ旅宿ニテ、晝ノツカレヲ風呂アガリ、買フタ按摩トハナス内、何宗ジヤト問フタレバ、高田門徒トイフニツケ、本願寺ノ方ニテハ、高田ヲ末寺ノヤフニ云トキケリ、サルコトニヤト尋シニ、今マデ柔和ニ見ヘシ按摩、滿面ニ怒氣ヲ發シ、サスルヲ止メテ居長高ニナリ、抑開山聖人ノ正統ヲ繼ギ、今ニ親鸞位絶ルコトナキ、總本山ト定ル御寺ヲ、守墓寺ノ分トシテ、方外ノコトイフコトヲ、ナリアガリノ證據、無祿同前、高田本山ノ糊米ホドモ、モタヌ物カヲ、末寺ノ格式、本堂ノカザリツケサヘ金デ定メ、猶在家ヘハ、木像ノ本尊ヲ制シテ、畫像トキハメ、是モ外デ調ヘテハ、町繪ト貶シテ拜マセズ、勿論開眼法ハシラヌ故、裏判サシテ高貲、御繪傳モマタソノ格、四幅デ三百錢目位デ調フヲ、七八貫目モ引タクリ、蓮如ノカヽレヌ文章トカイフモ、通塗ハ二十一通、八十一通、全分ナトイヘバ、目ノヌケルホド、トラネバヤラズ、猶マタ心カラトハイヒナガラ、東待詔（髮結ノ鄕語）西歐家（ヒッカヘ）ト謳歌セラレ、カヽル卑劣ナ所作サシテ、濱身スギスル位デ、高田總本山ヲ、末寺ナドヽハ、ドコラヲ押セバ、其ヤウナ音ガ出ルシラヌト、眞赤ナツテノ長物語リニ、夜モヤウ〳〵ニフケヌレバ、モウ休マレヨト、イトマゴヒ、ヒヨンナ事問シ故、モンダ方ハ達者デモ、モマヌ片足ガカイダルクテ、翌日ハ通シ駕ノ損シタモ、ハヤ一トムカシ、コノ按摩ノハナシカラ考合スレバ、玄州其許ガヤハリ餘間格ジヤモシラレヌ、阿々、次ハドウジヤ、ソレ輪流（カハリブン）

邪會書に云、次に予を邪徒の魁首と罵る事、六十餘州に充滿する淨土眞宗の繁榮、豈在俗の予をもつて、魁首とせんや、誣妄の瞽論是をもつて知るべし。

辨ジテ云、玄州、其許ハアマリウヌボレ、六十餘州ノ魁首ジヤト、云ハレタフハアロケレドモ、誰ガイフテヤリ人ガアルモノ、サラバ其許ニ鳥渡問ハフ、竿魁ト云ハ、六十餘州ノ竿ノカシラト云コトカ、コレヤコレ、一本ノ竿ノカシラトイフコトデアラフガノ、又五人カ三人ノ草賊ノカシラデモ、魁首ハカシラ、今其許ヲ魁首ト云ハ、其邊ノ邪義ガシラト云コト、サレバ此魁首ノ言ハ、草賊魁首ト云フニ準知スベシ、サテ又餘宗ニ云ニナラフテ、六十餘州ト云ハルレドモ、通漫デ濫ガアル、今少シ委ク、島津侯ノ御領國、薩隅日三州ヲ除クト、アリタキコアラズヤ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、三田尻光明寺主の轉說を怒て、予が書にむかひて雌破をなし、其餘波宗祖に及ぶ、これまた誣妄の罪なり。

辨ジテ云、玄州其許ハ、老師ノ破文ヲ、轉々怒リオウツスノ義ト見テ、誣妄トイヘルカ、此事其許ノ、意ヲ得ヤスカラン爲ニ、一ツノ譬ヲマフケテ論スベシ、爰ニ三人ノ盜賊アリ、一人ハ坊主アヽマ、コレハモトモト下手盜人、其上ガ俗盜人、魁首ハ則非僧非俗ノ一禿頭、此禿頭ハ多ノ手下ヲモヽル大盜人ナリ、然ルニ彼一番下手ノ坊主アヽマノガ、俗盜人ノ書タル謀書ヲモテ、タバカリゴト云チラスヲ、盜賊穿鑿ノ御役人ガ目ヲツケ、彼謀書ヲ取テ御覽アルニ、此謀書ニ依テ、大盜人ノ魁首タル、禿頭ガ事ノシレン故、手下盜人ニハ目ヲカケズ、彼魁首ヲ鉤撫シテ、死刑ニ行ハレシト云フコトアラバ、玄州其許ニハ此御役人ヲ、鈍ナトスルカ、發明ナトスルカ、ヨモヤ怒リヲウツスノ誣妄トハアラソヘマジ、此意ニ通セバ彼理ニ通セン、須ク思量スベシ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、且法門の研究はさもあらばあれ、解脫の道服を着する人、法門に無頼の放言を吐く事、評するに辭をしらず、書寫山の性空上人

は、六根淨を得給へる人にして、馬の口引を非修非學の男といつて、かさりなき放言しつゝて、自ら漸て逃去り給へりとかや、法華の常不輕菩薩は、釋尊の因位にして、常に人を輕んせす、汝等作佛の緣を結び給ふときく、現に法門の教示を求る者を、ばかもの大ぬす人と罵り、此辨を見ても、またも懲りずばなどゝは、いかなる無道心の人師やらん、有べき事にはあらねど、予が此書の中に、和尚の語に倣ふ辭一二を演て　和尚の心に慊や否を試む。

辨ジテ云、玄州其許ハ、老師ノ破辨ニ、白痴漢、誣惑賊等ト、呵責シタマヒシヲ、無類ノ放言ナリナド、遁辭セラルレドモ、我宗祖大師ノ、一念義ヲ呵シタマヘル、御辭ニテラセバ、老師ノ呵言ハ至テ緩ナリ、其許何ゾソヽセメノユルキヲ、ヨロコバズシテ、却テ無類ノ放言ナドイフハ、イカニゾヤ、シカシテ此呵言ヲ拒マン爲ニ、性空上人ノ事實ヲ引ケリ、コハマタナデフ杜撰ゾヤ、先彼性空ヲ、書寫ノ上人トイフコト、イヅレノ書ニアリヤ、徒然草ニハ高野ノ人トイヘリ、況ヤ六根淨ヲ得タル人、瞋恚ヲ生ジ、放言ナシ、シカシテ是ヲ慚悔アリトハ、コハイカナル寢言ゾヤ、先ゾソレハソレニシテ、此性空ハ誰ニモセヨ、彼牽鬪ハ、道眠リデモセシ故ニ、思ハズ引カケタルモノナラン、サラバ非修非學ト、セメデモアリナン、カクワル氣モ〻キ馬士ヲ、邪義ヲタテヽ、邪辨ヲナシ、人ノ出離ヲ妨グル、邪徒ノ同役ニハセラレマイ、ケリヤウ其許ガ、柔和忍辱ノ、牡丹餅ノヤウナル老師ニアフタ故、小可ノ事デスメ、時ニ遠友先日老師ノ講釋ニ、罪造ルニ、思ハズ造ルト、思ヒタクンデ造ルトニ、乘物ノヤウナ名目ノアツタハ、オボヘズカ、ソハ故思不故思ノコトナラン、オウソレ〳〵、其不故思ノ罪ノ馬士サヘ、呵責セラレシ、石ニ上ミ下モキセタヨリ、カタタロシキ、性空上人ニデモ出逢フタラ、故思誣惑ノ其許ナドハ、ドンナ手ヒドイ目ニヤアヒナン、危哉、又次ニ不輕菩薩ヲ引證セリ、是ハイヨ〳〵滅法界、人ハオロカ犬猫マデモ拜シ、杖木瓦礫ノ

難ニ逢フテ、却テヨロコビタマヒシハ、菩薩ノ因行ナレバナリ、コヽモテ破邪顯正ヲ押ヘントスルハ、古今無双ノ暗證ニアラズヤ、タトヘバ冬ノ寒キヲモテ、夏ノアツキヲ怒リ、秋ノ果ヲモテ、春ノ花サクヲ罵ルガ如シ、若シ其許強テ老師ノ難破ニ、其證ヲ求メントナラバ、予ソノ眞證ヲ示サン、謂ク、釋尊ノ外道對破コレナリ、既ニ老師ガ前ニ於テ、惠淨師ノ事實ヲ擧テ、縷々論示シタマヘル下ヲ熟讀スベシ、又次ニ現ニ法門ノ教示ヲ求ル者ヲ等トイフ、是マタナデフ誣惑ゾヤ、既ニ其許、己ガ祖海ノ邪安心ヲ、得タリ顏シテナジリシ故、故老尊師ノ、此者度スベキ者ニアラズト捨タマヒシモ、老師ノ不可會辨アリシ譯モ、前編ニ明ヲカナレバ、煩シク辨ヲナサズ、又次ニ予ガ此書ノ中ニ、和尚ノ語ニ倣フ辭、一二ヲ演テ、和尚ノ心ニ慊キヤ否ヲ試ムト、今此文意ヨリ見レバ、玄州其許ハ、正邪不可會ノ破斥ヲ蒙リ、ヨク〳〵苦シカリシト見ユルノヽ故ニ小兒ガ、喧嘩ノ仕カヘシスル氣ニナリ、リキンデ返破ノ惡口雜言、コヽヘマスカトイハルレドモ、老師ハ暗辨ユムヲ聞キ、唯莞爾々々ト笑フテバカリ、サレドモ又所ユヨリテハ、宿業深重不便ノコヨト、落涙ニ及ビタマヘルヿモタビ〳〵、シカシテ僕等ニ告タマヘルハ、予現ニ公等ニハ順緣ヲ結ビ、又中野ニハ逆緣ナムスブ、予ト公等ト、順次往生ヲ遂テノ上、此逆緣ヲ便リトシ、神通力ヨリ善巧ヲ施シ、小ガシ地獄ノ苦ミヲバ受ケサセマジ、又大乘ノ經理ニユレバ、一切男子ハコレ我父、一切女人ハコレ我母ト、此義ヲモテ照ストキハ、今現ニ邪坑ニ墮シ、モトモ誹謗ノ兩片皮ナナラン、少モ省ルコトナキ中野ハ、則コレ我等ガ過去ノ父ニアラズヤ、必レモ此理ヲ忘レテ、彼ヲ思ヒスツベカラズ、現今動行ノ囘向ニモ、彼ガ捨邪歸正、滅罪生善ヲ願ルベシトコソ示シタマヘレ、然レバ前後二編ノ呵責ノ言ハ、皆是摧邪歸正ノ、其許ヘノタマモノ、サルヲ邪執我慢ノ心ヨリ、唯勝負ノ見ニ住シ、恩ヲ怨ノ謗言セシヲ、慚愧懺悔ノ正心ニカヘリ、空心ニシテ、クリカヘシ拜見セラレヨ、大師正義ノ安心

ハ、編中ニミナミテリ、正義ニ歸入セシ上ニテ、二編ノ中ニ謗言アラバ、請フ擧示サレンコトヲ、今其許ノ料簡違ヒニ、ヨク似ヨリタル事實アレバ示スベシ、往昔東漢桓帝ノ代ニ、侍中ノ刁存トイフ人、口氣甚臭クシテ、人ミナ是ナイミ嫌フ、帝憐ミテ、雞舌香ヲ賜ハリテ含マシメタマフ、然ルヲ刁存、コハ藥ナルコトナシラズシテ、吾ニ過アルニヨリテ、誨ヲタマハルゾト思ヒ、舍ニ歸リテ哭泣ス、僚友コレヲ聞テ、イブカシク、求テ其藥ヲ見レバ、雞舌香ナリシカバ、ミナ大ニ咽笑ケリト、瑯琊代酔ニ見ヘタリ、コレヲ今ニ合セバ、刁存ガ哭泣セシハ、其許ニタトヘ、口氣ノ臭キヲ邪見ニタトヘ、桓帝ヲ老師ニタトフ、帝ノ藥ヲ賜ハリシハ、刁存ヲ憐ミテナリ、老師ノ阿責ハ、其許ヲ不使ニ思ヒテナリ、刁存ガ哭泣セシハ、コヲ藥トシラザル故ナリ、其許ガ無類ノ放言ナリト謗ルハ、老師ノ大悲ヲシラザル故ナリ、僚友ノ是ヲ笑ヒテハ、コハ毒ニハアラズ、口氣ノ臭キヲ除ク、眞藥ナルコトヲ示セシハ、予ガ今淳々告諭スルガ如シ、刁存此サトシヲ得テヘ、サダメテ知ル、己ガ不惠ヲ悔ヒ、帝ノ恩賜ヲ感戴シヌラン、請フ其許モ、予ガ告諭ニヨリテ、前來ノ非ヲ悔ミ、老師ノ恩賜ヲ信受セラレンコトヲ、サテ前ニ於テ遠友等ヘ、鷄ノ尻尾ノヨヤカ〳〵シク、チヨイト、イハシタ手際カラ見レバ、予ガ此辨ハ、其許ガ前デ、糞壞ニ珊瑚樹ノアリシゴト、不相應ニ、ヒヨイト出サレタ、山鳥ノ尾ノゴト、ナガ〳〵シクテ、アクドシク、是カライヘバ猶モテ、屋尾ノ敷石ノ上ヘ落タル如ク、クダ〳〵シカレドモ、モ一ツ云テ聞ス事實ガアル、明禪法印ノ述懷抄ニ云、(勅修御傳四十一卷ニ出)近來法然上人淨土宗ヲ興シ、專念ノ行ヲスヽメラレシカドモ、大ニソネミ大ニソシリテ、學スルニオヨバズシテ、ムナシクスギヌ、シカルニ不慮ノホカニ、カノ上人ノ門弟ニ向顏スルコトアリキ、彼人ノ云、キカザルニハ信モ謗モ、トモニアヤマリアリ、先師所造ノ書アリ、コレヲ見テ、モシハ信ジ、モシハ謗ズベシトテ、選擇集ヲオクレリ、コレヲ

見ルニ、一遍ハ何トモ思ヒワク方ナクテ見ヲハリヌ、二遍ニハ偏執ノトガヤ、マネクラントヲ思ヒテ、見ヲハリヌ、第三遍ヨリハ深旨アリト見ヲハリヌ等ト、四五遍コレヲ見ルニ、信ヲマシテ疑ヒナシ、此法印ハイカナル人ゾトイヘバ、毘沙門堂ノ法印明禪ハ、參議成賴卿ノ息、顯宗ハ檀那ノ嫡流、智海法印ノ面受、密宗ハ法曼院ノ正統、仙雲法印ニウク、顯密ノ棟梁、山門ノ英傑ナリト云々、カヽル器量ノ明禪法印、猶數遍拜見ノ後、漸正義ノ正義ノ身ノ上ニ、加フルニ熟惱ヲモテセバ、イカデカ正理ヲシタルコトヲシリタマヘリ、況ヤ其許無智ノルコトヲ得ンヤ、カヘス〳〵モ謹デ請フ、虛心平意ニシテ、數遍熟讀セラルベシ、カナラズ麁放ニ看過シテ、反古堆中ニツカネラレザランコトヲ、サダメテオマチワビナサレツラン、サア其次ハドウジヤ。

邪會書に云、且書を著する者は、後の識者の校正を願ふ事、古今の通義なり、然るを己が書の外は、說ありとも聞かされ、書ありとも見ざれと、愚俗へ制詞を加ふる事、僻中の僻、詭妄といふも猶足らずとせん歟、無稽の言は聞べからずとこそきく、祖敎に違ふ、無稽無徵の辭を綴りて、しかも是を書に乏しき者に授んと云々、古人美を後世に貽す事能はずんば、醜を貽んといへる趣意もあれども、衆人を深穽に堕入しむる罪は、如何か遁るゝ事を得んや。

辨ジテ云、玄州其許ヘ、著書ニ諸體アルコトシラレヌノ、サルカラシバ〳〵擔板漢トセメラルヽ、是身ヨリ出ル錯ニアラズヤ、其讓下ノ言ヲ用ユルハ、佛法ノ玄理ヲ述スル書ナドニ用ユルガ定例ナリ、今ハシカヲズ、正シク邪中ノ邪ヲ破摧スルニ、サヤウノ言ヲ用ユベキヤ、サヲバ今其許ニ問ン、タトヘバ劒術者ナドノ立合フ時ニ、然ラバ御指南ニアヅカランナド、挨拶ガアレバトテ、盜人斬ルニ會釋センヤ、此時ニモシ盜人ガ、會釋挨拶ナシトテ憤ラバ、其許ニハコヲ尤ト思ハルヽヤ、此會釋ノアリナシノ間ナシラバ、彼讓下ノアリナシニモ、マダ惑フコトナカルベシ、又次ニ老師ノ、

僻說ナ聞ザレ、僻書ナ見ザレト誠メタマヘルナ、僻
中ノ僻、誣妄トイフモ猶足ラズ等ト云ヘリ、コハ
イカナル狂言ゾヤ、釋尊既ニ邪說ナス處ナバ、百
由旬去レトノタマヘリ、コレモ誣妄トイフモ猶足
ラズトスル歟、往昔民部入道長房卿、摧邪輪ナ、
明遍僧都ニ見セ奉ントシタマヒケルトキ、僧都何
文ゾト尋ネ申サレケルニ、選擇集ナ破シタル文ナ
リト申サレケレバ、我ハ念佛者ナリ、念佛ナ破シ
タラン文ナバ、手ニモ取ルベカラズ、目ニモ見ル
ベカラズトテ、還シタマヘリト、勅修御傳ニ見ヘ
タリ、サラバ是ナモ僻中ノ僻トスルカ、サレバ
老師ノ此嚴誡、今適メタルコニアラズ、依テ吾曹
ガ耳ニハ、キカザレダコガデケ、目ニハ見ザレダ
コガデケテアルナリ、サテ又次ニ、無稽ノ言ハ聞
ベカラズトコソキクトイヘリ、コヽニイタリテ、
ハテカハツダコトジヤト、思フカラ、其許ナ見知
ルトイフ人ニ、中野玄藏ニハ、頭ニ角デモ生テイ
ルカ、足ニ蹄デモアルカト問ヘバ、彼人答テ、イ
ヤ角ヤ蹄ノアル位カ、十人並ニハ餘程スグレテ、

ヨキ品行ト云故、イヨ〳〵不審ハレヤラズ、種々
ニ思惟シタ所デ、外相ハヨクテモ、内心ガ被毛戴
角ト、ヒトシイノジヤト、漸ニ考ヘツケヌ、玄州
其許ノ、無稽ノ言キクベカラズトキカレタハ、則
老師ノ一念ノ邪義ハ、說アリトモキカザレ、背ア
リトモ見ザレト誠メタマヘルト、何ノ遮フトコロ
アリヤ、若シキクナトアルハ、聞ケドモ、見ナト
イフヲ聞ズトイハヾ、ソレガ所謂擔板漢、キクナ
トアルニハ、必ズ見ナト云義ナ含ミ、見ナトイフ
ニハ、必キクナトイフ義ナフクム、コレナ影略互
顯ト云ナリ、此理リニサヘクヲキユエ、合點ユカ
ヌトオモフカラ、其許ナ見シルトイフ人ニマデ、
聞合セシコトゾカシ、又玄州其許ニハ、美ナ後世
ニ貽スコト能ハズンバ、醜ナ後世ニ貽サント、願
ハルヽカ、願ハレヌカハシヲネドモ、前ノ邪會書
ト、此朝證辨ガ、世ニ貽リサヘスレバ、ソノ醜名
ハ磨ドモウスロガズ、ドレホド涅リニ緇メテモ、
イカナクロマルコトデハナヒ、昔ニアツテハ石川
某、今ニアツテハ玄藏居士、荷ハヾオフコ、ナカ

ノ絕ヘナノハドウジヤ、又玄州、其許ハ不可會辨
ナ深罪ニ墮入シムルト謗ラルヽガ、打テカハツテ
彼辨ナ梯子トシテ、深罪カラ這ヒアガツタガ、タ
ソトアルゾヤ、サレドモ其許ハ餘程深ヾマリデ、
上リニクヒカラ、不可會辨ノ上ヘ、此再辨ナツギ
梯子ニシテ、ドウゾ這ヒ上ルヤウニセラレヨ、光
陰ハ鐵炮ノ玉ニ帆ヲカケシ如ク、黑白二ツノ大鼠
ガ、命ノ葛藤ガヂ〳〵ト、カヂリヅメ、挑灯持ア
トニサガラズ、後悔サキニ立ズトヨ、吠譽ナサル
ナ玄藏ドノ、正是逍遙支レ頰日、須レ思匍匐臨レ臍
時、次ハドウジヤ。

邪會書に云、且我宗を肉食妻帶の惡法と罵り、
徒弟妻帶の失を。云紛らかさんとするなどゝ誇
言し給ふ事、已を省みざるの誣言なり、莫レ見ニ
乎隱一莫レ顯ニ乎微一といへる語を辨へずして、世
界の人は盲のよふにおもひ給ふや、しかれども
も予は謹んで他の失を書顯はさず、我宗聖祖人
既に持妻食肉の宗を興し、門派現に持妻食肉
す、何の云紛らかす事あらんや、隱れて唉ひ、

忍んで犯す類にはあらず。

辨シテ云、玄州其許ハ、老師ガ肉食妻帶ノ惡法ト
ノタマヒシナ、カレコレト云ヘルヽガ、サスレバ
其許ハ、肉食妻帶ナ、善法ト心得テカ、ハテナ、
末法トハ云ヒナガラ、思ヒモヨラヌ奇言ナキクコ
トカナ、タダシ是モ尤カ、古語ニモ糞中ノ虫ハ、
ソノ穢ラハシキナ、シラズトアレバナリ、アヽキ
タナ、アヽイヤナルコトニテハアルナリ、又次ニ
予ハ謎デ他ノ失ナ書顯ハサズト云ナガラ、莫レ見ニ
乎隱一ノ語ナヒキ、世人ハ蝦盲ノヤウニ思ヒタマ
フヤノ、或ハ隱レテ唉ヒ、忍ンデ犯ス類ニアラズ
ナド、前後ニ書顯ハセシハイカニゾヤ、コモゲニ
老師ノ、前ニセメタマヒシ、我母ハ石女ナリノ類
ニコソ、サレドモコハ、其許ガ思ヒツキニテ云レ
コトニモアラズ、昔ユリ邪黨ノ常言ナウツセンナ
レバ、至テ古イ恒語ナリ、ソレニツキテ新シヒ、
ホヤ〳〵ノ奇話ガアルカラ、キカスベシ、頃京師
ニ某ト云テ、モトハ一念義ノ徒ナリシニ、宿因熟
シケルニヤ、アル有德ノ上人ニ歸シ、夫婦トモ、

（236）

マタナキ專修念佛ノ行者トナラレケルナ。一日、モト邪徒タリシ時ノ友來リテ云、其許ニハ近頃、淨家ノ出家ニ歸依シタマフトキク、公ハ一見識アル人ナルニ、我宗ノ顯露ニ肉食妻帶ナナシ、名聞ノ罪ナキヲウトミ、却テ隱レテ喰ヒ、忍ンデ犯ス、清僧ガホノ罪フカキヲ、タトマルヽコト、我サラニ解セザル所、何トゾ思ヒカヘシネカシトイフニ、邪人ニ對シテ、會通ハ徒ナリトヤ思ハレケン、公ハ女伎ト臙子（ヤマ）ハ、イヅレカ勝ルト、カヘシ問ハレテ、客一言ノイラヘモ、ナシ得ザリシトナン、ガコノ言、一時ノ戲言ニ似タレドモ、正見ト邪見トヲ、客ガヨクシル事ニヨセテ、答ラレンハ稱スベシ、何ト玄州、喝營ノ古殯ノ出タ云ワケヨリ、新シクテ氣ガ利テイルデハナイカ、サテ又玄州、我宗ハ御開山サマノ御免シ、何ノ云ヒ紛ラスコトアランヤト云ハル、、此云ヒヤウデハ、其許ハ前辨ノ文意ヲ會得セラレヌトミユル故、開示スベシ、抑前辨ニ、徒弟等ガ、妻帶ノ失ヲ、云紛カサンタメニ、種々ノ無性ル誑惑トアルハ、七箇條ノ連名ニ、綽空ノ名アレバ、是マデハ表デ向キ、肉食妻帶ニテハナシ、若シ表向肉食妻帶ノ者、何ゾ嫁肉制禁ノ連判ニイランヤ、故ニ古來連名ノ綽空トイフハ、親鸞ニアラズトイヘルモ無理ナラズ、サレドモ此綽空トイフハ、親鸞ノ事ナルベシ、然レバ前年ニ、兼實公ノ顧ヒニヨリ、妻帶トナルトイフハ、イカニシテモ我御開山サマハ、嫁肉ハ至ノ御好物トモ云ヒツクキ故、顧ヒモナサレヌ兼實公ヲ、無理ニ顧ヒ入トシ、許シモシタマハザル元祖大師ヲ、横サマニ許シ入ニソナヘ、師命モダシガタク、大士ノ御告ホウグニナラズ、泣々剪殺ト同車シテ、拒入セラレシト、僞飾セシコトヲ、前辨ニ此汝ガ家設ハ、妻帶ノ過ヲ云紛ラカサントスル僞言ナリ等ト、辨ジタマヘル文意ナリ、ドウジヤ玄州ワカロガノ、ミソデハナイガ書物ノ義ハ、カウヤウニ見コンデユカネバ、正解トハ云ハレヌ、然ルヲ玄州、一宗ノ徒ハ、其許ヲサシテ、イヤ發明ジヤノ、學者ジヤノ、俗間古來一人ジヤノト、滅多無性ニホメソヤスゲナガ、コリヤ皆追從ヨロコバセ道

（237）

具、喰タリ呑ダリ其上ニ、放蕩遣イノ仕送リ屋ニセン爲ジヤゾヤ、其證ハ、此假名文字モテ、ツアツブト、ワカレ易イノウヘナシニ、誓タモノサヘ分ラヌデハナイカ、ワカラネバコソ、宗祖聖人既ニ持妻食肉ノ宗ヲ興シ、門派現ニ持妻食肉スル云ヒマギラカスコトアランヤトイフニアラズヤ、淨土門ノ人ジヤトテ、眼ノナヒデハアルマイシ、死ンダノハ味ナイトテ、活キテイルノヲ割烹シ、女房一人ハ在家ナミ、我曹出家兒、豈在俗ノ列ニ墮センヤトテ、本妻傍妻別業妻、イカニ老師ガ此事リ、是何故ニ不案內ナトテ、アンマリナミソコスリ、ナントト玄州ナレバ、文ノ起盡ニクラキユヘナリ、ナンノ點頭ジヤナイカ、ガ、必オハタハタテラレナ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、修多羅に云、有二心出家一、有二身出家一、大乘主心不レ言レ相矣と、我等が尊信する所は、卽是大乘の妙典也、請ふ見よ聖德太子は冠纓を絆ひ、公達二十三人ありて、しかも和國の敎主と稱し、功を粹尊に竝ぶ、肉食妻帶の例、和漢其例多し、しかれども我宗祖他の例によりて祖るにあらざる故に、具さに演るに能はず、肉を喰ひ妻を持て往生を妨げば、汝の門派をいかゝ敎示し給ふや。

辨ジテ云、玄州、修多羅ニ云ナドト、何カ小ムツカシク、ヒネリカケラレシノ、タシカ老師ノ講釋ニ、修多羅ハ經ノ梵語ト、ノタマヒシト覺ユ、シカシテ何ト云經文ヤラ、題額サヘモシラヌモノ、解シニカヽラフワケモナク、其許ガ前編デ貰ハレタ七字ヲ、吾曹モ度々モラフタ故、忘ルヽニハアラネドモ、此事ニマタ老師ヲ、煩ハスモイカヾナレバ、コヽデ一ツ其許ノ好キナ、後ノ片子ノ是正ヲ乞テ、解シテ見ヤウト思フノモ、一往濟ンデモ其許ノ解ガ、僻解ニ違ヒナイトオモハルヽ故ノコト、サテソノ知ラヌ經ノ文ニ、心身二種ノ出家ト云ハ、形ハ在家デモ、其心正見ニシテ、ナルダケ惡念惡業ナナサズ、隨分修行モ怠ラズ、進ンデツトムルヲ心出家ト云ト見ヘ、又形ヘ圓頂方袍デモ、心僻見ニシテ、戒法ヲ忌ミ嫌ヒ、一切ノ法門

ハ皆身勝手ノワルコヂツケ、飽マデニ信施ヲ貪リ、恣ニ婬肉ニ耽リ、些少モ三寶ノ知見ヲ恐レズ、却テコレヲユキコトノヤウニ心得違フルヲ、身出家ト云ト見ヘタリ、シカシテ小乘ハ、敎淺ク シテ、身口ヲ第一ニイマシメ、大乘ハ外相ヨリモ、心ヲ主トスル深敎ナレバ、形ハ在家デアリナガラモ、心正見ナルヲ、眞ノ出家トス、此表アレバ此裏ニ、形ハ出家デアリナガラ、心僻見ナルハ、皆同心ノ出家ニアラズト云ガ、大乘ハ主レ心不レ言レ相矣ト云文義ト見ヘタリ、愚案ノ趣カクノ如シ、蓮友方ノ意趣云何、吾曹モ同ジクシテヲ經文、强テ批判モナラネドモ、聞タ所ガ道理至極、イカサマ此經文ノ註疏ニシテモ、ヨカロフト思フ程、隨喜イタス、先ソレデ安心、諺ニモ、三人ヨレバ文殊ノ智トイフニ、解シ人ナ添ユレバ合テ四人、皆同心ノコトナレバ、大概ハウゴクマイ、サテ動ヌトスレバ、玄州其許ノ料簡ハ、グリハマヲヤゾヤ、ナゼナレバ、前ノ予ガ妙解ニテヲセバ、形ガ出家デ、根性玉ノ腐タ身出家ドノガ、卽チ其許ノ尊信スル輩ニアタルゾヤ、スリヤ此引文ハ同士討ト云モノ、古今未曾有ノ狼狽ニアラズヤ、既ニ前デ蓮友ノイヒシコト、其許ニハ角ヤ蹄ハナイカト聞ク位ノコトナレバ、ツヒシカ逢フタコトモナケレド、前後二編ノトリヤリニ、心安フ思フカラ、此所ナスラ〳〵ト義理ノ通ズルヤウニ正スベシ、スルト云ナ、セヌトナナセバ、義理ハ通ズルナリ、謂ク我等ガ尊信セヌ所トカユレバ、忽チ經文ノ義ト、其許ノ解ト一貫シテ、正解トナラフガノ、アア惜ムベシ、此穩字ナ、韓退之ニ見セタラバ、ハヅカシガツテ、逃出スデアラフモノ、年暦ノ後レタハ、遺憾々々、サテ次ニ、聖德太子ハ云々、此邪ハ茶店問答ノ辨訛ニ、長フ委シフ辨ジテアレバ、コヽデ論ジテモ、畢竟辨訛ノ口マネハカデケヌカラ、ヨシニスル、タヽカレタクバ、彼處ニイタリテタヽカレヨ、シカシ是ギリデハ、ハリ合ガナクテ、次ヘ囘シニクイカラ、辨訛ニナイ新判ヲ出シテ、ハリ合ヨクリタサフカ、サラバ玄州諦聽々々善思二念之二、抑聖德太子ト親鸞ト、子ノアルコト

ハ似テアレド、其子ノ方ヲ穿鑿スリヤ、親々ノ正邪ガ雲泥、太子ノ御子ハ二十五菩薩ノ化現故、法隆寺ノ塔ノ上カラ、鳥ノツラナリ飛ブヤウニ、皆極樂ヘ現身往生、親鸞ノハ四男三女、七子母匣ガ皆疵モノ、先總領ノ印信ハ、天台宗ヘヒヨイト飛ブ、二男ノ善鸞ハ修驗道ヘヒヨイト飛ブトイフヤウニシテ、男子ニアトツグ者モナク、セシ方ナサニ末ノ子ノ、名サヘ彌女トイヤラシイ、去ラレモドリヘ跡附屬、マヅ斯ク子ノ善惡ガ天地ノ違ヒ、コノ故ニ其親ノ正邪ガ黑白分明、太子ハ我朝佛法ノ開基、親鸞ハ日本一念邪義ノ開山、サレバ太子ハ、父祖兩帝ノ御爲ニ、七日別行念佛ノ御囘向、親鸞ハ父母孝養ノ爲ニ、一遍モ念佛申タルコトイマダ候ハズト、歎異抄ニアラハシテ、不囘向無追善、又太子ハ御自ラ念佛ノ御囘向ヲ用ヒラレ、身業說法、衆人ヲシテ、忠孝ノ正道ニ誘ヒタマフ、親鸞ハ不囘向無追善ノ邪義ヲタヽテヽ、衆人ヲシテ、不忠不孝、無有出離ノ深坑ニ陷ラシム、此違方マデ走リ行テ、ツトムル足ヲ所持シテ居ヲ、太子ノ正法ト、親鸞ノ邪法トガ、我日本ノ最上最下、卽チ玄州新ヲシカラフ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、又予が直參拜謁して、敎示を求めざるを咎め給ふ、敎示を求る者直參拜謁せざれば、敎ゆる事なきか、僧侶は敎化を主とす、元祖大師も現に敎示の御消息其數多し、和尙の慢なる、元祖大師にも勝るとたもひ給ふべけれど、衆生濟度には、釋迦如來さへ往來八千度と聞く、諍論の百分ケ一、爲法の御志あらば、なんど一寸の紙筆を惜み給はんや。

辨ジテ云、玄州其許ニハ、僧侶ハ敎化ヲ主トス、直參セザレバ敎ユルコトナキカトハ、コレハイカナル寢言ゾヤ、シカラバ返シテ其許ニ問ン、敎化ヲ受ルハ消息ノ往復ニカギリテ、直參拜謁シテハ受ヌモノト云ノカ、コハ以ノ外ノ異聞カナ、イナト陳ゼフレナ、既ニ其許オユロコビ會ノ頭取ナバ、違方マデ走リ行テ、ツトムル足ヲ所持シテ居ヲ、敎示受ル爲ニハ、蓮ベヌトハイハレヤイ、此橫道

ナ根性カラ、書タ所ノ自得ノ邪會書、綿ノ中ニ針ヲ包ムトイフヤウナ物ニ、何ゾ故老尊師ガ、御ト
リアヒナサルヽモノゾ、シカシテ元祖大師ニ、教
示ノ御消息多クアリシヲ妄證ニ引、コレモマタカ
ヘシテ問ハン、其數多キ御消息ニ、邪義ヘツカハ
シタマフアリヤ、初心後心ノ差別コソアレ、皆コ
レ信者ヘ對シテノ御示ナリ。サレバコソ故老尊師
モ、其許ノ如キ邪人ヘコソ御文通ナケレ、信受正
義ノ人々ヘハ、御教示ノ消息イカホドモアルナ
リ、次ニ又問ニモ合ハヌ釋尊ガ八千度ノ一萬度ノ
ト、太神宮ノ神體ノ上書キ見ルヤウナ、餘所ノ
事穿鑿セズトモ、ナゼソノ外ニ走ルヲヒルガヘシ
テ、我爲ニナル、善財童子ノ一百餘城ニ、知識ヲ
求メタマヘルヲドノ芳躅ヲ見テ、齊シカラヌト思
フ心ヲ發シ、强駃ヲ足ニ近イ途程、八千度モ一萬
六千度モ、安心ノ調フマデハ、イク度モ直參シ
テ、御教示ヲバウケザルヤ、マダモ云ベキコトニ
コトカキテ、諍論勝他ノ百分一、爲法ノ御志アラ
バ等トハ、ヨクモケニカヽル逆言セシコトヨ、諍
論勝他ヲコノム者、其許オキテ誰ヲカ求メン、知
識ニ向ヒテヒダチウツ、閻浮第一ノ惡人中野玄
藏、將テ參リ候ト、獄卒ノ披露近キニアラン、老
師ノ眞似ノヤウナガ、嗚呼イタマシイカナ、次ハ
ドウジヤ。

邪會書に云、猶又予が定得往生と心にふかく信じ候者は、何ぞ常念稱名の行を妄失せんやと、談ずるにつけて、末代の維摩急ぎ予が家へ來りて教示を受ん、先彼方へ向ひて遙拜せんなどゝ談じ、又予が家事惚忙にして、かたはら琴碁書畫、詩歌連俳を翫び、或は酒席に日をくらし、婬室に夜を明しなどゝ、信男が謟說に、手の裏をかへす如く、しかれば大妄語の者、阿鼻の獄火足下にあり、などゝ呵嘖し給ふ、然れば始めの稱嘆は、此呵嘖を伸ん爲の戲言狂態の嘲弄なるべし、予此詞を聞て、一度は喜び、一度は悲しむ、其喜ぶものは、此言和尙予が爲に匡救の語、終りを愼しむの恩賜なり、其悲しむものは、和尙いまだ常念相續の義を會得し給はざる

を悲しむ、元祖大師（和語灯）宣く、世間のいとなみ際なければ社、念佛の行をば修すべけれ、其故は男女貴賤、行住座臥を簡ばず、時處諸緣を論せず、これを修するに難しとせずと宣ふにて知べし、念珠を取り、木魚を叩ざれば常念とは思召すや、元祖大師勝尾寺にて、一切經結願の時、唱導師聖覺法印敎示の語に曰、富るは驕りて翫び、貧しきは歎きてともとす、農夫は鋤をもつて數を取、驛路は念佛をもつて鷄に擬し、舩を叩く海上には、念佛をもつて魚を釣り、鹿をまつ木のもとには、念佛をもつて踏を取る、雪月花を見る人は、西樓に目をかけ、琴詩酒に耽る輩は、西の方の枝を折ると、かゝればこそ我々に相應せる、易行他力の嬉しさに、常に稱名相續して、百萬遍の功をも積る事にて候、御門下の行者へは、いかゞ御敎示あらせられるやらん、心もとなく覺へ候なり。

辨ヲテ云、玄州、其許ホメラレズキ故、末代ノ維摩トイハレテハ、定メテ手ノ舞足ノ踏所モオボヘズ、ヨロコバルヽデアラフトコソオモヒシニ、貶サン爲ニ、先ヅ擧ルコトガワカレシハ、其許中々マンザラデナイ、マダ其上ニ、一度ハヨロコブ、是モ大出來、子路ガ意氣込ガアル、サレドモ其次ノ、一度ハ悲シムカシガ、例ノ持病、セッカク前デアヤヤツタナ、コロリト水ニシテ仕マイシハ惜シムベシ、サテ其許ガ、常念相續ナシラズト貶ス老師ハ、ヨク會得シタマヘドモ、シツタラシイ顏スル其許ガ、マンザラノツチ、正義ナシシハ尤シヤガ、邪祖ノ敎ニモマダ違フ、コハマヅナキノ、其許ガ今引元祖大師ノ御法語モ、聖覺法印ノ說法モ、自力難修ノ餘行ニ對シテ、他力易行ノ相續ノ仕易キナ、示シタマフニハ論ナシ、サレバトテ法印ノ、カゾヘタテ給ヒシガ、常念相續ノシヤスキ緣トイフコトニハアラズ、此ハ是レ相續ニ、念時日ノ三種ガアレバ、時日ノ二種チカヽズシテ、往生ヲ得ルノ義ヲ嘆ジタマヘルナリ、其念相續トイフハ、念々相ツギテ、サラニ餘念ナヘダテザルノ義ナリ、サレバ酒宴遊興ノ中ニテ、常念相續ナリ

ガタキコトハ、委シク前辨ニ示シタマヘバ、今煩ハシク述ルニオヨバズ、此三相續ハ淨敎ノ肝要、サルカラ能化ノ老師ニ論ナシ、所化在俗ノ吾曹デモ、正意ヲ得ルコトカクノゴトシ、イカンゾ玄州其許ナドノ、邪網ニコメラルヽ者ノ、夢ニモシルベキ法門ナランヤ、サテマタ玄州、易行他力ノウレシサニ、常ニ稱名相續シテ、百萬遍ノ功ヲ積ルコトニテ候トイハルヽガ、コハ其許ノ本色カ、タダシハ人ダマシニ、心ニオモハヌコト云ノカ、若シコレガ本色トナラバ、常ニ稱名相續シテ、百萬遍ノ功ナツムト云コト、邪祖ドノハジメ、代々ノ子ニモ孫ニモアルナラバ、ソノ文證ヲアゲラレヨ、ヨモ本色デハアルマイガノ、カクイフ弔白打拐ヨリ、イツソノコト、手快カク、鐵倉ニナレバヨイ、ゲニ世ノ中ニハ、カクマデニアサマシキ心事ノ人モ、アレバアルモノニヤ、イカニ蓮友達、初心ガ迷ハサレマスカラ、今一往ノ邪義辨ヲト、ヨツテカヽツテ願ヘバコソ、オイタハシイハ老師前、佛法デモナキ、誑惑者ヲ相手ニハ、サゾカシ

イヤニモドカシウ、後人ノ見ゾコトナモ、耻カシクコソオボサレケン、我々トテモ分々ニ、人モ邪見ニ誘ハレズ、往生サセタイ心カラ、願ソダコトトハ云ナガラ、イカヒ御苦勞カケシコトヽ、八目鰻一疋マヘノ目ヲ見合セ、四ツ手網ニ四木アマル手ヲ執合セ、シバシ涙ニクレケルガ、瀨ニ當段ノ辨主、涙ト水バナカミナガラ、述懷ノ名歌ヲ詠ジテ云。

世ノ中ニ絕テ邪義等ノナカリセバ、春ノ心トノドケカラマシ」蓮友等感ジテ云、實ニ護法ノ心念、言詞ニ流レ出ルサヘアルニ、其句調ノ高キ、在五ノヌシヲ生ウツシ、サラバ我等モ一首アテ、松ヤ樫ノ色ナキモ、立マジリナバ、イヨ〳〵花ヲモテナスワザトモ、ナリナンカシ。

邪義ノ色ハウツリニケリナイタヅラニ、前後ノ邪會書カクトセシマニ。

鏡山イザ立ヨリテ見テユカン、破ラル、邪義コリヤシヌルト。

邪義破ル此コトノ葉ハニクカラデ、空ニシソレ

ヌ花ヤフルラン」、辨主拍手讃嘆シテイハク、テモ撫ヒニソロヒシ歌仙カナ、先ハジメノ邪義ノ色ノ詠ハ、小町ガ風情アリテ、ツヨカラヌヤウナレドモ、底エグイ、イカニモ前後邪會書ノワルジヤレカラ、古來一本針ニモテアツカフ、三國傳記ノマギラハヤブレル、マタ法藏寺傳ノ無理ワリコミハ、癩人ニ取アツカハレル、腰御綸旨ノ逆意モバレル、紫宸殿ノ僞言モツブレル、興ノ書トテヒネクリマハセシハ、反古トナル、木像ハクダケテ風呂ダキモノ、ニラミ合出セバ引カブリ、觀音ニハ尻クハサレ、幸西トノ相撲ニハ、十六番マデツヾケ負、タマ〳〵張合ヒオフセタルハ、提婆ト首引、ソノ外イフコトナスコト、悉ク云カブリタルヲ、唯ウツリニケリナノ七字ニモタセタハ、實ニ名人ノ所作、古往今來女且ノタテモノ、次ノ鏡山ノ詠ハ、山人ノ薪ニ花折リソヘタル如ク、邪義ニ慇懃ヤシヌルト、チヨイトイハセタモ、中々素人デコカヌ、黒ヌシノワザ、後ノ邪義破ルノ詠ハ、別シテ不可會强會ノ兩辨ニ、破邪顯正ノ功ヲ稱シ、サハ天花ノ瑞モアリナント、祝詞ナソヘラレタル、ゲニ此師アリテ此資アリ、アヽ在家デナクハアタラモノ、ヤレ〳〵是デ少シ胸ガハレタ、サテ玄州立還テマイラフカ、前辨ノ時銘々ガ、其許ノ行狀キクマヽヲ、老師ニ告タレバ、揚テウタレタ腹ダチニ、信男等ガ謂說ニト喧嘩イハルヽガ、コリヤキツイ赤無理ジヤ、ナゼトイヤ、其許コノタビノ暗辨ノ發端ニ、近松流ノ寫生、天ハ高シトイヘドモ敢テ跼ムベシ、地ハ厚シトイヘドモ、敬テ蹐スベシトハ、身ヲツヽマヤカニシテ、世ヲ欺ザレトノ先聖ノ敎誡ニシテ誰カ是ヲ守ラザランヤトイフヲ、知ツタバカリデ守ラメカラジヤ、天ニ口ナシ人ヲモテイハシムルノ、十目ノ視ル所、十指ノユビサス所ノ、童謠ヲ聞テ、ソノ國風ナシルノトアル如ク、世間ノ人ガ、マンザラ木ニ竹ツグヤウナコトバカリ、イフモノデモナシ、故ニ亦此頃新ラシイ、聞クマヽヲ語ラフカ、抑去年ノ秋其許ヘ不可會辨ヲ送リシ所、己ガ邪立ノコヽナミヤントナリシ故、我慢ノ毒熱頂上ニ蒸上リ、オノレ此返破ヲ

ト、千邪思、萬僻慮ナメグラシテモ、モトオカヌ
店ニ、物ノアラフ道理モナケレバ、先一人ノ、人
ハユルサネドモ、自ラ儒者ト稱スルヲ、メクラ
クマヒニカクマヒ、此者ニ字義ナトヒ、サテ邪法門
ノ事ナバ、一家ノ細徒ナバ、カリアツメ、ヨリ合
書ニ、衆議判ノ草稿ナトヽノヘ、殊ニ近キアタリ
ニ、兩人ノ隱居モノアリテ、各々一家ノ知識ナリ
ト稱シ、漸此ゴロ卵ガワレテ、マダヒヨ〳〵モ、
ロク〳〵ニヨウイハヌヤウナモノ集メ、オモ〳〵
シク欵案ニ押直リ、無理ニ知識顏スルニ按勘ナタ
ノミ、カク琢リニスリ、磨キニミガキテモ、猶其
ウヘナアクコトナク、コハ一大事ノ筆戰、我家ノ
浮沈此一擧ニアリトテ、兼テ案内ノ者ナ賴ミ、
レニ持セテ浪花ニタヽシ、京師ニ滿按セリト、世
間ノ風評、モシ此說ウキタルコトニアラズハ、玄
州其許謂ツベシ、ツトムルコトハ能ツトメタリ
ト、サレドモ猶此上ヲ望ム漢ニタヽストモ、邪義ノ
ツベキヤウナキハ、理ノ常ナレドモ、前ノ縱令正
邪ナドノ字義ヤ、コヽノ百萬遍ノ功德ナツムナド

イフマジキコトハ、多クノ中ニハ、一人カ二人
ハ、知ル者モアルベキニ、類ナモデ集ルトハ、ヨ
クイフタモノ、畢竟玄州此次第ハ、カノ諺ニ、人
參ノンデ首縊トイフニヒトシク、セツカクト念出
シテ、恥カクモノハ其許一人、是ニコリヨ幻造學
者、次ハドウジヤ。

邪會書に云、終りに記する今世祈りの事、一人
なりとも、專修念佛決定往生の、同朋あれかし
と願ふものから、其御示しあらまほしき旨を伸
れば、世俗の夫婦喧嘩するよふに、汝が徒の中
にも、その失ありと罵り、さま〴〵に曲解をつ
けて非を飾り給ふ、念佛の行者といふ者、其宗
門に限らず、我〳〵も亦其中也　しかるに我眞
宗には、順次の往生を詮とすゝめ給ふ故、雜行
雜修の人、表向は少しといへども、其正旨を得る
者は、百にして二三も得難し、神明佛陀の本誓
をしらすして、娑婆執著の凡夫、今世の祈りに
神佛へゝつらはざるもの、一人としてあるべか
らず。

辨ジテ云、ソリヤコソ玄州、問ニハオチズ、語ル
ニオチルトイフ如ク、前辨ニオイテ我老師ノ、汝
ガイフ安心ハ、偏機難得ト決判シタマヒシヲ、種
種ニ遁辭ナセラレタガ、コヽニオイテ漸ニ、首伏
セラレタノ、ナゼトイヤレ、シカルニ我眞宗ニ
ハ、順次ノ往生ヲ詮トスヽメタマフ故、雜行雜修
ノ人、表向ハ少シトイヘドモ、其正旨ヲ得ル者
ハ、百ニシテ二三モ得難シ、神明佛陀ノ本誓ヲシ
ラズシテ、娑婆執著ノ凡夫、今世ノ祈リニ、神佛
ヘ、ヘツラハザル者、一人トシテアルベカラズト
云ニ非ヤ、シカレバ其許ノ黨中デ、往生人ノナキ
コトハ、雜行往生ノ、百ニ一二、千ニ五三トイフ
ヨリモスグレテ、千中無一、萬不一生、コレ何故
ゾトイフニ、モト經說ニモ、祖師ノ釋ニモ、毫ノ
サキデツイタ程モナキ、一念歸命ノ當頭ニ、阿サ
ンモ阿シンモ入正聚、機兵衞六兵衞位同彌勒ト、
立タモノ故、理トシテ是ガ信ジラレヤウワケガナ
イ、コノ故ニ其許ノ今イフ如ク、アリサフナハ表
バカリ、內心ハ皆調ハヌ、調ハヌ故娑婆執著、ス

リヤ其許ノ黨中ニ、往生スル人ハ、但ノ一人モア
リヤセヌゾヤ、斯ノ往生スル人ノナキワケマデ
モ、粹ノ骨長、シリヌイテ居ナガラ、ナセ又老師
ノ偏機難得トノタマフナ、種々ニ遁辭ヒラル、
ゾ、豎カラ見テモ、橫カラ見テモ、不豎不橫ニ
ナガメテモ、トント合點ノユカヌ人、ヂハアルゾ、又玄州念佛ノ行者トイフ者、其宗門ニ限ラズ、我々トテモ其中等トイハルヽガ、コハ前書ニ祈念祈禱ノ失ヲ、唯淨宗ノ行者ニ嫁テ、我宗ニハサル人ナキヤウニイヒシヲ、現證出シヅアバカレタ故、急ニ轉計ノ遁辭ナナセドモ、コリヤコレ俚諺ニ、首カクシテ、尻カクサヌトイフ、追烏狩ニアフタ雉子同然、ナゼトイヤ、既ニ前書ニ齋福ノ祈リナ誡ルハ、我黨ノ立法ノヤウニ心得ラレ候、念佛ノ行者達コソ不審候トイフ、我黨ノ立法トイフニ對シテ、エヲヒタル念佛ノ行者達ト云カ、イカデソコノ宗門ノ人ニ當ルモノゾ、スリヤコノ轉計ハ、追烏狩ノ雉子ノ醜態、名實相應ノコトナレバ、以後ハ中野ヲ止メニシテ、雉子原蔵ト名乘ヲ

レタラバヨカラフ、次ハドウジヤ。

邪曾書に云、しかるに和尚我眞宗の徒、祈願祈禱の遠因を失ふて、佛果の種子を焦し、得脫の期ある事なしなどゝ宣ふ、こは又いかなる瞥論ぞや、我眞宗の教は、往生の太事を阿彌如來へ任せ奉り、餘の諸神諸佛へ未來の德益、今世の壽福をば頼み奉らずといへども、祭祀禮典舊式を廢せず、諸神諸佛を疎かにせず、常に頂禮重じ奉るが、眞宗の掟例也、和尚は尊敬拜禮のみにて、壽福を祈らざれば、神佛の因緣なしと思ひ給ふや。

辨ジテ云、玄州コヽニ於テ、然ルニ和尚我眞宗ノ徒、祈願祈禱ノ遠因ヲ失フテ、佛果ノ種子ヲ焦スト等トハ、コハ又イカナル瞥論ゾヤトイハルヽ、然字ハ字書ニ承上接下トナリテ、上ヲウケテ下ヘツヅクルト云コトナレバ、コヽニ然字ヲ用ヒタルハ、上ニ述ル所ノ我眞宗ニ、正旨ヲ得ル者ハ、百ニ一二三モ得難ク、舉竟ジテハ一人モナク、內分デハ皆悉ク祈念祈禱、現世祈リヲスルト云ヲ承テ、

二十

斯イフ我黨ヲ祈念祈禱セヌトイハルヽハ、コハ又イカナル瞥論カト、下ヘ接ケタモノナレバ、此然字ノツカヒ方ナドハ、自作カ、但シカヽヘノ儒者ト自稱スル者ノ、改竄カハシヲネドモ、イヅレニセヨ、ナクテナラヌ字ヲモテ、ヨククサラレタ、シカシ我眞宗ノ教ハトイフヨリ已下ハ、マタ論意ガ違フ故、コヲ牛頭馬尾論トヤナヅケン、舉竟熱病人ノ譫語ニ同ジ、ナセトイヤ、我眞宗ノ教ハ往生ノ大事ヲ、阿彌陀如來ヘ任セ奉リ、餘ノ諸神諸佛ヘ、未來ノ德益今世ノ壽福ヲ祈ラズトイヘドモ等ト云、サヲバ其教ヲ守ル者アルカトイヘバ、上ニ於テ娑婆執著ノ凡夫、今世ノ祈リニ神佛ヘ謝ハザル者、一人トシテアルベカラズト云ニアラズヤ、一人モ用ヒ人ノナキ宗教ガ、何ノ役ニタツモノゾヤ、カク前後牟盾ノ瞥論ナナスモ、モトヽシテ前辨ノ意ニ通セズシテ立タ論故、自分ノガ瞥論ジヤゾヤ、惣ジテ云ヘバ、朝覆全篇、瞥論ナラザルハナケレドモ、別シテ云ヘバ此一段、不可曾ノ辨意ニ通セズシテ、瞥論ナナス故、此一段ヲバ鈴ノ段ト

名クベシ、ナセナレバ、鈴ハ轉バス毎ニ、コヽロンコロント云、其許ノ爰ニ立ルハ、悉ク瞥論々々バカリナレバナリ、面倒ニハアレドモ、先不可曾辨ノ批來次第ヲ示シ、シカシテ此段ノ皆瞥論ヲ辨示スベシ、先邪曾書ニ、祈念祈禱ノ失ヲ、唯淨宗ノ行者ニ課セテ、已ガ方ニハナキヤウニ云ヲ破シテ其證ヲ擧、次ニ僕等ガ問ニ依テ、念佛ノ行者ニハ祈ル者多ク、一念義ニハ祈ル者少キト云ヲユルシ、シカシテ其多少分別ノ上ヲ、念佛者ニ祈ル者多キハ、業障深キ故、又一念義ニ祈ル者少キハ、彌々業障深重ノ者多キ故トノタマヒシ、其義心得難カリシニヨリ、僕等則チ、祈ルニ失アラバ、祈ニハ失アラジト、隨問セシヲ、答ヘテ、念佛者現世ノ祈リヲナセバ、惣別二種ノ安心立ザル故、順次往生得遂ザル義ヲ辨ジ、又一念義ニ祈ラヌヲバ、地體ノ安心僻越スレバ、祈ラヌトテモ佛願ニ相應セザレバ、往生ヲ得ベキヨシナキ義ナノベ、夫ヨリ念佛ノ行者ノ出來ノワルイ、現世祈リヲ得止メヌ機ト、一念義ノヨイト云、現世ノ祈リセヌヲ對待シテ、ワルイ念佛者ニハ、マダ遠因ナリトモアリ、一念義ノヨイト云ニハ、其遠因マデ失フゾト辨ジタマヒシガ、不可曾辨、此段ノ批來次第ナリ、ナント玄州、是デ前辨ノ次第ガワカロガノ、ワカツタ所デ、其許ノ此段デイヒシコト、皆瞥論デ鈴ノ段ト名クラレタガ、尤ト呑コメル、序ニ委シク示サウカ、先前辨ニ表向デ祈ラヌヲモテ、イノラヌ者多シトアルハ、祈ラヌガワルイト云コトデハナイ、安心ガワルイト云コト、若シ安心ガヨクテ祈ラヌトイフニナレバ、最極上々無類飛切ノ、本願ノ正所被、順次上品ブツツケノ行者ナレドモ、安心僻越スル故ニ、祈ラヌヨイ事マデガ、却テ成佛ノ種子ヲ焦ス、大失トナルト云破辨ナルニ、ソレヲ其許ガ此所デ、我眞宗ノ人ハ、祈ラヌヲ表バカリ、內證デ祈ラヌハ、一人モナイト云テハ、漸結緣分齊ノ人ニハナレドモ、往生スル者ハ一人モナイト云ニナル故、瞥論中ノ大瞥論、大多勝ノ三義具足セル、摩訶瞥論ト云フモノナリ、若シ此所デ予ヲ邪義ニスレバ、カウ論ズルト、カサ

ニカ、ルヲ蓮友等、コレ〳〵辨主モフヨシニシヤ、智恵ナイ子ニ、智恵ツクルトヤラ、其許ノ論ヲ餘所ヘモテイテ、人ダマシノ種子ニシヤウ、論ジヤウシラネバ、マダ罪ガ淺イジヤナイカト、イハレテ漸ク心ヅキ、ナル程是ハ御尤、拙者カウヤウノ論ガ初陳ユヘ、アブナヤ勝ニ乘リスギテ、深入ノアヤマチ、シヤウトシタヲ、御心ゾヘニアヅカリテ辱イ、ナル程老師ノ、常ニ善友ニシタシミテ、惡友ニ遠ザカレト、經論釋ニ事實マデヲ引テ、示シタマヒシガ、只今ソノ現證ヲ得タリ、又孝經ニモ、士有二爭友一則身不レ離二於令名一ト、ナルホド夫子モヤボデハナイゾ、サレバ、オレナレバ斯ク論ズルハ、サツパリヤメテ、サテ玄州、次ニ我真宗ニハ、祭祀禮典舊式ヲ廢セズ、諸神諸佛ヲ疎カニセズ、常ニ頂禮重ンジ奉ルナド、、大サウニ店カザリセラルヽガ、是ハ云ヅケ一遍ノ事ト聞ヘル、已前老師ノ講釋ニ、念佛ノ行者ノ、諸神諸佛ヲ敬フベキコト、又現世ノ祈願スベカラザルコト等ナ、示シタマヒシ序デニ、一念義ナドニ

モ、諸神ヲ侮ルベカラズナド、、書ケルモノモアレドモ、是ハ一往世間ナックラフ方便說ニシテ、眞實ノ所ハ、敎行信證ノ化土ノ卷ノ終リニ、佛敎ニヨルモノハ、諸天諸神ヲ敬フベカラズトテ、其證ニ、諸經ヨリシテ外書マデモ、多ク引染メテ、此義ヲ成立セリ、然ルニ神ニ正神邪神ノ二種アリ、諸經ニ誡メアルハ邪神ノ事ニシテ、決シテ正神ノ事ニ非ズ、故ニ導師ノ諸天善神ニ對シテ、懺悔シタマヘルコト、及ビ入道場ノ勸請、又祖々ノ起請ニ佛天ニ誓ヒタマヘルコト等ナノベテ、親鸞ハ此正邪ノリカヲナシニ、一切諸天諸神ヲ敬フコトヲ誡メタル故ニ、末徒皆コレニ隨フ、故ニ諸神ヲ侮ルコト、現見シテ知ルベシト示シタマヘリ、シカルニ今年七月ノ初ヨリ、吉田家配下ノ神祇、某トイヘルガ來リテ、所々ニテ神道ヲ講ゼシガ、每度彼說ヲ聞シ者、三四人ノ轉說ヲ聞クニ、講者モハラ一念義徒ノ、伊勢ノ神威ヲウケズ、若シ信者トイフニナラザル已前ニウケタルハ、河海ニ流シ藥ルコト、諸國ニ於テ至テ多シ、我神國ニ

アリナガラ、宗廟ノ神慮ヲ忌ミ嫌フ大罪人、早ク筏ニノリテ海ニウカベ、若シサモナクバ、穢多トナリテ穢多村ニ住セヨ、彼穢多ノ徒ニハ、神慮ヲウクルコトヲ許サレザレバ、早々彼處ニユクベシト、日々ニイヘルヨシ、サラバ玄州、今其許ノイフモ、人マヘツクル方便デ、眞實ノ內心ハ、穢多村ユキデハナイカシラヌ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、和尙の意は、とかく己が勝手無き事には、人にも付合ぬ心得にて、佛恩を受けても、謝德といふ事もなく、壽福を祈らざれば、諸神諸佛へ用事なきやうに心得、回向料を備へざる他門の者は仇敵のよふにたもひ給ふは、哀れ至極の御心ざしなり、しかし濁世の凡夫は、大よふ皆かゝる者なれば、其はまづそれにして、往生の一大事を論ずべし。

辨ジテ云、玄州コヽデ云ハレル、報恩謝德、壽福祈不祈ノ事等ハ、正邪ノ辨別、上ニ於テツバラナレバ、論ズルニ及バズ、一ツ論セネバナラヌハ、回向料ナソナヘザル他門ノ者ハ、仇敵ノヤウニ思

ヒタマフハ、アハレ至極ノ御志ナリトハ、其許地金ヲ出サレタノ、莊子ノ出レ自二塵埃之情一、則何預二至遠之大一矣トイヘル如ク、故郷ガシレテ氣ノ毒ジヤハイ、其許恩ヲ蒙リテ、恩ヲ知ラザルヲ畜生トイフ誡ヲ知テカ、此恩シラズノ畜殿ガ、卽其許ノ事ジヤ、ナゼトイヤ、老師ハ念佛會ゴトノ終リニ、願以此功德、平等施一切等ト回向シ給ヘバ、回向料備ヘヌ其許モ、ヤハリ籠リテ、一分功德ノモラヒ仲間、シカシ其許ハ邪徒ノイフトコロ子デ、正義ノ世間ヲ知ラヌ故、ワズカニ動メタソノ功德ヲ、一切衆生ニチワツタラ、チリヒヂ程モアタルマイト思ハレフガ、至極大乘ノ法門ハ、其許ノスキデ、常念相續ヲ妨ラルヽ、算盤デハユカヌ、回向ハ廣大ノ心ヲタトビ、功德ハ火ヲワクルヤウナモノト聞ク、スリヤ因緣次第デ、受ク多少ハ、凡夫ノシルベキ事ニテナケレドモ、イヅレ大カ小カ、モラブテ居ルニ違ヒハナヒ、然ルヲモラフタ功德ノ恩ヲ仇、誹謗マデスル其許ガ、畜生トイフ嚴責ニ、アタヲイデドフスルモノ、又十方衆生ガ

同向料ソナヘタコヘ、老師ガ平等施一切ト同向シタマフコトナラバ、金ノ置場ハアルマイニ、來年モ、亦クル年モ、〳〵、カサズカヲズノ一パイグラシ、是ハコチラノ內證バナシ、此次オ鉢ヲ其方ヘ同サウカ、其許ノイフ己ガ勝手ナキコトニハ、人ニモツキ合ハヌ心得スルハ、其許ノ邪黨ノ事ニコソ、先其許ハ、過去ノ癡福デ今世ノ果報、豐豪ノ持丸長者、故ニ寺ヘユカレタラ、住持ハ槌ニ似タ天窓デ庭ヲモハキ、サマ〳〵ト、ハイカゞミ、坊守ハ頬ベタヘ、臍ノ百モデカシ、オヨロコビノ泣キ聲ニ、ツヤヲツケテ、ネブリツクヤウニモノイヒ、手トリ足トリ、蛸肴デモコシラヘテ、早速銚子ヲ出サウガノ、若シ貧乏人ガ往タラ、ドンナモノ、住持ハ木デ鼻コクルヤウナ挨拶、坊守ハ、笑フタラ、正覺トルマイトイフツキ、シカシテ不同向無追善ノ邪立ナレバ、妻子ノ分ヲ滅ジテ、持テ來タアゲ物ハ、泥水ニ捨タモ同前、取リハ取テモ、法施ヲセネバ、烏ノ油揚サラヘタト同ジ事、色ジロナ齊米ハ、餓米ニノケラレ、小古イ棺、服ハ、襤褸ニ擬ヲル、コレラノ不同向無追善、盧受信施ノ惡法ニツキ、氣ノ毒ナハ其許ノ兩親、金持ニナルハ睡蔥ノ定判、シカシテ安心ハユコゾッパフ、理理ナ事シテ金苦ハ、皆其許ガ可愛カラ、其罪過デ此頃ハ、寒カ熱ハシラネドモ、イヅレ地獄ニ相違ハナイ、親ハ痴愛ノアヤマチモ、ウケタ其許ニハ大恩分、ソノ大恩ノ親々ノ、獄苦ハ露モオモヒヤラズ、不同向ノ邪義ニ墮シ、却テコレヲ得タリ顏、五刑之屆三千、而罪莫レ大ニ于不孝ートアレバ、世聖ニ見セテモ直ウチハナイ、況ヤ出世無上ノ大孝行ヲ懷トスル、佛門ニ於テヲヤ、ソレサヘアルニ、人ノ同向ノ勝益ナマデ、妨ゲトスルコト、ホンニ〳〵痛マシイ、大地微塵劫ヲ經ルトモ、ウカム期ナク、永ク地獄ノ巢守トナルテフハ中野玄藏、其許ヲ懸記ノ金言ナルナイカン、カサネテ示ス、其許餘所ノ同向ノ正義ニ於テ、毛ヲ吹疵ヲ求ルワロリザセンヨリ、襤褸着ヲ薦包カラ金子出ス打脫胃何百貫目何千兩ト、大相ナ弄空頭ノ〻〻テ札、佛法中ニ忌ミ嫌ワ、無刀

ノ大賊、激發取ノ惡巧ヲ、斥ヒ疎ムノ正見ヲ、タテタキモノニアラズヤ、次ハドウジヤ。

邪會書に云、和尚自ら宣く祈願祈禱とうろたゆれば、二種の安心足らず、（今云タヽズト云ヲリ書ス）二種の安心たゝざる故に、佛願に相應せず、佛願に相應せずんば、いかんぞ往生事を得んと、斯の如く、發明して、已に門に入て念佛する人也遠生の結緣分際を敎へて、何ぞ忽せに敎示し給はざる、（今イハク、サルトテハ、上ヨリノ語意ニカナハズ、サレバコシタマヘルトカ、シタマヒタルトカイフヲ、誤リ書タルナルベシ、）元祖大師（御傳文）宣く一丈の堀を越んとたもはゞ、一丈五尺を越さんと勵むべしと、順次決定往生とたもひ入てさへ、動もすれば千中無一の數に入る、此身今生に於て得脫せずんば、更にいづれの生を期せん、人間の五十年をもつて、四王天の一日一夜とし、又此四王天の五十年をもつて、等活地獄の一日一夜とするとかや、恐るべし今世の一端の負わしみに永劫沈淪の業を結ぶ事、己が雜行の失を掩んと心盡しの僻辨を演べ給ふ事、可レ嘆小人の過は必文るとかや。

辨ジテ云、玄州、已ニ門ニ入テ念佛スル人ヘ、遠生ノ結緣分際ヲ敎ユルゾトハ、コハ何タル暫論ゾヤ、既ニ祉友ガ、全體其許ガ、不可會ノ辨意ニ通セズシテ、モノイフ故、イフコト〳〵ガ皆暫論、故ニ鈴ノ段ト名ケタハ、大當リ、彼明辨ニ照ラセバ、直ニワカル故、煩シク辨ヲマウケズ、サテ又次ニ大師ノ一丈ノ堀ヲ越ント思ハヾテフ御法語ヲ引レタガ、是又例ノ誑惑、コリヤ其許邪見ノ黨中デハ、他力ノ中ノ自力ト嫌フ、タヾナカナレバ、本色デナイハ明白、次ニ等活地獄ノ年壽ヲ、精ク出シテ勘定シテシヤガ、コリヤトントイラヌ事、其許中々、等活地獄ニウロツイテ居ル器量デナイ、餘程シロモノガ勝レルカラ、アタリマヘガ無間地獄、ナセナレバ、忍土ノ敎王釋迦牟尼善逝ガ、三世無盡妄ノ金色ノ御口ニテ、誹謗正法ノ罪報ハ、無間地獄ト說キタマヘバ、今時ノ其許ノ行

サキハ、三千年ニナン〳〵トスル已前ニ、懸記ハシヤントスンデアル、カウイフ其許ノ身ノ上ナレバ、強テ勘定シテ見タクバ、彼獄ノ年壽ガヨカロ、シカシ底ヘ落ル程、受苦ノ勝ルバカリカハ、年壽モ漸々轉長ニテ、劫數デノ勘定故、算盤算木モトドカネバ、面倒ナヲヨシニシヤ、知ッタシラヌデ延促ハナイ、居ル程居ネバ出ラレヌトナ、嗚呼イヤナ事、イフニサヘ身ガチヤム、次ハドウジヤ。

邪會書に云、末文智者の怨となるとも愚者の友となる事なかれといへる以下は、すべて美言なり、唯是賓主を變するのみ、鸚鵡返しに筆を勞せず、予が意に違ふ所は智者といへども惡人ならば友となるべし、和尚初に善惡は、賢愚に拘はらずと談じて、ここに至て善惡の差別なし、惡僻の智者に近付て何にかせんや。

辨ジテ云、玄州、老師ノ美言ガホシクハ、モラフテヤルマイモノデモナイガ、シカシ其許ガ持テ

ハ、ホンノ實ノ持グサラシ、虫千デモスルダケノ世話ゾン、何ノ益ニハタヽヌノミカ、却テ不應ノ物ハ害ナスモノ、往時京師ノ富商某、名作ノ佩刀ヲモトメテ帶シニ、忽ニ亂心シ、多クノ人ヲアヤメテ、大騒動ヲナセシトゾ、怖ルベシ、若シ又ソレハ刀劔ナリシユヘ、是ハ美言ナレバ、其害ハアルマジト思ハルベキガ、言辭ニテモ、不應ナルトキハ、害ヲナス、コトアリ、サキニ老師ノ說法ニ、機法ノ應不ヲ勘誡ノトキ、語リ給ヒシ事實アリ、其許ニモ分ッベシ、失名ナレドモ佛說ジヤ、讓デ拜聽アレ、佛弟子ノ摩訶維トイフハ、鐘物デ貧乏ナリシニ、一時舍利弗檀越ノ吉事アリシ呪願ニ、今日ノ夏時今日ノ如ク、後常ニ然ラント、擧揚アリシニ、施主歡喜シテ、多クノ施物ヲ捧ゲシヲ見テ、コレヲ羨ミ、舍利弗ニ就テ、強テ此呪願ノ文ヲナラヒ、折ヲ得バ此呪願ヲナシ、多クノ施物ヲウケテ、貧困ヲ免レントオモヒ居ラレシニ、或ル長者、摩訶羅ヲ請ジ、佛事ヲ營ムニ、此時長者不祥ニアヒ、心鬱々トシテヨロコバザルニ、摩

訶羅佛事ヲ竟リ、兼テ習ヒオキタル呪願ノ文ヲ、一調子ハリアゲ、今日ノ夏時今日ノ如ク、後常ニ然ラント唱ヘフレケレバ、長者大ニ怒リチ發シ、施物ノ沙汰ニ及バンヤ、暫時モ舍ニアラセジト、アラ、カニ驅出セシトナリ、見ラレヨ玄州、劔戟ニ限ラズ、不應ノ言辭モ害アルコトヲ、此望ミハ決シテ止メニシヤ、次ニ玄州、予ガ意ニ違フ所ト云ハ、引證ノ古人ノ語ガ氣ニ入ヲヌカ、イフヌコトハナイハヅ、吾曹老師ニ此古人トハ、誰ニテ候ヤト問ヒシ答ニ、爰ニ古人ト引タハ支引、根本ハ十誦律ニ出テ、樹神ノ語ナリトテ、其說ヲモ示サレタリ、サレバ其許ガ氣ニイラヌト、カブリフラウ道理ハナケレドモ、是モ前デ老師ニ辨破セフレシ、タトヒトイフ言ガ解セヌカラジヤ、今義趣ヲ指南セバ、智者ノ友トナルハ、此上モナキヨキ事、ソレニ怨フクムコトナド、アルベキコトニハアラザレドモ、モシアヤマッテハ、タトヒ智者ノ怨トハナルトモ、愚者ノ友トハナルナ、ナセナレバ、智者ハ理ニアキラカナレバ、ムゴイメ見セルコトハセズ、却テアハレミナダルヽモノ、愚者ハマダ理リニクケレバ、眞實深切ノ心ハナウテ、身勝手バカリカマユルモノ、タトヒ又ユイトオモフテ、シテクレル事ガ、却テ熱湯アビセルヤウナ事スルモノユエ、近クナトイフ意ナレバ、決シテイヤニ思ハレルルハヅノナイ、最極上々ノ詞ヲヤ、サルニヨッテ老師ガ此詞ヲ引、今ノ其許ノ身ノ上ヘアテヽ、其許宿惡深重故、古人ノ近ッナト誡デアル、愚者トイフタヲ此上ナシノ、一念義ノ邪惡仲間ヘ陷ラレタハ、コヨナウイタマシカレドモ、智者トイフタヲ又此上ナシノ、本願ノ正義ヲモテ人ヲ濟フ、故老尊師ヘ敵對ノ、邪會書ヲ送ラレシコトナレバ、此大罪デ一往ハ、無間地獄ヘ眞倒ナレド、故老尊師ノ大悲カラ、怨ニ報フニ恩ヲモテ、此逆緣ヲ手ヅルニシ、終ニ拔濟シタマフコトナレバ、彼信ジモセズ謗リモセズ、一向手ガヽリノナイ人ノ、イツマデトイフ、生死ニ限リノナイカフ見レバ、遠クテモ其許ハ、生死ニ限リノ付タ人ナレバ、マダシモマシヤヤト、ホメラレタノシヤソ

ヤ、ソレナ何デイヤガルコトガアルモノゾ、既ニ提婆無間地獄デ、ナンボトヤラノ劫ヲ經テ後ニ、天王如來トイフニナルトイフ、記莂ナ聞テ、歡喜踊躍シタトイノ、其許ト提婆ハ、從兄弟間ジヤナイカ、世間ニイトコガヨク似ルト云カラ、既ニ從兄弟ノ提婆ハ、身無間、苦無間ノ中デサヘ、天ニ仰デヨロコンダトアレバ、其許ハマダ落込ヌウチ故、身苦無間ノ苦ミハナイカラ、地ニ伏シテヨロコブ位ノコトハ、ナウテナラヌコトナルニ、ソハ架ニアゲテ、イクモセヌ惡口キイテ居ルハ、イカニモ不了簡ノ底デハアルゾ、次ニ玄州、和尚初ニ善惡ハ賢愚ニ拘ラズト談ジテ、爰ニ至テ善惡ノ差別ナシトイフ、コモ又ナデフ寢言ゾヤ、推スルニ、其許邪會書ノ初ニ、方角違ヒナ引言シテ、辨斥セラレタガ、餘程悔シカツタト見ユルノ、ナゾボ悔シクオモフテモ、云ヒワケシヤウモナイモノカラ、知ラヌ顏シテ飛バカシテモ、ヤツ、ハリ底ニ悔シミノヌケヌ故、マタ云出シタガ、又ツケゾヤ、ナゼトイヤ、此古人ノ、智者ノ怨トナルトモトイヘルハ、智者ナ則チ善人ト定メ、又愚者ノ友トナルナトイヘルハ、愚者ナスナハチ惡人ト定メシ詞ナレバ、此古語ノ意ニ依テ、其許ノ事ニ云及ボシタルモノナレバ、善惡ノ義ハ了々タリ、前辨デ其許ノタハカレタハ、善人惡人ナ、修行事ノ上機ト下機トニ配當シテアル、大師ノ御法語ナ、學不學ノ事ニ引證セシ、アヤマリナタハシテ、善人ニ文盲ナルモ、ナドソナカシン、惡人ノ學解ニ富ルハ、殊ニ多キモノナリト破シタマヘリ、理言ノ證ニ引カバ、引ク語モアルベキニ、大師ノ御法語ナ、意外ニ妄引セシ故ニ、タハカレシナリ、斯ク道理極成ノ破辨ナ見ルモ、マダシモガアノガユカヌト見ヘテ、本語ノ意ナ、其マヽ引用シタマフナ、破シニカヽルトハ、ユツポドナ、ウロタヘヤウ、玄州ドウデモ其許ハ魂ヌケガシタサフナ、前デ其許ノ云通リ、我等ガ黨ニ、安心ノ立タヤウナハ表バカリ、內證ハ悉ク新念新尋トイフコトナレバ、定メテ手ヌケハアルマイガ、眞言カ天台ヘデモ往テ、魂ニバイノ法デモ、修シテモフテ見レ

バヨイ、若シ亡所シタ魂ガ、返ルマイモノデモナイ、サテ又玄州、其許ハ全體執着ノ深イ、蛇ミルヤウナ氣分ト見ユル故、彼引ゾコナヒノ大師ノ御法語、俚言ノ證ニハアハネドモ、アハヒデモ引タイト、ヤハリクシ〳〵思ハレルモシラレヌ故、勞症ニデモナレバ、イタワシイ事ナレバ、指南シヤウ、然ルニ元祖大師、惡人ナラスヽメタマヘル所ハ、我分ト見テ得分ニセヨトノ御意ニ隨ヒ、愚惡愚鈍ノ身ナガラモ、往生ニ疑ヒナク候、サレバ此愚惡愚鈍ノ者ノ、申上候事故、スベテ以テ愚劣ノ俚言、偏ニ海量ナ仰ギ奉ルトデモヒネクレバ、アソナニムゴクタヽカレハセヌ、厚積薄發トコソアルニ、薄ク積デ厚ク發スルモノユヘニ、今トナツテハ仕方ガナイ、過言一出者、駟馬不ㇾ追トハ、チト子細ラシケレドモ、宜モイヘル哉、次ハドウジヤ。

邪會書に云、去程に兩氏此書を予に贈らずは、公論に非といつて、予が遁辭をなさんかとて、深切に是を贈らる、出離の善緣覺徒らに看過せんや、よつて再びこれを述ぶ、隨ふて又師に正さんとする事は、公等の意にあり、千年のむかし百里の外も、其書を見れば、凡其生質を知る、邪見憍慢の人は、信樂受持する事、難中の難なり、予は在俗の白痴漢、和尚は博識の能主なれども、法門の辨別に過て改る事を知り給すして、出離の一大事は、山のあなたに見なし、返答に困窮して瞋怒を發し、心を苦しめ給ふのみなるときは、詮なき事なり、見ぬ分にして打過給ふべし、故に再答をば乞ず、公等の生氣未だ知らず、投書の惡志に酬ふのみ、意に適はゞ是を取れ、意に適はずんば酒甕を覆ふべし。

辨ジテ云、玄州、千年ノムカシ、百里ノ外モ、其書ヲ見レバ、ソノ生質ナシルトハ、其許カヽル好キ事シリナガラ、ナゼ此ヤウノ暗辨ナカキテ、醜チ千歲ニ貽サルヽヤ、サレバ其許ノ學文ハ、四寸學文デ、耳カラ入テ、クチヘヌケ、腹ニタクハフコトナシヌ、名聞一返ノ學文故、シツタ道ニ迷フトイフ、アヤマチガ出來ルゾヤ、外ニハカリ走

ラズト、チト内ニ向フテ、聞コトモキヽ、見ルコトモ見ルヤウニシヤヲヌカ、サテ此所デ何ヤヲ角ヤラ、ワケモナイコトツブヤカシヤレド、取立テ答ヘル程ノコトモナイカラ、筆墨ヅイエヨジニスル、中ニ於テモ再答ハ乞ハヌトバカリイヘルレドモ、其段ノコトデハアルマイ、ドウゾ老師ガ大病カ、ツイデニ遷化ナラバ、此上ナシト思ハレタデアラフガノ、ナゼトイヤ、此暗辨サヘ出來カヌテ、丸一年ノ汗涙、怨志ニ酬フ返破ナラ、暁春ニ出來タモノヲ、ナゼ八月中旬マデ延滯ハセラレタゾ、カウイフコト故遠者ナヲ、マダ破サレルハシレタコト、サレバトテ其上ヲ、マタコチカラト云コトハ、所詮出來ヌ事ナレバ、彼表向ハ立派デモ、内證デハ皆祈ルト云、掃換ノ朝比那辨慶見ルヤウナル家風ナレバ、狐狸ノ妖怪ヲ、稻荷ナドイフ祠ニデモ向フテ、ドウゾ遷化カ、大病ナト、カスリ聲シテ祈ラレタラフガノ、祈ツテモハタイテモ、大光明中魔事ナシデ、鼻風サヘ入ラヌ故、暗辨大科ノ三段ヲ、二段ハ老師ニ破辨ナ乞ヒ、殘ル

終ノ一段ハ、寄リ合ヒ辨ノ戲弄、ドウゾ來テバノ最中ヘ、ソレ贈ル受取ヲレヨ、返破ガ出來バ何返デモ、最ハヤ二編デ矢筋ハシレタ、老師ヘ御苦勞カケイデモ、四人ノ中ハイヅレデモ、婚エラミハソチ次第、一人ヘムケテヨコサレヨ、決シテ辭退ハ至シマセヌ、又女州、意ニ適ハヽ是ヲ取レ、カナハズハ酒甕ヲ覆ヘトイハルヽガ、意ニモ適ハズ、覆醬ニモセヌ、ソリヤマタナセトイヤレ、若シ此大邪書ガ、意ニカナフテ見タガヨヒ、出ル期モナキ地獄ノ巢守、七里ケンバイイヤナコト、意ニ適フテタマル物カ、夫レナラナセ覆醬ニハセヌトイハヽ、是ニ二義アリ、一義ニハ此破ヲハシイ物デ覆フテ見ヤ、醋酒醬油ノ味ガソコヘル、又一義ニハ此暗辨ニ明辨ナソヘテ、子孫ニ遺シ、永ク一念義ノ邪坑ニ陷サレヌ、用心ニスル、ドンナ暗太ガ生レテ來テモ、兩方ナラベテ見ル時ハ、正邪ノワカチガツクマイカ、スリヤ吾曹ガ家ノ寶物ガシヲ、能コソ贈テ下サレタリ、怨志ノホド、千萬无量、辱ク受納仕候ナリシヤ、次ハドウシヤ。

邪會書に云、しかれども歸正は忽にすべからず過をおやまちと知て、過つ者はあらじ、過は過をしらざるによつて過つ、驚を結び、景負を願ふとも、後世の友とはならじ、一河の流れも多生の緣ときく、法門の尋問豈一端の事ならんや、和尚は不可會と拒み給ふとも、我は何ぞ人を拒まん、元祖大師の御詠に、さへられぬ光りもあるをたしなへて隔て顏なる朝霞かなとの御述懷を思ひ出て、悲泣のあまり、自ら此書を朝霞辨と名く、仰ぎ願くは疑蒙の雲をはらして、倶に眞實信心の天を拜せん事を、都て瞋怒の心より物を見れば、四海皆敵者也、十二光明の下文に、遇此光者、身意柔輭と說き給ひて、身も意も輭らかに成るべきを、光明遍照の文を唱へても、佛照し給はざるか、誓願また空しきか、出離の研究を、世俗の喧嘩するよふに、我慢の放言を吐ちらし、末世の有樣とはいヽながら、實に傷しき事どもなり、されど果遂の願功盛しからずば、暫く分河の異執ありとも、遂には彌陀の願海に歸入して、倶に笑語すべし、南無阿彌陀佛〳〵。

維時文化十三丙子晩春　　玄巖述

辨ヲテ云、玄州、此處ノツブヤキモ、少シ詞ヲ轉シサヘスリヤ、皆自己返照ノ爲ニナルカラ、自ラ直シテ自ノ爲ニシヤ、中ニ於テ玄州、和尚ハ不可會ト拒ミタマヘドモ、我ハ何ゾ何ヲ拒マンナド、ハ、コリヤ其許、カノ婬室ニ入テ夜ヲ明シタ時、賤妓ト取リ遣リノ言葉ヲ、少シ轉ジテ用ヒタノジヤノ、此ヤウニシナダレツクカラ、老師ガ身ブルヒシテ、イヤガツテシヤ、其許男ラシウ、善導元祖ハ自力交ノ立方デ、大悲ノ願意ヲ盡サヌカラ、我等ハ偏ニ、御開山サマノ御己證ニ依テ、他ハ一向ニ用ヒヌトイハヌゾ、サスレバ老師ハイカナコト、見向モシタマフコトデハナイ、サレバコソ日蓮黨ノ邪立ヲバ、强テ辨破ノナイガ證據、唯偏ニ欺ニナゲキ、イヤガリニイヤガツテシヤハ、兩祖大師ヲ楯ニシテ、愚俗ヲ欺キ、邪坑ニ陷ラシムル、シナダレツキノ汝ノ徒ニアリ、是ニツキテ一話ア

リ、予ガ近隣ニ夫婦ノ者アルニ、彼婦至テノ惰婦ニシテ、身持バカリカ身帶持モ悪シキ故、彼ノ夫ト大イニ疎ジ、トキ〴〵追出サンコトヲ計リ、三行半モ幾回カ、書テヤツテモイカナコト、泣ツ笑ツシナダレツキ、サラニ其内ヲ出ズ、サラバ根性ナホスカトイヘバ、際ウカヽフテハ悪所作シテ、夫ノ顔ニ穢ヲ塗ル、ソコデ夫ガサラフトスリヤ、泣ツ笑ツシナダレツク故、キツウ夫ノ窘歷スルアルガ、ナント玄州ヨク似タ事ガアルデハナイカ、ソレハ何ニ似ルゾトナラバ、迷惑ガル夫ハ淨家ニ似、ガラセル婦婦ハ、其許信仰ノ一念義ノ邪徒ニ似ル、我モ吉水門下ノ一人、御師匠法然上人サマノト、カリソメナガラモ弟子ニバヽリ、サラバ元祖ノ御教ヲ、マモルカトスリヤ、イカナコト、皆反轉ノ邪義邪勘、アラハニ名ヲコソサヽヲドモ、世人イヘラク、オモヘラクト、正義ノ教ハコトゴトク、方便自力ト誹謗シテ、多クノ人ヲ邪坑ニオトス、是故ニ正義ノ知識ヨリ止ムコトヲ得ズ、破斥ガアレバ、同ジ眞宗吉水ノ流ナト、シナダレツ

ク、久シウ休ンダ此處デ玄州其許ニ島渡岡ノ、彼夫婦ノ間デハ、夫ガユイカ、女房ガユイカ、百千萬ノ衆議判ニカケテモ、夫ハ迷惑、女房メハト、云ハヌ人ハアリヤセマイ、シカルニ其許ノ料簡ハ、ワルイ女房ナサラフトハ、サリトハ夫ノ志無理ト云フイヒブン、前後邪會黨ノ基本ジヤガ、此上ニモマダ其許、和尚ハ不可會ト拒マレテモ、我ハ何ゾ人ノ拒マン、元祖大師ノ御詠ニモナド、白イ顔シテ赤無理ノヲダレツキ、止メニスル氣ハ中野玄州、サテ平生ニ此オシナヘテナドノ御詠ヲ拜吟シテハ、イカバカリダフトキコトデアツタノニ、アサマシヤ其許ガ爰ヘ横引ニヒカレタナバ、拜吟シヤウトモオモヘズ、邪義ノ大師ニアダスルコト、此一ツデモシルニタル、サゾヤサゾ大師ノ御在世ニ、獅子身中ノ蟲ノト御呵責ノ時ナドハ、イカバカリカ悲ミオボシメサレケント、推ハカリ奉レバ、心ナキ身モ胸グルシ、ホンニ思ヘバオモフホド、情ナイ者ガ出タコトデハアルゾ、次ニ玄州、果遂ノ願功ムナシカラズバトイハルヽガ、其許

ノ意趣ヲ推ハカレバ、自ラハ未來ヲマタズ、位同彌勒トサダメテ置テ、コチラガ果遂往生シタラ、彼土デ笑語シヤウトイフ意デアロガ、コレハ滅法ナ了簡違ヒ、先ヅ吾曹ノ方カライハフナラ、捨邪顯正ハ佛意ノ本懷、誹謗正法ノ其許トハウラハラ、サテ往生ノ一マキハ、心行具足ノ事ナレバ、本願力ニ引タテラレ、順次ニ報土往生ハ決定、タトヒコレカラ退シテモ、三生果遂ハヽヅレヌガ、氣ノ毒ナハ其許ジヤハイ、係念定生ノ本願ニ、誹謗正法ノモノガ乘ジタラ、佛法ハ破レルカラ、オサダメ通リノ阿鼻ノ底ヅミ、鳥渡ノ事デハナケレドモ、前デ老師ノ示シノ通リ、此逆緣ヲ手ヅルニシテ、助ズシテハ置ヌカラ、救濟往生ノ曉ニハ、無間ノ獄苦ニ劫ヲカサネ、ウカブ瀬モナキ身ノウヘヲ、アナタ方ノ御慈悲ニテ、今カヽル身トナリタマハリシ、御恩ノ程ト、泣テ禮イフ稽古セラレヨト、論スモノハ。

伊東原孝
柴田器成
品川篤義
有吉樹信

時トシ文化十三霜降月ノ望日

正邪強會辨卷四 終

不可會辨并强會辨或問引

文政改元ノ春三月ノ中頃、藝州華嚴山主ヨリ、不可會强會兩邪義辨ヲ、隨喜ノアマリ、合刻セシトテ送ラレケル故、師ニ其ヨシヲマウシケレバ、レハ信男等ガ乞モノカラ、邪會書ヲ讀ムニ隨フテ、匆卒ニセシ一時ノ空談、木ニノボスベキモノニハアラザルヲ、ハヤマリタルハカラヒ、今ハハヤイカヾハセン、サレドモ稿本ニ違ヒヌルコトハヤ、汝一トワタリ按考セヨトアリシカバ、退キテ讀ミ見ルニ、全編違ヘルコトハアラネドモ、脫落兩所アルヲ、彼方ヘ告ヤラント思フ折カラ、師ノ舊友ナル一老宿、隱庵ヲ訪ヒ留錫ノウチ、彼ノ新刻ノ邪義辨ヲ、披閱數遍ノ後、師ニ對シテマウサレケルハ、愚衲從來邪書ヲヒラカズ、故ニ邪義辨ノ內、通曉シガタキコトアリ、我ヲモテ他ヲ推スニ、其人決シテ多カルベシ、古ニ云、能破ニ達セント欲セバ、所破ニ達セヨト、ゲニ正法ヲ護持スルニハヘ、外道對破、小執排斥ニ、因明性相ノ學科アリ、サレバ震旦ニ於テモ、道儒ノ僻難ヲ碎破セル、護法ノ論皆少ナカラズ、又導師感師等ノ、三階ノ邪解ヲ挫碎スルニ、力ラヲ用ヒ給ヘルモイチジロク、殊ニ我朝三代ノ祖師、一念義ノ邪立ヲ悲ミ、苦口ニ破邪制誡ナナシ、立宗ニマデ及ビ給フ事、遺毫ニ顯然タリ、熟々此事ヲ思フニ、一念ノ邪立ノ、我正宗ニ害ナナスコト、彼ノ道儒三階等ノ比類ニアラズ、爾レバ今時宗徒ノ急務トスベキ、此破邪顯正ニ過タルハアルベカラズ、然ルヲ愚衲奧藏ヲ厭ヒ、彼レガ邪立ニ暗カリシヘ、護法扶宗ノ志念疎カナリシ故ナリト、後悔膚ヲ噬ドモ、今ハハヤ命期桑楡ニセマリテ、燭ヲ秉トモ、其功ヲ擧ベクモアラネバ、幸ニ此佳會ノツイデ、兩邪辨中ノ不審ヲ糺シテ追加トセバ、予ガ同病ヲ憐ムノ微志、則チ護法ノ一分トナリテ、佛祖ノ冥慮ヲ慰セズトイハンヤ、乞フ師我疑問ニ決答シテ、素餐ノ責ヲ免レシメ給ヘト、懇請シ、問答往復シ給ヘルヲ、聞マヽニ筆記シ、猶卷首ニ本編ノ脫文ヲ擧ゲ、卷尾ニ邪義斷案ノ一章ヲ加ヘテ、問主老上人ニ呈シ

侍ル

選源堂　侍巾瓶某謹識

強會辨補脫

一ノ卷（十丁ノ左四行）絕倒ニ堪タリノ下

從來ハ汝ガ邪謀誣惑ニ、高祖傳ハ舜昌ノ著述ト云ヲ、シラズ顏ニテ笑ヲ呑ミ、翫弄シテ碎破セシナリ、今其實義ヲ示サバ、九卷傳（高祖傳ト云是ナリ）ハ、舜昌法印ノ著述ニハ非ズ、古來此傳者ハ失名ナリ、故ニ義山上人ノ褒贊ニモ、作者未詳、按ズルニ、嘉祿ノ比ノ註記ト見ヘタリトテ、傳文ヲ引テ、其考ヘヲ擧ラレタリ、嘉祿ハ三年ニテ改元アレバ、大師御入寂ヨリ、十四五年ニ當リテノ選述ト見ユ、爾ルニ邪俗、名義集ノ附錄ニ、高祖傳トアルナバ、高僧傳トマギラシ、作者ナバ舜昌ト僞ル、シカシテ其邪惑ノカマヘ、邪用ヲモナスカト云ニ、擧ル言々悉ク、碎破ヲ免レザルコト上ノ如シ呵々、信男云若シ爾ラバ、九卷傳ト、名義集ト、選述ノ前後如何ン、答テ云、名義集ニ年月ハ記サレザレドモ、文中ニ七十ニシテ選述ノ由アレバ、寬喜三年ノ頃ノ、御作ナルベケレバ、九卷傳ヨリハ、五六年モ後ノ御作ト見ヘタリ、又問、九卷傳名義集等ノ如キハ、顯露ニ邪名ヲ擧、漢和ノ語燈、勅修ノ御傳等ニハ、邪名ヲ顯シ給ハザルハ、如何ナル所以ニ候ヤ、答テ云、具略ハ其ニ、集錄著述ノ人ノ意樂ニヨルコト、上ミハ佛經ノ翻譯ヨリ、下モ諸師ノ章疏等皆爾リ、彼ノ九卷傳名義集等ハ愚蒙モ直ニ邪師邪敎ヲ、識知シ易カラン ヲ詮トシ、又漢和兩語燈ノ如キハ、御法語ヲ記シアラハスヲ詮トセラル、文ヲ熟讀スルトキハ、邪義邪敎ハ自ヲ顯ハルレバナリ、又勅修御傳ハ、褒贊ニ選述ノ功ヲ嘆ジテ、他人ノ憤リヲ生ズベキナド、皆措テ註サレズト云ハレタル如ニテ、法印モトヨリ邪名ヲ略シ給シニヤ、或ハ御傳ノ選述、多クハ九卷傳ニヨラレタレバ、草本ニハ邪名アリシヲ、奏進ノ後、菅濟ノ英才ニ勅シテ、事實ヲ訂整シ、文章ヲ潤飾セシメ給ヒシ時、穩順ナラシメン

トテ、創ラレタルモ知ルベカラズ、所詮ヲ云ニ、邪名ノ有無ハ末ナリ、文中ニ邪立ヲ破斥シ玉ヘルハ本ナリ、若シ邪禿ガ所立、文中ノ御破斥ヲ蒙ラズンバ、タトヒ百千ノ善心ノ名アリトモ、更ニ痛ミニタラズ、爾ルニ全編ノ御破斥、悉ク彼レガ邪立ニ蒙ルニ非ヤ、サラバ此成覺房ノ弟子ト云ハ邪禿ナルコト、青天ニ白日ヲ見ルガ如シ、何ノ爭フコトカアラン、然ルヲ邪愚徒等悉ク、此本末ノ分別モナク、唯善心ノ名字ノ有無ニ就テ誣言ヲナス、實ニアサマシキ邪愚黨ナル哉

同卷（十一丁ノ左）怖ルベキコトニコソノ下

已上ハ邪徒等、往昔ヨリ沿々トシテ、大師御左遷ノ時、我祖モ同時流刑ナリト云タツル故、今ハ且ク、彼レ等ガ說ニ準ジテ、破斥セシカドモ、實ニハ邪禿ガ流罪ト云ハ、彼邪黨ノ云ヨリ外ニ是ヲ見ズ、タマ〳〵他書ニ出ルモ、皆彼レ等ガ說ヲ擧タルモノニテ、其證トスベキナシ、而シテ亦流罪ニ非ル證ハ、藥賀遺事ニ擧ラレタル、津田氏ノ系譜ニ、上人配鹵之後、受盛法師、（成覺ガ初名也）與二緯空一相伴、下二向越後國一等トアリテ、配流ト云ハズ、先祖ノ家系ヲ記スニ、何ゾ浮タルコトヲ記セン、是ハ此レ文證ナリ、亦配流ニ非ル義趣ヲ云ハヾ、同罪二人ヲ、同國同所ニ配流ト云ヘ、刑法ニナキコトナレバ、系譜ニ相伴下向ト云ハ、穩當ノ說ナリ、又成覺赴二越前國一、終還俗而成二織田大明神神職婚一等ト云、流刑ノ人、隨意ニ他國ニ移リ、婚嫁ナナス等ノコトアランヤ、相伴フ成覺流罪ニ非ズ、邪禿モ準ヘテ知ルベシ、又別シテ笑フベキハ、末徒等、邪禿ガ、行狀ヲ記シテ、我祖流罪恩免ノ時、公卿勅使ヲ蒙リ給フ、勅使ハ卽チ、岡崎中納言範光卿ナリト云、爾ルニ範光卿ハ、永元元年三月十五日、病ニヨリテ出家セラレヲ、法名ヲ靜心ト號シ、其後イク程ナク逝去アリシコト、勅修御傳、及ビ公卿傳等ニ詳ナリ、邪禿ガ流罪恩免、建曆元年ト云ヘバ、彼卿ノ逝去ニ後ルヽコト五年也、還俗幽靈ノ勅使ハ、古往今來未曾有ノ一奇事ト云ベシ、猶勅勘配流ノ恩免ニ、勅使ヲ向ケラルヽトハ、白壁ノ寢言ナリ、配流モ恩免モ、太

政官ヨリ、其國司ヘ宣下アルノ定式ニテ、勅使ナドアルモノニハ非ルナリ、禿徒等、此定式ハシラザレドモ、已レヒトリト云ハンニハ、世人ノ疑ハンカト思ヘルニヤ、源空上人恩免ノ敕使ヘ、權中納言光親卿ナリト云フ、是即チ僞リヲ文ルノ邪惑、惡ムベキノ甚キナリ、既ニ流罪ニ非ルヲ流ト僞リ、其僞リヲ成立セン爲ニ、ナキ敕使ヲアリト云僞リ、其敕使ニハ還俗幽靈ナル僞リ、左云モ僞リ右云モ僞リ、云言々ハ皆僞リ、實ニ魔黨ガ醜態、惡ムベキ哉

不可會辨并強會辨或問

問テ云不可會辨ニ邪立ト我門ト、法門差別ノ下、其義趣、初心モ心得易キヤウニ、敕示シ玉ハンコトヲ、答テ云、是ハ此レ正邪二門ノ配立差別ノコトナレバ一朝一夕ノ談ニ非ズ、往年統譽圓宣上人、（當時十八檀林中、武州瀧山大善寺ノ貫首、後ニ增上寺大僧正ニ轉任シ給フ）、邪祖ガ著述シテ、邪流ノ本書タル、敕行信證ヲ破斥シ給ヘルヲ、挫辟打磨編ト名ケテ、破邪顯正ノ盡理、未曾有ノ寶冊ナリ、此書ニ依テ研究セバ、邪正ノ分別、思ヒ半ヲ過ン、サレドモ未刻ニテ寫流通ナレバ、世ニ弘カラズ、故ニ我門ノ末學、彼ノ邪立ノ我正宗ニ大害ナルコトヲ知ラズシテ、日ニ月ニ拱手シテ、人ヲ邪坑ニ陷ラシム、凡ソ我門扶宗護法ノ最タル、此邪正ノ簡別ヲ知ルニ過タルハナシ　故ニ愚老ハヤクヨリ、開板ノコトヲ思ト云ヘドモ、所持ノ書誤脫多キニヨリテ、善本ヲ求ルニ、其隙イマダ熟セズ、漸々ニ遷引ニ及ベリ、而シテ予モハヤ、耳順ニモマリテ、志願ヲ遂ゾコト覺束ナケレバ、悲愼ニシテ有志ノ後昆ニ告ス、彼ノ善本ヲ得バ、速ニ上木シテ世ニ弘フシ、佛祖ノ冥慮ヲ慰シ奉ラレンコトヲ、今ハ其臨矢ノ爲ニ、邪祖ガ立法ノ本旨、敕行信證ニヨリテ、圖ヲ作リ、打磨編ノ意ヲ撮要シ、マヽ又愚解ヲ加ヘテ邪構ヲ救ヤ、初學ノ爲ニ是ヲ示サン

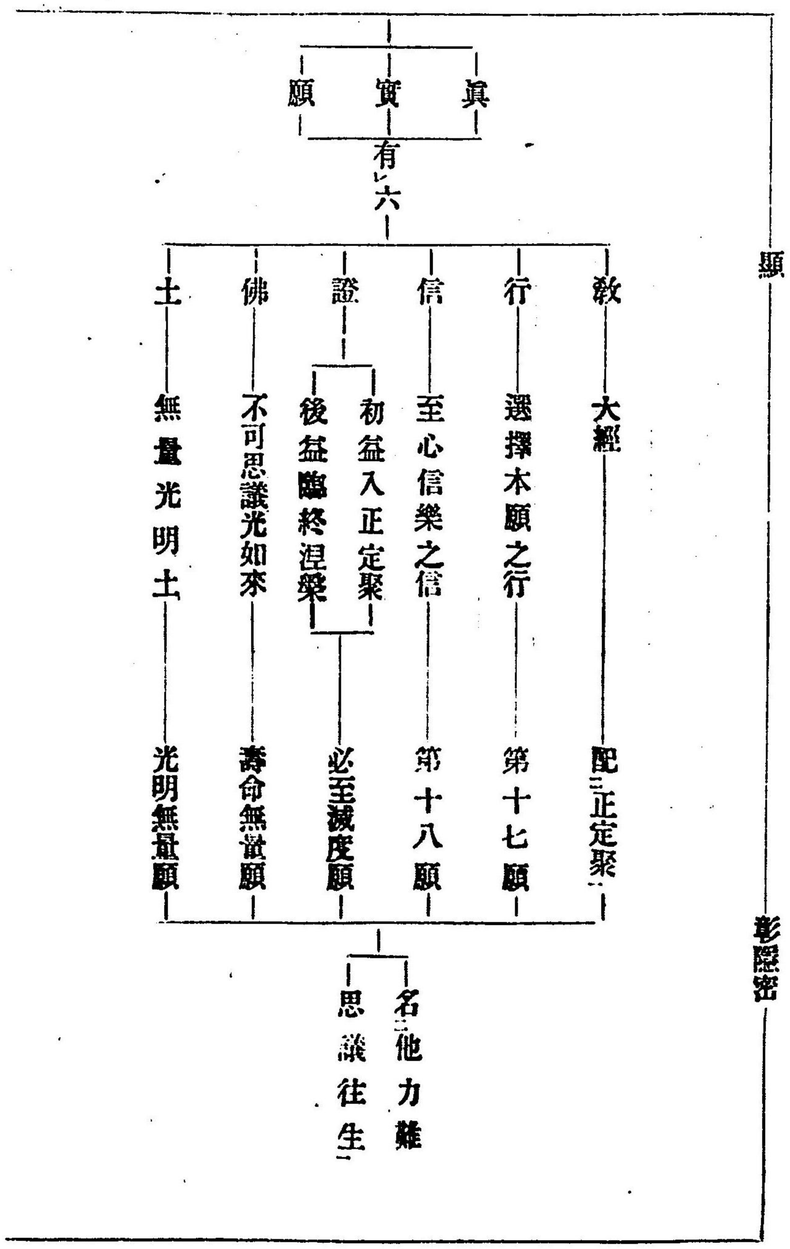

邪立圖

- 願有二
  - 一 眞實
    - 行願十七
    - 信願十八
      - 依之說二大經一 — 彌陀弘願門
  - 二 方便
    - 假門、自二十九願一、開二示觀經一
    - 眞門、自二二十願一、說二彌陀經一
      - 釋迦要門
        - 有五
          - 敎 — 觀經 — 配二邪定聚一
          - 行 — 修諸功德 — 定散諸行
          - 信 — 至心發願之願 — 自利三心 — 名二自力雙樹林下往生一
          - 佛 — 化身 — 第九佛身觀佛
          - 土 — 化土 — 觀經所說淨土 — 胎宮 — 懈慢界

- 方便願
  - 眞
  - 假
- 有五
  - 敎 — 彌陀經 — 配二不定聚一
  - 行 — 善本德本 — 唯稱名
  - 信 — 至心回向欲生之心 — 自利一心 — 名二自力難思往生一
  - 佛 — 化身
  - 土 — 化土 — 胎宮 — 懈慢界
- 顯
- 彰隱密

辨ジテ云、願ニ有レ二、一眞實、二方便ト云コト、其眞實ノ行願十信願十八ニヨリテ、大經ニ彌陀別意ノ弘願ヲ說クト云コト、又二方便ノ中ニ於テ、眞假ヲ分チ、十九ノ願ヨリ、假門ノ觀經ヲ開出シ、二十ノ願ヨリ、眞門ノ彌陀經ヲ說、是等ハ釋迦ノ要門敎ナリ等ト云コト、善導元祖兩大師ハモトヨリ、三國ニ亘リテ、自他ノ諸師ニ、一人トシテ、此割判アルコトナク、皆悉ク三經一轍ノ明判ナルヲ、邪禿、己ガ邪立ヲ成ゼンガ爲ニ、胸臆ニ任セテ此邪判ヲナスコト、實ニ附佛法外道ノ最頂、人ヲシテ、生死ノ牢獄ニ繫縛スルノ邪構、若シ是ヲモ惡マズンバ、何ヲカ惡ムベケンヤ、若シ是ヲモ悲マズンバ、何ヲカ悲ムベケンヤ、先ツ三經ヲ異轍トシテ、三定聚ニ邪配シ、大經ニ歸入スル機ヲ、正定聚ニ配シテ、是ヲ他力難思議往生トシ、觀經ノ說ニ依テ修行スル機ヲ、邪定聚ニ配シテ、是ヲ雙樹林下往生トシ、彌陀經ニヨリテ修行スル機ヲ、不定聚ニ配シテ、是ヲ自力難思往生等ト邪配セリ、推スルニ大經ノ文ニ、其有ニ衆生、生彼國ニ者、皆悉住ニ於正定之聚ト、所以者何、彼佛國中、無諸邪聚及不定聚、トアルヲ見テ、思ヒ付シコト、見ヘタリ、夫レ三定聚位階ノ配當ハ、異義多端ナリト云ヘドモ、今ノ所說ノ正定聚ト云ハ、地位ニ配當スル義ニハアラズシテ、處不退ヲ云コトナリ、其所以ハ一切善惡ノ凡夫佛願力ニ乘ジテ、彼國ニ生ズル者ハ、處不退ノ故ニ、悉ク退者ナシ、是ヲ正定聚ト名ク、處不退ノ故ニ流轉ノ者ナシ、是ヲ邪定聚ナシト說キ、處不退ノ故ニ或退ノ者ナシ、是ヲ不定聚ナシト說キ給ヘルナリ、モトヨリ三經一轍ナレバ、文ハ大經ニアレドモ、義ハ觀小兩經ニ通貫ス、其證ハ、阿彌陀經ニ、極樂國土、衆生生者、皆是阿鞞跋致、其中多有ニ一生補處、其數甚多、トアリ、阿鞞跋致ハ不退ト翻ジ、而シテ、其中ニ多有ニ一生補處、トマデ說キ給ヘバ、三經一轍ナルコトハ顯然ナリ、爾ルヲ邪禿、阿彌陀經ヲ不定聚ナリト邪配ス、不定聚トハ、或ハ進ミテ不退ニ至リ、或ハ退キテ邪聚ニ墮スルヲ云ナレバ、阿彌陀經ニヨリテ修行スル機ナバ、苦樂昇沈不定

ト云ヒ、又觀經ナバ、邪定聚ニ邪配ス、邪定聚トハ、必惡趣ニ墮スルヲ示フ、サレバ、觀經ニヨリテ修行スル機ハ、必墮惡趣ト云ノ邪配ナレバ、實ニ邪禿ハ、彌陀如來ノ悲願ヲ滅却シ、釋迦如來ノ經說ヲ破斥シ、一切諸佛ノ御舌ヲ壞亂スルノ大逆罪ヲナセリ、古往今來カヽル大邪見人アルコトヲ見聞セズ、宜哉宗祖大師言ヲ放テ、天魔ナリ外道ナリ、獅子身中ノ蟲ナリ等ト、嚴呵シ給ヘルコトヤ、又大經ニヨル人ハ、名他力難思議往生、觀經ニヨル人ハ、名自力雙樹林下往生、彌陀經ニヨル人ハ、名自力難思往生ト、三經ニ就テ、三種ノ往生ヲ配當スルコトハ何ゴトゾヤ、已ニ上ニ、觀經ニヨル人ハ、邪定聚必墮惡趣ノ機、彌陀經ニヨル人ハ、不定聚進退未決ト云テ、爰ニ至リテハ、又往生ト云フ、上下齟齬、前後鉾楯、實ニ熱病人ノ譫語ニ同シ、而シテ此邪配ハ、末徒等善導大師ノ法事讃ヲ憑據ト邪會スレドモ、唯文ノ相似セルノミニシテ、義趣ハ宵壤ノ相違ナリ、其所以ハ、法事讃ニ、難思議往生業、雙樹林下往生業、難思往生業トアルハ、往生ノ果ヲ歎ジテ、欣慕ノ念ヲ勸ムルニ、辭明曲調ノ爲、三重ニ歎ジ給ヘルニテ、三段三重ニ差別アルコトニテハナキナリ、爾ルヲ邪禿、難思議ト云ヲ、正定聚ニ配スル大經ニアツルトキハ、難思議ト云ハ勝レ、難思ト云ハ劣ルト思ヘリト見ユ、此ハ是唯辭明ノ曲調ニカナハシメン爲ニ、言辭ヲ具略シ給ヘルニテ、勝劣アリト云義ニハ非ズ、若シカラズト云ハヾ汝ニ問ン、佛陀ト云ハ勝レ、佛トノミ云ハ劣リ、菩提薩埵ト云ハ勝レ、菩薩トバカリ云ハ劣レリトスルカ、サラバ不可思議光如來ト云ガ報身佛ナレバ、十二光名中ノ難思光佛ナバ化佛トスルカ、又五會讃ニ、南無阿彌陀佛ト云ヒ、或ハ阿彌陀佛ト云ヒ、或ハ彌陀佛ト、具略コモ〳〵擧テ、曲調コカナヘ給フモ、南無阿彌陀佛ト云ハ、文字多クレバ法身、阿彌陀佛ト云ハ、中間ナレバ報身、彌陀佛ト云ハ、文字少ナクレバ化身ナリト云カ、實ニ絕倒ニ堪ヘタリ、又法事讃ニ、雙樹林下往生業トアルハ、古德ニ二解アリ、

一ニハ、釋尊梅檀ノ煙ニマジハリ給フ、況ヤ凡夫ニ於テヲヤト、厥離穢土ノ心ヲ勸ルニ約シ、又一義ニハ、淨土ノ果報ハ、竟ニ圓寂ノ理ニ歸ス、依テ且ク釋尊ノ涅槃常樂ニ歸シ給フ處ヲ擧テ、欣求ノ心ヲ勸ムルノ義ナリ、爾ルヲ邪禿觀經修行ノ人ハ、雙樹林下ニ往生スト云フ、譫語ニ非バマタ何トカ云ハン、此事、打磨編主ノ考ニハ、邪禿ガ讀阿彌陀佛偈ノ和讀ニ、七寶講堂道場樹、方便化身ノ淨土ナリトイヘバ、入涅槃林ヲ、道場樹ニ混ジタルナラント、ゲニモ末徒等ガ、法事讃ヲ據ト邪曾通セルハ、唯言辭ノ相似セルノミニテ、其義通セズ、雙樹ヲ道樹ニ混ゼット云フハ、觀經ヲ化身土往生ト、邪立スルニ的當スレバ、此考モマタ的當ト云フベシ、予退テ考ルニ、世ノ諺ニ、愚人ヲ指テ菽麥不辨ト云フ、マメトムギトハ一類ノ穀果、ソヲ辨知セザルヲサヘ、愚蒙ト貶セバ、穢土ト淨土ノ國界ヲモ辨ゼズ、四雙八株ノ入涅槃林ヲ、成等正覺一株ノ道場樹ニ混ズル愚禿ナモテ、菽麥不辨ノ愚蒙ニ比スルニ、百千萬億無量無邊、不可計

十

倍增ノ、至愚ト云フベシ、呵々

又眞實願ニ六、敎行信證佛土ト、邪建ノ旨趣ヲ云ハヤ、初ニ敎ハ大經、邪禿、正依ノ三經ヲ異轍トシ、無量壽經ヲ撰リ取リ、眞實敎トシ、正定聚ニ配スル等ノ僻謬、次上ニ辨乐スルガ如シ

次ニ行ハ、四十八願中第十七、諸佛稱名ノ願、淨土眞實ノ行、選擇本願ノ行是ナリ、一切諸佛ノ、彌陀ヲ稱揚シ玉ヘル中ニ、所有諸善功德ヲ圓滿シ給フ、此圓滿セル大行ヲ、彌陀ヨリ衆生ヘ回向シ給ヘル故ニ、是ヲ行願トダテ、爾ルヲ我等今日迄、此大悲御回向ノ法門ヲ聞クコトヲ得ザリシ故、生死久シカリシニ、今已ニ聞コトヲ得テ、アヽ難有ヤト、一念慶喜ノ心ヲ生ズルトキ、入正定聚即往生、彌勒ト等シキ位ヲ得、臨終一念ノ夕ベ、大般涅槃ノ佛果ニ至ル、是ヲ他力中ノ他力、往相回向ノ大法門ト云フト立ルガ、邪祖ガ邪宗ヲ邪建ノ根底、人ヲ邪見ニ陷入セシムルノ大深坑ナリ、嗚呼邪ナル哉、姦ナル哉、尤怖ルベシ、尤悲ベシ、今是ヲ糺明スルニ、正義正理ノ明鏡ヲカケテ、邪惑

邪誣ノ醜態ヲアラハサバ、夫レ彌陀超世ノ四十八願ヲ分別スルニ、三科アリ、一ニ攝法身ノ願、二ニ攝淨土ノ願、三ニ攝衆生ノ願ナリ、攝法身ノ願トハ、法藏菩薩、自身獲益ノ爲ニ立給フ、是ニ三願アリ、十二ト十三ト攝淨土ノ願トハ、淨土莊嚴ノ爲ニ立給フ、是ニ二願アリ、三十一ト三十二ト攝衆生ノ願トハ、衆生攝受ノ爲ニ立給フ、餘ノ四十三箇ノ願ナリ、爾レバ第十七願ハ、攝法身ノ願ナルニ、是ヲ行ノ願ト云トキハ、攝衆生ノ願トナレバ、攝科相違ノ大過トナルナリ、又行ヲ擔ヒ給フハ、十八願ナルニ、十七願ヲ行トイヘバ、行願煩重ノ大失トナルナリ、已上ハ攝科信行ノ明鏡ナカケテ、十七願ヲ行願ト、邪立誣惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ信ハ、第十八至心信樂ノ願是ナリ、一切衆生、無始已來、虛僞諂曲ニシテ、眞實ノ心アルコトナキヲ憫ミテ、疑蓋雜ハルコトナキ、金剛不壞ノ至心信樂ヲ成就シ、又眞實欲生招喚ノ心ヲ發シ、徧ク群生ニ回向シ給フ、依テ經ニ、令諸衆生功德成就ト說キ給フ、サレバ若シハ行若シハ信、一事ト

シテ阿彌陀如來ノ淸淨願心ノ、回向成就シ給フ所ニ非ト云コトナシト邪立ス、今其誣惑ヲ糺明セバ、此願ハ是、一切善惡ノ衆生、上ミハ一生持名スル者ヨリ、下モハ臨終ニ十念一念スル者迄ヲ、來迎引接セント擔ヒ給ヒタルバ、口稱念佛ノ行ガ願體ニテ、信心ヲ願體トシ給ヒタル願ニハ非ズ、爾ルヲ邪禿、十八願ハ信願ト邪配スルハ、願體相違ノ大過ヲ生ズ、猶此信願ト云フモ、衆生ノ發ス信ナリトニテモ云ハヾ、相違ナガラモ、少シハ佛法ノ香モスベケレドモ、至心信樂欲生我國トハ、彌陀能發ノ信ニテ、是ヲ衆生ヘ御回向等トイヘバ、衆生ノ發スベキ心ヲ佛ニ誤ル、過中ノ大過、是ニ過ギタル大過ハナキナリ、已ニ十八願體、心具口稱念佛ナルコトハ、兩大師ノ釋文ニヨリ、本編諸所ニ敷說スレバ、今ハ是ヲ略ス、已上ハ、信行願體發心衆生ノ明鏡ヲカケテ、十八願ヲ信願ト、邪立誣惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ證ハ、第十一ノ願、必至滅度ノ願ヨリ出タリ、我等生死罪濁ノ惡凡夫ナリト云ヘドモ、如來往相

十一

同向ノ心行ヲ獲レバ、卽時ニ正定之聚ニ入、臨終大般涅槃ヲ證スト邪建ス、今其誣惑ヲ糺明セバ、先此第十一ノ願文ニ、設我得レ佛、國中人天、不下住二定聚一、必至二滅度一者、不レ取二正覺一ト、此願意ヲ云ハヾ、他土ノ衆生ノ佛道ヲ修行スルニハ、ヤヽモスレバ、退緣ニアヒテ、不定聚ニ漂ヒ、邪定聚ニ墜ルヲ憐ミヲ、我國ニ往生セバ、必ズ正定聚ニ住シテ、イサヽカモ退緣ナク、終ニ成佛ニ至ラシメント、誓ヒ給ヘル願也、爾ルニ願文ニ、初益不退、終益滅度ノ兩益アレバ、不退ヲ願體トスルカ、滅度ヲ願體トスルカト云フトキ、不退ヲ當願ノ願體トスル故ニ、住正定聚ノ願ト、得名スルコト、自他宗ノ諸師、悉ク皆爾リ、中ニ於テ、智光慈覺ノ二師ニ、住正定聚必至滅度ノ願ト、始終ノ兩益ヲ、得名トセラレタレドモ、其願體ヲ云フトキハ是モ亦不退ナルコト、諸師ニ異ナルコトナシ、此如諸師一般ニ、不退ヲ願體ト定メラルヽハ、何故ゾト云フニ、此願ノ願成就ノ文ニ、生二彼國一者、皆悉住二於正定之聚一、彼佛國中、無二諸邪聚及不定聚一

トアリテ、兩益アレドモ不退願體ナルコト、成就ノ文ニ明白ナレバ、諸師一般ニ願體ニヨリテ、住正定聚ノ願ト得名シ給ヘル也、爾ルヲ邪禿、已ガ邪立ヲ成センガ爲ニ、願體ヲマゲテ、必至滅度ノ願ト得名スルコト、邪惑ノ大罪惡ムベシ怖ルベシ、又當願ハ攝衆生中、攝自國ノ願ナルニ、邪禿恣ニ、正定聚モ滅度モ、此土ノ得證ト邪立ス、サレバ此願、攝他國ノ願トナル故、願文違背ノ大過ヲ成ズ、別シテ滅度ヲ此世ノ終益ト云ハヾ、既ニ無上ノ佛果ニ登リ乍ラ、他佛ノ淨土ヘ往生トハ、古往今來未曾有ノ大妄成、此コト本編ニ委曲スレバ、コレヲ略ス、問テ云往年一書倘來リテ、邪家ニ於テ、古本數部ヲ買得セシ中ニ、書寫ノ一本、閻塘記ト題スルアリト云故、披キテ見ルニ、往ジ明和四年、播州ノ智遊ト、越前ノ功存等ト、本願寺ニ於テ、當願ノ定聚ト滅度ヲ、此世ノ一益歟、此世後世ノ二益歟ト論ジタルニ、畢竟ハ、一益ト云ハ邪義、二益ト云ハ正義ト、成立スル證ニ、親鸞及ビ、存覺蓮如等ガ語ヲ引證セリ、爾ルニ今、定聚モ滅度モ、此

土ノ益ト邪立セリトノ破斥ハ、アタラザルニハ非ヤ、答テ云、邪禿ガ言辭ノ一定セザルハ、衆生ヲ誑惑スルノ邪術、又末徒等ガ益ト云フハ、邪祖ガ邪立ノ破綻ヲ補飾セルナリ、先邪祖ガ言辭一定セズシテ、後益トスルモアレドモ予一槩ニ、定聚滅度生前ノ一益ト邪立スト云フハ、彼ガ著述、敎行信證ノ信ノ卷ニ云、彌勒大士窮二等覺金剛心一故龍華三會曉當レ極二無上覺位一、念佛衆生窮二橫超金剛心一故臨終一念夕超二證大般涅槃一等トイヘリ、已ニ臨終ノ夕ベトイヘバ、後世ニ非ズ、生前ノ攝屬ナレバ、定聚モ滅度モ、今生一世ニ得ルト、邪立スルコト顯然也、爾ルニ和讃、及ビ弟子同行ノ愚蒙ヲアヤナス消息等ニ、滅度後益ト云フコトモ數數アレドモ是ハ例ノ誑惑沒撈模法門ナリ、邪立ノ本書ハ敎行信證ナレバ、定聚滅度、今生一世ノ益ト立ルガ、邪立ノ本義ナルコト顯然也、サレバ又、支末ノ諸書ニ、後益ノ如ク云フハ、誑惑叛弄ナルコトモ、亦顯然ナルニ非ヤ、コレニ依テ予一槩ニ、此世ノ一益トシテ、破摧セシハ此所由也、次ニ末徒等ガ二益ト云フハ、邪祖ガ邪立ノ破綻ヲ補ハントシテ、多クノ言辭、筆墨ノ費ヲナセドモ、畢竟何ノ詮モナキ徒ラゴトナリ、其所以ハ、上ニモ云ヘル如ク、當願ハ攝自國ノ願ナレバ、一益ト云ヘモトヨリ、二益ト云フモ、入正定聚ヲ今生ノ益トスレバ、攝自國ノ願文ニ違スレバナリ、爾ルニ邪禿ガ、滅度ヲ今生ノ益ト云ノコト、餘リニ途方モナキ僻立ニテ、驅烏モ其誣妄ヲ知ル故、末徒等其破綻ヲ補ハントスレドモ寸功ヲ得ズ、タトハヾ螻蟻ヲ補フニ、朽絲ヲモテスルガ如シ、當願モトヨリ定聚滅度トモニ、後世始終ノ一益ナレバ、此世後世二益ノ朽絲ヲモテ、補ヒ得ベキ理リアランヤ、已上ハ願體攝科ノ明鏡ヲカケテ、十一願ヲ、此世必至滅度ト、得名邪立スルノ醜惡ヲ顯ス

次ニ佛ハ、不可思議光如來、第十三壽命無量ノ願ヨリ出、土ハ無量光明土、第十二光明無量ノ願ヨリ出ヅ、此二願ニ酬報スルガ故ニ、眞ノ報佛土ト云等ト邪立セリ、夫レ彌陀佛ハ、總ジテ四十八ノ願ニ酬フテ、獲得シ給ヘル身土ナルガ故ニ、佛ハ

報身、土ハ報土ナリ、爾ルヲ邪禿、四十八願中、唯十二十三ノ願ニ報フテ得給ヘルト云フハ、六八願中ニ、眞假ヲ分ル邪立ナナス故ナリ、邪立ノ過、擧ゲ盡シ難ケレバ、今其一二ヲ示サン、總シテ四十八願ノ因願ニ報ヒテ得給ヘル身土ヲ、唯十二十三ノ二願ニ報フト邪配スルノ過、又二百一十億ノ國土中ニ、麁劣ヲ選捨シ、善妙ヲ選取シ給ヘル、五劫ノ御思惟、兆載永劫ノ御修行ヲ滅絶スルノ過、又光壽ノ二願ハ攝法身ノ願ナルニ、無量光明土ト云フトキハ、攝淨土ノ願トナレバ、願ノ所屬ヲ轉改スルノ過等、枚擧ニイトマアラズ、已上ハ六八因願ノ酬報、諸土ノ選擇、身土願攝等ノ明鏡ヲカケテ、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス、從上略シテ、大經ヲ依標トシテ、立ル所ノ、敎行信證佛土ノ六件ハ、皆悉ク邪僻誑惑ノ安立ナルコトヲ顯シ擧ル

次ニ方便トハ、釋迦要門敎ニ二、一ニ假門、二ニ眞門、初メ假門ノ敎ハ觀經、配二邪定聚一ト、此邪立ノ醜態ヲ糺明セバ、夫レ淨土正依三經ノ中ニテモ、正シク淨土眞門ノ開建ハ、善導大師觀經ヲ釋スルニ、四帖ノ御疏御選述アリテ、古來ノ諸師ノ紕謬ヲ拂ヒ、佛ハ報身、土ハ報土、往生ノ機ハ五乘竝入ト、楷定シ玉ヘル明判ニヒラケタルヲ、我宗祖大師、導師ノ釋文ニ依準シテ、眞宗ヲ別開シ玉ヘルナリ、爾ルヲ邪禿、兩大師ニ背逆シ、觀經ハ方便ノ中ニテモ最劣ノ假門ナリト貶シ、此敎ニヨリテ修行スル機ハ、邪定聚必墮惡道ノ人ナリト邪立スルコト、已ニ上ニ辨センガ如シ、此邪配、古今無比ノ大邪見ニシテ、其邪惑、愚蒙モ辨知シ易ケレバ、末徒等此恥ヲ覆ハンガトテ、觀經下三品ニ、或ハ應墮地獄ト說キ、或ハ應墮惡道ト說ク故ニ、過善已前ノ機ニ約シテ、邪定聚ニ配セラレタル歟ト邪會セリ、若シ過善已前ニ約スト云ハヾ、大小二經モ、下機ナモトヽスル本願ノ大悲ナレバ、過敎已前ハ逆謗ノ機モアルベケレバ、三經スベテ邪定聚ニ配スベシ、爾ルヲ大經ノ正定聚ハ、過敎ノ後ニ名ケ、觀經ノ邪定聚ハ、過敎已前ニ名クルトハ、不順前後、邪會通、誰ノ凝人カ此噫嘻ヲ肯フベキ、已上ハ淨土開建、古今楷定ノ明鏡ヲ

カケテ、觀經ハ方便假門、配二邪定聚一ト云、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ行ハ、修諸功德定散諸行等ト、邪立ノ大意ヲ云ヘヾ、無量光明ノ報土ニ生ズル信者ハ、來迎ノ願ナカラズ、往相御同向ノ大信ヲ得ザル、定散諸行自力邪定聚ノ機ハ、來迎ヲ待タズシテハ、邊地胎生懈慢國ヘモ、生ズルコトヲ得ベカラズ、故ニ彌陀佛此機ノ爲ニ、來迎ノ願ヲ立給ヘル等ト云フガ、邪立ノ大意ナリ、此邪立ノ醜態ヲ顯サバ、夫レ第十九來迎ノ願ハ、念佛ノ行者ハモトヨリ、諸行ヲ修スルモ、堪能ノ機ハ、臨終ニ來迎セント、立給ヘル本願ナレバ、來迎ガ願體ニテ、念佛オヨビ諸行ハ來迎ノ因由ニテ願體ニアラズ、猶此來迎ノ願正ニハ念佛者ノ爲ナルコト、內外ノ諸魔ノ障リヲ除キ、往生ノ素懷ヲ遂シメ給フ等ノ義、本編ニ委曲スレバ、今ハ略ス、已上ハ來迎願體ノ明鏡ヲカケテ、定散諸行ヲ願體ト、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ信ハ、至心發願之願、邪定聚機、雙樹林下往生、無量壽佛觀經之意也ト標シテ、此下ニテ、顯彰隱密ト云、邪誑邪惑ノ大邪網ナハリテ、人ナレテ生死ノ苦海ヲ出サジト構フ、今此邪構ヲ挫碎セバ、先邪禿カ邪配ノ大意ヲ云フニ、濁世劫末ノ群生、九十五種ノ邪道ヲ出デヽ、半滿權實ノ法門ニ入トイヘドモ、眞實ナル者ハ甚以少ク、僞虛ナル者ハ甚以多シ、故ニ釋迦牟尼佛ハ、三輩九品ノ方便假門ノ法ヲ說キテ、群生海ヲ誘引シ、阿彌陀如來モ亦此機ノ爲ニ、修諸功德臨終來迎ノ、方便ノ願ヲ建給フ、是觀經ノ顯ノ義ナリ、サレドモ兩尊ノ大悲、曾淺近ノ方便假門ノミニ止ランヤ、此顯說方便ヨリ誘引シテ、終ニ眞實ノ願海ニ歸入セシメ給フ、是此經ノ彰隱密ノ義ナリ、其所以ハ、報土ノ眞因ハ、信樂ヲ正トスル故ニ、大經ニハ信樂トイヘリ、此經ニハ深心ト說クリ、此深心顯說ノ方ハ、自力ノ三心ナレドモ、密意ノ方ハ、往相利他ノ深心ナル故、大觀二經ノ三心、顯ノ義ニヨレバ異ナリ、彰ノ義ニヨレバ一ナリ、是ヲ顯彰隱密ノ深義ト云等ト邪立セリ、嗚呼怖ルベシ、此邪立

ノ如キ、上ニ向テハ、佛願佛說祖敎ニ違害シ、下ニ向テハ、一切衆生ヲ、三惡ノ火坑ニ落入ラシムルノ邪構ナレバ、其過無量ナル中、今其五三ヲ擧テ糺明セバ、先ヅ顯彰隱密ノ名目、邪禿ガ胸臆ノ邪立ナルコトハモトヨリ、其名目ヲ立ルノ義趣ヲモ知ラズ、若シ顯彰隱密ノ名目ナレバ、顯彰ノ二字ヲ一聯トシ、隱密ノ二字ヲ一聯トシ、略ヲテハ、顯密トモ、隱彰トモ立ルガ法ナリ、爾ルヲ邪禿、此立法ヲモ知ラズ、四字ノ名目ヲ、一字ト三字ニ割判スルコト、愚蒙ノ底ヲ極メタリト云ベシ、是一又自力ノ三心ハ、方便假門等ト云フコト、邪禿本トヨリ自力他力ノ名目ノ義趣ヲ知ラズ、自力トハ、自ノ三學力ヲ以テ、入聖得果センストスルヲ自力トシ、他力トハ、我機分ヲ顧ルニ自力ニテ出離スルコト能ズト知リ、偏ニ佛ノ本願力ヲ憑ミテ往生ヲ期スルヲ他力ト云フナリ、爾ルニ觀經ノ三心ハ、行ニ正雜ノ異アリトイヘドモ、他力ヲ仰グ往生ノ法門ナレバ、カケテモフレテモ、自力ト云フベキ理リアルコトナシ、是二又隱彰ノ義ニテハ、大經ノ

三心、觀經ノ三心、全同ト云フ、コレ亦甚シキ邪曾ナリ、正宗ノ祖判ノ如キハ、願文ノ至心ハ觀經ノ至誠心ナリ、信樂ハ深心ナリ、欲生我國ハ回向發願心ナリト、合釋シ給ヘリ、爾ルヲ邪禿、所歸ノ大經ノ三心ヲモ、一ツノ信心トシテ全同ト云フ、能歸ノ今經ノ三心ヲモ、一ツノ信心トシテ全同ト云フ、能歸モ所歸モ皆誤リ、一ノ信心ト云フモ亦其心體ヲ誤レリ、所以イカントナレバ、三心ノ心體、各々別ナリ、謂ク、至心至誠心ハ捨ノ心所ナリ、信樂深心ハ信ノ心所ナリ、欲生我國回向發願心ハ善欲ノ心所ナリ、既ニ心體別ナリ、同時相應トハ云ベシ、全同トハ云ベカラズ、爾ルニ彼レ等、三心三信同一事ト云フ據ニ、論註ノ三信ノ釋ヲ擧、是亦大ナル誤リナリ、鸞師ノ三信ハ、三心ヲ三信ト釋シ給ヘルフニハ非ズ、一ツノ深心ヲ、三等ニ細釋シ給ヘルナリ、註ノ文顯著ナリ、披テ知ルベシ、別シテ註ノ三信ハ、行者所發ノ心ニシテ、毛髮許リモ、佛所發ノ心ト云フコトニハ非ズ、爾ルニ邪禿ハ、佛所發ノ心ナリト、邪立誣惑ナス惡ムベシ、爾レバ

所歸大經ノ三心、一ノ信心ニ非ズ、能歸今經ノ三心、何ゾ全同ナラン、其全同ナラズ、又佛所發ノ心ニモ非ルコト、本編ニ散說スレバ今ハ略ス、顯彰隱密ノ邪立誣惑ナルコト見ツベシ、是三又二善三福、報土ノ眞因ニ非ズト云フ、然ルニ經ニハ、此三種業ハ三世諸佛淨業正因ト說キ給フ、爾レバ邪禿ハ、三世諸佛ノ正因ヲ毀滅シ、釋尊金口無虛妄ノ經說ヲ誹謗ス、佛敵法敵ノ大逆罪ヲ造レリ、是四又欣慕淨土ノ善根ハ、方便假門ノ所立ト云フ、爾ルニ大經ニハ、始メニ本願所成ノ妙境界相ヲ說キ、終ニ五惡五燒五痛ノ苦相ヲ說テ、欣厭ヲ勸メ、今經ニハ、始ニ阿闍世ノ不孝、父母禁獄ノ苦相ヲ說キ、後ニ極樂微妙ノ樂相ヲ說キテ厭欣ヲ勸メ、小經ニハ、安養微妙ノ依正二報ヲ說キテ、欣慕ノ心ヲ勸メ給フ、故ニ元祖大師ハ、使二人欣慕之敎門、且似二淺近一、而自然悟道之密意、究是深奧也ト釋シ給フ、爾ルヲ邪禿、方便假門ト貶シテ、往生ノ根基タル、欣慕ノ心ヲ奪フノ大惡、是五又自力雙樹林下往生ノ邪配ハ、上ニ述ルガ如シ、已上ハ

名目ノ立法、自力他力、三心心體各別、二善三福報土ノ眞因、厭捨欣慕ハ往生ノ根基等ノ明鏡ヲカケテ、邪惑邪立ノ醜態ヲ顯ス

問テ云、上ニ敎行信證佛土ノ六義ヲ建ルニ準セバ、今モ亦六義ヲ擧グベキニ、證ヲ略シテ立ザルハ、其義趣イカン、答テ云此コトニ邪釋ナケレバ、其旨趣知リ難シトイヘドモ、推スルニ、觀小二經ハ方便假門、誘引ノ顯說ニテ化土生ナレバ、眞證ヘナシ、其眞證ヲ得ルコトハ、眞實一念ノ願海ニ歸入シテ得ルト云フノ妄配ニテ、證入ノ義ヲ立ズト見ヘタリ、アヽ邪惑ナルカナ

次ニ佛ハ、化身、第九佛身觀佛等ト、邪禿、第九佛身觀ノ佛ヲ化身ナリト云フコト、邪僻ノ最頂ナリ、此邪立ニ無量ノ過アル中、今其少分ヲ云フニ經中第九觀ニ、佛ノ身量ヲ說キテ、六十萬億那由他恒河沙由旬ト說キ給ヘリ、是報佛ノ相ニシテ、化佛ニ此身量アルコトナシ、又光明遍照十方世界ノ照益ハ、眞身觀ノ佛ヨリ放チ給フコトナルニ、其佛ヲバ化身ト貶シ、其光益ヲバ、己ガ自造ノ眞

身ヨリ放チテ、一念慶喜入正定聚ノ機ノ蒙ル益ト、前後不應ノ誣言ナナス、又大經所說ノ十二光佛ハ報身、觀小兩經所說ノ佛ハ化身ト邪配ス、爾ルニ導師ノ往生禮讚ニハ、小經ノ彼佛光明ノ文ト、觀經ノ光明遍照ノ文ト、大經ノ十二光ノ文トヲ並ベ擧テ、報佛ノ義ヲ釋成シ給ヘリ、邪禿祖判ニ背テ、此邪割ナナスコト、怖ルベシ惡ムベシ、已上ハ佛ノ身量、光照普偏、三經並擧ノ明鏡ナカケテ、邪禿ガ邪立誣惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ土ハ化土、觀經所說ノ淨土、大經ノ胎宮、菩薩處胎經所說ノ懈慢界ト邪立ス、是ニ亦無量ノ過アリトイヘドモ、今其少分ヲ擧ゲバ、邪禿己ガ眞土ト云フ無量光明ノ土ハ、則チ彌陀如來第十二光明無量ノ願ニ酬フテ、無能限量ノ光明ヲ得玉ヘル佛ノ土ナレバ、無量光明土ト云フト云ヘリ、是レ則チ觀經ニ、光明遍照十方世界等ト說キ給ヘルニ、何ノ差別アリヤ、爾ルヲ邪禿、同一ノ光明無量ヲ、大經ハ眞土、觀經ハ化土ト、邪割取捨分別スルハ何事ゾヤ、又觀經三福九品ノ行者ハ、自力回向ノ機ナルガ故ニ、大經所說ノ邊地胎宮ニ生ズト邪解ス、其邊地胎宮ニ生ズルハ、疑惑心ヲ以テ諸ノ功德ヲ修スルモノヽ生ズルコト、經說祖釋顯了ナリ、三福九品ノ機ハ、無疑具三心ノ者ナレバ、何ゾ胎宮ニ生ズルコトアラン、爾ルヲ邪禿、恣ニ信機ヲシテ、疑者ニ混亂シ、衆生ヲ誣惑セントスルコト惡ムベシ、又三福九品ノ機ハ、菩薩處胎經ニ說キタル、懈慢界ニ生ズト邪解ス、彼ノ懈慢界ニ生ズル者ハ、三心未具、執心牢固ノ機也、三福九品ノ機ハ、三心具足、執心牢固ノ機ナルガ故ニ報土ニ得生ス、爾ルヲ邪禿、生因ノ牢固不牢固ノ差別モナク、一槩ニ懈慢ニ生ズト謗法ヲナス怪ムベシ、又觀經ハ十九ノ願ヨリ開說ス、若シ自力ノ行者、佛ノ來迎ナクバ、懈慢ニモ生ズルコトヲ得ベカラズ等ト云フ、爾ルニ懈慢ニ生ズルニハ來迎ナシ、故ニ懷感禪師ノ云フ、佛若來迎、卽是西方淨土業成、豈容ニ佛迎而生ニ懈慢國一也、感師ノ明判可レ仰、邪立ノ誣妄可レ笑、已上觀經所說ノ淨土ハ報土、胎宮懈慢ノ生因ハ、疑惑不牢固ノ明鏡ヲカケテ、邪立

誣惑ノ醜態ヲ顯ス、從上略シテ、觀經ヲ方便假門ト貶シテ、邪配スル所ノ、敎行信佛土ノ五件ハ、皆悉ク邪僻誣惑ノ妄配ナルコトヲ顯シ擧ル

次ニ方便中眞門ノ敎ハ、阿彌陀經、不定聚機、難思往生等ト、邪立ノ大意ハ、第二十ノ願ヨリ彌陀經ヲ說ク、是レ方便中ノ眞門ニシテ、此敎ニヨリテ修行スルヲ、不定聚ノ機ナリト邪立ス、三經ハ一轍ニシテ、彌陀經方便說ニ非ザルコト、及ビ不定聚難思往生等ト邪配スルハ、上ニ挫斥スルガ如シ

次ニ行ハ、善本德本唯稱名等ト、邪立ノ大意ヲ云ハヾ、行ニ二種アリ、一ニハ善本、二ニハ德本、善本トハ、如來ノ嘉名也、德本トハ、如來ノ德號ナリ、此行ヲ勵ミテ多念相續スレバ、自策自勵ノ分齊ニシテ、利他ノ一心信行、如來ノ回向力ニ歸入セザルガ故ニ、ナホ方便ノ敎門ニ屬シテ、他力中ノ自力ナレバ、難思議ノ報土得生ヲ得ズ、漸々難思ノ化土ニ往生ス等ト邪立ス、此邪立、其過無量ナレドモ、略シヲ一二ヲ擧ゲバ、邪禿、行ニ二種アリト云テ、而モ善本ハ佛ノ嘉名、德本ハ佛ノ德號トイヘバ、善本德本言異意同ニシテ、唯一種ノ佛名ナリ、二種アリトハ何ノ寢語ゾヤ、又邪禿、善本德本ト云ヲ、如來ノ嘉名德號トシテ、第二十ノ願ノ、植諸德本ノ文ニ合シテ、二十ノ願ヨリ彌陀經ヲ開說スト邪配ス、爾ルニ二十ノ願ノ、植諸德本ト云ハ、諸善萬行ニ亘ル、若シ是ヲ小經ニ配セバ、善根福德ノ文ニコソ當レ、爾ルヲ邪禿、植諸德本ヲ嘉名德號ト邪配スルハ何事ゾヤ、已上ハ言異意同德本諸行ノ明鏡ヲカケテ、邪立邪惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ信ハ、至心回向欲生之心、自利ノ一心等ト、邪立ノ大意ヲ云ニ、觀經ノ如キヘハ、定散二善ノ上ニ於テ、三心ヲ建立シ、小經ノ如キヘハ、專ラ念佛一行ニ就テ、一心ヲ勵マス、所歸ノ法ハ異ナリトイヘドモ、能歸ノ心相ハ同ク是レ自力ノ心ナリ等ト邪解シ、又觀經ノ如ク、此經ニモ亦顯彰隱密アリ、顯ト云ハ、一切諸行ノ小善ヲ貶シテ、善本德本ノ眞門ヲ開示シ、自利ノ一心ヲ勵マシテ、難思

往生ヲ勧メ給ヘリ、是此經ノ顯ノ義ナリ、彰隱密トハ、眞實難信ノ法ヲ彰スニ、執持ト云フ、一心ト云フ、執ノ言ハ、心堅牢ニシテ、移轉セザルヲ彰シ、持ノ言ハ、不散不失ニ名ク、一ノ言ハ、無二ノ言ニ名ク、心ノ言ハ、眞實無碍ノ大信ニ名クルナリ、等ト邪解邪立ス、此下亦無量ノ過アル中、要ヲ撮テ挫斥セバ、先所歸ノ法ハ異ナリトイヘドモ、能歸ノ心ハ自力ノ心ナリト云フコト、三心一心、具略異ナリトイヘドモ、イヅレモ、他力仰頼ノ上ヘナラデ、立ツベキ心ニ非ルコト、又自力他力ノ名目ノ義趣ヲモ知ラザルコト等、上ニ述レバ今ハ略ス、其邪解ナルコト知ルベシ、又顯彰隱密ノ邪謀ヲアバカバ、執持一心ノ四字ヲ以テ誑惑百端、今先ヅ經文ノ正義ヲ云ハヾ、經ニ云、若有二善男子善女人一聞レ說二阿彌陀佛一執二持名號一若一日乃至七日一心不亂其人臨二命終時一阿彌陀佛與二諸聖衆一現在二其前一等、文ノ意ハ、阿彌陀佛ノ大悲本願、念佛往生ノ義ヲ、知識善友ヨリ聞、或ハ經論ヲ尋覽シテ其意ヲ得、若ハ一日乃至七日、念佛ヲ行ジ

ヲ餘事ヲ求メズ、唯往生ノ爲、一心不亂ニツトムレバ、其人ノ臨終ニハ、阿彌陀佛ト諸菩薩ト、來迎引接シ給フト云フ義趣ナルヲ、邪禿誣惑ニシテ、稱佛名號ノ起行ヲバ隱覆シ、唯執持一心ノ四字ヲ扳扳テ是則利他ノ一心、無碍ノ大信海、即往生不可思議微妙ノ法門、是ヲ今經、彰隱密ノ義ト云ト、邪解邪立邪配シテ、本願ニ契當スル、惣別二種ノ安心ヲ奪ヒ、選擇攝取ノ妙行ヲ廢棄シ、人ナシテ、無願無行ノ邪穴ニ陷ラシム、實ニ悲ムベシ、實ニ悲ムベシ、已上ハ自力他力執持名號ノ明鏡ヲカケテ、邪立誣惑ノ醜態ヲ顯ス

問テ云、文ノ意ニ義ヲ取ルハ、三世諸佛ノ怨ト云經說モアレバ、シラズ彼レガ顯彰隱密ノ義長縄ニシテ、大悲ノ深水ヲ汲得タルニハアラズヤ、答テ云、聖道ノ諸經ニ於テハ、文ヲ問シテ義ヲ取ルコトナキニアラザレバ、涅槃會上ニ於テ決疑アリ、淨土ノ法門ニ於テハ、下機ヲ濟フヲ本願ノ目的トシ文ノ意ニ義ヲ取ルヲ了敎中ノ大了敎トス、故ニ淨敎ニ於テハ、涅槃ニ決疑アルコトナシ、爾ルヲ

邪禿、文ノマヽニ義ヲ取リテ、餘濫アルコトナキ、淨土頓大了敎中ニ於テ、顯彰隱密ノ邪說ヲナスコト、大邪見ノ最頂タルコト惡ムベシ

問テ云、淨土了敎ナリト云ヘドモ、經ニ隱顯ノ義ナシトハ云ベカラズ、導師ノ散善義ニモ、隱顯アリト釋シ給ヒ、又元祖大師モ、阿彌陀經ニ隱顯アリトノ給ヘバ、愚禿ガ顯彰隱密ノ名目、文字ノ劃判コソアヤマレドモ、義ハ兩祖ノ隱顯トノ玉ヘルニ同ジケレバ、邪說ナリトモ定メ難キニ非ヤ、答テ云、鎗金色ヲ同ウスレドモ、其用豈等シカランヤ、鷺ノ雪ニ立ツ、色相分チ難シトイヘドモ、情非情全ク別ナリ、今モ亦其如ク、邪禿ガ顯彰隱密ト云モ、兩祖ノ隱顯トノ玉ヘルモ、言辭ハ同ジカレドモ、義趣ニ於テハ、邪正天壤ナリ、其所以ハ、先導祖ノ三心ヲ釋スル、古來ノ諸師ト異ナリ、諸師ハ經ノ三心ヲ、唯上々ノ一品ニノミ蒙ラセテ、下八品ニワタサズ、是レ文ニ隱顯アルコトヲ知ラズシテ、經意ヲ盡サズ、導師ハシカラズ三心ノ文ハ上々品ニアレドモ、義ハ下八品ニワタル、具三心者必生彼國ノ經說ナレバ、文ニ具略ハアレドモ、品々必十一門義ヲ具セザレバ、往生セザルガ故ニト、一百番ノ妙判ヲナシ、古今ヲ楷定シ給ヘリ、又元祖大師ハ、阿彌陀經ニ、唯執持名號ト、念佛往生一法ノミ說ケタレドモ、廣略ノ義ヲ以心得レバ、四十八願ヲ悉ク說キ玉ヒタル經ナリ、其所以ハ、如三我今者讃二嘆阿彌陀佛不可思議功德一ト說キ玉フ、此阿彌陀佛ノ功德ト云ハ、即チ四十八願ノコトナレバナリ、故ニ文ニ隱顯アリトノ玉ヘリ、サレバ此兩大師ノ隱顯ト仰ラレタルハ、具略廣略ト云ニ同ク、其義ハアリテ文ニ略サレタルヲ、隱顯トノ玉ヘルナリ、爾ルニ邪禿ガ云顯彰隱密ヘ、已ニ上ニ云如ク、經ニナキ妄說ナシテ、此義經文、顯ノ方便說ニハナケレドモ、彰隱密ノ深義ナリト、邪會誣惑ナシ、人ヲシテ惡見ニ陷ラシム、サレバ言辭ノ相似スルニ目トメテ、義趣ニ邪正ノ箇別ヲ知ラズバ、是ヲ有識ノ人ト云ハンヤ、乞フ初學、似テ非ナルノ欺ヲウケベカラズ、因ニ此隱顯ノ名目ヲモテ邪禿ガ邪構ノ誣惑ヲ示サバ、邪

禿、顯ニハ佛法ヲ信ズル相ヲアラハシテ、隱ニ佛法ヲ破滅セントス、實ニ附佛ノ外道、惡ムベキノ最頂ニ非ズヤ

次ニ佛ハ化身ト、邪禿、大經ニ於テハ、壽命無量ノ願ニ酬報スル、身ナリ等ト云ヘリ、其十二十三兩願ノ光壽無量ト今經ノ光壽無量ト、何ノ差別スルコトアリヤ、爾ルヲ大經ノ光壽無量ナバ、報身ヲ成立スルノ證トシ、今經ノ光壽無量ナバ、化身ニ屬スルコト、邪愚ノ狂態怪シムベシ、已上ハ光壽無量ノ明鏡ヲカケテ、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ土ハ化土、胎宮懈慢界ト、邪禿、大經ニ於テハ、所生ノ土ヲ、無量光明土ト云ヒ、觀經ニ於テハ所生ノ土ヲ、觀經所說ノ土ト云ヘバ、今經ニ於テハ、所生ノ土ヲ、彌陀經所說ノ土ト云フベキヲ、シカラズシテ、唯胎宮懈慢界トノミ云フコトハ、推スルニ今經所說ノ淨土、本トヨリ報土ノ說相ナレバ、是ヲ胎宮懈慢ニ合說スルトキハ、愚蒙モ是ヲ肯ハヌト思ヒテ、ワザト略セシモノト見ヘタリ、ア、誑惑ナル哉、又今經ノ所說ニヨリテ、專修念佛スル者ハ、雜心自力ノ行者ニシテ、佛回向大慶喜心ヲ得ザレバ、報土往生ヲ得ズ、化土ノ胎宮懈

ハ、十二光明無量、（光明無量ヲ土證ニ名クルコトハ、上ニ挫斥スルガ如シ）十三壽命無量ノ兩願ニ、酬報スル、身ナリ等ト云ヘリ、其十二十三兩願ノ光壽無量ト今經ノ光壽無量ト、何ノ差別スルコトアリヤ、爾ルヲ大經ノ光壽無量ナバ、報身ヲ成立スルノ證トシ、今經ノ光壽無量ナバ、化身ニ屬スルコト、邪愚ノ狂態怪シムベシ、已上ハ光壽無量ノ明鏡ヲカケテ、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス

次ニ土ハ化土、胎宮懈慢界ト、邪禿、大經ニ於テハ、所生ノ土ヲ、無量光明土ト云ヒ、觀經ニ於テハ所生ノ土ヲ、觀經所說ノ土ト云ヘバ、今經ニ於テハ、所生ノ土ヲ、彌陀經所說ノ土ト云フベキヲ、シカラズシテ、唯胎宮懈慢界トノミ云フコトハ、推スルニ今經所說ノ淨土、本トヨリ報土ノ說相ナレバ、是ヲ胎宮懈慢ニ合說スルトキハ、愚蒙モ是ヲ肯ハヌト思ヒテ、ワザト略セシモノト見ヘタリ、ア、誑惑ナル哉、又今經ノ所說ニヨリテ、專修念佛スル者ハ、雜心自力ノ行者ニシテ、佛回向大慶喜心ヲ得ザレバ、報土往生ヲ得ズ、化土ノ胎宮懈

慢界ニ生ズト、邪配ヲナスコトハ、上ニ既ニ辨斥セシガ如ク、胎宮生ハ、五智ヲ疑フニヨリ、懈慢生ハ、未具三心、執心不牢固ノ失ニ依テ、三寶ヲ聞見スルコト能ハズ、爾ルニ、今經所被ノ念佛ノ行者ハ、既ニ命終ノ時ニ臨メバ、佛ト無量ノ聖衆ノ來迎ニアヅカリ拳ルノミカ、往生シテハ、衆生々者皆是阿　毀致ノ不退位ニ至リ、衆鳥ノ囀リ、音樂ノ調ベ、寶樹ニワタル風音迄ニ、妙法ヲ聞テ悟リヲ進ミ、其中多有一生補處ノ等覺位ニ昇リ、諸上善人俱會一處ト、觀音勢至ト膝ヲ組ミ、普賢文殊ニ肩ヲ並ブト云フ、大超々々大々超、頓中頓ノ經說ナルヲ、邪禿此經說ヲ滅無シ、不見三寶ノ、胎宮懈慢ニ生ズルト罵ルハ、實ニ邪中ノ大邪見、謗中ノ大謗法、尤怖ルベシ尤悲ムベシ、已上ハ、見聞三寶ノ明鏡ヲカケテ、邪立誑惑ノ醜態ヲ顯ス、從上略シテ、彌陀經ヲ方便眞門他力中ノ自力ト貶シテ、邪配スル敎行信佛土ノ五件ハ、皆悉ク邪僻誑惑ノ妄配ナルコトヲ顯シ畢、已上ニモ云フ如ク、今時宗門護法ノ急務、此破邪顯正ニ過タルナケレバ、謹デ後昆ニ告ス、必々邪祖ガ邪建、末徒等ガ、邪會通辭ノ塗飾ヲモ辨知シテ、宗門ヲ閉塞スルノ荊棘ヲ伐除シ、託願易往ノ正道ヲ、開通セラレンコトヲ希フノミ

問テ云、强會辨二卷ニ、幸西ト愚禿トガ所立ニ、十六異ヲ擧ラレタル內、十一異已下ハ知リ易ケレドモ、初異ヨリ十異ニ至ル迄、愚禿ガ所立ハ其書アレドモ、幸西ガ著書世ニ傳ラズ、何ニ依テ其相違スルコトヲ知ンヤ、答テ云、幸西ガ全書、世ニ傳ラズトイヘドモ、凝然大德ノ淨土源流章ニ、彼レガ所立ヲ擧テ、稱佛記、略料簡、一滓記ノ三書ヲ、引證セラレタルニ明ラカナリ、今初心ノ爲ニ示サン

第一ノ相違ニ、西ガ云フ所ノ一念ハ衆生ノ念ヲ云フトハ、源流章（十七丁初行）云、言二一念一者、佛智一念、正指二佛心一爲二念心一、凡夫信心、冥二會佛智一、佛智一念、是彌陀本願、行者信念、與二佛心一相應等ト云ヘリ、見ツベシ、所念ハ佛心、能念ハ衆生ノ信念ナルコト顯然、禿ハ此能念ノ念モ、佛所授ナリ

ト云コトハ、敎行信證ノ信ノ卷ニ、以二如來至心一、回二施諸有一切煩惱惡業邪智群生海一等ト云、此兩邪解ヲ對待スレバ、西ハ能念ヲ、衆生ノ念トスル故、少シハ佛法ノ薫ヒ殘レリ、禿ハ慶喜ノ一念ハ佛ノ回施、衆生ノ念ハ皆雜毒微善モ發シ得ルモノニ非ズト、一切衆生悉ク、無佛性ト立キルノ邪見ナレバ、邪中ノ大邪、西ガ邪立ニ立超ルコト百千萬層

第二ノ相違ニ、西ハ信佛信願トイヘドモ稱名ヲ本トストハ、章（十九左）略料簡ニ云、本誓重願唯名號十念念數不レ指レ時、別意弘願全異レ餘等ト云是ナリ、既ニ本誓重願唯名號ト云故ニ、生因本願ハ稱名ト立ルコト顯然、見ツベシ、西ハ十八願ヲ行願トス、禿ハ諸所ニ念佛往生、稱名肝要等ト云言アレドモ、是ハ衆生ヲ誑惑翫弄ノ爲ニシテ、心念ヲ詮トスルコト、十八願ヲ信願トシ、猶信ノ座、行ノ座ノ僞說ヲナシ、行ノ座ヲ貶斥シテ、信ノ座ヲ偏讚スル等ノ邪僻、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第三ノ相違ニ、西ガ三經ヲナラベ取ルコトハ、章（二十一丁左）云、用二大經一者、爲レ取二本願一、用二觀經一者、爲レ歸二稱名一、用二小經一者、爲レ取二佛證一、是故淨土三經具足、念佛往生成就圓滿、故略料簡云、具二三經一者必持レ心、若少卽不レ成等ト云是ナリ、禿ガ三經ヲ異轍トシ、三定聚ニ邪配スル等ノコト、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ邪中ノ大邪ナルコトヲ

第四ノ相違ニ、西ガ觀經眞身觀ノ報體ヲ報身ト云フコトハ、章（二十丁左）云、眞身觀佛、正說二眞身一念二此名一、爲二眞正念佛一等ト云是ナリ、禿ガ眞身觀ノ佛ヲ、化身ナリト邪計スルコトハ、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第五ノ相違ニ、西ハ往生ヲ彼土ニ約スルト云コトハ、章（十九丁右）云、具縛凡夫、乘二佛本願一、生二報佛土一頓入二初地一等ト云是ナリ、禿ガ一念歸命卽往生ト、此土ニ約スル邪立ハ、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、

邪中ノ大邪ナルコトヲ

第六ノ相違ニ、西ハ極樂ニ九品アルコトヲ廢セズトハ、章（十九丁右）云、凡夫往生登二初地一者、此約二上々初益一爲レ言、下ハ得益有二階降一等ト云是ナリ、禿ハ九品ハ化土、報土ハ一切無簡品ナリト邪計ス、此簡品有無ノ了簡ハ、本編ニ委說スレバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第七ノ相違ニ、西ハ臨終來迎ノ義ヲ立ルトハ、章（二十二丁右）略料簡ニ云、命欲レ終時、佛來現、從レ心不レ生、依二彼願一等ト云ヘル是ナリ、禿ガ不來迎ト邪立スルコトハ、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第八ノ相違ニ、西ガ十八願ヲ稱名トスルコトハ、章（十九丁左）云、四十八願中、第十八願、稱名念佛爲二正因願一、略料簡云、本誓重願、唯名號也、等ト云ヘル是ナリ、禿ハ三心ヲ三信ト改メテ、往相信心ノ願ト邪立スルコトハ、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第九ノ相違ニ、西ハ佛ノ三業ト衆生ノ三業ヲ不離トト云トハ、章（二十二丁右）云、念佛往生具周成立、必由下信心與二佛智一念上、相應契會、此事成立、任運往生等ト云是ナリ、禿モ亦諸所ニ、彼此ノ三業不相捨離ナド云フモアレドモ、此ハ是、例ノ誑惑翫弄ナル證ハ、佛ノ正覺ヨリ成ル故ニ、衆生ノ三業ト、佛ノ三業ト、全ク一體ナリト云、又ワレラガ稱禮念ズレドモ、自ノ行ニハ非ズ、スベコレ阿彌陀佛ノ行ヲ行ズレバ、機法一體、能所不二ト云ガ、邪師徒相承ノ實義ナレバ、不離ニハアラデ、生佛融卽ナリ、此融卽ノ義、心地修行ノ聖道ノ諸敎ニ於ケル談ズルコトハ、珍ラシカラズトイヘドモ、今ハ指方立相ノ相頓敎、機法二信ヲ以テ、往生ノ故實トスル淨土門ニ於テ、寡ルベキ法門ナランヤ、敎限ナシラザル邪僻ノ立法、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトヲ

第十ノ相違ニ、西ガ衆生往生入初地ニシテ、シカシテ後成佛スト立ルコトハ、章（二十一丁左）云、念佛往生入二初地一、万行圓備坐二道場一等ト云フ是ナリ、禿ガ臨終一念ノ夕ベ證大涅槃等ト邪立スルハ、上ニ擧レバ今ハ略ス、見ツベシ、西ガ所立ハ正理ニ近ク、禿ガ邪立ハ、邪中ノ大邪ナルコトナ、問テ云、從來十ノ相違ヲ聞ニ、幸西ガ所立ハ經釋ニ合スレバ、邪義ト迄ハ云ヒ難キニ非ズヤ、答テ云彼ガ所立、若シ邪義ニ非バ、元祖大師何ガ故ニ擯罰シ給ハン、此事ヲ譬ヘテ云ハヾ、爰ニ一尺ノ繩アリ、是ヲ一寸ノ繩ニ對スレバ、長シト云ハレ、一丈ノ繩ニ對スレバ、短シト云ハル、ヤウニ、幸西ガ所立ハ、マヽ經釋ニ順ズルコトアレバ、一尺ノ繩ノ如シ、是ヲモテ、邪禿ガ邪立ノ、悉ク經釋ニ違戻スル、一寸ノ繩ニ對スレバ、勝劣ナキニ非レドモ、若シ是ヲ正宗、一丈ノ繩ニ對スレバ、所立ノ基本、一念ノ邪義ナル故、枝葉ノ解釋ニ取ルベキアルモ、畢竟其功ヲ成ズルコトナシ、サレバ本�part二モ云ヒシ如ク、同シ邪義ノコトナル故、論ジテ

益ナキコトナレドモ、邪禿ガ徒類、一念義ノ阿責ヲ、幸西ニノミ課セテ、己レガ邪立ヲ、正義ノ如ク遊辭ナス故、其誑惑ノ舌頭ヲ結バン爲ニ、邪邪相對シテ、邪禿ガ邪義ノ、幸西ガ邪義ニ立超ダル、最極無上ノ大邪義ナルコトヲ顯サントテ、アゲツロヒシナリ、初學ノ輩此意ヲ得テ、ヤアマテモ幸西ガ所立ヲ、邪義ニアラズト思ヒ僻ムルコトナカレ

問テ云、幸西ト愚禿ガ所立ニ十異ハ已ニ聞ツ、前ノ七同ノ内ニテモ、初メヨリ第六同迄ハ知リ易シ、第七同ニ、久遠實成阿彌陀佛ノ讃文ト云フハ、云何ガ結ビタルヤ、答テ云、邪禿、淨土和讃、高僧和讃、正像末和讃等ト、多クノ邪讃ヲ作レル内ノ彌陀和讃ニテ、久遠實成阿彌陀佛、五濁ノ凡愚ヲアハレミテ、釋迦牟尼佛ト示シテソ迦耶城ニハ應現スルト云ヘル是ナリ、問テ云、釋迦大日彌陀一體、地藏觀音彌陀一體等ト云ハ、顯密諸經ノ說ヨリシテ、古來ノ諸師ノ釋文モ少ナカラズ、爾ラバ此讃計リコヲハ、本迹二門ヲタテ、本門ノ彌陀ヲ

モテ、宗致トスルトモ定メ難キニ非ヤ、答テ云、邪禿成覺ガ邪立ヲ受テ、本門久成ヲ宗致トスルコト、豈此讃文ノミナランヤ、諸所ニ散說セリ、中ニ於テモ、至ヲアラハナルハ、同ヲ邪讃ニ、彌陀成佛ノコノカタハ、今ニ十劫ト說キタレド、塵點久遠劫ヨリモ、久シキ佛ト見ヘ給フト云ヘリ、此邪讃、初メノ二句ハ、大經所說ノ、成佛已來凡歷十劫ノ文意ヲ擧ゲテ、今ニ十劫ト說キタレドモ、是ハ淺近方便ノ假說ナリト遮シ、後ノ二句ニ、久遠實成ノ義ヲ立タルナレバ、本門ヲモテ宗致トスルコト、至テ顯了明白ナルニ非ヤ、已ニ邪讃ノ首題ニ、大經ニ依テ二十首ノ讃文ヲ作ルト題シテ、而シテ邪讃ニ至リテハ、大經ノ所說ヲ以、不了義假說ト排遮スルコト、太誑惑誹謗正法ノ最頂、實ニ惡ムベキ極リニコソ、問テ云、本迹二門ハ、法華楞嚴等、最上乘ノ所說、佛々平等、釋迦已ニ久成ナラバ、彌陀モ亦爾ルベシ、サラバ愚禿ガ所立モ依憑アリ、邪說ト迄ハ云ヒ難キニ非ヤ、答テ云、疾前無藥、機前無教、所對ノ機宜不同ナレバ、經

敎モ亦別々ナリ、サレバ法華等ニハ、釋迦ノ久成ヲ說キテ上機ヲ利益シ、淨經ニハ、唯十劫ト說キテ下機ヲ濟度シ玉フ、爾ルヲ邪禿、下機ヲ濟フヲ目的トスル淨土敎ヲシテ、上機ヲ益スル眞道ノ敎ニ混ジ、劫末濁世、可通入路ノ一門ヲ塞ントス、故ニ元祖大師言ヲ放チテ天魔ナリ波旬ナリ、附佛法ノ外道ナリト、破斥シ玉ヘリ、我堂ニ辨ヲ好シヤ、苟モ正流ニ浴スル者、辨ゼズンバアルベカラザルコト、思フテ知ルベシ、又邪禿ガ遺跡トスルヲ、常ニ本願寺ト計リ云フハ略號ニテ、具サニハ、久遠實成阿彌陀本願寺ト云フ、此寺號ノ妄立、絕倒ニ堪タリ、其所以ハ、台家ニテ立ル本迹二門、本門久遠實成ノ重ハ、眞如海ノ中ニハ、生佛ノ假名ヲ絕シ、平等性ノ中ニハ、自他ノ行相モナク、空空寂々トシテ、虛空ノ如ナレバ、云何ゾ本願ノ有無ヲシモイハンヤ、生佛隔歷シ、迷悟差別ヲナシ生死ノ有海ニ流轉スルヲ、此時發心修行ニ功ヲ積ミテ、始テ佛性ヲサトル、是ヲ迹門始覺始成ノ重トシテ、本願ノ有無ヲモ論ズルコトナリ、サレバ

南岳大師ノ云、若離二我執一證二得平等一之時、實無二十方三世異一、唯本在二因地一未レ離二我執一時各別發願、各修二淨土一、各化二衆生一等ト釋シ玉ヘルニモ知ルベシ、然ルニ邪愚黨、長々シキ寺號ニ、上半ハ本門ノ義ナモテ名ケ、下半ハ迹門ノ義ナモテ名ク、一號兩體、是ナ兩頭ノ蛇寺號ト云フベシ、兩頭ノ蛇ハ、見ル者不祥ヲ得ルト云フ如ク、此蛇寺號ヲ見聞スル人ハ、眼耳ノ功德ヲ亡失シテ、法身ノ惠命ヲ斷ズレバナリ　後畏必法中ノ孫叔敖トナリテ、破邪顯正ノ隱德ナシ、順次ニ樂邦ノ令尹補佐ノ高位ニ昇ル陽報ヲ得ラレンコトヲ、希フノミ

問テ云、長々シキ兩頭ノ蛇寺號ヲ聞ニツケテ思ヒ出タリ、邪禿ニ多名アリト聞ク、是ニモ何ゾ所由アルコトニヤ、答テ云、邪徒等滔々トシテ、我御開山聖人ハ、元祖大師ノ御門弟ナリト云ヘドモ、大師ノ御傳文十六門記、九卷傳、十卷傳、淨土源流章、勅修御傳等、御門弟ナル證文アルコトナシ、中ニ於テ、九卷傳ト、勅修御傳ノ御門弟ノ連署ノ

中ニ、綽空ト云フ二字出タレドモ、是モ邪禿ト定メ難キコト茶店問答辨訛ニ論セシガ如シ、又十卷傳ニ略傳アルハ、邪徒等ガ撰入ナルコト、本編ニ論セシガ如シ、サレバ邪禿ガ多名アルコトモ、餘ニ證スベキナケレバ、アゲツラフベキコトニモ非ザレドモ、多名ツキタルニ、甚シキ邪構アルコトナレバ、邪徒等ガ說ニツキテ、コレヲ示サン、抑邪禿、最初慈鎭和尙ノ徒弟タリシトキハ、饅宴トイヘリト、是ハ邪義建立ヨリ已前ナレバ、閑キテ論セズ、但シ有人ハ云ヘリ、邪禿性得、婬酒食肉ノ達人ナル故、名ハ實ノ賓、酒宴遊興ニ軌範タリト云意ヨリ、自然ニ得タル名ナルベシト、呵々、其後吉水入室ノ時綽空、次デ善信、其後親鸞、配流後愚禿ト自稱ス等トイヘリ、凡ソ古來司馬長卿ガ閻氏ガ性質ヲ慕ヒテ、相如ト名ツキシ如キハアレドモ、古人ノ德行所立ヲ壞亂セン爲ニ、其名字ヲ奪フハ、邪禿一人ノ外ヲ見ズ、謂ク、綽空ハ、道綽源空ノ二字ヲ犯シ、善信ハ、善導源信ノ二字ヲ犯シ、親鸞ハ、天親曇鸞ノ二字ヲ犯セルナリ、

云何ガ綽空ト名ノリテ、二師ノ德行所立ヲ壞亂スルゾトナラバ、道綽禪師ハ、日課稱名七萬遍、念佛ヲ往生ノ正業ト立給ヘバ、邪禿ハ、多念ノ念佛ハ自力策勵ニシテ、報土ニ生ズルコトヲ得ズト邪立シ、又禪師ハ、曇鸞大師ニ依準シテ、觀經ヲ講ジ玉フコト二百餘遍、宗義弘通ノ本經トシ玉ヘバ、邪禿ハ觀經ヲバ、化土往生ノ劣教ナリト邪立シ、又禪師ハ、彌陀經說、一日乃至七日執持名號ノ文ニヨリテ、別時一百萬遍ノ妙行ヲ修起シ、他ナモ勸メテ行ゼシメ玉ヘバ、邪禿ハ彌陀經ノ念佛ハ、他力中ノ自力ナレバ、報土得生ヲ得ズト邪立シ、又禪師ハ、安樂集上下二卷ニ、十二ノ大門ヲ立テテ勸讚シ給ヘルニ、邪禿ガ邪立ハ悉ク反轉ス、具サニハ安樂集ニ對校シテ、其邪立ヲ知ルベシ、已上善信ト、二師ノ諱ヲ犯シテ、二師ノ德行所立ヲ壞亂スル、邪構ヲ糺明シ畢（附テ云、淨土一流ノ諸祖ノ列ヘ、源信僧都ヲ加入セシニ論アレドモ、今ノ急用ニアラザル故ニ、コレヲ略ス）

云何ガ親鸞ト名ノリテ、二師ノ德行所立ヲ壞亂スルゾトナラバ、天親菩薩ハ、往生論ニ、行者五念門ヲ修シ、行成就スレバ、安樂國土ニ往生スト判

モ本編全部ニ挫碎スレバ、今ハ略ス、次ニ源信僧都ノ所立ヲ壞亂スルコトハ、僧都ハ往業ヲ專ニシ、一期ノ念佛二十俱胝遍（二千億萬遍也）ヲ積ミ給ヘバ、邪禿ハ多念ヲ自力ト貶シ、又僧都ハ淨邦欣慕ノ餘リ、平生ニ來迎引接ノ行儀ヲ構ヘテ、道念ヲ慰シ給ヘバ、邪禿ハ不來迎ト邪立シ、又僧都ハ、極樂淨土ヲ判ズルニ、凡聖同居ノ祖判ヲ用ヒズ、善導大師ノ指南ヲ仰ギテ、三經一轍、唯報非化ト成立シ給ヘバ、邪禿ハ三經異轍、觀小二經ノ淨土ハ、化土ナリト邪立シ、又僧都ハ、往生要集三卷ニ、十門ヲ立テ、勸讚シ玉ヘバ、邪禿ガ邪立ハ悉ク是ニ反轉ス、具ニハ要集ニ對校シテ、其邪立ヲ知ルベシ、已上善信ト、二師ノ諱ヲ犯シテ、二師ノ德行所立ヲ壞亂スル、邪構ヲ糺明シ畢（附テ云、淨土一流ノ諸祖ノ列ヘ、源信僧都ヲ加入セシニ論アレドモ、今ノ急用ニアラザル故ニ、コレヲ略ス）

云何ガ親鸞ト名ノリテ、二師ノ德行所立ヲ壞亂スルゾトナラバ、天親菩薩ハ、往生論ニ、行者五念門ヲ修シ、行成就スレバ、安樂國土ニ往生スト判

定シ給ヘバ、邪禿ハ、五念門ハ衆生ノ行ニ非ズ、阿彌陀如來ヨリ、衆生ニ回向シ玉フナリト、唯他力ノ邪幢ヲ建、彼ノ梵天等ヲ能生ノ因トスル、大外道ノ計ヲ模成シテ、正法ヲ滅セントス、惡ムベシ、夫レ五念門ハ、天親菩薩ノ淨土論、三部通申ノ中ニ於テモ、別シテ觀無量壽經ニヨリ、彌陀ニ親近ノ行ヲ選テ初メテ立給ヘル法門ナレバ、彌陀佛ノ因位ニ、五念門御修行アリト云コトアランヤ、是ナン彼ノ、小野道風ノ筆ナル、和漢朗詠集ナリトテ、マタナク祕藏セシ癡男ト同日ノ談ト云ベシ、今我五念ノ行相ヲ擧テ、邪禿ガ邪立ヲ摧破シ、本論ノ正意ヲ示サン、一ニハ禮拜門、謂ク、彌陀佛ヲ禮拜スルナリ、二ニハ讃嘆門、謂ク、彌陀佛ノ御名ヲ稱シ、光明智相ヲ讃嘆シ奉ルナリ、三ニハ、作願門、謂ク、極樂國土ニ往生セント願フナリ、四ニハ、觀察門、謂ク、極樂ノ依正二報ヲ觀ズルナリ、五ニハ、回向門、曇鸞大士ノ論注、此下ニ於テ、往還二種ノ行相ヲ開出シ給ヘリ、謂ク、一ニハ往相、己ガ修スル所ノ功德ヲ以、自他其ニ極樂淨土ニ往生セント回向スルナリ、二ニハ還相、極樂ニ生シ畢ヲ道力ヲ得、生死界ニ還來シ一切衆生ヲ敎化シテ、共ニ佛道ニ向ハシメント回向スルナリ、是ヲ五念門トス云フ、若シ邪立ノ如クナラバ、禮拜門ハ、彌陀佛自身ヲ拜シ、讃嘆門ハ、彌陀佛自名ヲ稱シ、自ノ光明智相ヲ自讃シ、作願門ハ、自ノ建立ノ極樂ニ生セント願ヒ、觀察門ハ、自ノ身相オヨビ自ノ報得莊嚴ノ淨土ヲ觀シ、回向門ハ、自ノ建立ノ淨土ヘ往生セント回向シ、又自ノ建立ノ淨土ヘ往生シ畢テ、六神通自在カヲ得、生死界ニ回入シテ、衆生ヲ敎化セント、回向シ給フト云フコトナルナリ、カケテモフレテモ、斯ル道理ノアルベキヤ、實ニ愚昧無道ノ邪立、捧腹ニ堪ダリ、此レハ是レ五念ハ彌陀ノ回向ナリト云フ、邪禿ヲ碎クノ金剛槌、又五念ハ衆生ノ行業ナルコトハ、論ノ起觀生信ノ章ニ、能修ノ機ヲ擧テ、若善男子善女人、修二五念門一行成就、畢竟得レ生二安樂國土一見中彼阿彌陀佛上已ニ善男善女ト標シ給ヘリ、能修ハ衆生ナルコト、明鏡ニ望ンデ、影像ヲ見ルガ如ク、

一點ノ疑フベキアルコトナシ、若シ邪禿ガ邪立ノ如ク、五念門ヲ修スルハ衆生ニアラズ、阿彌陀佛ノ回向ナラバ、此善男子善女人ト云ハ、阿彌陀佛ノ御名ナリト云歟、阿彌陀佛、諸佛所不能及ノ光德ヲ備ヘマス故ニ、十二光ノ佳號アルコトハ見擧レドモ、イマダ善男子善女人ト云フ號アルコトヲ見ズ、實ニ絕倒ニ堪タリ、此レハ是レ五念ハ衆生ノ行業ニ非ト云フ、邪構ヲ縛スル金剛索、問テ云、サキニ有人ニ聞クニ、邪禿ガ淨土和讃ニ云フ、安樂淨土ニイタル人、五濁惡世ニカヘリテハ、釋迦牟尼佛ノゴトクニテ、利益衆生キハモナシト云フ、凡ソ彼レガ邪立ハ、我正立ニ異改スナルニ、此還想回向ノ義ノミ、彼此異ナルコトナシト云ヘリ、彌陀ノ傀儡子、度生ノハタラキナサシメ給フト云フ義趣ニテ、結ビタル讃文ナレバ、正義ニ云フ、行者ノ往還二種ノ回向ノ義トハ天地黑白ノ相違ナセリ、此邪解邪立ハ、遂ノ佛法外ニ出タレバ、論ズベキ限リニ非レドモ、既ニ有人ノ如ク、彼レガ邪構ニ、誑惑セラレタルモ世ニ多カレバ、今大過一二ヲ擧テ、其邪惑ヲ示サバ、先一切衆生ハ、

露ナルヲ、今和讃ニ、行者ニ就テ云フコトハ、例ノ誑惑沒捺模法門ナリ、爾ルヲ有人、還想回向ハ、正邪一轍ニシテ、違害スルコトナシト云ハ、彼レガ邪立ニ暗キ故、誑惑翫弄セラレタルナリ、此コトヲ明メントナラバ、彼レガ邪立ノ基本ヲ知ルベシ、其邪立ノ基本トハ、一切衆生ハ、皆コレ無佛性、唯邪惡邪僞ニシテ、些少モ善心アルコトナシ、爾ルニ法藏菩薩ノ大悲、此邪群生ヲ憐レミ、五劫ニ思惟シ、兆載永劫ニ五念門ヲ修シ、是ヲ衆生ニ回向シ給フ故ニ、邪僞ノ群生往生ヲ得、而シテ還來度生ナス、其還來度生モ亦、悉ク彌陀佛ノ願力、畢竟衆生ハ無佛性ニテ、木偶人ノ如クナルヲ、彌陀ノ傀儡子、度生ノハタラキナサシメ給フト云フ義趣ニテ、結ビタル讃文ナレバ、正義ニ云フ、行者ノ往還二種ノ回向ノ義トハ天地黑白ノ相違ナセリ、此邪解邪立ハ、遂ノ佛法外ニ出タレバ、論ズベキ限リニ非レドモ、既ニ有人ノ如ク、彼レガ邪構ニ、誑惑セラレタルモ世ニ多カレバ、今大過一二ヲ擧テ、其邪惑ヲ示サバ、先一切衆生ハ、

唯邪僞曲ニシテ、微少ノ善モアルコトナシト云フハ、既ニ本編ニモ破斥セシ如ク、總ジテハ、一切衆生悉有佛性ト云フ、諸大乘教ノ旨ニ背キ、別シテハ我正流ニ、眞如之體量量性不レ出二蠡々之心一等ノ明判ニ背ク、又一切無善無佛性ノ人ニ、過去ニ彌陀ヨリ緣ナムスビ、現世ニ慶喜ノ大心ヲ發サセ、未來淨土ニ生ゼシメ給フト云フ、唯他力ノ邪立ハ佛法ニ非、モシ唯他力ノ法アルトキハ、衆生界ハ滅盡スルナリ、其所以ハ、佛ハ一切衆生ヲ平等ニ憐ミ給ヘバ、誰ヲカ一人捨置テ、苦海ノ波浪ニ漂セ給ハンヤ、皆悉ク救濟シ玉フベシ、サラバ無盡ノ生界願滅シテ、菩薩ノ總願、衆生無邊等ノ四弘ハ、徒說徒願ノムダゴトトナルベシ、ワキテ思フニ可笑キハ、既ニ衆生界盡キバ、彌陀佛ノ傀儡子、木偶人ノ往生人ナシテ、何レノ界ヘ還來セシメ、利益ヲ施シ給ハンヤ、實ニ絕倒ニ堪ヘタル邪解邪立ニ非ヤ、初心必彼レガ言辭ヲ正宗ニ似セテ、佛法外ニ誘引誑惑ニ、欺カルヽコトナカルベシ、次ニ曇鸞大士ノ德行所立ヲ壞亂スルコトハ、

大士ハ往生論註上下二卷ヲ著シテ、本論ノ三經通申タルコトヲ明シ、廿九種莊嚴ノ下ニ、三經ノ文ヲ引證シテ釋成シ玉ヘバ、邪禿ハ、三經異轍、觀小二經ハ化土生ノ劣經ト邪立ス、又大士ハ菩提流支三藏ヨリ、觀無量壽經ヲ授リ、信順奉行、自行化他シ玉フ物カラ、臨末ノ時ニアタリテハ、佛菩薩ノ來迎ヲ蒙リ、紫雲異香音樂等ノ祥瑞多端ナリシコト、高僧傳佛祖統紀瑞應傳新修傳等ニ顯然タリ、爾ルニ邪禿ハ、觀經ハ邪定聚、來迎ハ化土ニ生ズルノ儀相ト邪立ス、惣ジテ天親菩薩曇鸞大士ノ德行所立ヲ壞亂スルコト、具サニ本論及ビ註解ニ就キテ辨知スベシ、已上綽空善信親鸞ノ多名ハ、道綽源空善導源信天親曇鸞ノ、六師ノ德行安立ヲ壞亂スルノ標幟ナリ、而シテ此ノ內惡ノ大邪見ヲ覆ヒテ、外ニハ諸師ヲ信順スルノ誑惑ヲ構ヘ、邪立ノ基本タル敎行信證ニ、經論及ビ諸師ノ釋文ヲ意外ニ引證シ、猶ホ各師ノ肖像ヲ一鋪ニ圖シヲ、七高僧ト稱シ、又高僧和讚トテ、各々ノ邪讚ヲ作リ、正法ヲ破壞スル邪蟲ヲ建、愚盲ノ衆生ヲ泥

梨ニ誘引、實ニ附佛法外道ノ魁首、惡ムベキノ最頂、悲ムベキノ深底ナリ、問テ云、七高僧ト並ベシ中、龍樹菩薩ノ御諱ヲ犯サズ、サラバ大士ノ德行安立ナバ、壞亂セザルニヤ、答テ云、八高僧ナラバ、今一名ナツキテ、御諱ヲモ犯スベケレドモ、七高僧故半ニナレバゾ、犯シ殘セルニヤアラン、何々シカシ御諱ヲバ犯サレドモ、御所立ナバ壞亂セリ、謂ク、大士ノ十住毘婆沙論ニ曰、人疾欲レ至二不退地一者、應下以二恭敬心一執中持名號上、已上見ツベシ、大士ハ執持名號ヲ以不退ニ至ルノ因ト ノ玉ヘバ、邪禿ハ、執持名號ハ、他力中ノ自力ナレバトテ、報土得生ヲ許サズ、又十二禮文ニ云、往生不退至菩提、已上大士ハ極樂ニ往生スレバ不退ヲ得、竟ニ成佛ニ至ルトノ玉ヘバ、邪禿ハ、一念歸命ノ直下、位同彌勒ノ念不退ヲ得、此世臨終ノ夕ベ、大般涅槃ノ成佛ニ至ルト邪立スル等、龍樹菩薩ノ德行所立ヲ壞亂スルコト、擧ゲ盡スベキ限リニ非、問テ云、最後ニ愚禿ト自稱セシニモ、亦其所以アルコトニヤ、答テ云コノ邪號ヲ解スルニ、邪正ノ二解アリ、先初ニ、邪師徒ガ邪解ヲ擧テ、其誑惑ヲ辨シ、而シテ次ニ正解ヲ示サン、謂ク、邪徒等愚字ヲ解シテ云ク、此レハ是祖師卑謙ノ詞ト、禿字ハ邪禿ガ自解ニ云、予改二僧儀一賜二姓名一處二遠流一、爾者已非レ僧非レ俗是故以二禿字一爲レ姓等ト云ヘリ、是皆誑惑邪解ナリ、謂ク、邪禿已ニ邪蟲ヲ建テ、佛祖ヲ蔑視ス、云何ゾ卑下謙遜ナド云正心アランヤ、又非僧非俗ト云フ、若シ眞實ニ僧ニ非ズト知ラバ、何ゾ王法ニ驅使セラレズヤト責レバ、我ハ俗ニ非ト遁辭シ、若シ俗ニ非ト知ラバ、何ゾ肉食妻帶スルヤト責レバ、我ハ僧ニ非ト遁辭ス、是スナハチ佛藏經ニ、蝙蝠僧ト阿賓シ給フニ符合セリ、爾ラバ何ゾ卑謙ノ號ト云フコトヲ得ン、誑惑遁辭ノ邪解ナルコト論ヲマタズ、次ニ正解ヲ示サバ、愚字ハ是レ荀子ガ非レ是レ非之謂レ愚云ヘルモノ是ナリ、謂ク、邪禿ガ邪立、上ミ佛願佛說ヲ破リ、下モ諸師ノ正義ヲ壞スルハ、是スナハチ非レ是ナリ、又己ガ邪立ヲ、他力ノ濫與ナリト云フハ、是スナハチ是レ非ナリ、又禿ノ字ハ釋尊ノ懸

記ナリ、此コト貞極師ノ考ヘアレバ、擧テ示サン、勸誘同法記ニ云フ、予近頃勘文シテ曰、涅槃經曰、我涅槃後、濁惡世時、多有ト爲ニ飢餓一故、發心出家上、名爲ニ禿人一、見レ有ニ持戒威儀具足清淨比丘護ニ持正法一驅逐令レ出、若殺若害、已上禿黨、此聖敎ノ爲ニ破セラルヽコトヲ知ラデ、トリワキ禿字ヲ姓トスルコト、可笑サニ、止ム事ヲ得ズシテ、又コニ筆記スト、見ツベシ、禿字ハ佛ノ懸記ナリ、イナムベキ理リアランヤ、已上、愚宇ハ貧道ガ、佛願佛說諸師ノ正義ヲ守ルガ爲ニ設ケシ正解、禿字ハ釋尊懸記ノ正說、佛說ニ愚解ヲ合シテ、愚禿ガ邪號、針芥ヲ投ズル如ク、名實相應、實ニ邪禿ハ、暴惡無愧ノ大邪見人、佛敵法敵ノ大魁首タルコト、一點ノ疑アルコトナシ、有信スベカラヲ破邪顯正シテ、佛祖廣大ノ慈恩ニ、報ヒ奉ルベキナリ、所望々々

不可會辨并强會辨或問 終

夢感一念邪義斷案

正治二年臘月八日ノ曉、貧道京師留錫ノ隱室ニテ念佛セシガ、サナガラ眠レル內ニ夢ミラク、今日ハ釋尊成道ノ吉辰ナレバトテ、嶸峨清凉寺ニ參詣シテ念誦スルニ、時刻漸ウツリテ、歸路仁和寺六本杉ノ本ニ至リ、不圖其杪ヲ見ルニ、微妙ノ大寶宮殿アリテ、第六天ノ魔王正面ニ居シ、無數ノ眷屬左右ニ列座シ、威儀嚴重ニ見ヘケル故、貧道思ヘラク、コハ怪異ノ境ヲ見ルコト哉、魔界ノ集付タルニハ非ヲ、何等ノ事ヲ談ズルニヤ、具サニコレヲ聞ント、攝心屏息シテ候フニ、魔王屬屬ニ語リテ云、太古ハ云ハズ、今ヨリ二千有餘年ノ前ニハ、古佛ノ敎理、漸々ニ微薄トナリ、終ニ外道ノ邪計ト變セシ故、生死出離ノ道塞リテ、我民族日ヲ追テ滋息(ジソク)センカバ、高枕安眠、些少ノ勞心モナカリシニ、悲哉(ヒサイ)中天竺ニ摩訶陀國、淨飯王ノ太子悉達、四門ニ老病死等ヲ見テ、道心ヲ發シ、王宮ヲ出デ山林ニ入、苦行ヲ積ミテ因業ヲ成シ、スデニ成道

セントテ、菩提樹下ニ至リシ故、若シ正覺ヲ成セバ、一切ヲ度シテ、我境ヲ超越セン、道未ダ成セザル時ニ壞亂セントテ、三王女ヲ遣セバ、道力ヲモテ、老婆形トナス故、匍匐シテ去リ、多百千萬ノ魔軍ヲ以テ惱サントスレバ、大慈定ニ入リ、兵具ヲシテ蓮華ト變ゼシムル故ニ、魔軍怖駭シ奔走退散ス、依テ終ニ金剛喩定ニ入、阿耨多羅三藐三菩提ヲ成ヲ、一代五十年中、大小漸頓、機ニ隨ヒテ濟化ヲナス故、提婆善星俱伽梨等ニ加力シテ、障礙ヲナサントスレバ、現身ニ墮獄シテ、却テ人ノ正見ヲ發スル基トナリ、又滅後ニ至リテモ、在世所說ノ諸經ヲ結集シ、大小ノ聖者、踵ヲツイテ出現ノ故ニ、種々ニ障難ヲ企ツレドモ、一ツトシテ勝利ヲ得ズ、悔シキ月日ヲ送ル內、佛法東漸シテ震旦ニ渡リ、後漢ノ明帝永平ノ年度、摩騰法蘭ノ二比丘、白馬ニ經ヲ駄シテ至リシ故、五岳ノ道士褚善信等ニ與力シテ、共黃芽ヲ爪切ントセシニ、是モ二比丘ニ折伏セラレテ、道徒却テ佛弟子トナレリ、其後韓退之ニ加力シテ、佛骨ノ表ヲ捧ゲシムレバ、逆鱗ニフレテ潮州ニ流罪セラレ、夫レノミカマタ配所ニ於テ、大顚禪師ニ敎誡セラレテ歸信ヲ生ジ、又歐陽永叔ニ與力シテ、佛法ヲ擁斥シ、古唐書ニ擧ル佛法ノ光輝、一千餘條ヲ削リテ、新唐書ヲ造ラシメシモ、後ニ圓通ノ訥禪師、佛日ノ明敎大師等ニ、說破セラレテ正信ヲ生ジ、自ラ六一居士ト號シ二程ニ加力セシモ、茂叔ヲ師トシテ正見ヲ失セザル故、ハカユカズ、朱喜ニ與力シテハ、從上ノ人々ニ比スレバ、口說著書、ヤヽ其功ヲ見レドモ、是レ唯儒道ヲ押シ立ントスル設ケニテ、邪見ニ住セヌ物カラ底ニ徹セズ、其證ハ、幼年ヨリ手ヲ放タザルハ、大惠禪師ノ語錄一帙ノミ、又開善ノ道謙禪師ヘノ呈書、及沒後ノ祭文等ニシルシ、其ウヘ韓歐二程朱子等ガ論モ、明鏡大師ノ補敎編、張商英ガ護法論、空谷禪師ノ尙直編等、破斥理ヲ盡ス故、其功彌微々ナリ、發道士儒者等ニ加力セシノミナラズ、帝王ハ其國ヲ掌握シテ、排遮難キニ非レバ、三武ニ加被シテ塔像ヲ毀破シ、僧徒ナシテ還俗セシメ、隨ハザレバ殺害セシモ、

王ト姦臣ト、現報ニ苦死スルノミカ、次世ノ王ニ至レバ、伽藍ヲ增建シ、僧尼ヲ增度シ、已前ニ倍榮スルモノカラ、人ヲ生死ノ界ニ繫ク方便ニ絕エ、今ハヤセンスベヲ知ラネバ、唯劫末ニ至ル程、人ノ罪業漸々ニ深重トナレバ、自力難行聖道ノ教益ヘ、畢竟、有名無實トナルベケレバト、當時ノ心ヲ慰メヌレドモ、唯歎キテモ歎キ、悲ミテモ悲シムベキハ、像法ノ中ヨリ一大害ヲ芽シ、晉ノ代ニ廬山ノ惠遠、念佛往生ノ別法ヲ起立シ、蓮社ヲ結ビテ多衆ヲ誘ヒ、魏ノ代ノ曇鸞、流支三藏ヨリ授リシ、觀經ニヨリテ弘通ナナシ、幷州ノ道綽、曇鸞ノ弘教ニナラヒテ教化ナツギ、他宗ニモマタ、淨影天台等ノ輩、旁ニ淨教ヲ讃勸セリ、サレドモ其勸進ノ趣、像法ノ機ニ對スル故、菩提心ヲ棄リ、或ハ練磨ノ本執アリテ、別發大悲ノ願意ヲ盡サヾル故、其化モサマデ廣カラザリシニ、今ハ今ハト我待詫シ、末法ノ最初ニ至レバ、極樂ノ教主阿彌陀佛、善導大師ト垂迹シ、自解佛願ノコトナレバ、往生ノ機ハ十方衆生、善惡智愚ノエラビナク、安心ハ易發ノ三心ト定メ、難發ノ菩提心ハ、非本願選捨ノ行ト判ジテ、其有無ヲ論セズ、起行ハ上ニ一生涯ヨリ、下モ臨終ノ十聲一聲マデ、十即十生百即百生ト不簡大悲ノ底ヲ盡シ、猶心ヲ用ヒテ與力セシ、三階ノ邪解ヲ碎キ、百有餘年絕タリシ、念佛ノ醍醐ヲ三國ニミチ、人々正見トナル故、自然ト肉食セザル者多クナリテ、屠沽ノ活業ヲ失フニタヨリ、京寶藏ガ邪見ニ加力シ、殺害セシメントスレバ、西方ニ指シテ淨土ヲ現ジ、忽ニ捨邪歸正セシメ、又金剛法師ニ加力シテ念佛ノ功德ヲ抑ヘントスレバ、念佛無上功德ナラバ、堂中ノ佛像、光リヲ放チテ證明シ玉ヘ、又劣法ニテ淨土ニ生ゼズバ、善導ナシテ此高座ノ上ヨリ、直ニ地獄ニ墮セシメ給ヘト激誓シテ、如意杖ヲモテ、佛像ヲサセバ、佛像ヨリ光明ヲ放チテ却テ弘化ノ基トナル、次デ懷感法照少康等ノ濟化ニ、多クノ眷屬ヲ失ヒ、大ニ悲痛セシカドモ、元來淨土ハ理ヲ尊ビ、事相ノ法ヲ、ヨロコビザル土風故ニ、善導所立ノ相續教、究竟一乘ノ法燈ハ程ナク滅シテ、其後ハ唯、

天台禪家ニ、兼修兼勸スルノミナレバ、其化廣カラズ、少シハ心ヲ安ンゼシニ、思ハザリキ、此日本ノ機緣熟シテ、彌陀右脇ノ大士勢至菩薩、美作國久米ノ南條稻岡ノ庄、漆間ノ家ニ垂迹シ、善導ノ所立ニ一準シテ、淨土ノ眞門ヲ別開シ、本願他力ノ教網ヲ張ルモノカラ、上ミハ王公ヨリ、下モ庶人ニ至リ、善惡智愚男女ヲエラバズ、皆此門ヨリシテ往益ヲ得セシメ、古往今來未曾有ノ大害ヲナス、若彼ヲシテ恣ニ濟化セシメバ、魔界ノ滅亡、日ヲカゾヘテ俟ツベシ、故ニ寢食ヲモ忘レテ、障礙ノ方便ヲ思惟スルニ、詮ズル所、本願念佛往生ノ法門ハ、諸佛菩薩諸天善神ノ護念力强ケレバ、前來ノ如ク、外敵トナリテハ障ヘガタケレバ、彼ノ師子身中ノ蟲ノ師子ノ肉ヲ噉フ如ク、彼レガ徒弟ト號シテ、內ヨリ障礙ヲナスニ非ンバト思フ故、サラバ其機ヤアルト觀見スルニ、尤モ其器量ニ堪タル人ヲ得タリ、其人ハ誰ソ、皇太后宮ノ大進有範ガ子ニシテ、當時天台慈圓ガ室ニアル、範宴ト云モノ是ナリ、此者性得膽勇ニシテ、邪智至テ深ク、邪謀ニ巧ミニ、而モ食肉行嬉飽ノコトヲシラザレバ、此者ヲシテ彼門徒ノ名ヲカラシメ、吉水正流ノ法門ヲ壞亂セシメバ、十ニ八九ハ其功ヲ成シテ、我積鬱ヲ散ズベシ、猶マダ彼レニ與力シテ、法門壞亂ノ大槩ヲ云ハヾ、夫レ淨土宗教ノ根基ハ、自力他力ノ分別ニアリ、サレドモ是ナホ、唯自力、唯他力ト云フコトニハ非、强弱多少ニ約シテ判ズルコトナリ、其所以ハ、聖道門ハ戒定惠ノ三學ヲモトトシ、此行ヲ成ゼン爲ニ、佛ノ加力ヲ請フコトナレバ、自力ハ本他力ハ末、自力ハ强ク、他力ハ弱シ、故ニ强ニツキ本ニツキテ、聖道ノ教ナバ、自力ト云、又淨土門ハ他力ト立レドモ、身口意三業ノ行アルハ是自力ナリ、爾レドモ佛願ニ順ハンガ爲ニ、念佛ヲ行ズルコトナレバ、他力ハ本、自力ハ末、他力ハ强ク、自力ハ弱シ、故ニ本ニツキ强ニツキテ、淨土ノ教ナバ、他力ト云ナリ、サレバ他力ヲ離レタル自力モナク、自力ヲ離レタル他力モナク、唯本末强弱ニ約シテ判ズルコトニテ、唯自力唯他力ト云フコトヘ、佛法中ニ都ニナキコト

ナリ、依テ此佛法中ニナキ、唯自力唯他力ト云義ヲ以、衆人ヲ誑惑セント思フニ、成覺房幸西ト云モノ、大概ハ此邪解ヲナセシカドモ、未ダ其徹底ヲ盡サズ、爾レドモ先範宴ナシテ、彼レガ邪計ヲ受サセ、而シテ藍ヨリモ青カラシメ、水ヨリモ冷カナラシメント思フニ、彼幸西ガ邪計ノ義趣ハ、淨土ノ法門ヲ、天台宗ニ引入シテ、本迹二門ノ彌陀ヲ立、十劫正覺ハ是迹門ノ彌陀、本門ノ彌陀ハ、無始本覺ノ如來ナルガ故ニ、我等ガ所具ノ佛性ト全ク差別ナシ、此所謂ヲ聞キ、信知スル一念ニシテ成佛シ畢レバ、多念數遍甚ダ無益ナリト立ルガ、成覺ガ邪立ナリ、サレドモ此邪計、能念所念ニ生佛ノ差別アレバ、邪見唯他力ノ底ヲ盡サズ、故ニ範宴ヲシテ此上ヲ一層立超ヱ、一切ノ群生ハ、唯邪惑虛偽ノミニシテ、些少ノ善心モアルコトナシ、故ニ彌陀如來、此邪偽ノ群生ヲ哀レミ、過去世ニ於テ、アナタヨリ緣ヲムスビ給ヒ、此緣ニタヨリ今世ニシテ、彌陀ノ大悲ア、難有ヤト、慶喜ノ心ヲ發サセ、此慶喜ノ心ヲ發スヤ否ヤ、即時ニ正定聚ニ入リ、現生ニ大般涅槃ヲ獲證セシメ給フ、已ニ涅槃一如ノ理ニ契會スレバ、本覺ノ彌陀ト同體ナルガ故ニ、罪トシテ恐ルベキ罪ナク、功德トシテ求ムベキ功德ナシト邪立セシムルトキハ、能念所念、生佛因果ノ差別ヲ泯ク、佛法中ニフツニナキ、唯他力ノ底ヲ盡セバ、成覺ガ邪立ニ立超ヱテ人ヲ生死ニ繫縛スルノ大毛繩是ヲ邪構ノ根底トシテ、枝葉ノ邪謀ハ千變萬化、中ニ於テモ、肉食ハ慈悲ノ種子ヲ焦シ、婬欲ハ生死ヲ出サヽルノ牢獄ナルニ、本トヨリ彼ガ好ムム所ナレバ、肉食妻帶ヲ宗儀ト立サセ、肉食スルノ遁辭ニハ、法衣ヲ着シテ食スレバ、所食ノ有情ニ利益ヲ與フルト云ヲ以シ、妻帶ノ遁辭ニハ、泥中ニ落入ル人ナレバ、泥ニ入ラザレバ助ケガタキ如ク、在俗ヲ化益スル、菩薩ノ同事攝ナリト云ヲ以シ、其餘正義ノ法門ヲバ、悉ク反轉シ、邪義ノ邪幢ヲ押建シムルニ、若シ經說相違ノセメアルナバ、顯彰隱密ノ邪名目ヲ立テ邪會セシメン、モトヨリ邪會ノコトナレバ、正解ノ人師ノ肯フコトニハ非レドモ、其處ガ所謂

劫末ノ忝ナサ、知解正見ノ人ハ麟角ヨリモ希レニ、無學邪見ノ人ハ龍鱗ヨリモ繁ケレバ、破邪顯正ハ怖ルヽニ足ラズ、猶三大力ノ內ニモ、佛力ハ業力ニ勝ダズト云ニ、況ヤ我魔力ヲ加シ、人ヲシテ邪義邪立ニ、膠漆ノゴトク粘着シテ、身ヲモ財寶ヲモ拋シメ、此財寶ヲ賄賂トシテ高貴ニ親ミ、不應ノ婚姻ヲモ調ヘテ、漸々ニ虎威ヲカリ、一旦不測ノ時アラバ、費ニ乘ジテ權威ヲ振ヒ聖道ハ皆方便敎、實益ナシトテ滅却シ、本願口稱ノ念佛ハ、自力ナリトテ蹟ヲ拂ヒ、終ニハ扶桑六十州、唯邪義一敎トナストキハ、豈ニ我眷屬ノ衰滅ナキノミナランヤ、日ニ月ニ生々繁茂シテ、主伴太平ノ世ヲ樂マン、我案立如ヽ是、不ヽ知其可否イカヾ、此事容易ナラズ、魔界ノ盛衰ニアヅカルノ一大事ナレバ、各々覆藏ナク存意ヲ吐露シテ、穿議ヲ勞トスルコトナカレト、詞モ未ダ終ラザルニ、集會ノ魔眷異口同音ニ、陛下ノ高議善美ヲ盡セリ、豈ニ佛力ノミナランヤ、魔力モ亦加スベキナラデハ加スベカラズ、爾ルニ大王、此希有最勝ノ大邪見人ヲ得給ヘリ、魔界ノ繁榮センコト、誰ノ凝魔アリテカ是ヲ疑ハン、萬歲々々萬々歲、無量無邊不可計歲ト、呼フル聲ノ響ニツレテ、一陣ノ颯風吹キ來リ、アリシ宮殿樓閣ハ雲間ニ冲リ、隱々トシテ其行方ヲ見失フト見テ夢サメヌ

右奇怪戲夢ノ趣ヲ記シ置クコトハ、澆季濁末ノ出離ハ、唯本願念佛往生ノ一法ニ局レリ、故ニ魔界ノ障礙ナナサント構ユルコト容易ナラズ、サレバ佛祖大悲ノ命脈ヲ一線ニツギ、自他往生ノ素望ヲ果サント思ハン人ハ、爲法ニ身命ヲ顧ミズ、障難ニ怯退ヲ生セザルノ大志ヲ發スニ非ヨリハ、得ガタカンメルノ理リヲ、後賢ニ告ントスル、一片ノ婆心ナルノミ

護法庵扶宗道人識

夢感一念邪義斷案終

本願念佛正義辨

南無阿彌陀佛と申して極樂に往生する外は萬事詮なく覺候、此念佛を申すにさま〴〵入組たる事どもを沙汰する人は、如來の大悲平等誓願の慈恩をかへりみぬ要なき人のいふ事也、後の世いかゞ思はん人は平にたゞ、南無阿彌陀佛といふより外は津の國の、難波のこともあしかりなんとぞ思ひ定め侍る。

爰に或る門徒宗の人、予が草菴に訪ひ問て云く、公は孰れの師に依て安心し給ふやと、予答て云く、本より別度隨身の師ありと雖、往生極樂の安心に付ては餘の末師を用ひず、只圓光大師の敎へに隨順して稱名念佛を行ずる也と、客又問如何が安心し給ふやと、予答て云く、隨緣の雜善を閣て一向專修に念佛する計也、客莞爾として云く、公の安心は我が宗門の勸化に等し、庶乎貴哉後來必同行の因みをせん、只肉食妻帶之れ無きのみにして、一心一向の領解には何んの差異なしと云々。

予唾て曰く、汝云ふこと勿れ、汝が宗はこれ信心往生也、我門はこれ念佛往生也、譬へば陽虎と孔子との如し、一向の言葉は似たりと雖其心大いに異れり。

客の云く、我宗又念佛を本とす、淨家も又信心を勸むる事あり、是全く異なることなし、若し違ふ事あらば具に示し給へ、其宜に隨ふべし、但し禿不才の身なれば只易く俗語を以て示し給へ、又老婆心を以てくりかへし〳〵慇懃に敎示し給へかしと云ふ。

予云く、汝愼而拜聽すべし、今其是非邪正を個別せん、我れ若し人我を以て是非を論せば、佛祖三寶の照罰を奉仰者也、只汝をして速かに菩提の正路に引導せんと欲するのみ、汝も又心を空して聽察せよ、人情に滯る事なく又あへて瞋恨せしむる事なかれ、邪正を簡別するは僧の職分又これ宗の廢立也、只愼而聽聞し、自己の機分に應ずる法によるべし。

抑汝の宗は信心往生、我門淨土宗は念佛往生也、

故に蓮如の文章に云く、抑當流の心は信心を以て本とせられ候と云々、我門の撰擇集に云、往生の業には念佛を爲レ先との給へり、是れ其異る證なり。禿が云く、我宗又撰擇を以て要とす、淨土宗又信心を要とすべし、大經に信心歡喜と說けり、導師また三心の中の第二の深心を釋するにも、機法二種の信心と釋せり、當レ知、生死家以レ疑爲二所止一、涅槃城以レ信爲二能入一との給へり、信は是諸道の根本なり、淨土宗何んぞ信を捨ると云ふや。

答、大經の願成就文の信心歡喜は、卽ち十八本願の信樂の文也、又是れ觀經の三心中の第二深心也、故に高祖釋して云、本願の至心信樂欲生我國、卽觀經三心也、又是彌陀經一心也、圓光大師の云、觀經三心卽同二本願三心一、謂至心者卽至誠心也、信樂者卽深心也、欲生我國者卽回向發願心也已上、（漢語燈錄二卷四十二出）。

歸命本願鈔中卷初丁云、一には至誠心、本願には至心と云ひ、二には深心、本願には信樂と云ひ、三には回向發願心、本願には欲生我國と云ふ已上、

此鈔は眞如堂にいて、彌陀釋迦二尊の御說法を、向師（淨花院開祖向阿上人）現に聽聞し給ひ、重て又佛勅を蒙りて集錄し給ふ、故に世こぞりて本朝の佛說と云ふ也、又此三心を彌陀經にては一心不亂と說き玉ふ、（大經小經を橫の三心と習ひ、觀經を竪の三心と解了する也、）爰を以て、流祖は彌陀經の一心不亂を、安心の一心と敎示し玉ふなり、淨土宗要二三十九云、今一心の言は散心の中に餘の雜行を止めて、一向に念佛するを以て一心と云ふ也、是以釋、專復專と云へり、一行を一脉にするを一心と云ふ也、隨緣の雜善を誡むる一心也、散心を止めて定心になれと云ふには非らずと已上、爾れば三心に付て、一往開合具略橫竪等の不同ありと雖、皆同じく一致にして念佛一行を、往生極樂の爲め一脉につとむれば、三心具足して決定往生する也、こゝを經に、執持名號、一心不亂、卽得往生、とは說せ玉ふ者也、故に圓光大師の御遺誡にも、唯往生極樂の爲には南無阿彌陀佛と申して、疑ひなく往生するぞと思ひとりて、申す外には別

の仔細候はず、但し三心四修と申事の候は、皆決定して南無阿彌陀佛にて往生するぞと思ふ內に籠り候也、此外に奧深き事を存せば、二尊のあはれみにはづれ本願にもれ候べし、念佛を信せん人はたとひ一代の法を能〳〵學すとも、一文不知の愚鈍の身になして尼入道の無智の輩に同して、智者のふるまひをせずして只一向に念佛すべし、淨土宗の安心起行此一紙に至極せり、源空が所存此外に全く別義を存せず、滅後の邪義を防がんが爲に、所存を記し畢ぬ、建曆二年正月二十三日源空（在御判）、本願の至心信樂欲生我國、觀經の三心、彌陀經の一心、束ていへば唯往生極樂の爲にとの給へる一句に收る、これ安心也、唯一向に念佛すべしとの給へるは、これ起行也、然れば只往生極樂の爲に南無阿彌陀佛と申外に、別の領解をなすは、皆是滅後の邪義なる事顯然たり、應レ知、歸命一念の念の心を悟りて申念佛にもあらず、又は他力の三信心を領解し、或は六字のすがたを了知して申念佛にもあらず、唯往生極樂の爲に南無阿彌陀佛と申外には別の仔細候はず、此外に別の領解を致ゆるは皆是滅後の邪義也、故に御遺誡に念の心を悟りて申念佛にもあらずと誡めたまへり、安心の要たる三心四修だにも、南無阿彌陀佛と申內に籠る也と遺言し給へば、返すゞ〳〵も別の仔細なく只申こそ專要也、いかにも一度は死ぬる身なれば、地獄をいやと思ひ給はゝ、極樂往生の爲に南無阿彌陀佛と申べし、圓光大師の給はく、南無阿彌陀佛といふは別したる事には思ふべからず、阿彌陀ほとけ我をたすけ給へといふことばと心得て、心には阿彌陀ほとけたすけ給へとおもひて、口には南無阿彌陀佛と唱るを、三心具足の名號と申なりと已上、（勅修御傳廿一卷に出）

又選擇集第八章には、念佛行者必可レ具二足三心一文、と標して經釋を具に引玉ふ、然して導師の御釋、此三心を細判し玉ふに、紙は八丁半（散善義也）、行は二百餘、文字は三千五百八十言に至る、其嚴重なる事知るべし、故に私御釋に云く、行者能用心敢勿二忽緒一云々、如レ斯大切なる三心すら、別

の仔細なく南無阿彌陀佛と申內に籠る也と、いと易らかにの給へり、實にも平等大悲の本願本爲凡夫の行なれば、かくてこそ往生もいと易く大悲も殊に尊く侍る。

又大師常にの給はく、善導の釋を拜見するに、源空が目には三心も南無阿彌陀佛、五念も南無阿彌陀佛、四修も南無阿彌陀佛なりと云々、（南無阿彌陀佛に造り著たる、三心四修と習ひ究るなり、）觀經疏文云、今此觀經中十聲稱佛、卽有十願十行具足、云何具足、言二南無一者卽是歸命、亦是發願回向之義、言二阿彌陀佛一者卽是其行、以二斯義一故必得二往生一、

善導大師本願の文を釋して云く、若我成レ佛十方衆生、稱二我名號一下至二十聲一、若不レ生者不レ取二正覺一、彼佛今現在レ世成レ佛、當レ知本誓重願不レ虛、衆生稱念必得二往生一、

大師の給はく、此文を常に口にも唱へ、心にもうかべ、眼にもあてよ、此文は四十八願の眼なり、肝也、神也、四十八字にむすびたる事は此故なりと、已上、（和語燈錄六又勅修御傳四十四卷に出）

又の給はく、此文に至心信樂欲生我國の安心を略し玉ふ事は、衆生稱念必得往生としりぬれば、自然に三心を具足する故に、此理をあらはさんが爲に、至心信樂欲生我國の三心を略し給へる也、已上（和語燈錄五卷に出）但し衆生稱念必得往生とは、一切衆生善人も惡人も其機をえらばず、唱へだにすれば必往生するなり、故に衆生稱念必得往生とは釋する也、然れば信心の沙汰に及ばず、只申こそ專要也、故に圓光大師常の御詞に云、煩惱のうすくあつきをかへり見ず、罪障の輕き重きをも沙汰せず、たゞ口に南無阿彌陀佛と唱へて、聲につきて決定往生のたもひをなすべし、との給へり、已上（勅傳廿一卷に出）眞如堂の如來、向師へ告ての給はく、聲に付て決定往生の思ひをなせといふ、實にもいはれたり、異香よりも紫雲よりも、南無阿彌陀佛の聲に過たる往生のしるしやは侍るべき、たゞ聲を本願にまかせて名號を唱ふべきなりと、已上（歸命本願鈔中卷に出）但し是れ大師の御詞を

甘心し給ひ、讃歎稱美して實にもよふこそ敎へられたり、異香紫雲は我願にあらず、稱我名號の聲が本願也、然れば南無阿彌陀佛の聲に過たる、往生の印はなきぞとの佛勅也、可レ尊可レ仰、世に三歲四歲の小兒念佛して往生の祥瑞を現し、又鸚鵡念佛して舌根より蓮花を生ぜし等は、聲本願の不思議自然に現はるゝ者也、是れ十方衆生平等大悲の本願なれば也。

禿が云く、聲本願の只申し承りぬ、然らば名號に三心も籠ると聞ゆ、たとひ祈禱二世安樂の念佛にもせよ、まして我宗に敎ゆる報謝の稱名も、皆本願に乘じて往生すべし、いづれの道にも申せば、本願に乘じて決定往生すべきや否や。

予答て云、祈念祈禱二世安樂の念佛は、邪因邪業輪廻の業也と、流祖は呵し給へり、厭離穢土欣求淨土の法を以て還て穢土を祈る、是邪因邪業也、如レ斯等は皆是れ欲生我國の本願に戻り三心不具の念佛也、一往對機の說を見て隨自の正意を失ふ事なかれ、此事茲に盡し難し、委くは向譽上人の勸化本義に詳也、又報謝の稱名は汝等が宗の安心也、光明大師圓光大師此兩大師の敎意によれば、報謝の稱名は三心不具にして欲生我國の本願に戻り、無願無行の敎へなるが故に往生すべからず、故に撰擇集に云、念佛行者、必可二具足三心一之文、と標して經釋の文を具に引玉ふ、往生禮讃に云、問曰、今欲二勸一人往生一者、未レ知若爲、安心起行作業、定得二往生彼國土一也、答曰、必欲レ生二彼國土一者、如二觀經說一者、具二三心一必得二往生一、何等爲レ三、一者至誠心乃至、二者深心乃至、三者回向發願心乃至、具二此三心一必得レ生也、若少二一心一卽不レ得レ生、如二觀經具說一應レ知、圓光大師私御釋に云、所レ引三心者、是行者至要也、所以者何、經則云下具二三心一者必生二彼國一、明知具レ三必應レ得レ生、釋則云下若少二一心一卽不レ得レ生、明知一少是更不可、因レ茲欲レ生二極樂一之人、可二全具一足三心一也、已上（選擇集に出）又の給はく、凡往生淨土の要法は多しと雖、淨土宗の大事は三心の法門にある也、若三心を具せざるものは、日夜十二時に

頭の火を拂ふがごとくにすれども、つひに往生を得ずといへり、極樂を願はん人はいかにもして、三心のやうを心得て念佛すべき也と云々、(和語燈錄二卷、七箇條起請文序に出)所詮三心とは、往生の爲に念佛して、僞りなきは至誠心なり、又念佛往生の本願を疑ひあやぶむ事なく、稱名一行に往生を信(任)せて唱へ居たるは、これ深心なり、又唱ふる念佛を以て偏に往生極樂の爲と願ふは、即ち是れ回向發願心也、此趣、圓光大師一代の敎勸にして選擇集、勅傳、幷に語燈錄等に詳也。

上來兩祖大師の釋義に依てこれを見れば、御禮報謝は三心不具の故に往生すべからず、導師の御釋に、若少一心卽不得生と釋し給へば、一つ欠ても往生せざる事顯然たり、兎角凡夫の領解を以て、色々と思慮分別をめぐらせば、本願に違する也、或は祈禱二世安樂と願ひ、又は往生濟だ御禮と云ひ、或は歸命一念の信と云ひ、種々無窮なる凡夫の小刀細工は、皆本願に違する也、干將莫耶が銘劒を、下手鍛冶が打なをしたるが如く、銘劒の德用を失ふなり、本願の念佛利劍卽是名號は、凡夫の領解を加ふると、佛智に違ひ報土往生の得益を失ふ也、かゝる無窮の領解を捨さしめんが爲に、至心信樂欲生我國の三心をば誓ひ給へり、故に兩祖も又三心をいとこまやかに勸釋し給へり、さりながら凡夫の領解をそへず、只申せば十方衆生の本願に能く叶へり、此道理を顯さんが爲に、至心信樂欲生我國の三心を省略して、稱我名號とは釋し給へり、二歲三歲の嬰兒、母に不淨の大小便を以て汚せども、天これを罰し給はず、物の道理を辨る時に至て、かまへて如斯の不孝を行せば、天豈に是れを赦し玉はんや、今も又左の如し、十方衆生の本願なれば、只申せば鳥獸は云ふにも及ばず乃至蚓飛蠕動之類迄と、平等覺經には說き給へば、ムクメノ蟲迄も申せば往生する本願也、但し唱ふる事の叶はざるは衆生業力の所感なり、本願にはかまへて何んのいらびなく稱名の聲を待給ふ也、但し人間たる者の自己の見解を以て、思慮無窮に本願をいろへば、三心を以て是れを責め卽

不得生と罰し給へり、是れ又不孝の人を天速かに罰し給へるが如し、故に流祖鎭西は願孤行孤無所至、願行具足決定往生とはの給へり、願とは是安心也、遺誡に唯往生極樂の爲にとの給へる是也、行とは起行也、遺誡に只一向に念佛すべしとの給へる是也、此安心起行の外に露も別の仔細なしと敎る、是れ鎭西流の正統正勸也。

禿又云く、上來の只申明かに承り開きぬ、我宗の安心も選擇一枚起請を以て要とする故に、凡上來の勸說に等しかるべし、信を一念にとりて行は多念にはげむの謂れにて、一念に往生を治定して一期不退に御恩報謝の稱名をよろこぶ也、是言葉はかはれども其心は等しき也と。

予答て云、信をば一念にむまると信じ、行をば一形にはげむべしとは、勅修御傳廿一卷にのせらる、我が大師の御詞也、今我門の安心に付て此文を解すべし、昔し大師の御在世には日課の念佛在家は一萬已上を申べし、僧尼はさまをかへたる印しには三萬六萬を勤むべし、いかにも多く申に過たる法門あるべからず、と示し給ひしかども、人機日々に衰て其敎へにも叶ひ難く、依之中古の先德或は千遍已上を授け、又は百遍以上を授く、近世尾州引接室の師は(向譽上人の事)機に十遍已上を授け、小兒等祥瑞を現し大往生を遂る事、往生傳に顯然たり、今より又末に至り人壽十歲の時にも至らば、一遍已上をも授け給ふべし、經に乃至一念と說き、釋には上盡一形下至十聲一聲等とあり、又往生禮讚の文には万年三寶滅此經住百年、爾時聞一念皆當得生彼と釋し給へり、實には末法万年餘經悉滅、彌陀一經利物偏增の謂にて、彌陀超世の本願は殊に劣機を濟ひ玉ふが大悲の本懷にて、我等如きの極重罪人が唱ふる所の稱名にて、順次に報土に生じ速に無上菩提に至る也、但し上代にも希には下根の人も有るべし、末代にも希には又上根の人も有るべければ、已れ〳〵が機根に應じて日課を誓受すべし、導師の釋にも一發心已後、誓畢此生無有二退轉一唯以二淨土一爲レ期との給へり、上來所談の如く至て下根にして、たゞ十聲一聲づ

つ唱ふる者も往生すと信じて、各々分に應じて一期不退に相續するを、信を一念にむまると信じ行をば一形にはげむといふなり、又此文をくわしくいはゞ、生涯佛とも法とも知らずして惡業のみ作りし人、命終る時地獄の相現る、其時知識の教へに依て、初めて念佛十聲唱へて往生を遂たりと、觀經に說き給へり、又觀經に稱南無阿彌陀佛、乃至汝稱佛名故、諸罪消滅、我來迎汝とも說き給へば、數の多少のいらびなく、一遍申て直に命斷する人は一遍にて往生す、二遍申て命終らば是即二遍の往生、三念五念佛來迎と善導釋し給へり、命のつゞまるに隨て數を增すべし、故に導師は只念佛往生の願と釋し給ひ、信心往生の願とはの給はず（信心往生は親鸞一流なり）如レ斯極重惡人すら臨終に始めて十聲一聲唱へて往生する本願念佛也、況や平生一形唱ふる者をやと信じて稱名相續すべし、圓光大師の云、罪は十惡五逆の者も生ずと信じて、少罪をも犯さじと思ふべし、罪人なをむまる況や善人をや、行は一念十念なをむなしからずと信じて、無間に修すべし、一念なを生る況や多念をや已上（勅傳廿一卷に出）如レ斯佛經祖釋明か也、一念歸命して往生相濟だ後は御禮と云ふ、事は淨土宗所依の三部經光明吉水兩大師の釋に見當らず、只是れ親鸞の新義なり、又汝が宗に不來迎と立て臨終の來迎を呵する者あり、是又甚だ僻見也、淨土宗所依の三部經、三輩九品の往生、皆臨終の來迎を說き玉へり、別て彌陀經に來迎の上の正念なる事明か也、導師の御釋に云、臨終聖衆持レ華現、身心踊躍坐二金蓮一、坐時即得二無生忍一等已上、又源信僧都の往生要集の十樂の第一は聖衆來迎樂也、哀哉禿曹等は三心不具の故に聖衆來迎の樂みもなく、況や淨土の快樂望みながく絕たり、只今生一世夢中の妄樂、女犯肉食等の五欲を又なきものとのみ思ひあへり、哀むべし、實にや我も人も臨終衆苦痛集の時、佛を拜し身心快樂なる事は、豈に賴母敷大悲の巨益ならずや、故に導師の發願文にも、臨命終時心不顚倒、乃至身心無二諸苦痛一、身心快樂如レ入二禪定一、聖衆現前乘佛本

願、上品往生阿彌陀佛國等已上（往生禮贊に出）圓光大師の玉はく、又後世者とたのぼしき人の申げに候は、まづ正念に住して念佛申さん時に、佛來迎したまふべしと申げに候へども、阿彌陀經には與二諸聖衆一現二在其前一、是人終時心不二顚倒一、即得レ往二生阿彌陀佛極樂國土一、と候へば人の命をはらんずるとき、阿彌陀ほとけ聖衆と共に目の前に來り給たらんをまづ見まいらせて、後に心は顚倒せずして極樂にむまるべしとこそ心得て候へ乃至日比念佛申て極樂へまいる心だにも候人ならば、息のたえん時に彌陀觀音勢至來て迎へ玉ふべしと、信じ思食べきにて候なり已上（勅傳廿二卷に出）如レ斯經釋明白也、然るに汝が宗には平生往生の故に、常に佛菩薩の來至あり故、に經に常來至此行人之所と說けり、紛敢臨終の來迎をば用ひずと云へり、是又甚だ經釋に違背す、觀經に云、無量壽佛化身無數、與觀世音大勢至、常來至此行人之所と云々但し此文は定善の觀念成就の行人の得益也、然れば汝が宗門は觀念の修行者と見へたり、口には本願ならでは、かゝるいたづら者はいかゞせんと涕哭して、身には觀念の修行をせらるゝ、噫是れ奇異の妖怪なり、當世愚痴誑惑の輩は恣に僞りをかまへて、臨終の來迎は狐狸の如しといへり、是佛經を毀謗し諸人を迷亂す、只是渡世の謀計をなさんと欲して飽まで墮獄の業を作る、哀むべし哀むべし、抑念佛の行者の所へは、彌陀觀音勢至常に來て離れ給はず、故に大師の云ふ常來至此行人之所の文は、稱名の行者の益に屬すと云々但しは や往生濟だ、御禮報謝、信心領解の人の所へ來り給ふと云ふこと、經釋に之れなく、只是稱名の行者の得益也、觀經に云、行二此三昧一者、現身得レ見二無量壽佛及二大士一、若善男子善女人、但聞二佛名二菩薩名一、除二無量劫生死之罪一、何況憶念、若念佛者當レ知、此人是人中芬陀利華、觀世音菩薩大勢至菩薩、爲二其勝友一、當レ坐二道場一生二諸佛家一云々往生禮讚に云、如二觀經云一、若稱二禮念阿彌陀佛一、願レ往二生彼國一者、彼佛即遣二無數化佛、無數化觀音勢至菩薩一、護二念行者一、復與二前二十五菩薩等一、

百重千重圍繞行者、不レ問二行住坐臥一切時處、若晝若夜、常不レ離二行者一、今既有二斯勝益可一レ憑、願諸行者、各須二至心求一レ往、又云、除レ入二三昧道場一、日別念二阿彌陀佛一、一萬擧命相續者、即蒙二彌陀加念一、得レ除二罪障一、又蒙レ與二佛聖衆一、常來護念上云々上來は皆善導大師往生禮贊の文也、念佛の行者は臨終に佛を見奉るのみにあらず、平生又影の形に添ふが如にして離れ給はず、況や臨終に來迎し給ふ事何の疑かあらん、又念佛三昧を發得すれば、現身平生に佛を見奉り光明を感見する也、又無明煩惱の障子に間隔せられて見奉らずと雖、佛は常に念佛の行者を離れ給はず、臨終の時は無明煩惱皆消滅して、現に來迎の如來を拜し奉る也、或は傍人迄も見聞に及ぶ程の人もあり、多分は只往生する行者のみ、命終一刹那に親しく拜し奉る也、ゆめ〳〵世の妄說に滯りて佛經を疑ふべからず。

禿又云く、我れ不才にして自宗の領解を具に自得せず、因みに我宗の信心領解を語らひ聞せ給ひなんやと云ふ。

予答て云、自宗の領解は自宗の學者に尋ぬべし、予はたゞ往生の急用、淨土門の安心を敎ゆるのみ、日暮れて道遠し命終旦夕に迫れり、何ぞ閑暇有て無益を談せん、予も又無智不堪の身なれば自宗の學猶不レ能、況や他門をや、但し念佛を信せん人はたとひ一代の法を能〳〵學すとも、一文不知の愚鈍の身にして乃至一向に念佛せよとの、大師の御遺誡を深く仰ぎ、自行化他只此文に結歸する也、汝知らむや、彼の嵩能は無智なれども、神秀上座に勝れ、又釋尊と阿難とは因位同時の發心なれども、阿難は多聞廣學を好んで修行に疎かりし故に、成佛にたくれたりと、智惠をきわめて生死を離る、聖道門すら廣學多聞を誡む、況や愚痴にかへりて往生を願ふの行者、何んぞ聞學を事とせんや、但し今其五三の文を擧げて兩門の異を分たん、汝が宗には信心信力金剛の領解を以て他力と敎へ、念佛申すを自力と敎ゆ、我淨土宗には念佛申を他力と敎へ、信心信力にかゝはるを以て自力

とは談ずる也、是れ大に異也、但し我門に於て信心の詞ありと雖、マカスルコヽロと訓む也、所謂念佛の一行に一大事の未來を打まかせたくを信心とは云ふ也、聖道門の信力とは大に異也、委くは通師の安心客問篇に詳也、凡自力と云ふは、自心の信力念力を凝し戒定惠の三學を持て、自ら生死を離れんと欲するを自力とは云ふなり、又定散の諸行を勤て往生せんと願ふを、自力とも他中の自とも雜行とも云ふべし、本願の念佛を行ずるを自力と云ふことは佛經になし、但し念佛に付て强て自他を論せば、自の信力の强弱有無にかゝわらず、唱ふる聲に未來をまかせたる行者は、日々夜々不レ怠勵むとも、皆是本願他力の念佛也、我が信心信力念力を重んずる時は、一念も自力の念佛とすべし、汝が宗門は自力宗と見へたり、遮如の文章にも多くは皆是信心信力金剛の領解をすゝめたり、是れ即ち自力に似たり、又親鸞の述作唯信抄文意に云、この信心すなはち佛性なり、この佛性すなはち法性なり、乃至この信心は攝取のゆへに金剛となる、これは念佛往生の本願の三信心也、觀經の三心にはあらず、乃至この信心をうるを慶喜といふ、慶喜する人は諸佛にひとしき人となづく、乃至觀經の三心を得て後に大經の三信心をうるを、一心得るとは云ふ也、このゆへに大經の三信心を得ざるを、一心かぐるといふなり、この一心かけぬれば實の報土にむまれずとなり、觀經の三心は定機散機の自力の心なり、定散の二善を回して大經の三信を得んと願ふ、方便の深心と至誠心と知るべし、其實の三信心を得ざれば實の報土にむまれず、乃至三信心得んことを能〳〵こゝろへ願ふべきなりと、云々又次下に云、選擇本願には若我成佛十方衆生、稱我名號下至十聲、若不生者不取正覺とまふすは、彌陀の本願には下至といへるは、下は上に對してとこへ（十聲）までの衆生必往生すと知せ玉へるなり、念と聲とは一意なり、念をはなれたる聲なく聲をはなれたる念なしと知るべし、此文どもの心は思ふ程は申されず、よからん人にたづぬべし、深きことは之れにても計らはせ

玉ふべし已上親鸞述作の言也、古德の云、親鸞の唯信抄の文意は、聖覺法印唯信抄の本意に違へりと、上來文意に明す信心の領解は、光明吉水兩大師の釋義と甚だ異也、親鸞の文意に云、この若我成佛の文の事は思ふ程は申されず、よからん人に尋ぬべしと云々、實にも一流を巧み出す程有て其言葉甚利口也、これ全く一念歸命、信心了解の邪流の義に違ふが故に解する事難し、さしも自解佛願の妙釋なれば、如何なる天魔も異解をなすべからず、親鸞が思ふ程得云はぬこそ道理なり、但し十聲の言をばとこへと假名文字に紛らかし、愚人の眼をくらますかれが陰謀たにほむねかくの如し、餘は準じて知るべし、抑此若我成佛の四十八字は前に說くが如く、善導大師出世の本懷は只此文にあり、天竺唐土の諸の人師等、此十八本願の文に異義を設け至心信樂欲生我國を奥深きことに云ひなし、或は乃至十念を以て觀念義解の念佛と云ひ、異義繁興也、故に本願の正意顯れ難し、依之彌陀如來大悲にたへかね、我れ因位平等一子の慈悲にもよふされて、此願を發起す、其趣未曾有の大願なれば、大悲の肝膽を碎くこと一期の案にあらず、年序そらにつもりて五劫に及べり、只易く一切衆生を平等に攝取せんが爲也、故に超世の願といへり、何んぞ煩敷六ケ數誓ひを立んやとて、再び震旦に現はれ給ひ、昔の願文を安らかに解釋し現はし給ふ、故に此若我成佛の文をば自解佛願の妙釋と申奉る也、故に圓光大師も此文は四十八願の眼也肝也神也とはの給へり、此文に至心信樂欲生我國を除て稱我名號と云ふ文を入れ玉ふは、如何なる故ぞと云ふに、只南無阿彌陀佛と我が名を稱すれば、至心信樂欲生我國も其中に收るぞ、此申外に別に信心の沙汰はなき事ぞと云ふ心をあらはさんが爲に、至心信樂欲生我國の八字を除て稱我名號とはの給へり、又乃至十念の文をも色々と六ケ數觀念領解の念佛なりと異義區々なるが故に、聲本願を顯はさんが爲に下至十聲とは釋し給へり、導師の肺腑にして是又稱名往生の證據也、親鸞の一大事と賴まれし三信心は、はや昔時善導

大師除き給へり、祭の濟だ後にて又狂言を初むるが如し、導師釋して稱我名號乘我願力必得往生と の給へば、祭禮の神事は相濟だり、然るに親鸞また何んぞ煩敷信心領解の沙汰をするや、これ所謂狂言に異ならず、稱我名號の本願なれば仔細なく只一向に念佛すべしとこそ、兩祖大師は勸誘し給へるぞ。

禿又問て云、我宗の信力金剛信心領解のいたづらなる事承り開きぬ、但し觀經の三心を善導釋し給ふ中に、囘向心を釋して云、此心深信由若二金剛一不下爲二一切異見異學、別解別行人等一之所中動亂破壞上とあり、又圓光大師の法語に數々信心のこと とあり、別して御傳二十一卷等には、本願に乘ずる事は信心の深きによるべしとの給へり、かゝる文釋等は如何領解すべきや。

予答て云、親鸞の心は觀經の三心にはあらず大經の三信心也と立られたれば、其依る所是又別也、此三心の釋に、由若金剛との給ひしは異學異見別解別行の人に動亂破壞せられざれとの心也、抑此念佛往生は釋尊の所說、諸佛の證誠、如是大願誠諦不虛の金言なれば露計も疑ふべからず、縱令今佛菩薩擧レ光來て念佛往生は是れ虛妄なり、只念佛して淨土に往生すべからずと云ふとも、一念も疑退の心を生ずべからず、還て念佛往生を信ずる事、金剛の如くにして彌々念佛增進すべし、佛菩薩のごときの說にも動せずして彌々念佛す、いかに況や羅漢のごときをや、況や異學異見の人をや、何を以ての故に、釋尊の所說、諸佛の證誠是れ念佛往生の本願也、然るに念佛往生を虛妄なりと云ふは、眞の佛菩薩にあらず是れ天魔なり、如斯深く信じて動亂破壞せられざるを、由若金剛とは云ふ也、故に我宗には佛祖の敎へに隨順して諸佛を誓約し、念佛往生の本願に順じて口稱念佛を業とす、汝が宗の徒類是れを嫌ひ憎むこと、恰も鴟鴞の如くす、親鸞は彌陀の再來なりと信じて深く信心往生と勸せり、哀むべし、佛經祖釋の明なる念佛往生をば憎み嫌ひ、親鸞を信ずる事如レ佛、如斯を動亂破壞せられたりとは云ふ也、又勸修御傳

の文に、本願に乘ずる事は信心の深きによるとの給ひしは、卽三心の中の第二の深心の事也、宗の傳書に顯然たり、圓光大師の給く、二者深心すなはち眞實の信心なり、彌陀の本弘誓願の名號を稱する事、下十聲一聲に至るまで定て往生する事を得と信知して、乃至一念も疑ふ心ある事なかれ、故に深心となづくと云々又云、たほかた此信心の樣を人の意得わかぬと覺る也、心のそみ〳〵と身の毛もいよだち涙もたつるを、信心のたこると申すは僻事にてある也、信と云ふは疑ひに對する意にて、疑ひをのぞくを信とは申べき也已上(和語燈一卷四十同卷五十九)然れば信心の深によるとは深心の事也、深心とは念佛を疑はざる事也、疑はざるとは餘行を雜へず念佛一行になる事なり、圓光大師の給はく、三心の釋區々にわかれたりと雖、要をとり詮を簡でこれをいはゞ深心に收めたりと、又云、深心とは深く念佛を信ずる心也、ふかく念佛を信ずると云ふは餘行なく一向に念佛になる也、若餘行をかねぬれば深心缺けたる行者とは云ふ也、詮する所、釋尊の說き置き玉ふ淨土の三部經は、偏に念佛の一行を說くと心得、彌陀の四十八願は稱名の一行を本願とすと心得て、二心なく念佛するを深心具足の行者と云ふ也已上(和語燈一卷十二同卷十九)然れば三心は深心の一何に收り、深心は念佛の一行に收めたり、故に大師の遺書にも申外に別の仔細候はず乃至只一向に念佛すべしと云へり、可」尊可」仰、又汝が宗に宿善往生を勸む是又甚大師の敎意に違背せり、但し宿世見諸佛、則能信此事等の文を見るに、此本願念佛に値遇し奉る事は宿善にもよるべし、往生する事は念佛による也、大師の云、彌陀は惡業深重の者を、來迎し給ふ力ましますと思食とりて、宿善のありなしも沙汰せず、罪のふかきあさきもかへりみず、たゞ名號となふるものゝ往生するぞと、信じ思食べく候と已上(勅傳廿二卷初同六丁)强て宿善を論せば自力の往生と云ふべし、宿善なき罪人なれども念佛申せば、本願力にて往生遂る故に他力とは云ふ也、汝が同門の徒類强て宿善往生を募らんと

て、諸の僞書を作り、或は法然問答又は源空の作と號して、我が大師の御名を汚す、如」斯謀書一二にあらず智者見て照察せよ、愚人是に迷ふ事なかれ、或は又然彼如來宿願力故の經說を以て宿善往生の證とす、是又函蓋不相應の引證なり、觀經に云、無量壽佛身量無邊、非二是凡夫心力所一及、然彼如來宿願力故、有憶想者必得二成就一、云々此文は定善觀法修行の人を佛力加被して觀佛三昧成就させしめ給ふの文也、この文何んぞ宿善往生の證とならんや、如」斯妄說を作て愚痴の衆生を迷亂す、此例一に非ず甚だ哀痛すべし。

禿又問云、本願の文に乃至十念と有るを、善導大師下至十聲と釋し玉ふ、我家にては一多包容等の捌ありと雖、是又一流の義也、淨土家にいては如何領解し玉ふや。

予答て云、其事こそ委く選擇集第三章段にのせられたり、其文其儘讀み聞すべし、選擇本願念佛集に云、問曰、經云二十念一釋云二十聲一、念聲之義如何、答曰、念聲是一何以得」知、觀經下品下生云、

令二聲不一絕具二足十念一、稱二南無阿彌陀佛一稱二佛名一故於二念念中一除二八十億劫生死之罪一、今依二此文一聲卽是念、念卽是聲、其意明矣、加之大集月藏經云、大念見二大佛一、小念見二小佛一、威師釋云、大念者大聲念佛、小念者小聲念佛、故知念卽是唱也、問曰經云二乃至一、釋云二下至一、其意如何、答曰乃至與二下至一、其意是一、經云二乃至一者、從」多向」少之言也、多者上盡一形也、少者下至十聲一聲等也、釋云二下至一者、下者對二上之言也、下者下至十聲一聲等也、上者上盡一形也云々已上然れば經文の乃至十念、釋文の下至十聲其意是一なる事明白也、此文の心を平生に約して見れば、上根上智の者は日々三萬六萬等の日課を勤むべし、乃至下根下愚の人は十遍百遍づゝも唱ふべし、又臨終に約して見れば、若年の時より日課を奮勵して七十乃至百歲迄も命あらば一期百年念佛すべし、故に導師の判釋に上盡百年ともあり、又は上盡一形とも釋せり、乃至臨終に始て此法に値ひ十聲一聲唱へし者迄も、本願に乘じて決定報土に往生する

也、此心を經には乃至十念と說き、導師は下至十聲一聲等定得往生と釋する也、淨土宗の心は自己の領解の沙汰を捨て、我身の機根に應じて只申せとの敎へ也、故に大師三井寺の住心房へ示し玉はく、念佛は風情もなく只申より外の事なしと（勅傳二十一丁）沙彌隨蓮（勅傳廿卷）熊谷蓮生（勅傳廿七卷）等へ示し給ふにも、只念佛だにも申せば往生する也、別の樣なしと示し給へり。

禿又問て云、淨土宗に十念を授け玉ふ事は、いかなる事に候やらん、因みに又問奉るのみ。

予答て云、上來の說敎能聽あらば何ぞ無益の學解を問ふや、無常念々至、恒與二死王一居との給へり、早く萬事を拋て往生の一路に歸せよ、鎭西の云く、我が門流にたいては、一字をも知らざるの身となり、黑白をも辨へざるの身となりて、稱名計を以て日夜朝夕にこれを唱ふべし、我が身にたいては愚者なりと、卑下して他門と爭ふべからず云々是又流祖の制誡なれば、上來汝が所問を答るも皆無益也、昔し或人の許へ客來て對面せん事を

乞ふ、菴主の云く、今火急の用有りと云て耳を塞て念佛して遂に對面し給はずと、嗚呼尊哉無常を念じて世に隱ひ給はざる事、是眞佛子實道人也、是れを見るに我等甚だ慚愧にたへたり、無道心にして頗る無益を談ず、但し尋ぬる事の默止し難ければ、汝が爲に粗其一二を談せん、十念口授は論註の傳也、今本願念佛の安心を談ずるとは格外也、又圓戒等の口授傳法有りと雖、是又禿徒の知る所にあらず、佛祖相承にして宗の傳法なれば、たやすく談ずべからず、但し如レ斯等は利他の要術にして出家知識の取扱也、圓光大師の給はく、淨土の人師たほしといへども、みな菩提心をすゝめて觀察を正とす、たゞ善導一師のみ菩提心なくして、觀察をもて稱名の助業と判ず、當世の人善導の意によらずば、たやすく往生得べからず、曇鸞、道綽、懷感等皆相承の人師なりといへども、義にたいては未だ必しも一準ならず、よく〳〵これを分別すべし、この旨をわきまへずば往生の難易にたいて存知しがたきものなり已上（和語錄五

卷）然れば念佛往生の安心にたいては、光明吉水兩大師の釋文の外依用すべからず、又選擇に云、偏依二善導一師一也と、如レ斯文一にあらず、故に大師は善導一師に依て此宗を興隆し給ふ、又選擇に云、但善導與二諸師一其意不レ同、諸師釋別云二十念往生願一、善導獨總云二念佛往生願一、諸師別云二十念往生願一者、其意卽不レ同也、所二以然一者、上捨二一形一下捨二一念一故也、善導總言二念佛往生願一者、其意卽周也、所二以然一者、上取二一形一下取二一念一故也已上如レ斯我が大師は善導一師に依て選擇本願念佛を勸進し給へり、親鸞の勸めらるゝ信心往生にもあらず、幸西がすゝむる一念往生にもあらず、諸師の判釋し給ふ十念往生と、かぎるにもあらず、たゞ是れ念佛往生の本願也、別の仔細を存せず、たゞ一向に念佛すべし、但し能化より所化に十念を授くる事は、いかなる故なれば、上古は所化能化に値遇する時は必三歸戒を授く、是又佛門初入の法式也、此通規に順じ淨土宗にては十念を授く、是卽淨土宗の法式にして傳法利他の祕法、但し是れ能化の所作也、又於二觀經一、具足十念稱南無阿彌陀佛とある故に、十聲授くるなり、授受の時命ち終らば、臨終の念佛となるなり、導師の釋にも、恒願一切臨終時との給へり、鎭西も又臨終平生、平生臨終との給へば知識へ値遇する度ごとに、臨終の思ひに住して念佛を授受するは、猶賴母敷念死念佛の用心なるべし、所詮は數の多少を論ずる事なく、又信心の有無をも沙汰する事なく、又宿善の有無をも論ずべからず、罪の輕重をも論せず、煩惱妄念の起不起をも論せず、來迎不來迎の詮議にも及ばず、往生濟だ濟ぬ抔と云ふ、領解の沙汰をも打捨て、只申せば往生すると計り心得て、一向に稱名するの外別の仔細候はず、是卽彌陀の本願、釋尊の所說、諸佛の證誠、光明吉水兩大師の敎勸也、故に圓光大師の給はく、佛說に任せて六字を唱ふれば、佛の本願に乘じて必往生を遂げ候、此外別に心得は往生しそこない候と、右此御法語は大師の御直筆にて今猶本山禪林寺に在り、又大師護持の彌陀經の卷尾に眞筆に書して

云、淨土宗安心起行の事、義なきを義とし、樣なきを樣とす、淺きは深きなり、只南無阿彌陀佛と申せば、十惡五逆も三寶滅盡の時の衆生も、一期に一度善心なき者も、西東を辨せざる者、決定往生を遂るなり、釋迦彌陀を以て證とす、建曆元年正月二日源空已上總本山智恩院第一の什寶也、如斯只申せば往生すると云ふが大師の御敎勸也、只南無阿彌陀佛と申せば西東を辨へざる小兒に至る迄、決定往生するぞとの給へば信心領解の沙汰に及ばざる事明かなり、然るに汝が宗の安心は又大に是れに異也、蓮如の文章に云く、聖人一流の御勸化のおもむきは信心をもて本とせられ候と云々又云く、夫れ人間に流布して皆人の心得たる通りは、何の分別もなく口に唯南無阿彌陀佛とばかり唱へたらば、極樂に往生すべきやうにたもへり、それは大きに覺束なき次第なりと云々、我大師は口に只南無阿彌陀佛と申せば往生するとの給へば、汝が宗の安心領解、我が大師の敎へに戻る事一を以て萬を察せよ、又勅修御傳卅一卷七ケ條起請文に云、あまねく予が門人念佛の上人等につぐ。

一、念佛門には戒行なしと號して專ら婬酒食肉をすゝめ、たま〳〵律儀をまもるをば雜行人となづけて、彌陀の本願を憑ものは造惡をたそるゝことなかれといふ事を、停止すべき事。

一、みづから佛敎にあらざる邪法をときて、いつはりて師範の說と號することを、停止すべき事。

元久元年甲子十一月七日　沙門源空在判

又勅御修傳廿九六丁云、成覺房の弟子善心房といへる僧、越後國にして一念義を立けるを、上人の弟子光明房といふひじり多念の行者なりけるが、心得ぬ事に思てかの所述の法門をしるして、上人にうたへ申いれされば、上人一念義停止の狀に云、一念往生の義京中にも粗流布する所也、凡言語道斷の事なり、まことにほど〳〵御問答に不可及歟、所詮双卷經の下に乃至一念信心歡喜といひ、又善導和尚は上盡一形下至十聲等、定得往生乃至一念無有疑心といへる、此等の文をあしく料簡する輩、大邪見に住して申候所なり、乃至といひ下

至といへる、みな上盡一形をかねたる言也、しかるを近頃愚痴無智の輩多く、偏に十念一念なりと執して、上盡一形を廢する條無慚無愧の事なり、實に十念一念までも佛の大悲本願、なを必引接し給ふ無上の功德なりと信じて、一期不退に行ずべきなり、文證多しといへども、これを書すにたよばず、いふにたらざる事なり、こゝにかの邪見の人、此の難をかうふりて答ていはく、わがいふ所も信を一念にとりて念ずべきなり、しかりとて又念ずべからずとは、いはずと云ふ（唯能常稱如來號、乃至弘誓恩と云へり）是又詞は尋常なるに似たりといへども、心は邪見をはなれず、しかるゆゑは決定の信心を以て一念してのちは又念せずといふとも、十惡五逆なを障をなさず、況や餘の小罪をやと信ずべきなりと云ふ、此の思ひに住せんものは、たとひたほく念ずとも阿彌陀佛の御心にかなはんや、いづれの經論人師の說ぞや、これひとへに懈怠無道心不當不善のたぐひの、恣に惡をつくらんと思て申いだせる事なり、凡かくのごとき

の人は附佛法の外道也、獅子の中の蟲也、又うたがふらくは天魔波旬のために精氣をうばゝるゝ輩の、諸の往生の人をさまたげんとする歟、尤あやしむべし、ふかくたそるべきものなり、每事筆端につくしがたし謹言已上此一念義の事勅修御傳廿九同三十一卷其外語燈名義集等にくはしくのせられたり、大師の御在世猶如是、況や末世に至りては彌々募るべし、是れ衆生の業力の所感なれば、佛力も及びがたきにこそ、此度速に生死を離れんと欲するものは人情に滯る事なく、またまぎらはしき末師によらずして、たゞ明かなる圓光大師の敎へに依るべし、所謂大師の御遺言一枚起請文は、行者の龜鑑に備へ、晝夜の大燈明、失道の手引、往生淨土の捷徑、出離生死の要術なり、此一紙に違ふて勸說するは皆滅後の邪義なり、故に上來汝が開祖を呵す、是れ全く人我を募るにあらず、大師の正意專修念佛を敎勸し、一人にても往生を遂げしめ、大海一滴の慈恩を報じ奉らんが爲に、汝が尋に應じて邪正を簡別して、以て大師の正意を

顯す、汝必瞋恨する事なかれ、汝も又開山の教へに歸して信心領解を正とする時は、淨土宗の念佛は汝が爲には邪なるべし、いか程も我大師を呵して信心領解を募るべし、これ又開山へ一分の報恩なるべし、これ皆宗の廢立なり爭べからず、圓光大師の給はく、いかに誠を至すと云ふ雖も、造惡の凡夫の身の己が力にて、往生を成就せんほどのことはいかでか侍るべき、たゞ一向に念佛に往生を決定せんすればこそ、本願の不思議にて往生はし侍るべけれ、さやうに誠もふかくよからん人の爲には、かくあながちに不思議の本願を發し給ふべきにあらず、この道理を存じてまことしく、專修一行に入る人は世にありがたき也已上(語燈錄二三十五丁)又古德の云く、念佛は喩如二孩子哭聲一、佛大慈悲父母、尋聲卽救已上(念佛鏡に出)然れば我等が信心信力にて往生するにはあらず、たゞ一向に念佛すれば本願に乘じて決定往生するぞとの教へ也、たとへば船に乘じて向の岸に至るが如し、船とは卽ち本願なり、本願とは卽ち稱名念佛なり、是れ卽ち稱我名號の本願なればなり、船に乘するとは口に只南無阿彌陀佛と唱ふる事なり、若し念佛を退轉すれば船を離れて生死の大海に沒するなり、故に圓光大師の云、又常に退する事なく念佛するべし、これ皆宗の廢立なり爭べからず、圓光大師の給はく、いかに誠を至すと云ふ雖も、造惡の凡夫の身の己が力にて、往生を成就せんほどのことはいかでか侍るべき、たゞ一向に念佛に往生を決定せんすればこそ、本願の不思議にて往生はし侍るべけれ、さやうに誠もふかくよからん人の爲には、かくあながちに不思議の本願を發し給ふべきにあらず、この道理を存じてまことしく、專修一行に入る人は世にありがたき也已上(語燈錄二三十五丁)又古德の云く、念佛は喩如二孩子哭聲一、佛大慈悲父母、尋聲卽救已上(念佛鏡に出)然れば我等が信心信力にて往生するにはあらず、たゞ一向に念佛すれば本願に乘じて決定往生するぞとの教へ也、たとへば船に乘じて向の岸に至るが如し、船とは卽ち本願なり、本願とは卽ち稱名念佛なり、

願念佛を申べし、かく易き念佛を申さず餘法を勤むるは、所謂三心不具の人なるべし、出家の誦經等は是其戒分也、但し我が大師も每日彌陀經三卷念佛六萬遍なり、しかれども後には彌陀經三卷を止めて、一萬遍を加增して每日七萬遍を勤め給へり、勅修傳六卷六丁に云ふ、源空は大唐の善導和尙のをしへにしたがひ、本朝の惠心の先德のすゝめにまかせて、稱名念佛のつとめ長日六萬遍なり、死後やうやくちかづくによりて、又一萬遍を加へて七萬遍の行者なりとぞ仰られけりと、是を以て見るに、出家猶口稱一行に結歸すべし、況や在家にたいてをや。

兌云、上來の聞法に依て下愚年來の迷ひを解く、去りながら無道心なる故に妻子を捨て、一擧萬里するの心未だ生せず、願くは公大悲を以て兌が後生を助かるべきの要を示し給へ、又今日より領解を翻して日課を誓約して、但信稱名の行者とならんと。

予云、哀むべし愛欲の水に沒して無窮の楚毒を呑む、愚愛に縛せられて出離の期なし、されば善導大師は狂三此人皮裏二驅骨一、三途自入不レ須レ爭との給へり、實にたがはぬ馬の骨に人の皮をきせたらんぞかし、是をばさらぬ幷としていかにぞ後の世のうきめを見んとするや、能く思ひつゝけて心遣にねどろくべし、故に經曰、由レ愛故生レ憂、由レ愛故生レ怖、若離二於愛一者、無レ憂亦無レ怖、已上又或文には三途八難、以二愛欲一爲二根本一と云へり、厭ふべきは只此一事也、雖レ然彌陀超世の本願はかゝる極惡深重の凡夫、出離無緣の者を拾給はず、唱へだにすれば往生疑ひあるべからず、汝今更妻子を求むるにあらずこれ其生得也、課佛を督約して口稱三昧を行せば必當に往生すべし、但し汝同門の禿徒これを聞かば定て殺害に及ばんか、其時悲心を悉にする事なかれ、昔一夜又有、忉利天帝釋寶座の上に登れり、頭の髮は火炎の燃ゆ揚りたる如にして、眼は逆に付き口大きに廣し、醜陋赤黑にして日も當られぬ姿也、諸天衆見驚隈、已何故、天帝釋寶座數、速可二離立一宜へば、夜又

俄に色白くなり面貌形體惡からず、長けも高くなりて兎角の返事にも及ばず、彌々居直りてぞ有りける、諸天瞋恚を增て放言すれば、夜叉の像色彌彌端正鮮白になる、天衆此の事を帝釋に訴へ申ければ、帝釋卽ち夜叉が坐せる前に至り右扇を現じ、香爐を捧げて香を燒き恭敬尊重す、終に夜叉に語り給ふ、善哉大佛能く來れり我は是帝釋也と、三度名乘て敬ひ給ひしかば、夜叉本の如く次第に淺間敷姿になりて其身遂に消へ失せぬ、爾時帝釋寶座に登り天衆に語り給へり、此夜叉は助瞋鬼と云ふて人の瞋を助る鬼也、腹を立て罵詈放言すれば彌々威を增し德を施す也、愼で腹立罵詈なく心を和げ敬へば、彼れ堪へずして失する也、されば瞋恚すべからず罵詈すべからずと云々況や一念の瞋恚の炎は俱胝劫之善根を燒き、刹那の怨害は無量生の苦報を招くと云へり、可レ恐可レ愼已上（三國傳記二の卷に出）、この心を以て見れば、同門の徒いか程呵責するとも、瞋を生せず只軟語をなすべし、況や忍辱の衣を被るの身、恣に恚心を生ずべからず、故に遺敎經に云、汝等比丘若有レ人來、節々支解、當自調レ心、無レ令二瞋恨一、亦當護レ口、勿レ出二惡言一、若縱二恚心一、則自妨レ道、失二功德利一、忍之爲レ德、持戒苦行、所レ不レ能レ及、能行レ忍者、乃可二名爲一有力大人一、若其不レ能下、歡二喜忍一受、惡罵之毒一、如レ飮二甘露一者、不レ名二入道智慧人一也、所以何者、瞋恚之苦、則破二諸善法一、壞二好名聞一、今世後世、人不レ喜レ見、瞋心甚レ於二猛火一、常當二防護一、勿レ令レ得レ入、劫二功德一賊、無レ過二瞋恚一、白衣愛欲、非行道人、無二法自制一、瞋猶可レ恕、出家行道、無欲之人、而懷二瞋恚一、甚不可也、譬如下清凉雲中、而霹靂起レ火、非中所應上也、已上これ佛の御遺勅なり、たれ〳〵も敢勿二忽諸一、大行不レ顧二細瑾一、大事不レ抱二小事一、大望を成就せんと思はん者は必忍辱を要とす、出離の大志を思はん者は浮世の小節に滯ること勿れ、唐の韓信忍を行し、後に漢王に仕へて楚王と成りしが如し、世人猶これを行ず況や佛子をや、浮世夢幻の望みすら忍なければ其功成せず、況や生死出離の一大事因緣をや、

大經に曰、雖二一世勤苦須臾之間一、後生二無量壽佛國一、快樂無レ極と、光明大師の云、各聞强健有力時、自策自勵求二常住一、又云、仰願一切往生人等、善自思量、已能今身、願レ生二彼國一者、行住坐臥、必須下勵レ心、勉レ己晝夜、莫レ廢二畢命爲レ期一、上在二一形一、似二如少苦一、前念命終、後念卽生二彼國一、長時永劫、常受二無爲法樂一、乃至成佛不レ經二生死一、覺非レ快哉應レ知、已上如レ斯佛祖の策ちにをどろき、早く萬事を拋て一向に稱名三昧になり給へ、又其宗を替へず其形を其儘に、たゞ心計り正に入りしは、津國の耳四郎が事實の如く、南都の强盜法子が其儘の姿にて、たゞ一向に念佛して口稱の得益現はれしが如し、本願の稱名は機の簡びなき事明かなり、たゞ申が所詮にては侍ると云へば、禿歡喜踊躍し課佛を誓約して云く、今日初めて邪を捨て正に歸する事を得たり、同門の禿徒傳へ聞かば定て害をなすべし、仰ぎ願くは禿が姓名を他に洩し給ふ事なかれ、又願くは上來の勿策に依て正路に歸する人は、無常の速なる事を念じ

南無阿彌陀佛
專修結緣信疑謗譽、其諸衆生同生極樂
願以此功德平等施一切、同發菩提心往
生安樂國
阿彌陀佛といふより外は津の國の
難波の事もあしかりぬべし

跋

邊土愚盲の類邪路に迷倒し、剩へ專修を嘲あやしむもの少からず、依レ之ひなし〳〵三途に還る事のあはれに悲しく折から、幸ひ客問辨を筆記して同門の尼入道に送る、是を見て人我を增上する者は是又邪徒の類ひなり、只其正路を知らば彌々愚を守り增々信稱名すべし、但し衆る所皆是れ佛經祖釋の明文也、謗ずる者は恐くは惡道に墮せん、故に不信邪見の人には堅く見せしむべからず、庶幾くば一度見て其邪正を知らば、早く翻然に覆て座の右に是をのこす事なかれ、又願くは上來の勿策に依て正路に歸する人は、無常の速なる事を念じ

勇進稱名して、佛祖の慈恩を報ずべし、但し御禮報謝の稱名とは異也、唯往生極樂の爲の稱名を勤て、佛祖の敎へに隨順するを、佛恩を報ずるとは云ふ也、我等如きの極重惡人は必定三途のすもりとこそなるべき身の、此本願にめぐりあひしは實に難中の難、無過此難なり、天に仰ぎ地に伏して悅べし、此度彌陀の本願に値ひ專修稱名の行者となりぬる事を、早く萬事を拋て自策自勵し、難酬難謝の佛恩を報ずべき者也。

天明三癸卯八月　　彌陀感應日記之

本願念佛正義辨　終

辨斷劈邪示正起因論

還源堂下の二三子等、謹で師に申しけるは、玆年天保七年四月の末より、赤馬關酉谷寺主の請に依り、彼等にて化他傳法御執行の中、同所西山流義三蓮寺より不慮の文通ありし已來、御往復の書中に愚昧の小子等通曉し難き義趣あるに由て、御道業を障るは恐慮少なからざれども、御慈育を以て小子等が疑網をはるけ給んことを懇願しけるに、師の云く、三蓮寺主の氣分を推するに、二流の立義を校考し劣を捨て勝を取る爲ならば、往復示談とすべけれども、唯宗義を募る勝負の心より發ると見ゆれば無利益なり、若し又宗論にも及べば公廳の禁制もありと聞く故、已後文通のこと西圓寺より斷りしことなれば、予は元より西圓寺よりも返答に及ばざるなり、されども汝等が疑網をはるけん爲ならば、師資の因緣何ぞ空しく答問を惜まん、要を撮て問へ決答すべしと、聽許し給を喜び後の補忘に備へんと、筆記すること左の如し。

○四月晦日三蓮寺主よりの來書に云、

呈愚翰得尊慮候然ば過日は得拜謁奉太慶候さて今朝西堂を以又々御隨喜申上候處異流之僧に御座候て御高談拜聽御許容無之空歸山に及候然し兼々承及義も有之突出之御尋には御座候得共西山國師の所立正義にて候歟不正義にて候歟兼て思召之處取要但御一言御誌し下され候はゝ可有難候御別行中御面倒之義申上候得共哭々奉願上候普請中不能委筆草々不滿

晦日　　三蓮寺

西圓寺御隱居坊　侍史下

○卽刻御返書

過日は尊來辱奉存候其後早速御謝辭可仕候處法要中故乍存御不沙汰失敬御宥恕可被下候さては西山國師之御所立正義歟不正義歟との御尋勿論御存之通四流の立破抑揚不一準各々自流之所立を募り候事に候へば殊更御尋に不及事歟老人疲勞强く略答如此御座候不悉

卽日　　前西圓寺託阿

三蓮寺御禪室前

○同日亦復來書に云、

過刻は尊酬拜讀仕候然ば四流立破之義と被仰越御尤に奉存候諸宗之通談今更不珍事にて御座候然ら ば彌正義と乍御存知法建立之御手前にて被仰候事に御座候歟萬一邪義らしき御不審御座候て被仰候事歟慥成御一言承度候御勞中至極難御堪奉存候へ共又々申上候草々不具

尙し御不審御座候はゞ追々御相談に及可申上候

○右の御返書無之に付五月三日西圓寺主へ向來書に云、

呈愚翰得貴意候然ば打續御苦勞被遊候拟又明日は御歸節被遊候由何卒御隱居樣其外諸寺院方被仰合御不審之義無殘御書記し御送り被下候樣返々奉願候御歸山之上必々御失念無御座候樣奉希候佛祖報恩之印までに仕度奉存候草々不全

尙々乍惶御隱居樣へ可然奉願上候

五月三日　　三蓮寺

西圓尊刹大和尙侍　白蓮座下

○西圓寺主よりは返書無之、歸寺發足に迫り雜用多端、其上何も貴寺に札し候不審無之に付、返書に不及候由、御序の節に仰入下され候へと、西谷寺主へ頼み置れ候なり、其後六月十四日西圓寺主より三蓮寺へつかはされ候書翰に云、

先以法幢御安寧珍重奉存候然ば先達西谷寺留錫中其御方より弊師へ向け西山上人の所立正義歟不正義歟之處誌し呉候樣御申越に付弊師口授之趣拙納代筆にて御答申遣候通宗々の抑揚褒貶一準ならざる今に適たる事に非れば此義は兼て御案內なるべ

けれ ば事新しく御尋には及び申間鋪等と御答いたし候處其後亦拙衲へ向け不審の事あらば集會の寺院申合せ御申越可被下との仰越候得共勿論異流之事には有之御尋可申遣義も無之其上歸寺發足前に て用事繁く候故委細西谷寺主へ右之譯御通じ被下候樣頼み置歸寺いたし候然るに其後萩表へ參り候處其御方より御一派の寺院へ向け祖師を邪義といはれては難捨置一派會合之上委曲談じ合せ公慮及び本山へも罷出屹度相糺し向後ヶ樣之邪言を出さざるやう取締り可致と申來り近々西山流は不殘發起主三蓮寺へ集會有之由近來珍らしき大亂なりどゝ至而風評高く候故歸院之後早速弊師へ右之譯申聞候處夫は定めて虛說にて候乎宗義成立之義は抑揚褒貶なくて成立なる物には非其所由は若我宗より西山流へ對し我宗にては二尊一教三心少分退三心通諸行に獨一往生を許し心行具足せざれば願孤行孤の往生を許さず是等之義其流にては正義とせらるゝ歟不正義とせらるゝ歟と尋候ときは云何答へらるゝやと云はんに右之所立を正義と許さば

西山にては二尊二教三心不退三心は念佛に局りて諸行に通せず諸行は不生願の當體卽行と立る等は邪義となるなれば決して鎭西の所立を正義とは許すまじ若許さずば西山は正義鎭西は邪義と貶すに非ずして何ぞや

因に云異義と云ふも不正義と云ふも邪義と云ふも强て差別あるとには非ず字背にも邪は不正の義と註せしが如し猶十三定善の當觀に異觀の成相現ずれば邪觀といふに準じて知るべし然るを愚者は邪義といへば佛法外の邪魔外道貴利支丹などならではいはぬ事のやうに思ひ違へて驚動するはあさましき事にこそ

かく立ざれば西山一流成立する物に非此事我宗にては鵺烏もしる故に古來慣りを發して法論に及びたる事ある事なしされば一方に知識を唱ふる三蓮寺主よも此事をしられざる事はあるまじ故に風說は虛說にして彼流不學文盲僧の誑說なるべしされども凡夫の上にては怒氣逆上すれば正理にくらむ事なき事にしも非れば若千萬一三蓮寺主此思立有

之候ては甚不饒益の事なれば此方行說の精義を極、丙々にて申遣すべし彼謀は密なるをよしといへる如く若此事勝負の見に住しなば精義を敢者に告ることはりなき事なればあからさまに申遣はさば匪石の人情感心して怒氣靜まるまじき物にもあらざればなり謂く其精義とは出訴によりて公廳にまれ錄所にまれ糺問あらん時には宗の傳法いたし候時自己の新案胸臆にまかせず祖師の傳書を誦して傳法いたし候と答んにさらに滯りある事なし是此方の精義なりさらば訴訟の俗事にあたら光陰を費して何の益かあらん傳聞に近頃三蓮寺主小倉の寺院の請に應じて說法ありしにかの地弊風の不淨說法と違ひ唯大悲本願の蘊奧を開示し日課念佛勸進ありしに城下のみならず三四里隔たる在方よりも群參信受せしとなん猶また已往保木西光寺住職の時も立遵りとかいふ名目をたて〻在家不應の理はしりたる法門をさしたき唯打傾き專修念佛すべきよし敎諭懇なりしかば其化益廣かりしとなり凡古來防長兩國の中の西山流にて專修を募り日課勸進せし人ありもやしぬらん我はきかず唯聞ものは法華般若の讀誦眞言陀羅尼の聲のみなりしに當時かゝる佛使を生せし事よと幾度か隨喜感歎せし事なれば汝等も兼て聞たるらんしかるにこたび魔障にこそ思ひもよらざる法災を生せし事愚老に於ては豈三蓮寺主をしもいはんや百千萬人徒黨をなし訴訟におよぶとも毫末もいたむ所にあらざれども歎く所は三蓮寺主其力を大利の爲にせず無義罪累のために用ひられんは質に惜むべき限りにこそ我は極老病身にして揮筆に堪ざれば從來口說の意をとりて極內々にて申遣すべし是又佛祖への報恩なればよ樂置する事なかれ等と云々上來は幣師口說のまゝを書記し差送り申候諺に兩虎相鬪ふて一狐其斃に乘るとさへいふに豈一狐のみならんや西鎭二流の內不淨說法の黑黨のみ多ければ敎てだにも進みかぬる凡夫なれば皆彼邪網にこめられながく苦界の牢獄に繫がれて往生の人なきに至らんは悲しみのかぎりに非や謹で乞ふ千思萬慮を此事に用ひ給はん事を猶々樣に申遣し候ひても御用ひ無之事に候

はゝ勿論向後御文通も有之間鋪たとひ有之候ても御答は不仕候間兼而御斷申置候草々不悉

六月二十四日　西圓寺

三蓮寺大和尚前　獅座下

○七月七日の來翰に云、

六月二十四日出之蘭牘七月七日到來折節法用にて他出入夜歸山仕拜讀薰穢誠に懇示徹肺肝難有事に候扨は宗旨成立に付抑揚褒貶之義吳々御申越承知仕候萩表之風評取に足らざる俚話呵々此度之一件に就て一僧も拙寺へ參會之者無之勿論左程大衆群會不致候ても愚衲一人にて事可足何ぞ多口之評決を待んや縱令千萬人僧徒御入來御座候ても一棒に打破せん事不難候さて宗旨成立抑揚之義に付不得尊意事有之其故は大小權實之立破は大小權實共に犬に相違之法門にて廢立無之候ては其理顯然しがたし亦難易二道聖淨二門も其道遙に異なれば立破無之候ては其利益成立し難し亦一念義多念義も破せずんば上盡一形下至十聲一聲の祖列の正義あらはれず大小權實の立破は今の用に非れば且く閣く難易二道聖淨二門の立破抑揚なくんば愚照下劣の機は何によりてか得脫の日あらんや亦一念多念の廢邪なくんば何ぞ本願の深意顯はれんや本願の深意あらはれずんば往生を得る者なからん是故に列祖の急務とする所後葉の跡を追ふ所なり然るに西鎭二流は宗の正統に授受し機の願行を策勵し

因に云ふ西山家には心行を顧ざるやういふ人もあれども西鎭二流共に末世の弊風なれば是非なし

上は二尊一轍の大道を開披し中は兩祖正傳の眞脈を稟承し下は萬機直出の妙法を弘通す可謂大師左右之手脚漢王良信の髀股と然るを大同(厭欣念佛)小異(法門種々)の細瑾に拘はりて萬機普益の大功を忘れば何ぞ漢王の高祖たる事を得んや天下滿々たる往生の大敵何の日か屈膝の者あらんや西鎭二臣相非せば淨城の危急なり愼ずんばあるべからず然れば二流の立破は損有て益なし益もなき事に强て立破するは誠に愚の至りといふべしいかんとなれば立破抑揚は法義興隆のためなり正法興隆は生

死解脫の爲なり何ぞ凡夫直出の法を以て同じ速出生死の法を破するや譬へば右手をもて左手を破るが如く瀾軍を以て漢軍を破るが如し敵を攻るに慣ひて味方を攻るは誠に痴の至なり能く沈思し給へ雖然檀林學海に於て法文上の是非抑揚は出家分上の琢磨なれば可なり在俗化導の道場にて互に相非する事は不應の法文沙汰なり

因に云、異義邪義不正義は都合同樣にて十三觀の例あれども愚者愚夫愚婦の類は不知切支丹のやうに心得る所にて往生の大害なり往生の大事を好で立破する尊者の御心根いかん

我慢偏執歟淺間し〳〵祖々大師選擇の立破は偏へに往生の爲なり鎭西一派の立破は故もなき我慢なり故なき立破は誹謗なり大罪なり阿鼻の因業なり恐るべし憐むべし又山師の所立に二尊二教と立給ふ所なし楷定記主一應是を立すれども終には二尊一教に歸す洞空師是に慣ひ玉ふ西谷の正義は一教なり又三心退不退は法に約し機に約する左右あり一途に心得べからず又三心は念佛に限りて諸行に通せずと云ふ事是又筋なき盲破なり三心はもと一經の定散の中間に說玉ひて定散にわたる事仔細なし勿論定散の萬機に三心を持せん爲の料に二善の中間に說なり其故は定散の萬機三心具足し念佛往生するなり又諸行不生念佛一類往生こそ本願の正意を顯はす絕妙の組立なれ豈執文者流の知る所ならんや言は狹く意は廣し此事は他日接毫光で語らん又願の當躰卽行とは何事ぞや願行は鳥の兩翼車の兩輪二つなくして叶はぬ者は驅烏沙彌も知る所なり彌天の山師豈に驅烏に劣らんや夫に就て授手印中に四句分別を設て無願有行を西山の所立に當玉ふとかや實に盲破なり一笑するに堪たり行觀弘の三門の破盲打當らず其師の柔鈔の破文大に法文の筋を混雜せり笑べし（故に先達てより西山流の法文に御不審あらば不殘書立て御尋被成候樣申送り候也）師資いかなればかく麁想なるやあさまし所破の躰に關しては能破當らず是末代の恥辱也又師山師の廟堂を白眼玉ふとかや吟味なしの麁想なりさぞ山師はをかしかりつらん阿々又

師西徒公廳に訴へば傳書を誦して傳法すとの玉ふとも此傳書を破滅せん事掌の中にあり頼みたる屋宅先破れなば何處にか身を寄せ玉ふや危し〳〵鳴呼君にしてかく淺はかなるは何事ぞや願くは已來唯往生の急務たる專修の心行讃勸して在家不應の法文沙汰し玉ふ事勿れ然らば誠に天下の大和上たるべししかれども一念義破却の事益々强く法燈を遠近に揚法雨を今當に施し給へ多念義寬師さへ猶許す況や正義相傳の山師をや西鎭二流は漢王の眞信心行策勵は向陣の矛甲令法久住利業有情こそ願所なれ望所なれ佛祖の爲には身命をも擲つ正法の爲に何ぞ忿怒をも起さゞらん人我の私毛頭なし予をもて庸俗の痴奴とする事なかれ毫餘は後信に屬す多罪恐惶敬白

七月七日夜燈下草　　眞　愚　九拜

託阿大和上前　　青蓮座下

尙々爲扶宗護身專要舉存上候

返々痛所は愚夫愚婦往生の害になる事のみ

られしは、いかなる趣意にて候や。

御答に、愚老從來化他傳法すること十有餘度に及べば、或は傳法せし愚惡邪見の誓狀に背きて、嚴報を受くべき狠狽者より聞くか、或は問者を入れて盜法したるなるべし、若不正義と云はゞ、法論に及ばんとする料簡にて、尋ね越せしものならんと思ふ故、四流の立破抑揚不一準、自己の所立を募ることなれば、殊更御尋には及ばざることかと答べたり、若し心ある人あらば此答にて、直に唇吻を開くとはあるまじきに、是又怪しきことなり。

問云、御答ありし卽日の來書に四流立破の義云々、爾らば山師の所立彌々正義と御存乍ら、法建立の手前にて仰せられ候事か等と云々、法建立の爲なれば邪義ならざるを邪義と申候ても、宜きものに候や。

御答に、彼流には邪義ならざるを、邪義と云建立門もこれあるにや、我南大師の正流にては邪義にも非るを邪義と云をば、誹謗正法と云て至ての大罪なれば、本願念佛する者さへも往生ならずと抑

止し給へり、又圓頓の戒法にては、自讃毀他は波羅夷罪なり、又龍樹大士は、自法愛染故、毀三皆他人法、雖下持二戒行一人上、不レ免二地獄苦一と論判し給へり、實に愼むべく怖るべきの窮りなり、然るを法建立の爲には、不邪を邪と云ても苦しからずと立る、是を邪見と云はずして何とかは云はん、又四流立破不一準と云は、實は是隨他にして實義に非ず、所以云何となれば、三流より鎭西流を邪義と云ときは誹謗正法なり、其故は二祖の所立は些少も兩大師に異せざれば、二祖を謗るは卽ち兩大師を謗るなれば、誹謗正法に非ずして何ぞや、又正流より三流を邪義と云は破邪顯正なり、其故は先九品寺の諸行本願は殊更に邪の亦邪なれば、勅修の附傳にも除かれたれば論を待たず、又西山の開會を云は天台宗よりの借り物、長樂寺の臨終斷無明は練磨本宗、二義同じく教限を忘れて聖淨混亂の失を生ずれば、云何ぞ是を正義と云はん、正義に非る則は邪義と云の外あることなし、故に四流抑揚不一準とは三流の泣を止むる、隨化の蓑

なることを知るべし。

問云、五月三日三蓮寺より法兄西圓寺主へ向け、御隱居及び諸寺院方へ被仰合、御不審の義を書記し遣り候やうと申越されしは、何ぞ法兄より不審の義ありと、申されしこと有之候や。

御答に、是は予が返答に及ばざる故、亦西圓寺にとりかへりしと見ゆるなり、西圓寺より彼方へ不審ありと云はざる故に、返書をもつかはさず、唯西谷寺主へ託して、歸寺發足前繁用と云ひ、殊に又此方より異流へ對し御尋ね致度ことも無之故、旁御返書に不及と御傳へ下されよと、賴み置し由なり。

問云、七月七日の來書に西鎭二流は、大師左右の手脚の如し等と云へり、此成立據あることにて候や。

御答に、大師の下四流の別ありとは云へども、山師を二祖に對揚したることあることなし、强て二祖に對揚すべき人を求めば、勢觀上人歟亦は金光上人聖覺法印なるべし、其故は勢觀上人は性得如

法篤實智道兼備にして、別して大師を尊信し給へる事釋尊の如く、常隨給仕十八年に及ぶ故に、大師の覆護も殊に深く、圓頓の大戒を附授し、本尊及び房舍聖敎悉く讓與し給へり、猶彼上人御老年に至り御弟子中へ對して、予が門弟に於ては鎭西の所立を以て我義とすべし、別流を尋ぬべからずと遺言し給へり、故に彼門徒は二祖の所流に依附して別流を立ずと、されば强て二祖に對揚の人を求めば勢觀上人なるべし、又大師御老年に及び給ひし時、大和入道見佛の云、御往生の後淨土の法門に疑はしきことあるときは、御弟子の中いづれへ尋ね申すべきやと、大師の御答に、鎭西の聖光與州の金光は委しく予が義を知れども、彼等は遠國の知識故、汝が爲に便りならず、京中にては安居院の聖覺亦予が義を知れば、彼につきて尋ぬべしと示し給へば、此兩師を用ゆべき歟、畢竟しては二祖は大師門下の一人、文王の呂望、蜀主に孔明あるが如し、爾るを無理に山師を對揚せんとする、故に殊更に其誣或を糺さば、大師見佛の問に答へ

て、予が義を知るとの玉ふ内に山師を加へ玉はず、又御遺跡に主たる勢観上人より二祖へ進せられたる書翰には、先師念佛之義、末流濁亂、義道不似昔、不可説候、御邊一人、正義傳持之由、承及候、返々本懐候等とあり、又予が義を知ると許されたる聖覺法印を始め、御上足の信空上人湛空上人等詞を一つにして、今時京都に流行の義は更に大師の御教に非ず、正義は鎭西善導寺の内に止ると、誓言にまで及び玉へり、是等は皆同門にして同じ京都にあり乍ら、弘通の法門御存知あるまじきや、されば西山上人をば末流濁亂の隊に入れ、更に大師の御教に非ずと云ふ内に籠むる外なければ、大師と云ひ御弟子方と云ひ、一人として二祖に對揚することあることなし、又西山上人の著述解義にも法語にも、大師を稱嘆せられたることなし、されば師に信順せざるの弟子を、師も亦稱するものならんや、故に隨侍廿三年の内大師山師を稱嘆し給ふことなし、然るに二祖は云何ん、最初吉水の御庵室參入の時三重念佛の義趣を聞き、大師の智解深遠に歸信の餘り直に師資の芳契をなし、我大師釋尊は唯法然上人なりと尊信し給ひ、猶又御著述の釋文法語の中皆歸依讃嘆のみならんや、正義傳持の誓言に及び給へり、師教に信順深き弟子を慈育せざるの師あらんや、故に大師二祖參入の遲き時は早く來られよ、法門の談示せんと使を以て招き給へり、大師は斯く御心を用ひては八ケ年教授し、二祖は心を用ひて八ケ年受學し玉ひしことなれば、淨土の法門底を盡して一器の水を一器に瀉すが如くなれば、二祖へ正統御附屬の證に、源空が所存皆申二于御邊一畢、此外有二所存一者、以二梵釋四王一可レ蒙レ仰二其證一御判、見つべし、大師は二祖へ法門附授して殘りなしと云に嚴誓をなし給ひ、二祖は念佛往生修行門に橫竪三心の法門を擧て、若大師より習はぬ事を習ひたりと云ひ、仰られぬことを仰られたりと申待らば、佛祖及び念佛守護の諸天善神の御罰を得んと嚴誓し給へり、見つべし西鎭二師の大師に順と不順と、大師の二師を讃と不讃と、天地黑白も歷に

非れば、二師は大師の兩手の如しと云を、誰か一人是を許さん、高祖に眞信あるが如しと云は、唯彼流の私言なるをや。

問云、因に云といひて心行を勵まざるは、西鎭二流同じことなりと云、差別なきことにて候や。

御答に、此心行懈怠、一往云時は末世の弊風同じけれども、再往分別すれば多少の差異あり、正流の人の懶惰は唯機の失なり、西山流の人は機失の上に亦法失を添ふ、其法失とは彼流には、三心證得の人は睡りて一夜を明すも、佛酬因の槪覺めて一日を暮すも、弘願の內證なり、懈倦するや快し正因圓滿の故に等と敎ゆれば、策勵してだに進みかぬる末世懈怠增の凡夫なれば、いよ〳〵己が得方にして心行を策勵することあるものなし、されば正流の行者の懈怠は、機失のみなれば少なく、西山流は機法の兩失なれば至て多く、豈同日の論ならんや、爾るを何ぞ末世の弊風なれば、西鎭二流等同なり等と、まが言をなすや。

問云、二流の立破は損ありて益なしと、さらば

破邪顯正はすましき事にて候や。

御答に、是は其一の片端を知りて、其二は全く知らざるより云ことなり、其一の片端を知ると云ふは、犀を燃して深淵を窺へば、水族怨むると云ふ如く、至て微細に破斥すれば、却て不饒益のこともあるものなれば、是其一の片端を知れるなり、予常の說法に彼所立を强て破斥せざるは、破斥に用なければなり、故は山公の所立は、聖道理性の法門を模して立たるものなれば研究容易ならず、故に僧徒にすら其義を解し得る者至つて少なければ、說法講談に用ひず、適々解し得る人ありても、所詮在俗會得し得ざるを知る故、正流に依準して心存口稱の勸進をなせば、破斥を用ゆるに要なし、爾るを用なき破斥をなすときは益なきのみ敗、却て不饒益の失を生ずるなり、故は若し彼徒是を聞くときは、宗我に依て檀家の男女を制して聽法の障碍をなせばなり、依て常の說法には破斥をなさいるなり、されども今にも彼所立を棄りて正義の信者を驚動せば、何ぞ破斥せざらん、此義

は遖寺が知らざる所、故に其一の片端を知ると云ふなり、其二は全く知らずとは、今は是れ宗の傳法なり、たとひ在家にて經釋の解義にこそ暗くとも、若し聖道に心をよせ一念義に墮する者ならば御相傳の趣に背くときは二世不得の者とならんと、佛祖に晉ひて傳法を願ふものならんや、故に此等の人に對して聖淨等の立破を談ずるは、たとへば去年の曆を用ゆる如く、亦鐵の金に似ざるが如くなれば、委しく辨ずるに及ばず、唯同じ淨土を宗とする異流異派は、安心起行の義趣こそ違へ名目は同じければ、彼紫の朱を奪ひ又眞鍮の金にまがひ易きが如くなれば、相承傳藉の文に隨ひて委曲に教示せざれば、正義の所立に契當し難し、既に激晉を立たる受者に、邪正の辨別を指示せずんば、是を傳法の師と云はんや、上は佛祖を欺き下は受者をして惡趣に墮す大邪師と云ふべし、若し導師相傳の式を守つて教示すとも、會得し難き人あらんと云はん歟、此は是其人の咎にして導師の失には非るなり、遖寺是等の譯けは夢にも知らず、鎭西一派の立破は故もなき我慢、故もなき立破は誹謗なり大罪なり、阿鼻の因業なりなど、大言を吐く、是やげに初生の牛犢猛虎を怖れずと云ふが如し、若し心ある人是を聞かば必云はん、鎭西正義の立破を破すは故もなき我慢なり、故なき破文は誹謗なり大罪なり阿鼻の因業なり、恐るべし懼れむべしと云はん歟、實に恐るべく懼れむべきの窮りにこそ。

問云、西山流にも亦正流の如く、二尊一教と立て候や。

御答に、是れ例の遁辭なり、既に要門教弘願教と分開し、其要門教は定散二善にして是釋迦教なり、弘願教とは念佛にして是彌陀教なりと云ふ、是れ二尊二教に非して何ぞや、爾るに楷定記主一往是を立れども、終には一教に歸すと云ふは、相對門のときは二教なれども、絕對門のときは三世盡十方一切の諸佛　聖淨顯密の法門等、皆悉く無量壽淨土一乘海の流出なり等と立つる故、終には一教に歸すると云ふなるべし、勿論對絕二門を分

別すること、華嚴天台等自力理性の判教にはなきことに非れども、是を以て淨土事相の法門を判せんとするは、圓底方蓋の誤り、宗々教限あることを知らざるの撿板漢なり、往時南都法相宗の一學匠、北京に來りて唯識述記法苑義林章等を講せしに、法相は教限低く、華嚴は教限高き故、恰みたるにや多く華嚴に融會せし故、大に宗意に背きしを、人皆笑ひたることありしが、今の西山流の成立と同日の談と云ふべし。

問云、西山上人、何故に兩大師の御所立を物たらずとして、天台に依準し玉へるや。

御答に、或人云西山上人久しく大師に隨從ありけれども、淨土の法門未だ手に入らざりしと見へて、大師の御滅後河内上の太子に至り、摩訶止觀を聞て淨土の法門を會得すと云ふことを、曼陀羅註の序に自ら記せられたり、何とも心得ざることなりと云へり、されば山公は淨土の法門を、兩大師によりては決着せず、天台に依りて會得せしとなれば、既に聖淨二門の判釋各別なること、導師の御疏と妙宗鈔と差別する如くなれば、兩祖の御所立に異なること論を待たず、爾るを遖寺山公は、兩祖正傳の眞脉を瀉水し玉ふなど塗飾せらるるは、自らは祖師に對して報恩の如く思はるゝなるべけれども、此は是れ大妄語として佛法中の大禁物、一切衆生の慧眼を盲し、惠命を斷つの大罪なることを、知られざるは痛ましきことなり、又彼の末徒に祖師開會の妙釋は、天台に習ひ給へるには非れども、經文自然の勢なり等と遁辭を構ゆるも、既に凝然大德の淨土源流章に、山公の觀經の分釋に、天台の遖華三昧の法門を用ひらるゝを擧て、證空上人、隨三顯遖上人、學天台宗、模彼宗義、立此義門と云はれたり、又往時山門に一如律師と云ふ學匠ありしが、洛東清水にて、三大部を講せられしを、本は當國龍昌院の弟子にて、後は三緣山下の一寮主たりし隆方和尙、また四方雲水遊學の時彼講を聞れしに、講師は豫て歸宿を西方に定めて日課一萬遍の行者なりし故、隆方師と親しみ深く、講餘は常に淨土の法門を談せらる

るに、其頃の新書に佛定上人の著述、念佛投宿編あることを聞き、陸方師に就て是を求め披閲の後に語られけるは、同じ淨土と名乘れども西山流などに念佛開會のことを唱ふるも、是は本より台宗にあるの法門なれば珍らしげなき上に、事相淨土の法門には相應せざる義門なり、今此書に依りて心行相資の法門を始めて知る、かゝる深義は、其門に入らざれば得らるゝことにあらずとて、信受の色至て深かりしとなり、然るを西山の末流は、凝然師の模立と云はれしをさへ、猶いなむ氣ありて自然の勢ひなり等と云へども、一如律師の話の如くなれば、模するには非ず本より台家にあるの法門となれば、末徒の會通は會通にはあらで盜法の大罪なり、憐むべし。

因に問、彼末徒に凝然大德は、淨土の法門は九品寺の覺明上人に受けられたれども、至て博學宏才にして而も偏頗なき人なれば、大師門下の諸師の所立を擧げらるゝ中、別して鎭西傳などは短文なるに、唯我山師の傳のみを廣博微細に

擧られたるを見て、大師門下の一人にして山師に肩を並ぶる人なきことを知るべし等と云へり、此事云何。

御答に、山公の所立は聖淨混亂はもとより、殊に已證々々と呼はりて、自己胸臆の新案多き事なれば、其傳文のみ至て長く、又二祖の傳文の殊に短きは、上に擧る兩大師の御所立に隨順して、胸臆の談あることなければ、別に擧ぐべき法門なきを以て短文なるなり、萬事に就て長短の勝劣は一準ならず、今の傳文の長短は、長は山公の師承を守らず、猥りに新案の不正義を立らるゝ失を顯し、短は二祖の自己の新義を立てず、唯兩大師の御所立に信順し玉ふ德を顯はすなり、凝然師は唯表に諸師の所立のみを擧られたれども、內に自然と此義を含む、實に學智深遠にして史才を備へ、褒貶の文字一字もなくして而して十分に褒貶の義を含む、筆力拔群古今一人とも云ふべし、是等の義趣は一隻眼を開く者に非ずして、唯宗我法我を遣しくする者の知る所には非るなり。

問云、西山上人、兩祖に背き天台に依準せられたるは、捨劣得勝の存心に候や。

御答に、山公若し捨劣得勝の意なくんば、何ぞ兩祖の御所立に背き天台に依準せられつらんや、夫れ宗々の立破は各々に其義趣あり、されば華嚴宗にては華嚴經は稱法の本敎、諸敎はもとより法華も逐機の末敎と下し、天台にては開會實相の義を眞實の敎王と募りて、諸敎はもとより華嚴をすら圓に一別を帶たりと下す、眞言宗は密敎を募りて諸敎を顯敎と下し、禪宗にては敎外別傳を募りて諸敎を敎內と下し、有相無相は互に抑下し、三乘一乘は各々に眞實と擧揚す、加之小乘すら自敎を最上の思ひをなす、若しかゝらざれば一宗の建立は成せざるなり、されば我兩大師淨土別開の御成立は、聖道の諸敎は口に頓速を談ずれども心事修行の域內を出でず、斷惑證理の法門なれば猶是頓中の漸敎なり、淨土門の如きは托願斷四流橫超直入の法門なれば、是則頓中の頓敎と成立し玉ふなり、山公此分別に暗くして頓中頓の自宗を捨て

なり、是則死物にして動搖せざればなり、機は活物にして或進或退一定せざれば、退不退を云ふは唯機に就て云ふことにて、法の上にて云ふことには非ざるなり、されば此機法死活の分別さへなき者の法門沙汰は、譬へば聾盲の徒の聲色の可否を論ずるに異ならず、爾るを何ぞ所以あることの樣に、三心の退不退は法に約し機に約し左右あり、一途に心得べからずなど云ふは、誑惑歟遁辭歟未得已得の大邪見なるべし、是に就ても汝等熟思すべし、兩大師の正流に於ては、三心の退不は偏に機に就て論じ、而して佛の攝念強き故に多分不退、されども行者愚縛の凡夫なれば少分退ありと談じて、專ら大悲他力の法門の攝護強きを信せしめ、兼て行者に惡無過の邪見に落ち入らざるの用心を示し給ふ、此正義正理の正流を汲み得たる事、豈に少緣の引く所ならんや、須らく信順奉行すべきなり。

問云、西山流にも三心諸行に通ずと立候や。

御答に、蓮寺三心諸行に通ずると云ふ下は、皆正

義の所立に習ひて云ふ誑惑邪智なり、云何なれば三心諸行に通ずると云ふときは、彼流にて深義圓遠の妙釋と、珍重する所の正因の上の正行と云ふ成立は、忽ち破也々々墮也々々なるなり、彼が正因の上の正行と云ふは、諸行の當體にては本願所成の報土に往生はならず、三心を證得すれば正因の三心に任持せらるゝ故に、正行と云はれて往業となると立るの義なれば、蓮寺が遁辭は誑惑の大妄語なること知るべし、而して又次には諸行不生念佛一類往生、こそ本願の正意を顯はす絶妙の祖釋なり等と云ふ、上には諸行往生と云ひ今は諸行不生と云ふ、さらば蓮寺は亂心歟大熱病の譫語歟淺間敷ことなり、但し此は是れ一往僞飾の文上に就て破邪する分なり、已下蓮寺が內に含める誑惑の邪心を糺明せば、文に云、又三心は念佛に同りて諸行に通せずと云ふこと、是れ又筋なき言破なり、三心はもと一經の定散の中間に說き玉ひて、定散にわたること仔細なし、勿論定散の萬機に三心を持せん爲の料に、二善の中間に說くなり、其

故は定散の萬機三心具足し往生するなりと皆たれども、若し是は汝が家の所立に非ずと、あばかれたらん時の遁辭の種子にも成らん歟と思へるにや、三心具足し往生するなりと云ふ、往生の文字の上の傍らに念佛と云ふ二字を細書して、三心具足し念佛往生するなりとせり、蓮寺もとより自流の中にても、肝要とする正因の上の正行と云ふを知らざらんや、知りつゝ是を抑閉し僞言誑惑をなすこと、譬へば武士の恥を忘れて颯打してなりとも、寢首かきてなりともと思慮するが如く、唯宗我法我の毒熱より勝負の心に住する故、いつしか佛法外に出でゝ邪見外道の體に入なり、憐れむべし。

問云、執文者流とは、尊師をさす歟廣く正流をさす歟。

御答に、既に者流と云ふ、宗門を指し而して予に及ぼすなり、されば彼流にては正流をさして、夫れは執文鎭が所立に墮すなどゝ云ひ下すなり、何故に斯く云ふぞとなれば、正流には唯佛說に隨ひ

祖釋のまゝに從ふ、故に彼流の經說祖釋に背く胸臆の斷案を、己證と名けて珍重するより斯く云ひ下すなり、其本彼徒は聖淨二門の區別を委知せざるより發る、所以者何となれば、抑聖道自力の法門は、三學均等大人志幹の爲に心理を示し給ふ敎なれば、其義趣幽遠なる故、文の儘に義を取るは三世諸佛の怨ともありて、至て解し難く入り難く左右し易き故、涅槃に至りて更に問答決疑あれば、云はゞ了敎中の不了義とも云はん歟、淨土門は是に異とに、三學無分怯弱下劣の機を目的に說き給ふ敎故、文の儘に義を取りて少しも入組たることなき、了敎中の了敎なる故、涅槃に決疑あることなし、嗚呼怪哉西山一家師資滔々として此義に暗く、文の儘に義を取るの正義をば執文者と貶し、文を離れて義を取るまじき淨土門にて、無き理を求めて己證よばゝり、是やげに冠履所を誤るとや云はん、混沌に口耳を彫るとや云はん、既に其本に暗し枝末の法門明了なるべきの理あることなし、哀むべしかゝる邪解を生じ、兩大師の正流

を汚さんとするや。

問云、願の當躰即行と云ふを斥へば、彼流にも又願行雙修と立候や。

御答に、彼流に願行具足と云は、言は同じけれども兩大師の御所立とは異となり、彼は則ち願とは南無にして行者の安心、行とは阿彌陀佛にして十劫正覺の正躰を指すと云て、仰願の心を願、口稱名號を行とは云はず、依て彼流に具三心者必生彼國の文を解して、一度三心を具すれば必生の益あり、是唯心具必生の義を云て更に行の有無をば云はず、三心念佛は不離にして心行具足すればなり、又三心念佛不即の方にて、三心は安心にして行者の願心なれば、行とはならずと云はゝ、彼願波雜密の如きは行となるに非や、又中下下中の二品の往生は知識稱念せよと勸むるを聞く時心念す、此心即行となつて往生す、斯く臨終昧劣の心にすら此益あり、況や平生の發心を唯願と斥て、願即行の義を許さゝらんや、然れば既に三心を具せずんば止みなん、具すれば萬行一として成せず

と云ふことなし等と成立す、嗚呼邪なる哉、先具三心者必生の文意は、兩大師の正流にては念佛はもとより諸行にもせよ、三心具しだにすれば必往業となると云の義なるを、三心具しだにすれば行業はなくても、萬行悉く成就して往生すると邪解す、見つべし願行相續の言は同じけれども、義趣に於ては邪正天淵なる事を。

問云、授手印の無願有行を西山に當ることは、二祖には非れども傳書のことにて、傳聞なれば知られざるも無理ならず、然るに正流にて授手印の無願有行を彼流に當らゝこと不審し、既に前段願即行の破斥あり、是は有願無行に當るに、今はまた無願有行を當るときは、前後齟齬するに非ずや。

御答に、彼が所立一定せざるが故に能破も亦まちまちなり、上は願即行と立るを破し、今は又行具の三心と立てゝ唯念佛申すに事足る、心に助け給へと思ふに及ばず等と立ることある、故に無願有行を當たるものなり、是れ的當なり何ぞ盲破と罵

るや。

問云、行觀弘の三門とは盲打と云は如何。

御答に、行觀弘の三門とは、行門は散善觀門は定善弘願門は念佛なり、爾るに此觀門を二分にして、初觀より六觀迄を自力觀とし、七觀已後を他力觀とし、此他力觀に歸するときは、三心を證得すと立れども、此事兩大師に毫末もなき、胸臆の新邪案なれば他の許す事に非ず、されば今蓮寺が盲打と云は、行門觀行は往生せず、弘願門のみ往生と云を盲打と罵るならん、行門は散善なれば、諸行不生と立れば往生せざること論なし、觀門も前六觀迄は自力觀なれば、往生せざること行門と同じ、故に二門の人は往生せず、七觀已後は他力觀とて弘願門と混融する故、往生すと立て云に何の相違かある、盲打にはあらで明打なり眞打なり、眞明打なること見つべし、さて此觀弘二門を混融すること、彼が一切邪立の根基全く爰にあるなり、故は七觀已後の他力觀に依て三心を證得す、此三心をだに具すれば、一切諸行一つとして具足成就せずと云ふことなしと立る故、一往三門を立れども實は觀門唯一にして、前後二門は假立なれば實あることなく、皆觀門に歸入すればなり、されば觀門は能具、二門は所具なれば、畢竟じて阿彌陀佛の本願は念佛にはあらで三心が體なり、其體となる三心は觀門に依て得れば、前後二門は假立、觀門一門のみ眞實なりと云になるなり、されば御疏を釋する書名を、觀門要義鈔と名けたるも此意なるべし、嗚呼邪なる哉、若し彼れが云ふ如く、三心は觀門に依て得ると云はゝ、既に大經には觀念なし、何に依て至心等の三心を具するや、又小經にも觀念なし、何に依て横に具する一心を發るや笑ふべし、夫れ三心を發すことは三經一轍にして、苦界を厭離し樂邦を欣求するより發る、此心發れどもまだ起行を具せざる故、是を惣安心の厭欣心とす、此厭欣心發る上に起行を具する坪を別安心の三心と名くるなり、此三心を具するときは、念佛はもとより一切の諸行皆往生の業となると云ふ、是則釋尊の經說兩祖大師正流の成

立なり、然るを彼れは三心の正因だに具すれば、勤めざれども念佛及び一切諸行皆悉く具足成就すと立る、是れ全く經說祖釋に都になき妄成なり、其故は三心具すれば諸行皆念佛にて、餘行雜行なしと云はゞ心行業の差別もなく、別して作業の四修をば云何が具するや、恭敬修は餘佛を簡び、無餘修は餘行を交へず、無間修は餘行を以て來し間つるを誡め、長時修は此三修を臨終迄持つに非ずや、又餘行と念佛同等にして願非願の勝劣なくば、十二部經の首題の名字を聞には、僅に千劫の罪を滅し、念佛一聲に八百萬劫の罪を滅するは、いかに見つべし、其本と經釋に背きて胸臆に任する故、一切法門の未成立することなし、されば四休庵主貞極上人は西山流は蟹流と云べし、蟹も自らは直行すると思ふらめども、傍觀すれば橫に這ふなり、西山も亦其の如く、我所立を淨土門の正義とこそ思ふらめども、兩大師の正流より見れば、聖道門の橫道へ這ひ込むなりと阿々

問云、柔鈔破文法門の筋道を混亂すと云は云何。

御答に、同師柔鈔に於て風に聞く、西山に名號諸法依正不二と立るを破斥し玉ふ下を、新記に是を救釋して、山師諸鈔の中に曾所に無等と云ふ、現文あらば何ぞ風に聞との玉はん、されども現文に斯く連らねたるはなくても、山公に此所立あること述作の書に至て多し、故に深草流の楷定記には、一々の名號に有爲無爲理事性相一切の法門を攝すと云ふ、西谷流の新記主自らも十方三世諸佛の依正、森羅万像恒沙の諸法無レ非二無量壽法所攝一と云へり、是則山公所立の名號、諸法依正不二にならひ從ふに非ずや、さらば何ぞ問師の說を雜することをなすや、是や彼帝釋は三十三天の主と云をこばみて、幡戶伽こそ天主にてはあれと云しに異なることなし、此法門に似て非なる紛らはしきことあれば、汝等の爲に示さん、兩大師の正流にては、一切萬善萬行の功德は、彌陀の因中攝藏永劫に修し集めて、是を名號中に加持し收めて、願生の行者に與へ玉ふ、されば選師は是を屋舍の譬を以て示し、兩大師は是を別願大悲讓與の法門と釋し給へるなり、爾るに西山流にては師資相續ぎて、三字名號所生の森羅萬像、一代の諸說は皆阿彌陀の一法に歸し、一切の諸法は皆悉く彌陀の名號等と邪立する、故に問師是を痛みて、若し萬法名號ならば禽獸龍蛇の名をも唱ふべき歟、然らば何ぞ經には、諸佛の名をさへ捨てゝ本願念佛のみ唱へよとあるや、又名號全く淨土ならば厭穢欣淨すべからざる歟、然らば何ぞ經には、餘佛の土さへ願はず西方の一土を願へとあるや、是等は皆萬德所歸の義趣を知らざるが故に宗致を失ふ、宗致を失ふが故に往益を失ふ、往益を失ふが故に三佛を悲しませ奉る、斯く上に向きては佛意に背き、下に向きては衆生の出離を障るが故に、正流の後學若し彼徒に遇はゞ本願を發して之を說破せよ、是れ人情を逞くするには非ず、二尊の宏志をつぎ奉んが爲なりと、見つべし豈混雜の失なきのみならんや、盡理大悲の妙釋、仰ぎ貴むべき窮りにこそ。

問云尊師山師の廟堂を、白眼玉ふとありしにや。

御答に、往時予浪華にありし頃、上京するとて粟

生野光明寺の門前を通りし時、往古此地は大師の御遺骸を荼毘し奉りし所なることを思ひ出で、懷古の情より參詣せし序にそこら見まはる內、山公上人の廟前に至りしに、亦往昔大師御左遷の時、上人も既に流刑なるべきの所、東塔西谷持敬房の僧都につきて專修に非るの由、狀を捧ぐるの上に天台六十卷の印板を開きて、山門の流通物とすべき宿願あるの由、山上に披露せられける故、流刑を宥められたりと云ふことを思ひ出たる故、餘りに淺間敷し額付もせで早々に歸りしことありしを、傳へ聞たるものならん、故に其事を吟味なしの麁忽なり、さぞ山師は可笑かりつらんと云へども、是は却て運寺が吟味なしの麁忽なり、我は思ふ山公は額付ざりし予をぬかづきあざみ（あざみは人を賤とし、さみする意なり、古事談に粟田關白いまだ殿上なりし時、花山法皇を誑り奉られし事を、世人はあざみ申しけるとあり、）思はれたるをば、いか計歎喜ばるゝなるべし、其所以は孝養父母奉事師長は、三世諸佛淨業正因とは金口の說

に非ずや、既に七十五の御老年なる大師は、流刑は愚かたとひ斬罪にあふとも、一向專修云はずんばあるべからずと、法の爲には身命をも惜み玉はざる師に、二十三年も隨侍したる弟子の山公は、他宗の爲に追從し我は專修に非ずと遁辭をなし、流刑を遁れられたるは、些少も恥てふことは知られざるにや、又かゝる人を以て二祖に對揚して、大師の兩手兩足の如しなど云ふ末徒も、亦恥てふことを知らざるの鐵面皮と云べし、されば有人は評して、西山の善惠房は軍陣のとき城の狹間を潛りて逃るゝが如し濟ぬことなり、然るに彼派の末徒は之を會して、若上人遠流し給はゞ念佛の興行廢しなん、是故に態と京都に留りて密に興行せんと思ひ、僞て六十卷印板のことを云ふ、是れ念佛弘通せん爲なりと、實に笑ふべしと云へり、かゝる僞飾を誰か肯はん、恥の上の恥雪の上に霜と云ふべし、たとひ末徒が云ふ如く、眞實念佛弘通の爲に僞りを構へられたるにもせよ、誤りなり、其故は師恩に背き法門の操を亂して眞正の弘通なる物ならんや、されば又師恩念報の心强く所授の法を守る爲には、大師の仰せられたる如くたとひ斬罪にあふとも、一向專修云はずんばあるべからずと、法の爲には身命をも惜み玉はざる師に、二十三年も隨侍したる弟子の山公は、他宗の爲に追從し我は專修に非ずと遁辭をなし、流刑を遁れられたるは、些少も恥てふことは知られざるにや、又かゝる人を以て二祖に對揚して、大師の兩手兩足の如しなど云ふ末徒も、亦恥てふことを知らざるの鐵面皮と云べし、されば有人は評して、西山の善惠房は軍陣のとき城の狹間を潛りて逃るゝが如し濟ぬことなり、然るに彼派の末徒は之を會して、若上人遠流し給はゞ念佛の興行廢しなん、是故に態と京都に留りて密に興行せんと思ひ、僞て六十卷印板のことを云ふ、是れ念佛弘通せん爲なりと、實に笑ふべしと云へり、かゝる僞飾を誰か肯はん、恥の上の恥雪の上に霜と云ふべし、たとひ末徒が云ふ如く、眞實念佛弘通の爲に僞りを構へられたるにもせよ、誤りなり、其故は師恩に背き法門の操を亂して眞正の弘通なる物ならんや、されば又師恩念報の心强く所授の法を守る爲には、大師の仰せられたる如くたとひ斬罪にあふとも、一向專修云はずんばあるべからずと、法の爲には身命をも惜み玉はざる師に、二十三年も隨侍したる弟子の山公は、他宗の爲に追從し我は專修に非ずと遁辭をなし、流刑を遁れられたるは、些少も恥てふことは知られざるにや、又かゝる人を以て二祖に對揚して、大師の兩手兩足の如しなど云ふ末徒も、亦恥てふことを知らざるの鐵面皮と云べし、されば有人は評して、西山の善惠房は軍陣のとき城の狹間を潛りて逃るゝが如し濟ぬことなり、然るに彼派の末徒は之を會して、若上人遠流し給はゞ念佛の興行廢しなん、是故に態と京都に留りて密に興行せんと思ひ、僞て六十卷印板のことを云ふ、是れ念佛弘通せん爲なりと、實に笑ふべしと云へり、かゝる僞飾を誰か肯はん、恥の上の恥雪の上に霜と云ふべし、たとひ末徒が云ふ如く、眞實念佛弘通の爲に僞りを構へられたるにもせよ、誤りなり、其故は師恩に背き法門の操を亂して眞正の弘通なる物ならんや、されば又師恩念報の心强く所授の法を守る爲には、大師の仰せられたる如くたとひ斬罪にあふとも、一向專修云はずんばあるべからずと、法の爲には身命をも惜み玉はざる師に、二十三年も隨侍したる弟子の山公は、他宗の爲に追從し我は專修に非ずと遁辭をなし、流刑を遁れられたるは、些少も恥てふことは知られざるにや、又かゝる人を以て二祖に對揚して、大師の兩手兩足の如しなど云ふ末徒も、亦恥てふことを知らざるの鐵面皮と云べし、されば有人は評して、西山の善惠房は軍陣のとき城の狹間を潛りて逃るゝが如し濟ぬことなり、然るに彼派の末徒は之を會して、若上人遠流し給はゞ念佛の興行廢しなん、是故に態と京都に留りて密に興行せんと思ひ、僞て六十卷印板のことを云ふ、是れ念佛弘通せん爲なりと、實に笑ふべしと云へり、かゝる僞飾を誰か肯はん、恥の上の恥雪の上に霜と云ふべし、たとひ末徒が云ふ如く、眞實念佛弘通の爲に僞りを構へられたるにもせよ、誤りなり、其故は師恩に背き法門の操を亂して眞正の弘通なる物なら

て大言を吐くは、云何なる心事にて候やらん。御答に、是れ畢竟じて失心狂亂の放言なり、其故は蓮寺前々より幾度か、鎭西西山は大師の兩手、漢王の下に耳信あるが如しと、山公を二祖の高德にひとしめんと、喋々と筆舌を勞し乍ら、今は忽ち二祖の傳書を破滅せんこと掌中にありと云ふ、蓮寺が如き僧中の雞卵に、傳書を破滅せらるゝ愚蒙不德の二祖に、何ぞ自の祖を等しめんと勞せしや、是則二祖を恥しめんとて十分に放言せしは、十分に自祖山公を恥しむるなれば、失心狂亂にあらずして何とか云はん、蓮寺眞愚とは號すれども、斯く迄愚かなるにはあるまじけれども、正理に屈伏せず無理に我情を募らんとするより、かゝる大失を生じて笑具となれり、されば古人も前車の覆るを見て後車の誡めとすと云へり、汝等必ず正理に歸伏し、忘れても我情を募る惡念を生ずること勿れ。

問云、一念義破斥のことをば、他をも勸めらるる程のことなれば、自も亦破斥せらるゝにや。

御答に、往時一信者來りて法話の序に、蓮寺主保木西光寺居住の節、說法せらるゝを聞たるに安心起行の勸め方、西山流の說法には終に聞たることなき善說なり、されどもなくてならぬと思ふ所にても、一念義の邪義を簡ぶことなど一向に之れなき故、邪正の分め明らかならず、惜むべしと語りしことあり、されば今此邪義破を勸むるは、破邪顯正は釋尊の遺勅なれば、此責を遁れん爲に破すべきをば破し、破すまじき西山を破さゞれと云はん、料の設けと見へたり、若し破邪顯正の遺勅を守らば、他を勸めんより何ぞ自を改めざるや、然らば蓮寺は諺に云ふ十人向を好まるゝと見へたり、世敎にすら善き人には好せられ、惡き人には惡まれよと、云ふにも愧づべき心事なり、先師往年予に告て汝是より後、化他說法に及ばゞ唯一向に大師の御隨自を守るを詮として、聽衆の多寡を心とせざれ、正義は他の顏を見て說かるゝ者には非ずと敎示し給へり、先師の慈訓生涯用ひて餘りあり、今汝等に分配す、必々此御敎示に背くこと

勿れ。

問云、從來御敎示の如くなれば、西山上人の義は經說祖釋に背けり、若し安心僻越するときは萬行徒に施すとあるに、勅修の附傳を披閱すれば正念大往生と記せられたり、爾れば釋文と現證と齟齬するに非ずや。

御答に、此事を評するに古來異義多端なり、今其一二を云はゞ、勅修の附傳は汝等も知る如くなれば今は云はず、或云、西山上人好んで異義を存し給ふには非ず、凡智の故に願海の源底を盡さず、弘通度生の時自然と誤り玉ふならん、彼天台の仁岳法師は始め四明の門人なりしが、後に四明は理に契はずと思ひて門下を辭し、山外の義を立て大に四明を難破せられたれども、平生と云ひ殊に臨終近づき觀音菩薩來現して告玉はく、汝平生四明の義を難ずれども、彼義は天台の正義にして一毫も誤りなし、汝が所立は却て非なれば謹而懺悔すべし等と、此仁岳の誤りは護法心より出る故、示現を蒙り往生せられたり、今西山上人の義も是に準

すべしと、又一義には西山上人は、其性樸鈍にして始の程は專修なりしが、大師御左遷の聞へありければ、急に一向專修には非ざる由、遁辭し玉ふ旨傳文に見へたり、若此意ならば本心の實義には非ず、門人此義を了せず妄りに云ひ騷るならん、往生し玉ふは本心違はざる方よりなり等と、此外數評あれども、今の西山の法門は門徒の誤り、善惠上人の誤には非すと云ふ評多し、予考ふるに山公に誤りなし、誤りは皆門弟とは云ひ難し、其所以は既に大師に常隨給仕の門人石川の道辨禪門の云、昔被レ誘二引宇津宮禪門一、一日聞二善惠上人三心義一、一字一言非二相傳一、予乍レ憚述二昔聞一之間、學徒中一人依二用此言一、料二簡本文一、令二符合一畢、爰能化攀緣追二立彼人一畢、凡古今水火師資雲泥、爭云二相傳一等と云へり、然らば何ぞ誤りを門弟のみに課せんや、又同じ禪門、山公の宗義に暗き所以を云ふに、大師念佛成二七萬返一之後、被レ停二法門談義一、然るに此等の人々(善惠隆寬を指す)、或は其時は幼少也(善惠は十四歲にて入室大師五十九

の御年なり)、或は其後の門人なれば也(隆寬律師を指す)、此道辨の言の如くなれば、畢竟學びの足らざる所より發るの失なり、されば一念義の如く宗門に害をなさんとするの邪心はなく、却て護法の心より發りたる誤り、故に一評に評せし如く山外仁岳法師の類例とせん歟、其上さすが大師に多年隨從して御行儀を見習はれたる故、解義とは異に仰頼の心もあり、日々に三經讀誦六萬聲の日課念佛怠りなかりし方より、往生せられたるなるべし、是亦隆寬律師の類例なり、但し斯く云へばとて、汝等解義の上には誤りありても、念佛さへ怠らざれば往生は疑はずなど云ふ、守株の愚情を發し、法門の研究努力疎かなるまじきなり。

因に問、舜昌法印西山上人の傳に、白木念佛の法語、津の戸及九條入道將軍へ進せられたる消息を擧畢つて、善惠上人をば嘆じて、彼流に云ふ誤りは末學の今案なり等と、記せられたるは云何。

御答に、白木念佛の法語は、舜昌法印のみならず彼流の人は元より、他にも亦大師の正義に叶ふと讃嘆する人多けれども誤りなり、云何にも打聞く所は、大師の愚鈍念佛又明禪法印の赤子念佛と云ふに似たれども、其意は異なり、其所以は愚鈍念佛は元より赤子念佛と云ふも、赤子は寒きにも泣き、空腹にても泣く、寒きに泣くは順離にたとへ、ひだるきに泣くは母の乳を欲するなれば欣求に譬へたれば、是れ則ち横に三心を具するなり、山公の白木は定散のいろどりなしと云ふまで失なけれども、行具と立てゝ三心をも彩りの中に入れて拂ふ故、無願有行と云ものなれば、願孤行孤無所至と定むる、兩大師の御所立に背けば邪勘なり、云何ぞ是を正義に叶ふと云ふことを得んや、斯く云ふも又彼徒例の通辭をなして、文中に定散をば拂ひ玉へども三心を拂ふと云ふことなければ、强難なりと云ふまじきものに非れば、他へ行かず直に此法語中にて三心も彩りの中に入るゝ義を示さば、謂く下品下生の機は、死苦にせめられて忙然となる上は、三業ともに正證なき機、乃至意

業は忙然となり乍ら、十聲佛を稱して往生すとあり、されば三業正體なく意業忙然となるに云何ぞ願心あらん、其願心なきを白木念佛と云へば、願孤行孤無所至、願行具足決定往生と云ふ、兩祖大師の御所立に背くと云ふに何の爭ふことかあらん、爾るに蓮寺幾度か二流は大師左右の手脚なるを、大同(厭欣念佛)小異 法門種々)の細瑾にかゝはるべきに非ず等と云へば、三心の法門をば細瑾の中に攝す、爾るに蓮寺は知らずや、經には具三心者必生彼國と說き、導師は若少一心卽不得生と釋し、大師は此經釋の意を述して淨土宗の一大事は三心の法門にあるなりと示し給へることを、見よ往生の得否は全く此三心の具不具に依れば、實に淨土の法門の最第一なる物を、細瑾と云ふ中に攝するとは、こはいかなる狂亂ぞや、既に山公は行具の三心と云ふ不往生の法門を開き、末徒は是を信順弘通し、上は佛願佛說祖釋に背き、下は有情の解說を妨ぐ、若し是をも哀まずんば又何をか哀まん悲夫々々、此法語及次に擧る二通の消息、兩

大師の御所立に違背すること數々あり、汝等云知せんと思はゞ、義山上人の勅傳隨聞記に調べられたれば、披きて知るべし。

又問、西山上人は、十一面觀音の化身なりと云ふ、さらば等覺大士の垂迹、法門を誤り玉ふことはあるまじきに非ずや。

御答に、導祖を彌陀の垂迹、大師を勢至の化身なり等と云ふは、現身に三昧を發光奇瑞も數々あらはるれば、斯の如きは論なし、此餘三昧も證せず奇瑞も顯はれざれども、有信の人の夢に佛菩薩等と見しなどは、或は實の垂迹もあるべく、或は實の垂迹には非れども、其人に信を增して利益を得べき理りある故、佛神の方便にて垂迹なりと夢みせ給ふこともあるべく、或は至て尊信するより當情現の妄夢もあるべく、或は魔擾なるもあるべければ、畢竟凡慮にては定め難し、又虛實は知らざれども、垂迹と云ふ人に誤りあることは、西山上人のみに非ず至て多し、近くは降寬律師を、但馬の宮の御夢想には、法然上人降寬律師は互に師

弟となりて共に行化を助く、淨土にては律師は師範、上人は弟子、娑婆にては上人は師範、律師は弟子なりと御寬せられけるとあれば、淨土にて師範と云へば、律師は既に彌陀如來の垂迹なり、されども多念義を立て、臨終斷無明等の所立は萬機普益の本願に背き、兩祖大師の御所立に違ふ大失あるなり、されば山公たとひ觀音の化身なりとても、誤りあらじとは言はれまじ、故に垂迹と見たるは、見し人に利益ある故歟、或は當情現か又實に垂迹なれども、衆生の業力にさへられて、眞實の正義を述べらるゝこと能はざるか、所詮此ことは無神通の凡夫にては、定說ならざる事と知るべし。

又問、有人の夢に、善惠房は十一面觀音の化身なり、彼門徒は必十一面觀音の像を、一寸八分に造りて安置すべしと傳文にあり、此告をなせしは佛菩薩歟、諸天善神歟、又は高僧異人なるにや。

御答に、此告をなせしに名を出さゝれば其主は知り難し、されども執れにもせよ、兩大師の正意に叶ふ告にはあらず、何となれば十方の諸佛在せども、簡んで彌陀一佛に歸するか、三佛兩祖の御隨自意、然るに此告は隨他意の告なれば、宗の本意に背くこと知るべし。

又問、觀音を安置せよと云ふ告は、宗の本意に非ずと云はゞ、正流四箇の本山に勢至菩薩を安置し給ふは云何。

御答に、四箇の本山に本地堂とて別堂を建て、勢至菩薩を安置し給ふは、此淨土念佛往生の宗門は、直也の人の開きたるには非ず、阿彌陀如來の右脇の大士大勢至菩薩の垂迹、圓光大師の御開創なることを知らせて、衆生をして法門を信受せしむるの善巧なり、門徒各々護持するには非ず、有人の夢告に專修をみたるとは、雲泥の相違なること可し知。

問云、三蓮寺主の筆語の旨趣を考へ見るに、彼此角立を好ます、二流を融會せらるゝやうに思はれ候は云何。

御答に、蓮寺主二流融會の存意は尤なる事なり、自宗の不正を見切改宗改派するは格別、其宗内にあるときは祖師の破綻を補はざること能はず、されば深草の元政は、日蓮宗にてはまたなき學匠なりしかば、日蓮が邪立をば知りつらんなれども、天台大師にも勝れりと讃嘆し、又江戸築地の性均は、一向宗なりしが彼黨にては古來なき學匠、而して道心もありて生涯肉食妻帶をなさず、日課六萬聲の行者なれば、親鸞蓮如等が邪見邪立は飽く迄に知りながら、末徒の肉食妻帶等をば痛く禁しめて、祖師の不埒は在家を益する菩薩の同事攝なりと救助せり、嗚呼元政性均等が生涯自宗に居在せし、實に衆生の行業果報は不可思議なるものなり、されば蓮寺主現に西山流中にあり何ぞ其祖を救助せざらん、同く祖師を救助すと雖、元政性均が救助は、人を邪見に誘ひ引くが故に益なきのみか罪業を増す、今蓮寺が救助は一往にして自立を募らんとはせず、成せぬ迄も正義に融會し、人に往益を與へんとの志なれば、元政性均等が流類に非

す、總じて才智なき者は、通辭もなし得るものに非されば、若し三蓮寺をして正流を汲ましめ善友相寄りて切瑳琢磨せば、もとより分に度生の心もあれば其利益多かるべきに、爾らざるは寺主に濟化の宿因乏しき故か、或は濁惡衆生の業力の礙るなるべし、惜むべし痛むべし、是に就ても汝等熟思せよ、宿世に云何なる善因ありてか、今此難生の人界に生れ殊に難値の佛法に遇ひ、別して難入の淨土門に入て而も兩祖大師の正統を紹ぐ、二祖正宗國師の正流を汲み得たること、實に人中受生最極の果報、是を除きて又何をかは云はん、必々解行雙進して自利々他、善美兼盡さん事を珍重。

辨斷劈邪示正起因論　終

辨斷劈邪示正論

去年初夏の頃、我還源老師、赤馬關なる酉谷寺主の請に依て、化他傳法ありしに、彼地西山流三蓮寺より法論がましき文通ありし故、法兄西圓寺主より、法論は公廳より御禁制と聞けばと、度度さとし書き與へられぬれども、我情を募る書翰の内、會得し難き義趣あるを糺さんとするに、法兄は其頃、灘城同門の請に應じて留錫せられしかば、無據老師に此事申ぬれば、要を撮て問へ決答せんとありて、問に隨て決し給ふを、聞に隨て筆記せしを、酉谷寺主より慇請に付き、一本を調して送りしに、云何にして得たるにや、其返破と

て一書を西圓寺に送り來りしは、過る二月の中比なりき、されども法兄より兼て此事に付き往復には及はずと斷り置れたる故、其儘にて返却せられたり、然るに酉谷寺主、先に我儕が請に依て決答ありしを得たるを喜び、亦も糺斷あらばやと、一本を寫し置たりとて送られたれば、小子等是を讀むべし、賢兄口辨し玉はん事をと乞ひ、僻書の意を撮て問に、卷首十丁計は前書に論せられたる下なれば、是を閣きて、今般の來書より始む、

問云、來書に二三子の問に寄せて答へ、往復なきと云を讀して、之れは法論公廳の禁制を憚りての事と見ゆ之れ善巧なり、と云かとすれば亦往復なきを憶病神とやらんと謗る、斯の如く讃毀反轉前後錯楯するは云何。

答云、我情の毒熟逆上する故、失心迷妄して前後齟齬す、若し我方に公廳を憚るを是とせば、自は公廳を犯して宗論を企つるや、而して時も時傳法中に法難をなす、實に眞愚は佛法王法二俱犯科の大罪人と云ふべし、可憐。

問云、老師を小量なると云ふ證に、前書に表紙を付たりと云ふを以てす、さらば摺本ならざれば、表紙は付けぬことにて候や。

答云、書寫の本なりとも何ぞ表紙を付ざらん、別して法弟等老師の口授を記せし書なれば、表紙は云はず二重三重の箱に入るゝも、師說を尊信恭敬するなれば過たりとせず、而して彼方に送りしには非ず、西谷寺主の請によりて送れり、爾るに眞愚他の誤りなきを誤りと罵り、己が邪書に自ら題額を設くるは、慢擧の我情を逞くするに非して何ぞや、若し言ふべきことなくば默して可なり、筆墨の費をなすのみか、自ら求めて斯く世の笑具となる、愧をさらすや、可憐。

問云、傳法受者の中に、西山流の檀家の尼女三四人も入衆せしめて、弟子西堂のみを省きたるは、集財の有所得、且我流の檀家榮富の者を勸めて入衆せしむる等は、盜檀とも云ふべしなどと、謗言をなすは云何。

答云、幾度か弟子西堂を省きしことを愼る、是は前書に老師の玉ひし如く、傳法の旨趣を知らざる故なり、又彼方の檀家等の入衆を云ふも方角違なり、其所以は老師は西谷寺主の願ひに依て、寺主に代りてこそ傳法せられたり、受者の許不許は寺主の職分なり、何ぞ老師に預からん、世に病犬ありて是非善惡の差別なく、當るものに噛み付ものなり、眞愚が醜態これに等し、故に最初より老師及び予も敵手とならず、明けて通すのみ無淳を敎諭をなせども、病根深く痼病となりて信順せず、憐れむべし、又彼流の檀家をして勸めて入衆せしむる等と云ふ、黃疸やめる者の目には何も皆黃色に見ゆると云ふ、眞愚が自性有所得の病眼を以て見る故耐り、愧づべきの最なり、可憐。

問云、間者を入れて盜法はせず、受者の中より

告たりと云ふ實否云何。

答云、弟子西堂を道場の床下に入たりとも云ふ、又檀家の者に云ひ含めて、偽りて入衆を願はせしとも云ふよしさだかならず、何れにもせよ大罪を造れり、後世永劫に劇苦を受んこと、可憐。

問云、四流立破の答は、手前勝手の頑辭なりといふは云何。

答云、兩祖の正義を述してだに不正義を改めざれば、不正義を以て正義を推んとするとも、誰か是を肯はん、故に畢竟じて無利益のことなれば、自立に安んずるの外なき道理を示せども、會得することなく却て是を頑辭と云ふ、斯る眞愚の頑愚はさとすに道なし、可憐。

問云、法建立の爲には、正義を邪義と破するを募るは云何。

答云、假令法建立の手前なれども、正義を邪義と貶すは誹謗正法なること、何の爭ふこと歟あらん、爾るに眞愚宗々立破の旨趣は一向に知らず、所以は正義を正義と知り乍ら不正義と貶す、內鑑冷然の破と云ふとは是何の寢語ぞや、彼れを正義と知れば我は云はずして不正義なり、其不正義と知る我をば正義と云ひ、其正義と知る彼をば不正義なりと云ふ、立破あらんや、空有互勝の論も一三權實の論も、皆我は勝れ彼は劣ると存して立破せられたるなり、猶小乘數部の立破も皆此外に出でず、さるを眞愚彼は正義にして勝れ、是は不正義にして劣ると知り乍ら、彼れを貶し是を擧るを內鑑冷然の破とは、佛法中に弗になき誑惑言なり、かゝる邪見の盲愚なれば、破邪顯正と誹謗正法との差別をも知らず、抑誹謗正法は佛の制誡、破邪顯正は佛の勸誘、罪と功德と天淵もたとへに非ず、爾るに眞愚正流に破邪顯正すれば、是を誹謗正法と罵り、己が誹謗正法をば破邪顯正と僞る、是を鑑定するに故實あり、佛祖の說に隨順するは正義、佛祖の說に違逆するは邪義なり、正流の佛說祖釋に隨順し、西山流の佛說祖釋に違逆する義趣は、從來縷々辨述あるが如くなれば、十重禁の波羅夷罪に當るも、明惠上人の跡を追ふも、皆悉く眞愚

に結歸す、東坡は酒徒を誡めて云、醉裏狂言醒可し怕と、我は眞愚が爲に云ふ、宗我謗言死可し怕と、可憐。

問云、西山家の法門建立とて、仰山なる詞遣ひし長々と辨ずる內、些少も取るべきことあるにや。

答云、此建立次第を云下、皆悉く山公胸臆の僻案にして、兩大師には都になき邪立なり、先三經を廢助傍の三義に配當するとは、云何なる邪配ぞや、三經同轍は祖々の定判、大經廢立の說相ならば觀小二經も亦爾るべし、既に觀經には定散二善を說き給へども、終りに是を廢して阿難に附屬し給ふは、念佛の一行なり、故に元祖大師淨土の別門を開建し給ふは、汝好持是語の經文、上來雖說の釋文に依り給へり、是廢立に非ずして何ぞや、然るを分別あり顏に、觀經は傍正の法門とは何の譫語ぞや、又小經は一切諸善萬行は有上小善根なりと貶し、念佛は無上大善根と擧げ、一日七日十念一念迄も皆悉往生と立て給へり、是れ廢立に非ずして何ぞや、別して小經は大觀二經に諸行を交說し給へると異とに、唯念佛一行をのみ說き給へる一向專修の本經なれば、二經になき諸佛の證誠ありと云へる一義さへあるを、小經は助正の重位なりとは譫語中の大譫語、大多勝の三義を具せし廢立の譫語と云ふべし、又五祖同轍異轍の邪分別をなす、此下の邪解委細に辨せば盡る期なし、今略して其邪を辨せば、廢立に二重と云ふ、夫れ廢立助正傍正の名目は、導師の御釋に其意趣はあれども其名目なし、大師選擇集に始てこの名目を立給ふに、念佛と餘行對待の上にこそ設け給へ、雜易通別等に預かる名目に非ず、然るに雜易廢立は五祖同轍の重とて、聖道自力淨土他力とを分ち、厭穢欣淨の信を勸むれども、未だ十方淨土の分域を出でず、稱名と云ふも諸佛に通じ、本爲凡夫兼爲聖人と談じて二類各生を許す、故に淺近の重と云ふと、嗚呼邪惡の魔語誹謗正法の最頂と云ふべし、夫れ五祖の釋文に聖道自力に對して淨土他力と釋し、又厭穢欣淨と釋し給ふは、いつも極樂淨土のことに

して、一所として十方淨土に通ずるの義趣あることなく、稱名と云ふはいつも本願念佛に局るなるに、淨土と云ふは十方に通じ、念佛は諸佛に通ずるとは、こは云何なる邪言ぞや、若此邪說を募らんとならば、五祖の釋文に其意趣あるを擧げ來れ、又五祖同轍の重は、本爲凡夫兼爲聖人と談じて二類各生を許す故、機の選擇なければ、大悲深重の他力の法門顯はれずと云ふは何事ぞや、夫れ本爲凡夫兼爲聖人とは、諸佛は諸惡莫作衆善奉行の通誡によりて、善人を取て惡人を捨給ふ簡擇の慈悲に局びて、岸上の勝機を傍にし詮に常沒の劣機を救濟し給ふ、平等不簡擇超世大悲の本願を顯し給ふ義趣なるに、二類往生を許す故に他力の法門顯はれずとは、げによくもかゝる邪言を發せしことよ、又次に五祖異轍の法門とて、通別廢立の三重等と云云する求歸行の三つは、彼れが淺劣なりと貶す、五祖同轍と云ふ中に皆具はれり、欣淨と云ふ中に所求所歸あり、稱名と云ふは則ち去行なればなり、又求歸行を機の選擇と云ふ、唯常沒一種に局りて聖人に通せず、爰に至りて一類往生を立て、大悲の至極を顯はす等と云ふ、此求歸行は愚惡一機に局りて、上機に通せずとは何事ぞや、上は菩薩より下は五逆の往生まで、是を離るゝことあることなし、さらば機の選擇とは邪分別に非ずや、又彼が云ふ如く、唯惡人を撰り取て善人を捨給はば、彌陀の本願に機を漏すの大失を生ず、今我更に邪黨に問はん、兩祖大師天親龍樹十四佛國の諸菩薩等も、皆悉く常沒一種の凡夫と云ふ歟、かゝる愚黨も世にあればあるものにや、而して此邪分別を兩祖大師相傳の正意と僞る、重々の誑惑實に淨土門の一大厄、此邪立に過たるはなし、又千中無一の釋文を擧て、導祖の別時通別廢立の極談と云ふ、又選擇二章段に、初は二類各生の趣を述べ、後には千中無一の釋を引き給ひて、一類往生の源旨を明し給ふ等と云ふ、是れ一向の妄言なり、其所以は導祖の此御釋文は、正雜二行往生と立たる上に、願非願の別を以て十三の得失を判し、本願念佛すれば十百卽生、非本願の餘行を修すれば上

機も百に一二、千に五三、若し下機の不至心なるは、千人修して一人も往生することを得ずと云ふ文義なるを、是を引て餘行不生一類往生と云ふ邪立の證とせんとす、此は是れ正雜共生の證文なれば、則又彼れが餘行不生一類往生と立るは、邪義なりと云ふ證據の文なるに、此反轉相違の文を引て邪立の證とせんとするは、たとへば火の熱きを以て水の冷かなるを證し、雪の白きを以て墨の黒きを證せんとするに等しければ、誰の痴人歟此欺を容れん、末流微々なりと雖、數百年の內には此邪立に心付者もあるべきに、却て是を古今未發の妙解と募る、我は又云ふ、古今未發の謬解の最頂、最も笑ふべし、最も哀むべし、最も可憐。

問云、山公の二祖に勝るゝこと遠しとて、十勝を立たるは怪むべし、此は是れ兩師の學德に與ることなれば一々に是を問はん、つばらに答問を給へ、第一の發心勝と云ふに、二祖は三十六歲の御發心、山公は十四歲にて發心し給へば大に遲速あれば、是れ山公の發心勝なりと云ふは如何。

答云、發心の勝不は年壽の早晩に依て定むることには非ず、其心の堅不に依て定むることなり、而して強て是を論せば、幼年の發心は血氣定まらざれば、晩節を失すること多し、故に律門にて具戒を許すも、大概二十歲よりするも此故なり、又年長の發心は血氣定まる故退轉至て少なし、此義趣を知んと欲せば、佛弟子及び三國の僧傳を見よ、猶近き所にて云はゞ、山公幼少の發心は賞すべしと雖、晩節を失ひ大師に背きて台家に依準し、二祖は十四發心にて台宗を學び、血氣定まる三十六にて大師に依準し、豈退轉なきのみならんや、大師の補處正義傳示の二祖と仰がれ給ふ、何ぞ山公の比對ならんや、爾るを眞愚、山公の發心勝と云ふ、顚倒失心の譫語、理を識る人は是を聽て不慮にして舌を吐き、呵々大笑せざるはなし、可憐。

問云、第二氏族勝の義成立すべきや。

答云、佛弟子の高卑は其德の有無に就て論すべし、佛曰、四河入レ海、同一鹹味、四姓出家、同稱二釋

氏一と、かゝる佛勅あるをも知らざれば、擯棄人の四果を證せしをば忌み、白飯王子調達が現身墮獄せしを仰慕するなるべし、又山公の實父は、加賀の權守親季なること、傳文系譜にも出すに、其官位の卑きを忌み、實は內府通親公の嫡子と僞はる、されば此後は實は某の帝の太子なりと、云はんも計るべからず、あゝ眞愚一向に佛法を知らずして、己が卑賤の俗腸を吐露し、識者の笑具となる、可憐。

問云、第三敬師勝の義は成立すべきや。

答云、二祖の最初に大師を侮り給ひしを以て劣とし、山公最初入堂の時より、大師を實の佛の如く歸敬し玉へば、勝るゝと云ふも此義成立せず、先二祖の初めに高擧の心ありしは、十四歲より鄕里にありて、唯心常寂等の師によりて台敎を學し、二十二歲より叡嶽に登りて、觀叡證眞等に依り一宗の祕頗を稟けて、四明の奧義を窮め、二十九歲にて古鄕に歸り、東西にて七百二十坊ある油山の學頭に補せられ給へり、斯る御器量なれば自然と高擧の思ひ在せしも理りなり、されども大師の智解絕倫に在ますを信知し給ふ故に、立刻に二字を捧げて御弟子となり、歸信恭敬の甚重に在せしことは、勅傳にも、我大師釋尊は唯法然上人なりとぞ、たとび申されけると記せられたり、是を以て山公入室の勅傳に考へ合せて、歸信の淺深を知るべし、然るに大師を實佛の如く賴み、眞善知識の思ひをなし給など云ふは、二祖の傳文をうらやみ模寫したるものと見ゆ、而して是れ敬師勝と、誰か此を肯ふ者あらん、可憐。

問云、第四に立つる慈愛勝は成立すべきや。

答云、儒敎に上堂の門人と云ふを二祖にあて、入室の門人と云ふに山公をあつるの證に、授名のありしを以てす、夫儒敎に上堂入室等の名目あるは、師敎に大概似たるを上堂と云ひ、師敎の底に至るを入室と云ふて、畢竟師敎を受得の淺深によりてこそ此稱あり、爾るを授名の有無によるとは、古今未曾有の新聞なり、又源空の空字を賜はる等と雖、御敎示の旨に盲く者に何の利益かある、かゝ

らば猶ほ無からんには劣れり、爾れば證空の室、御教示を信順する信空湛空の室とは異にして、背師背宗の大邪人行空綽空が室黨なり、可憐。

問云、第五奉事勝の義は成立すべきや。

答云、二祖國師は御給事僅に八年、山公は二十三年御隨從なれば長き故にと云ふ、如何にも年數は長し、其長きは何故ぞ、弱年の入室と云ひ、殊に法門弘通の器にあらざればなり、二祖の年數の短きは何故ぞ、法門の正意を受得し、最も弘通の機に在しませば、師命によりて短きなり、法門弘通は大師の御本意に叶ひ、唯巾瓶に侍する計は誰の人か能せざらん、されば二十三年の長きは大師の御本意に非ればなり、されども一向に師に奉仕せざる惡黨に比すれば、山公願る功なきに非ず、若し二祖に對して奉仕の長短を云ふときは、山公の不器なるを、末徒が自ら訴るなり、可憐。

問云、第六學解勝の義成立すべきや。

答云、二祖は淨土門に於て習淺き故、導師の通別廢立の極談に至りては其旨を得給ずと云ふ、此通別廢立など云ふことは、導師に此判あることなく、皆山公の臆談なれば何ぞ是を用ひ給はん、又二祖は本爲凡夫兼爲聖人二類往生の義は、五祖同轍の淺近なる法門なるに、是を旨とし給ふと謗る、此義前にも辨じたれども、西山流の邪亦邪にして獅子身中の蟲なること、全く此處にあれば、今又再往辨斥すべし、邪黨一類往生の深義を知らず二類往生の淺近を旨とすと、表に謗るは二祖にあれども內に十分大師を誹謗す、其所以は今先彼に對して、選擇集は淨土宗の本書なりや否と問はゞ、いかに傍若無人の惡黨なりと雖、よも本書に非ずとは得答へまじ、然らば彼書題後文前の名號の下に、往生之業念佛爲先と記し給ふは、釋尊一代の所說に、生死出離の法多しと雖、極樂往生の爲には念佛を最要とすと宣給ふなり、二類往生若し淺略の處法ならば、選擇集は淺近の法門となるなり、夫れ立宗には獨尊統攝歸趣の三義を具せざれば、宗を立ること能はず、然らば大師別開の淨土門は、不尊不統不歸趣と云ふになれば、宗旨を成立し給

ふこと能はざるなり、されば邪徒今表には專ら二祖を謗れども、意は十分大師を忌みさげしむること爭ふに由なし、されば釋尊獅蟲の譬說は西山流の記莂と云ふべし、又二祖御疏に末書をつけ給はざれば、玄義の法門などは知り給ふまじと云ふ、學解拔群の二祖大師へ八年隨侍、御疏の御相傳ならずして何をか傳授し給はん、されば生涯の御著述悉く兩大師の正義を述べ給ふ、山公の著述自筆他筆の鈔も世に廣からず、觀門義鈔の如きもと和字の、のべ書にして而も殘篇闕略なりしを、末徒是を補ふて漢字に譯して流行せり、書中の解釋山公の手に出るか、末徒が添加せるかは知らされども、皆悉く混沌に穴を彫るてふ如き新奇の竪說、さらば末書を述して本疏を害せんより、本疏の正義に從ふて弘通濟度をなし給ふ二祖に、何の足らざること歟あらん、又忠師に至て記述あれども、玄旨に至らざること多し等と難、彼流にありても正見なるは爾らず、洞空律師の疏義を述するには、專ら傳通記に依準し、たま〳〵宗義に違害なきときは楷定記を引れたり、其宗我法我なきこと賞するに足れり、又山公の曼陀羅鈔のことを云ふとて、大師御在世迄中絕隱沒せしと見へて、大師に御賞嘆の御言葉なし、かつて御存知なし、唯吾祖山師のみ、內外の學に博くして其深極に達し給へり等と云ふ、邪愚此所に大師と山公を並べ擧て、唯我祖山師のみ內外の學に博くして、隱沒せし曼陀羅あることをも知り玉へりと云ふ、此唯と云ひ、のみと云ふ皆簡ぶ詞なれば、大師は曼陀羅あることをも御存知なく、內外の學に乏しくして甚だ淺陋なりと云ふ義なり、あゝ逆惡邪賊の魁なる哉、夫れ曼陀羅出現の後、弘仁元曆の聖天子、寶駕を當麻寺に促し、又た寬仁應德長治承安の、攝政關白も參詣を企て給ひ、高野の大師第三發光の大士たるも、猶靈窟に詣でゝ自他同證の懇祈をなし給ふこと七夜、橫川の僧都の西刹の舊聖たりしも禪林の幽閑をしめて、先考先妣往生極樂の精誠をこらし給ふこと七日、此外枚擧に遑あらず、見つべし大師御在世已前中絕せず、流通廣博なりしことを、

是等のことも知らずして云はゝ、少見寡聞なぞ身の程を忘れて、筆舌を弄し世の笑具となるや、若し知りつゝ云はゝ滅佛の大罪か、惟し思はんや僧中に守屋が黨類を見んとは、又大師は曼陀羅あることを御存知なしと云ふ、夫れ我大師は本地を云へば、法如法尼と同く勢至菩薩の化現、垂迹の上にては智惠第一の嘉譽を得て、而も後々に發るべきことを前知さへし給へるに、前々より流布廣博なる曼陀羅を御存知なきことあらんや、御傳語燈に現文なきを喜び、大師に於ては此變相あることを御存知なきに、我祖山師こそ內外の學博くして其深義を窮め給へりとは、實によくも思ひ切てかかる謗言をなすことぞや、されども此大師を抑下すること、眞愚が開きし邪見にも非ず、其根本は山公自己胸臆の說をなすに、導師の釋文は漢字なれば其義左右に分れ易き義ある故、無理に引證もせらるれども、大師の御釋は漢文もあれども、其文を亦和語になし給ふこと多き故、臆談の義に引證しがたき故、心內には大師を思めども是を表に

顯はすときは、他の肯はざるを恐れて隱密す、選擇集に密要決をつけられたるも、此責を遁れん爲めの設けにやとも云へり、山公既に如斯なれば末徒も自然と此意を含む、故に今の眞愚が如き邪見謗言の錐、心志の裏を脫するなり、又註記を讀して曼陀羅の蘊奧を盡し給ふと云へども肯がひ難し、所以者何變相中の肝要は、三邊に非ず諸莊嚴に非ず、中臺にあること誰か爭はん、然るに山公の所解爰に及ばず、衆聖の名字を知るに由なし、是や彼櫃を買ふて玉を還すと云ふが如し、何ぞ蘊奧を盡すと云ふことを得ん、近き明和年間我二祖の淸流に浴する勢州天然寺主大順師、多年爰に思ひを盡し、印契三形より押して衆聖の名字を審にす、されば搜玄疏の註記に勝るゝこと百千萬倍、爾るを眞愚風情にするの慢言をなす、可憐。

問云、第八任命勝の義成立すべきや。

答云、二祖の御贈號は近く、山公へは御在世中にありしと云ふを以てすれども、此御贈號甚だ不審し、或人云西山上人は京に在て王公貴人の師範

ともなり給ひし故、在世に國師號を賜はりしと傳ふれども、其勅書をさへ失ひしとて、過し寬政八年八月二十四日、五百五十回の遠忌に向ひて、彼徒の奏請により彌天鑑知の號を賜はりしと云へり、あゝ彼徒は何ぞかく迄に愚昧なるや、吾祖へありし勅書を失ひし故に、新に賜はるべしとは、よくも奏請なせしことよ、若し水火等の天災にて是を失はゞ早速奏達すべきに、其失へる故をも云はず捨置き、五百五十の遠忌に當ればとて再賜を願ふ、天威を恐れざるの緩怠なり等と、譴責を蒙らばいかゞするや、されども寬仁の恩澤にて其嚴責を遁るゝのみ歟、御贈號迄勅許ありしは、愚昧末徒等が幸の極りと云ふべし、又二祖へ御贈號ありし故を云ふに、鎭西上人は漸く五六年この方の國師號、是も此師に天子の戒師となり玉ふ德もなく、禁庭には思し召留てなかるべし、雖ゝ然當時關東の御吹擧により、國師の任號ありしならんと、あゝ眞愚無顧の惡人、口ある儘にかゝる惡言を吐く、さらばなぞ如レ此不德の人を、大師は簡びて補

處と定め、源空が所存皆御證に申し畢ぬ、此外に別義なしとて、梵釋四王をもて證し、辨阿は予が若くなれると迄に稱し給へるや、是又彼れ邪愚黨の表に二祖を貶して、內に大師に及ぼす惡相傳なり、夫れ二祖に從來御贈號なかりしは、在世八年大師に隨從の日は、唯學地に居して德を隱し光りをつゝみ、偏に解行を琢磨し給ひて、王公貴族にも交り給はず、說法敎導をもなし給はず、是則ち養ひ深く積むこと厚く、諠遜祕重なりしによりてなり、其後師命によりて錫を鄕里に還し、筑紫の濟化を專らにし給ふ故、其頃京師は亂世にてはあり、委く二祖の德行をしろし召さゞれば、漸々に後れたるなるべし、然るに過る文政年度、忝くも我門主大王、護法扶宗の御志深くまし〳〵、吉水正流の澆季迄濁亂せざるは、獨り二祖の大功なればと、其行實を記し勅諡あらんことを奏請し給ひければ　天皇　上皇、かねて勅修御傳は熟知まし〳〵て、淨土眞正の宗意御崇信淺からざりしかば、大王の御慇請を聞し召上られ、吉水大師の例

をもて殊更上表にも及ばずして、關東へも勅問まし〳〵、何の障りもなく勅許ありしなり、爾るを邪眞愚二祖に德なければと云ひ、禁庭には御贈號の思し召曾てなけれども、關東の御吹擧によりて國師の任號ありしなど、口を極めて邪言を吐く、實に眞愚は王佛二法俱犯の大罪人なり、又山公に御贈號ありしと云ふは、山公は加賀樞守親季が子とあれば、出所は高からねども過去に痴福ありしにや、久我の內府通親公の家に養はれたれば賤しとせず、故に高貴に親みあれば其吹擧により、戒師にも立られ在世の諡號ありたるにもせよ、其德漸々にひすろぎ、本所たる九條の遣迎院も天台宗となりたれば、其形代を寺町にいとなみければ、世人皆本寺を失ふは面目なきことゝ笑へり、而して其流派漸々衰廢、關東は一向寂々、關西と雖寥寥たらざるに非ず、爾るに彼徒、光明禪林を兩本山として仰山らしく云ひたつれども、其衆も多くは鎭西支流の寺院に隷する小寺小庵を兼帶して、漸く學席を相續する位のことなれば實に不便なることなり、斯く末徒の衰るが、卽ち山公の內德によらず宗族の吹擧により、時の勢ひに乘じて得られたる贈號なればなり、然るに二祖の漸く六百の遠忌に近づき御諡號ありしは、後れたるに似たれども、京都に於ては四箇の本山、關東に於ては十八檀林、中に於て華頂山には宮御門跡をたて、智恩院をば西國鎭護の靈場とし、增上寺をば將軍家の御菩提寺と定め、猶ほ知恩增上の兩貫主をば當職の大僧正に任し、而も法親王に準せられて禁中に朱蓋傘の許可あり、既に吉水の源如斯なる故、公家の歸信諸侯の香火寺其數を知らず、況や末寺末山六十餘州に滿て、衆多なること諸宗に冠たり、斯く年々に眞俗興盛なる其本は何ぞや、皆是二祖の德行によるなり、大師の宗門創業の御德は論を待たず、されども我二祖守文の別德在まさずば、かゝる利物偏增の大益あらんや、今我殊更に二祖と山公の流末、盛衰の根基を示さば、山公は大師に背きて自己新案の邪義を立らるゝが故に、佛天の冥慮に叶はざれば年々に衰微し、二祖は大師に

信順して毫も敎旨を違へ給はざる故、諸佛諸菩薩諸天善神の冥慮に契ひ、加被護念强き故日々に繁茂す、是皆師敎に隨順と違改とより分る、されば此意を顯はして、忝くも大紹正宗國師と御徽號を賜はりしは、實に釋尊の御遺屬に叶はせ給へる聖天子に在す說、有人此說を聞て拍手して云く、愚子前夜夢みらく、二人相連れて道行ぶりに語るを聞けば、さきに西山上人に御諡號あられしは、今云ふ所と異にして二字を脫落し三字を誤る、其實は罪過彌天釁知酷師と云ふと見て覺めぬ、而して是を妄夢とのみ思ひしが、今の二祖の御贈號に思ひ合すれば、實夢に非ずとも定め難しとて呵々大笑せり、此夢の虛實しらねども、任命勝は實に夢語なり、可憐。

問云、第九衆歸勝の義成立すべきや。

答云、二祖の御化益は多くは士民の類ひなり、山公の化益は王后貴人と云ふを以てす、されども是は眞愚が俗腸を吐露するにて佛者の本意に非ず、佛既に僧者の權門勢家に出入するを誡め玉ふ、されば唐土の惠遠大師は、天子の行在所に勅請ありしにも起たず、我朝の玄賓僧都は參內の勅を辭するに、衣の袖を又たはけがさじとさへ勅答し給へり、是等は通途にては違勅傲慢の科とも云ふべけれども、是佛弟子の本意なれば其罰なきのみならんや、却て敬信を增し給へり、總じて古來の先德、多く衆を厭ひ公請を辭し給へるは、名利の毛繩に縛せられて、袈裟の下に人身を失はんことを怖るゝの用心なれば、美談とせずと云ふことなし、然るに往時東福の虎關釋書を撰ぶに、圓爾の京師に在りて高貴を化益せられたるを讚し、道元の北越に潛伏せられたるを貶して、識者に誹笑せられたり、佛弟子たるの肝要は、全に俗腸を濯ひで道情を養ふにあり、虎關すら未だ此埒を出でず、況や卑俗の眞愚に於てをや、理にはあれども淺猿しきことなり、可憐。

問云、第十附屬勝の義成立すべきや。

答云、大師二祖に選擇集を御附屬ありしを、他人がまし〳〵事々しく、云ふに足らざることなりと謗

る、宗門の法賊なる哉、大師二祖へ御附屬の御詞に云、これは月輪殿の仰によりて撰べる所なり、未だ披露に及ばずと雖、汝は法器なり傳持に堪たり、早く此書をうつして末代に弘むべしとの玉ひて、實に宗門弘通正宗傳持の第二祖と定め給ふ一大事の御相傳なるを、他人がましく事々しくなどと云ひ下さんとする、宗敵とや云はん法敵とや云はん、獅子身中の蟲とは眞愚を記前せる佛說なるべし、又淨土別規の安心起行は、在俗愚夫愚婦の類も知ることなれば珍らしげなしと云ふ、如何にも大悲本願の構へは下機を先とし給ひ、心存助給口稱名號の外あることなき故、志さへあれば愚夫愚婦も知るに難からず、爾るに彼等が徒は何故に是を知らずして、五部九卷選擇御傳語燈御遺誡等に背き、聖淨混亂の大失を生じ三佛兩祖を悲ませ奉るや、又選擇集勘文のことをことぐしく云へども、是は引證し給へる文と、本書の文との合不を挍するのみなれば、筆授等に比すれば甚だ易き事なり、又大師本疏を講じ給ふを聞く人甚だ少なく、適々あるも一卷半卷に過ぎず、數遍を聞くは唯山公のみと、是は全く自己新案の臆談を他に信せしめん爲の謀計なり、唯一卷半卷聞くと云ふ、二祖及び信空、湛空、勢觀、聖覺等の如きは、大師の御所立に背かず、數遍聞かれたりと云ふ、山公の大師の御所立に違害するは何ぞや、是彼聞けども聞へず、食へども其味ひを知らずと云ふの類贅贅、但し名利の心にひかれて、かゝる邪坑に陷入せしなるべし、從來眞愚が困苦して無理に立たる十勝は、悉皆破滅し、跡に殘るものとては、唯山公十劣の恥辱のみなり、斯るを世諺に最負の曳倒しと云ふとなん、あゝ眞愚なる哉、可憐。

問云、西山流に云、開會絕待は天台の借り物等との玉ふを、否まんとするは云何。

答云、開會の法門は天台に限らず、導師玄義序題門の法門、此心を專らとし給ふ等、故に天台の名目を以て淨土一乘頓々の法門を示すに障りなし等と云へども、是皆彼が新案の邪立にして、些少も導師の釋意に非ず、其所以は玄義序題の釋文に、

眞如廣大等と云より恒沙功德寂用湛然と云ふ迄は根本所證の眞理を擧げ給ひて、而して此幽遠にして重障の機の證し難き故に、釋尊後得の大悲を以て娑婆に出世し、定散二善の法門を說きて淨土を求願せしめ給ふ義をこそ釋し玉へるに、而るを小智は菩提の障りと云ふ如く、小才覺ある故に、聖淨各別と立給ふ兩祖の敎相に背きて、專ら天台の法門に似せて聖道諸敎の利益を奪ひ、一代諸經は念佛の化前と立て、聖道眞實の本懷は法華に歸し、其妙法蓮の妙用は第七華座觀の上に成ずるなどゝ臆說をなす、既に導師は依心起於勝行、門餘八萬四千、漸頓則名稱三所宜、隨緣者則皆蒙三解脫一と釋し給ふをば云何會するや、諸行不生念佛一類往生の成立は、邪義邪立なること顯然なるをや、可憐。

問云、彼が西鎭二流を大師左右の手脚の如しと云ふは、隨他意語なりと云ふは云何。

答云、大師の御在世に親盛法師問奉りて云、御滅後に至り淨土の法門に疑はしきことあるときは、御弟子の中誰人に問べきやと、大師御答に、聖光房金光房は委く予が義を知れり、されども彼等は遠國の能化なれば汝が爲に便りならず、京中には聖覺法印亦予が所存を知れり、彼れに就て尋ねよとの給へり、大師既に遠國にある知識をすら擧げ給へり、山公若し二祖に對揚すべき器量ならば、膝下に隨侍せらるゝを捨てゝ、なぞ聖覺法印を擧げ給へるや、古語に云く、子を見ること親にしかず、弟子を見ること師にしかずと、既に大師は智惠第一の譽れを得て、後にあるべきことを前知さへし給ふに、弟子の器不器を存知し給はざらんや、實に明鏡に向ふが如く、了々に存知し玉ふにより、邪徒は對揚に非ずと、聖覺法印は其器量あれば是を擧て、不器なる善惠上人をば擧げ給はざるなり、斯く不器なる故、金光聖覺へも對揚し玉はざる山公を、いかに增上邪慢なればとて、其對揚を求めば兩祖大師なりとは、能くもげにかゝる邪言を吐くことよ、邪黨若し兩祖大師に對揚すべき人を知らんとならば示すべし、其人は誰ぞ我二祖大紹正

宗國師聖光上人辨阿大和尙なり、其證を求る歟、謂く大師の曰、辨阿は予が若くなれるなりと、往昔維摩の毘耶に口を杜たるは、不二の奥義を顯はす爲なれば、今の邪徒等は是にもならはず、若此明辨を見聞せば、たゝに惘然として、あんごりと開たる口を塞ぎも得せまじ、可憐。

問云、山公の懈怠を勸むる法語を、却て念佛勇進の策勵となると云ふは云何。

答云、此遁辭殊に笑ふべし、總じて佛法修行に懈怠を勸めて精進を斥ふ理りあることなし、既に大師に廿三年も隨侍すと云ふ者の、常に敎誡なし給へる、行は一念十念迄も往生すと信じて無間に修すべしとも、又一念十念迄に往生すると云ふ念佛の法門に逢ながら、進んで勤むまじき理りなしとも、又安心をば極めて和かにたて、起行はいかほども剛く勵め等と、仰せられたるをば信受せず、懈倦するや快し等と云ふは何事ぞや、是皆正因圓滿と云ふ痼病より發する所の僻案なり、然るを末徒等自力他力の名目を借りて、この破綻を補はんとす、是則ち佛の附佛法の外道と誡め給へるに當る、可憐。

問云、前に彼れが二流の立破は損ありて益なしと云ふ故、さらば破邪顯正はすまじきことにやとの玉へるを、問ひは我慢の誣語と云ひ、答には大閻中に火繩を振りて用を辨ずるが如きの愚言なりと、云ふは如何。

答云、正義の上にて義理左右するをさへ辨ずることあり、況や邪正の分別ゆるかせにして可ならんや、佛既に鶴林の夕にも見レ壞二正法一者、當不二阿責一、當可レ知、是人佛法中怨、非二我弟子一、と嚴誡を遺し給へり、故に二祖佛勅に順じて、邪義を排ひ玉ふ其傳書によりて、老師亦受者に授けて正義を決信せしめ玉ふ、是に何の不審きことかある、爾るを鄙諺に盜賊たけ〳〵しと云ふ如く、唯わけもなく誣語なり愚言なりと、罵るは憐むべし、當來阿鼻の業因なるをや、又上にも數々いへるが、爰にも又聖道を捨てゝ淨土に歸し、自力を捨てゝ他力を仰ぐ程のことは愚夫愚婦も是を知る、爾るを事々しく云ひ立てゝ、鎭西流ならでは正義を知らずなど云ふ、これぞ却て仔細なき所に仔細をつける不當者にて、獅子身中の蟲と云ふべし等と云へり、嗚呼怪哉眞愚、兩祖大師の別開し玉ふ淨土門に、捨聖歸淨し自力を捨てゝ他力を仰ぎ、三心具足念佛する外に、何の求むる所ありや、經論疏鈔の充棟汗牛なるは、皆此趣に歸せしめん爲の設けなり、此大道理をば夢にも知らず、猥りに邪謗の大言を吐くは何事ぞや、今我正流の兩祖大師に信順し、彼が邪立の違背する義趣を示さば、導師の曰、佛密意弘深、敎門難レ曉、三賢十聖、弗二測所一レ闚、況我信外輕毛、敢知旨趣、仰惟釋迦、此方發遣、彌陀彼國來迎、彼喚此遣、豈容レ不レ去也、已上大師の曰、我は烏帽子も著ざる法然房なり、黑白をも知らぬ童子の如く、是非をも知らざる無智の者なり、唯念佛往生を仰で信ず、釋迦は念佛して往生せよと勸め給ひ、彌陀は念佛せよ來迎せんと仰せられたり、此一事を信じて餘のことを知らずと、已上二祖の曰、我等は法然上人を信じ奉り、法

然上人は善導を信じ奉り、善導は釋迦彌陀を信じ奉り給ふなりと、正義の相傳斯の如し、彼が所立は是に反して、捨聖歸淨念佛して往生する位のとは、愚夫愚婦も是を知ると、至て淺近に云ひ貶し、天台の法門を以て、淨土門を解するを高上なりと邪解す、是れ一向に兩大師の別開し玉へる、淨土門の根基を知らざればなり、根基とは何ぞや、謂く三學均等なる上代上根上智なれば、聖道自力の法門に依て修行成就難からざれども、三學無分の末世の凡夫は、自力修行の機に非ざれば、他力念佛往生の本願を建玉へり、元より往益は、十方衆生と誓ひて三根に通ずれども、大悲の目的は愚惡の下機を救濟するにあり、故に行は十念一念迄と誓ひ玉ひ乍ら、安心を難解難入と誓ひ給はんや、されば彼れが天台の難解難入の法門に混じて高上なりと募るは、彌陀大悲別發の本願を破るなり、既に本願を破れば本師の經說を破り、一切諸佛の證舌を壞亂し、兩大師の別開し給ふ淨宗を毀滅するなり、豈に恐るべき局りに非ずや、邪黨此謗を

遁れんとて例の遁辭を構へ、愚昧下機の輩の厭欣念佛にて往生せずとは云はず、今は立る所の甚深なる法門を、解了する本意に就て云ふと云はゞ、是則ち淨土の法門は本爲聖人兼爲凡夫と云ふになれば、忽ち三佛の敎意願に背く、さらば彼が所立は邪立邪義に非ずして何ぞや、可憐。

問云、彼が云ふ二尊二敎と云ひ、一敎と云ふ義趣云何。

答云、彼が云ふ所の二尊二敎と云ふはもとより、二尊一敎と云ふも、正義に異なれり、先正義に要門と云ふは、定善も散善も念佛も、往生すべき修行は皆要門にて、釋迦此方發遣と釋し玉へる此義なり、弘願と云ふは、大願大業大力を成じて往生遂げしめ玉ふを云ふ、彌陀彼國來迎と釋し給へる此義なり、是を二尊一敎の正義正流の正傳と云ふなり、爾るに彼れは定善散善は釋迦敎、弘願は念佛と立れば、二尊二敎なること論を待たず、而して後にはまた二尊一敎と云ふは、釋迦敎の定散二善は彌陀敎の弘願に歸入せしむる爲の設けなりと云ふて、願も非願も定善も散善も、區別を泯し混淆するの臆談なれば、二尊二敎と云ふも邪なり、二尊一敎と云ふも邪なり、一切正體あることなし可憐、又淨土を事相の法門と執して、理を忘れば一乘と名くべからず等と云ふ、怪哉邪黨、事の法門は一乘に非ずと思へるや、是則ち理性天台の古衣殘飯を乞ひて、妙服妙味の思ひをなし、兩大師の本家に錦衣玉食あるを知らざる故なり、夫れ一乘の名目に理に就て云ふもあり、事に就て云ふもあり、因に就き果に就く等種々差別あれども、畢竟じて云ふに、聖道門の一乘は因に依て名を立つ、是れ自力修行の敎なればなり、淨土門の一乘は果に就て名を立つ、曩く經には究竟一乘至于彼岸と說き、龍樹大士は一乘淸淨無量壽世界と讃じ、天親菩薩は大乘善根界等無畏緣名と判じ、今家大師は頓敎一乘海と釋し給へり、如此聖淨同く一乘の名目あれども、聖道の一乘は解會の一乘にして至て證悟し難き故、卽身成佛する人、取證如反掌の益を得たる人を見聞せず、近くは山公の兩祖を捨てゝ、

歸依渴仰せらるゝ天台大師すら、臨終に法華經を頂戴して、此經の義理深遠にして難解難入なれば、當來を期すとて閣き、而して觀無量壽經を頂戴して、四十八願莊嚴淨土、華池樓閣易往無人と唱へ、念佛して往生を遂げ給へりと、凡そ聖道諸宗の中に、智道兼備なる天台大師に双ぶ人あらんや、是を以て聖道の一乘の有名無實を知るべし、然るに淨土の一乘に往生を得る人は、十百卽生有名有實、然るに邪黨、時機相應大利無窮の一乘を捨てゝ、時機不應無利無益の一乘に歸する故、先きに老師の此誤りを、名將の大軍を捨てゝ愚將の小軍へ降參するが如しと、譬へ玉へること的當なるに非ずや、可憐。

問云、註記の自序に曼陀羅とあるを、止觀と云はれたりとて、種々鄙猥の謗言をなすは云何。

答云、是は前書に或人の云とて、義山師の隨聞記を引れたれば、老師の失にはあらず、さらば義山師の失なりやと云に、是は暗記の失とて古今の著書には多きことなり、爾るに眞愚、愚昧にして些少の書を著はせしことなきはもとより、書を見るの筋道をさへ知らず、其所以は、學匠の著述には殊に此暗記の失は多きものなれども、其義理をさへ違へざれば强て是を失とはせざるなり、さるを今失とするに足らざる暗記の失をば、大失の如く謗言をなし、自は義理に暗きの大失を生ず、其大失とは謂く彼れ今註記の自序の文を引て云、念佛の法門に不審ありと雖、上人の滅後に決すべき聖人なし、此變相を拜することを得て、先師上人に遇ふが如く、高祖和尙に謁するが如し、淨土一宗の釋義の不審悉く晴れ、世間出世間の作法彌覺ゆとある等といへばなり、既に山公念佛の法門に不審ありと云はるれば、淨土の法門の手に入らず不安心なりしことは、他の推言には非ず自の實言なり、爾るを眞愚、失にもあらざる書名暗記の失を、大失のごとく云はんとて、山公の自ら淨土の法門に暗きと、白狀せられたる耻を世に披露し、又自の愚中の眞愚なることを顯すなり、又今引く山公の自言の內に、實と不實との二義を含

めり、其肯ふべき實言は、淨土の法門に不審の義ありと云はれたるは、甚だ信ずべきの實言なり、又肯はれざる不實の言とは、大師に隨侍二十三年の習學に、猶ほ淨土の法門に不審ありと云ふ鈍漢のもの、いはぬ曼陀羅を拜して淨土門の不審のみ歟、世間出世の作法彌覺ㇾ之等と云はれたる、誰の凝人歟これを肯はん、祖師と仰ぐ山公、既に如ㇾ此前後不應の慢言を云はるゝ故、末徒皆此相傳を得て、猥りに邪慢の妄言を吐く、可ㇾ歎。

問云、凝然師は西山の圓三疑等とは、云何なることぞや。

答云、凝然師源流章著述の時、彼徒存分に潤色のことを賴みて、賄賂せしことありや知ぬらん、祖師と仰ぐ人流刑を遁れん爲に、山門に賄賂せられたる例もあればなり、されども凝然師は賄賂を受くる人に非ず、山公選擇集勸文の役たり、深く彼義に達すなどあるは、山公の傳世の口實などに隨ふて記されたり、是は傳記を集述するの習ひなり、されども山公の傳文の長きは、天台の所立を顯遠上人に學び、兩祖になき法門を憶談せらるゝ故に長し、二祖の傳記の短きは、全分兩祖に依順し、毫も新奇の臆談なき故に短きと、何の爭ふ所あらん、此長短に依て自ら兩大師に順と不順と、顯に褒貶の言ばを用ひずして自然に顯す、是れ至て史才に富たる者に非れば能はざることなり、爾るを遁辭の浮言のと謗言をなす世人は、皆彼徒の如く愚蒙と思へるにや、可ㇾ歎。

問云、山公を捨淨取畺との玉ふを、辭せんとするは云何。

答云、前昔に老師の一向才智なき者は、遁辭もなし得る者にあらず、遁辭もなし等と、隨他の與釋をなし給へるに眩きしにや、始終遁辭のみをなす、爾るに古來の遁辭は、我罪を覆ひかくさん爲にこそなすことなるに、眞愚は是に異にして、我から遁辭の遁辭たることを顯はす、新建遁辭を開祖にこそ、所以者何となれば、既に我祖天台を以て勝とし、淨土を以て劣とすることなしと云ふ證に、一代は皆化前の法門なればなりと云ふ、此一

代化前の所判は、天台にありや淨土にありや、導祖は種々法門皆解脫、無ㇾ過三念佛往二西方一と釋し給ひ、大師は三世諸佛化導、必儲二聖道淨土二門一、二種勝法共、爲ㇾ令ㇾ入二無想無念一理一、所入理難ㇾ同、能入之門、有二自力他力別一、以二自力一爲ㇾ劣、以二他力一爲ㇾ勝等との玉へり、見つべし、兩祖大師は聖淨二種同く眞實とし、捨聖歸淨は得益の勝劣に依て成じ給ふことを、而して山公の一代化前の分別は、天台の所立に依準するに非ずや、劣ると見ずんば何ぞ兩祖に背かん、勝ると見ずんば何ぞ天台に依準せんとならば、遁辭しやうもあるべきに、一代化前をもてするは、是れ所謂我母は石女なりの類にて、實に眞愚は新建遁辭の開祖なる哉、可憐。

問云、三心不退は法に約し、機に約すると云を破し、法は死物、機は活物等の破を、拒まんとするは云何。

答云、彼文盲にして機法死活の義趣をさへ知らず、聖道淨土、自力他力、難成易成の差別こそあれ、事理、漸頓の法門、如說にさへ修行すれば成就せずと云ふことなし、法は本より死物なれば退不退あることなし、成就不成就、退不退は機に就て云ふことは、我正流にては驅烏も猶是を知る、爾るを祖と仰るゝ者も是を知らず、其流れを汲と云ふ者も亦是を知らず、實に怪むべし、而して法に就て不退と云ふ證に、導祖の共發金剛志の御釋を引く、汝知らずや此は是れ機に厭欣を勸め玉ふ御釋にして、三心不退の義には沒交涉、又機の相を省れば少分退なきに非れども、一度發したる三心不退なる故に、遂には往生の期あり等と云ふ、此意は順後生々を經て往生するも、一度したる三心の益にて往生すと云ふの義と見へたり、あゝ頑愚なる哉、夫順後往生の義は、四十八願中第二十係念定生の願益なり、而して此益に預かるは退者のみにはあらず、未具にも通ず、若彼が云ふ如く順後生の往生、退前に發せし三心の益に依ると云はゝ、未具者はいかん、畢竟じて云ふに、退者も係念も宿善にて往生するには非ず、退心係念は、唯係念

定生の願に乘ずべき因となるなり、此願に乘ずれば三心を發して往生法を修する故、其次の生には必往生を遂るなり、邪黨かゝる法門の旨趣、願々の司どる區別をも知らず、殊に又可ゝ笑は、終りに細書して西山流にて法と云ふは、領解の心をさすなりと云ふ、領解の心は機にこそあれ、何ぞ是を法と云はんや、されば機法の差別さへ知らざる者の、法門沙汰に及ばんとするは、倒見とや云はん邪見とや云はん、淺間しき狼狽さまにこそ、可憐。

問云、三心諸行に通不を云ふ義趣云何。

答云、彼が三心諸行に通ずると云ふは、兩大師の經說に就て諸行の當體、三心具足だにすれば往生すと立給ふ義には、一向異なるの邪解なり、其所以は觀門に依て欣慕の心たてば則三心を發得す、是より後は諸行皆三心に任持せらるゝに依て、諸行皆念佛となる故に一類往生と云ふ、三心發得せざる機のつとむる諸行、何ぞ別願所成の淨土に往生することを得ん、故に諸行不生と立るが邪立の大意なり、是則ち兩大師の御所立に背き、天台開會の法門に依準して立たるものにて、聖淨混亂の大失を生ずるなり、されば凝然大德も謹空、謗二日野願蓮上人一專弘二淨敎一、と云はれたるも此意を含めり、因に云ふ、有人の云く西谷派より深草派を押下すやうにいへども、同じ邪立にても新記と楷定記を對待すれば、楷定記の勝るゝこと遥しと云ふ、又一人の云く、大途は公の云ふ如くなれども、中に於て一つ新記の楷定記に勝れたることあり、既に貞準は天台依準をつゝますして開會の名目を用ひ、願意は邪僞にして開會と云ふべきを任持と名目を代へたり、此邪毒の淺深を論せば、西谷深草に勝るゝこと萬々とて、呵々大笑せり、可憐。

問云、定散二善を皆惡機と云ふは云何。

答云、佛說祖釋に隨はゞ定は上機、散は下機なり、故に答請の十三定善にては、機を擇すること盡ざる故、散動の下機の爲に、三福九品の散善を說き給へるが佛說なり、此義を解釋し玉へるが兩祖大師の釋文なり、爾るに邪黨、諸行不生惡佛一類往生の邪見より、定機も下機と云はざれば邪立成せ

ざる故に、斯く墮無間の謗法をなす、此下に喋々たる囈語、從來の敎論に照せば明了なる故、再辨を費さず、中に於て何も角も機に就て沙汰する故、念々不捨の文を扱ひ兼て難澁する等と邪言す、何の難澁することあらん、夫れ佛法に聖淨二門、自他難易の差別はあれども、修行の本意は精進を貴びて懈怠を誡めざるはなし、さればとて下機を目的とする大悲本願に、寢食の間も怠らざれと云ふ義趣あらんや、さるから願文には、乃至十念と誓ひ給へり、され共又此大悲に驕りて怠るも、又快しなど云ふ邪見に落入らず、成丈け進んで勤めんと勸ゆるが、行者の用心なり、此義を導師は念々不捨者と釋し給ふ、故に正流には是を念々不捨は本意につくと解了するなり、爾るに彼徒は此正義相傳を知らざる故、自力性宗の天台に習ひ、當流には念々不捨者を、安心諦得の心に付けて語る故、たとひ口號に間斷あるも、念々不捨の義を成ずると云ふ、若し爾らば、なぞ釋文には一心專念彌陀名號と釋し給へるや、念字は本より心念口稱に通ずれども、今は則ち聲の義にして、一心に專ら彌陀の名號を稱すると云ふ義なり、夫此文は垂迹の導師、本地佛願の徹底を盡し玉へる故、大師則ち導師の御素意に悟入し、淨土の眞門を別開し給ふ、根基の御釋文なるに、邪黨一向釋意に通せず、既に基本亂れたり、枝末百千の法文邪解邪推なること論を待たず、又佛心卽三心、三心卽佛心とは何事ぞや、三心若佛心ならば、願文には十方衆生、至心信樂欲生我國と願し、觀經には若有衆生願生彼國者發三種心と、能別の言を置給へるや、今我邪黨に問ふ、彌陀の異號多き中に、衆生佛と云ふ號ありや、能別所別の義趣をさへ知らずして、佛法を論せんとする、水練なくして河海を渡らんとするに異ならず、慎めや愚黨嗚呼可憐。

問云、執文者流と云ふ義趣云何。

答云、淨敎を扱ふに一往再往の二義ありと云ふ、二義共に邪立なり、其所以は一往の義に云、三學無分を目的に說き給ふ敎なれば、文の儘に義を取

て淺く扱ふが淨土の宗意なり、彼流にも知る所、當流にも存する所と云ふ、さらばなぞ入組たる僻案を捨て宗意を守らざる、知りつゝ守らざるが、兩祖の所立を淺短と侮ぢる故なり、邪立に非ずして何ぞや、又再往是を云はゞと云ふ已下の大意を云ふに、導師依文玄義の二重を立給ふに、依文は淺略、玄義は深義等と云ふ、若し依文は淺略、玄義は深義と云はゞ、此玄義は他經の玄義にして、觀經の玄義には非ざるべし、夫れ玄義と文句の差別を云はゞ、依文釋義は文々句々を追ふて解釋を盡とする故、玄義は其文中の幽遠の深義を統べ括りて明す、是に依りて文々句々の幽遠なる義會得し易し、即ち依文釋義の前に玄義あるは此故なり、されば玄義の深義は文句の深義なり、文句の深すが玄義の深義なれば、玄義と文句は一具にして勝劣あるものには非ざるなり、爾るを淺深ありと云ふ、是亦邪義に非ずして何ぞや、又中に於ても化前序の法門等は、依文中の玄義の法門にて、佛及び二乘をも今經の發起に收め、一代八萬の聖教迄が今經の發起となるなりと、種々無窮の惑說をなす、夫れ觀經の化前序は、如來今經を說き給ふ已前に、四義の次第あり、一には化前の時を明し、二には化主を標し、三には遊化の處を明し、四には徒衆を明すのみにて、何も入組たる義趣あることなし、爾るに邪黨化前の言あるによりて、法華の前四味は法華の方便、一代の諸經は今經の序文なりと云を羨み、四底方蓋聖淨混亂の惑說をなすのみ歟、是を導祖甚深御相傳の趣と僞言をなして、人を邪穴に落入しむ、實に附佛法の外道にこそ、可憐。

問云、願行と云に二義ありと云ふ義趣云何。

答云、彼願行と云ふに二義を立つ、謂く一に安心證道、二に起行策勵、其安心證道の邊は、願も行も皆佛邊の成就と談じて、機の功を遮するを詮とする故に、三心も卽佛心と云ふ等と立つ、是れ至て邪立なり、若し願も行も佛にありて往生することならば、衆生界は盡く果つべし、さらばなぞ邪見の汝等生死を出ざるや、終窮無極の邪立なる哉、

又三心を佛心なりと云ふ邪語は、既に上に辨じたれば煩しく云はず、傳へ聞く善信房綽空が立し一念の邪義は、初め小坂の證空に依り、又成覺房幸西に從ひて聞ける趣を、和融して立たりと實に爾るべし、彼が三心を佛心なりと云ふも、今云ふ西山の相傳、又一念歸命の直下に、卽便往生彌陀同體の悟を開くなど云ふも、今云ふ、我身は穢土の無量壽佛の南無阿彌陀ほとけの御名と、思ひしに唱ふる人の姿なりけり、睡りて一夜を明すも報佛酬因の槪、覺めて一日を暮すも弘願內證の內なりなど云ふ、大毒水を呑みて發する所の醉邪語と見へたり、嗚呼此師ありて此資あり、師資相倚て、上は佛願を滅し、中は佛說祖釋を破り、下は衆生を奈落に誘引す、實に怖るべき邪相承なる哉、次に起行策勵と云ふは、御傳語燈錄等に出づる心存口稱、五祖同轍淺略の重と云ふ是なり、而るに此起行策勵の下と、先きの證道の下との勝劣を判じて、心行策勵の位は不可說不可思議の法門なれば、淺きに似て却て深し、先きの證道の法門は可說可思議の法門なれば、深きに似て却て淺しと云ふ、此淺深を云ふ語勢は、大師の御法語に、淨土宗安心起行のこと樣なきを樣とし、義なきを義とし淺きは深きなりとも示し、又大原の論場にして、使二人欣慕二法門一、且雖レ似二淺近一自然悟道密意、極是深奧也、と仰られたるなどを模すると見へたり、牽强附會も程のあるものなり、先づ彼が今云ふ證道は可思議の劣法、厭欣念佛は不可思議の勝法とは何ごとぞや、是れ些少も佛理を知る者の云ことに非ず、其所以は證道は、言思路絕不可思議、眞諦門の深法、厭欣念佛は取捨分別の俗諦門、されば眞諦は劣りて俗諦は勝ると云ふ義趣、佛法中に有べきや、若し爾らば、大師何ぞ淺きは深きなり等との玉へるやと云はゞ、大師の尊慮は取捨分別厭欣の法門は、淺近なれどもとあるが、俗諦門を淺法と云ふの義なり、されども佛願に乘じて往生すれば、不覺轉入眞如門と、造作を離れし自然の悟道、不レ識不レ知眞諦門の底に到ると、他力不共の超勝を募り給へるなり、斯る深義の御成立を邪立の樣せ

んとするは何事ぞや、又兩大師の正宗は起行策勵を本とし給ふと云ふ、起行策勵は用心門なり、正宗の本と云ふは願行具足なり、安心門と用心門の差別も知らず、又厭欣念佛を正義と云へば、常に慕る開會證道など云ふは、傍義不正義なりと云ふことは、知れりと見ゆるに、なぞ此正義の御所立をば、五祖同轍の淺略と下して、開會證道を甚深の所立と慕るや、本より此所立邪義なることは論を待たざれども、まだしも吾祖は甚深の所立を取て、五祖同轍の淺略をば取らずと云はゞ、せめては邪立筋なりとも立べきに、今は又我國師も此旨を存して讀誦稱名怠り給はずと云ふ、前に劣るが後には勝れ、上に捨るを下には取る、實に哀れなる狠狽さまにこそ、是をも猶ほ佛法と思ふにや、可憐。

問云、有願無行も無願有行も、我義に非ずと陳するは云何。

答云、兩義共に西山義なることは、前書に辨じ給ふが如し、されども是れまだ與釋の分にて佛法の香もすれば、喜んで肯ふべきことなるに、强て遁辭をなさんとす、されば我今奪義爲正の鐵槌をあたへん、扨して云へば、彼流は佛法外の無願無行なり、所以は安心證得すれば、即便往生穢土の佛と云ふにて、願生の心を奪ふ故に無願なり、又安心證得すれば、萬行悉く成滿すれば作意を用ひず、睡りて一夜を明すも等しと云ふ如きは、無行に非ずや、如此佛法の名目を以て、無願無行の邪穴に陷らしむ、いかにも附佛法の外道なるをや、可憐。

問云、行觀弘三門の義趣云何。

答云、二祖御在世の時、彼黨にて行觀弘の三門を(行門は散善、觀門は定善、弘願門は念佛也)立て、行門觀門の人は往生せず、弘願門を知らざるが故に等と、勸進せしことありし故、破斥し給へるなり、其旨藤田の耳心の口決にも見へたり、されば老師は傳書に依て辨じ給へり、何ぞ推量の誑說と謗言をなすや、又眞愚此下にて前六自力、後七他力と云ふを、前六依報、後七正報と云ふことは聞たれども、前六自力、後七他力と云ふことは夢にも聞かぬ、譫語なりと云ふ、爾るに彼流十六觀門を三分とし、初め韋提の能請より第六寶樓觀に至るを自力觀とし、第七華座觀より第十二普觀迄を釋迦佛力觀とし、第十三雜想觀より第十六下輩觀迄を彌陀願力觀とすること、派々左右あれども、此配當に於ては差別あるを見ず、爾るを眞愚病犬、唯我慢我情の毒熱に燕されて、是も非も論なく滅多無性に惡言のみを吐く哀むべし、又導師、觀は照なりと釋し玉へるは、息慮凝心の觀念の用を明し玉ふなるを、此照は觀念の義には非ず、依正二報は念佛衆生攝取不捨の外なしと、識知領納するの分際なりと邪解す、唯思ひやる分にて觀念の義に非ずば、導祖何ぞ宗躰を明して、觀佛三昧爲宗、念佛三昧爲宗と兩三昧なりと立給ふや、又今經は諸經に異にして、散善迄に觀をわたして十六觀經と云ふなりと云ふ、爾るに兩祖の所立は、十三は答請の定善、九品は自開の散善なり、さらば經の三輩に觀名あるはいかにと云ふに、祖師の云、此觀經者、但因二答請一開二散善一故、相二從定觀一後之三輩、立二觀名一也とありて、觀とありても觀念には非ず、而るに邪黨此相從得名の義は知らずして、散善迄に觀をわたす等と謗語を吐く、此邪解邪立 兩祖大師に違敗することは論を待たざれども、せめては諸師の十六觀と釋せられたるに、相似すと云はゞまだしも、佛法の香もすべけれども、夫れにさへ叶はず、其所以は諸師は十三は本とより觀念、九品の散善をば觀境とせらるゝ故に、十六皆觀と云はるゝにも、分に其理りもあれども、彼黨は定善をも觀念には非ず、識知領納の分と云ふ、三輩觀も觀境と云はず、思想を發さしむるの方便と云へば、諸師の義にも背けり、爾れば汝が云ふ所は、兩祖の正義には本とより背き、諸師の傍義にも亦叶はざれば、畢竟邪義と名くるの外あることなし、又貞極上人の西山蟹、不識不知墨道自力の穴へ這ひ込と云はれたるは、至ての與釋なれば、彼徒は歡喜すべきことなるに、却て謗言を吐くは何ごとぞや、さらば我今奪義爲正の這ひ込む場所を示さん、謂く彼蟹黨、既に淨土の穴をば

這ひ出でつゝ、若し聖道の穴へ這ひ込まずば、何れの所へ這ひ込むぞと云はゞ、蟹に緣あることなれば、熱湯の中へ這ひ込みて、七顚八倒するなるべし、可憐。

問云、萬德所歸の名號を袋名號と云は如何。

答云、此下最も大邪見の底を盡して、附佛法外道の正體を顯せり、其所以は萬德所歸の名號を、袋名號と異名を立てゝ、是れ五祖同轍淺略の重の念佛なりと、邪言を吐き而して自の邪立を證せんとて、導師の二釋を引き、初めに定善義の定散文中、唯標專念、名號得生の文を引て、定散萬善の力用を借らず、諸善萬行は唯能標と成て、所標大悲極妙の名號得生を顯すなり等と云ふ、此邪意は、今經所說の定散二善は行業を說くには非ず、大悲名號に歸入せしむるの方便說なりと云ふ義なり、此導師の釋文の本義は、觀經に兩三昧を宗とし給ふ中、念佛三昧の勝益を讚して、自餘衆行、雖レ名二是善一、若比二念佛一、全非二比校一と釋して、其證に大經二の念佛を本願とし給ふ義を擧げ、次に彌陀經の一

日七日の念佛と、諸佛の舌證を擧げ、後に觀經を引て證し玉ふが、今の文なり、定散文中唯標等とは定善十三の中、第九眞身觀には諸行の者は心光攝念に與らざるに、念佛の行者は照益に與るの義、散善九品の下品の三生は、十惡破戒は本より決墮無間の五逆迄も、十聲一聲一念に皆順次報土往生を遂る、是れ餘行になきの勝益を擧て、唯標專念名號得生と釋し給へるなり、斯く餘行になき勝益の念佛のみにあるは、何故ぞ、名號の中に萬善萬德攝在すればなり、故に大師大原の論場にて、萬善妙體卽二名號六字一、恆沙功德備二口稱一行一、と擧揚し給へり、爾るを邪義黨、萬善萬行は能標、所標は大悲極妙の念佛、是を萬德所歸の袋名號に比すれば、一位立出たる超勝獨妙の念佛、是れ高祖別立の稱名なり等と云て、導師を邪黨に引んとす、實に憎むべき邪構の最上、附佛法外道の魁首なるをや、可憐。

問云、山公流刑を遁れん爲に、山門に賂せられし事を否むは云何。

答云、是は好事不當の者の僞言なり、今にも此人あらば逆磔にすべしなどゝ、亂心者の暴れ回る如き勢ひをなすも、十卷傳に祖失を擧げられたるを云ひくろめん爲の邪謀と見へたり、同く祖師失德の破綻を繕ふにも、是湛が如きはまだしも、夫れすら遁辭なれば他は許さず、又予先に眞愚が、白木念佛のことを書せし小冊を見たるに、六十卷開板ありしは年月は覺へざれ共、山公老年の後といへり、今は又た六十卷開板の中に此大變起れりと云ふ、斯く度々に年代の相違するにても、遁辭なること明かなり、又別して可笑は山師の左遷なきを咎めば、鎭西の左遷なきは云何に、是は名も知れぬ故歟、僥倖歟、たとひ西海にありとも我と名乘出て、流罪死刑にも行ひ給へと云はざる等、例の風犬の醜態を發す、あゝ是何と云ふことぞや、夫我二祖は大師の正義傳持の仁、一聞千悟の法器なれば、辨阿は予が若くなれるなりと、稱嘆なし給ふ程のことなる故、建久八年の春大師の座下に來り給ひしに、翌年秋はや大師の嚴命を受て豫州に下向、念佛を弘通し給ひ、其後亦六ケ年大師座下に隨侍し、寸陰を惜みて宗教を研覈し、深奧を極ること水を器に瀉すが如く、終に元久元年八月上旬吉水の禪室を辭し、鎭西の舊里に歸り、淨土一宗を興するに利益四遠に遍ねしと、勅修の附傳に載せられたり、此中に舊里に歸り玉ふは、大師の嚴命とは記されねども、已往豫州に下り給ひしさへ嚴命なれば、是亦嚴命なることは論を待たず、既に大師嫡附の正統を繼ぎ、宗の正義を末代に弘通せよとある、師命を受け給へる二祖の、何の故に師命を背き、職任をすてゝ自ら訴へ出給ふべきぞや、かゝる邪言を吐きて、自祖が狹間くゝりの恥を云ひくろめんとする、淺間數醜態に非ずや、又此下にて我老師の已往流刑にあひ給ひしを、存分謗言なし度思へども、其餘波大師に及ばんことを恐るゝ故歟、僅に其端を開くのみにして擧り、存分に放言せざれば腹ふくるらんと思ひこそやられ、さて老師の此流刑の難にあひ給ひしは、今よりは早や十三年の已前なれば、公等は未だ幼年

にもあり、又其後に剃髪せしもあれば、今事の序に其大概を語りきこゑん、老師從來、故光譽尊師の敎示を守り、專修念佛勤進に一念の邪義をはらひ、新薦念佛等をゑらび給ふに、正義に歸する者漸々に多くなりしかば、一念義徒は元より宗門の中にも、心行不定の勧めをなすの黨類ありて、唯他宗他法を誹謗せらるゝと譏する故、佛法は元より國禁の御制禁にも、自を讃し他を謗り評論に及ぶ者は、遠流擯拂に處すべしとある故、三人告て市中に虎をあらせ、衆口金を鑠とやらんにて、御聞込の筋ありとて竟に流刑にあひ給へり、弟子及歸依の道俗の歎きは大方ならざりしに、老師是を諫めて本願念佛の行者は、心光攝取の護念にあづかれば、横難横死あることなし、されば譏者いか程ありとも、予に宿業なくば豈此難に遇はんや、必他を恨ることなかるべし、又故尊師の遺命にも、今世幾許もなき濟化に心を用ひ、自行を疎にせんより、順次上品に往生し十方を濟度せんと、心行を策勵せよとありしに、今此難に遇ふ故他請を辭するに及ばず、自行を進むに便りあれば、譏者は却て我善知識と云べしとて、難後は更に譏者業滅の囘願をなし給へり、公等苦界の世を經れば不可意の境に遇ふときは、必ず此老師の仇に報ふに恩を以てするの心操に習ひて、瞋恨の念を發すこと勿れ、又老師の此破邪顯正に依り留難にあひ給へばとて、怖畏心を生じて說くべき正義を說かず、破すべき邪義をも擇ばずば、佛法中の人に非ず、說くべき正義を說き破すべき邪義を破したるが、罪とて受くることならば、云何なる罪科をも甘んじて受くべし、さればこそ大師御左遷の時、流刑はれろかたとひ斬罪にあふとても、一向專念の義云はずんばあるべからずと、仰られたるに知るべし、古人の松柏は年の寒きにあらはれ、忠臣は國の危きにあらはるゝと云へる如く、世法佛法共其志の強弱は、常には知れがたけれども、難事に臨めばあらはるゝなり、世法にて云はゞ、往時板倉周防守京兆の尹たりし頃、其弟内膳正貴利支丹一揆の討手に向ひ、討死せられしを告げ來りし時、予が

家、數代忠義を存し戰場にむかへども、いつも勝利を得れば忠情も顯はれざりしに、今度舍弟が討死によりて、死生に就て忠義を全くすることを顯はせりと、悦れたりと、是れ難事にあひて、心の動せざる大丈夫を見るべし、佛法にて云へば、唐土三武廢敎の時に、衆多の高僧皆身命を惜まず、帝者に抗する等は更にしも云はず、唐の世の太宗祖宗なるを以て、道前佛後の班位を勅せられしに、法師智賢、固執して詔を奉せず、帝震怒して之を杖ち、其服を民にして千里の外に流す、此時人皆進退を量らずと謗る、智賢の曰、吾固とより己行の詔の還るべからざることを知れども、强て爭ふことは後世大唐に僧あることを知らしめん爲なりと、聞く者皆嘆惜せりと、佛の言はく、不惜身命、但惜無上道、と此期心なき者を佛弟子と名くることを得んや、公等心を斯に止めよ。

因に云、前に眞愚が云く、去年酉谷寺より歸錫のことを、世人評して西圓寺隱居、三蓮寺主に難破せられて、云ひ譯なければ夜拔して歸られしと云ふ、是れ兼て誹謗せられし現罰なりと云ふ、老師は佛者なり、何の故に墮無間業の誹謗をなし給はんや、又破邪顯正は佛弟子の職任、何ぞ佛祖の遺誡を忘れて、尸位素餐の責を負ひ給はんや、世敎にすら善人には好せられ、不善人には惡まれよと、老師は殊に佛菩薩諸天善神に好せられんことのみを欲して、邪穴に陷る世人に惡まれんを何ぞ心とし玉はん、されども此事世俗の浮評ならば、さもあらばあれ、若し眞愚が胸中の世人ならば、身苦無間の阿鼻の苦報遠からじ、可憐。

問云、傳書を破滅云々のこと、又西鎭二祖を對揚の事等、前辨に照らせば分明なる故、閣きて問はず、其次一念義破不破の義趣云何。

答云、此下の畢竟は老師を單破と貶し、己を破不破自在と云にあり、嗚呼誑惑なる哉、眞愚が單不破なることは、西光寺住職中の說法を聞たる人の話の如し、既に破すべきを破さゝるは、單不破ならずして何ぞや、夫安心の正不は、生死の出不出往生の得不得、苦樂浮沈の一大事なるに、邪義邪

立に諂ひ阿ねるは、有所得邪命說法なるに爭ひなし、又老師の一念義單破なるは、彼が所立は千は千、萬は萬、一つとして正義に害をなさゝることなければ、此害を拂ふ爲なり、さらば又西山流も、兩祖意外の邪立なれば單破なるべきに、爾らざるは云何にと云はゞ、此事委く前書に辨あれば見るべし。

因に問云、眞愚前に云く法論無益とならば、巳前中野玄藏に對して、一念義の邪を辨せられたるやと云ふは云何。

答云、玄藏は在俗なり、何ぞ諸宗僧者の評論に同せんや、其上彼れは分に文才もあり、さゝさばさとさるべき人物なれば、彼一人を攝得する則は、彼に從ふて邪穴を出る者も多かるべしとて、淨業の間を偸みてさとし給ひしが、彼れ竟に至理に歸伏し、捨邪歸正せしかば、尼僧兩三輩を請じて、相共に七日別行勤ひること兩度、又諦忍律師の著述、大光普照集數部を道物とて施せしとなり、眞愚此事を云ひ出でゝ亦自ら耻を求む、其所以は識量こそ玄藏に劣るとも、玄藏は在俗なり、眞愚は僧者なり、在俗百人を化せんより、僧者一人を攝得するの利益廣大なれば、若眞愚を論して正義に歸すべき賴みあらば、濟化は佛弟子の職任なり、何ぞ勌勞を顧み玉はん、されども最初不應の文通せし故、四流の立破一準ならず各々自の所立に安ずるの外なしと示し玉ふに、此義を會得し得されば、學解もなく猶我情を募りて法論を企つれば、其無道心なることも顯露なれば、在俗玄藏をさへ捨玉はざるに、僧の眞愚に此論しを惜み玉ふは、畢竟無道心にて論して利益なきことを鑒識し玉へる故也、是れ愧べきの最に非ずや、又頃予が心友の上人云、前に西山流の一寺主と同席せしに、彼云西山流には解義法門の扱ひは天台依準、安心行義は鎭西依準と云へり、さらば彼流は附庸流と云ふべし、琉球の小國にして孤立することを得ず、唐土にも從ひ亦日本にも從ふに似たりとて笑はれたることあり、されば彼徒の從來西鎭二祖は、大師の下の兩傑と云ふも、あらはにこそ云はねども、

二祖を主として松の如く、山公を伴として藤の如くと思ふより、云ふことにて又た罪も淺かりしに、眞愚いらざる間人を入れて、西山邪義の簡びを聞くより、我執の毒熱頂上に登り、是も非も云はず風犬三昧に入り、上下顚倒前後不應の邪讒語をなし、大罪の底を窮む、可憐。

問云、石川禪門の語を僞言と云ふは云何。

答云、石川禪門は大師に常隨給仕して、三心の法門等能々領納せられたる故、善惠の胸臆の新談を肯はれざるは、當り前なり、而るに其所以も言はず、唯僞言論するに足らずと云ふは、論ずる詞なき故の遁辭なり、又問の詞に、西山國師正念往生はありまへと云ふに違ひて、至て心得難きこと故に、古來是を會通するに多解ある內、前書に三義を擧げ給へり、此外に予に一義の考へあり、謂く山公平生の所立を臨終に至りて、其非を知りて改悔し、兼ては五祖同轍の淺略と貶したる、心存口稱の正義に歸入せられたる、臨終同心の往生なるべし、若爾れば、彼末徒の祖師の改悔せられたる法を募るは、反吐を食ふの醜穢に似たり、可憐。

問云、白木念佛の法語は、三心不具なりと云ふを肯はざるは云何。

答云、此事は義山上人破釋、善美を盡す故に擧げ給へり、爾るに眞愚此誤りを塗飾せんとて、吾祖の法語は他力深重の大悲を示し給ふなり、自力己情の才覺は忙然として失したり、此機が一念十念してとあるからは、願心なきことはあらじと云ふ可笑、既に三業忙然と云ふが、何ぞ自力己情に局らん、願力も亦あることなし、若し願心あらば三業正證なき忙然には非ず、是れ火中に水なく水中に火なきが如し、實に斯く迄法門の筋道を知らざるは淺間敷ことにこそ、又予は大同の中に三心をこめたるを、小異細瑾の中に込たるは僻難なりと云へども、何ぞ正義と邪立との厭欣念佛は同じと云ふことを得ん、正義に云く厭欣は、八苦充滿の娑婆を厭ひて快樂無窮の極樂を欣ふ、彼が云く厭欣は、唯名目を云のみにして其實あることなし、所以者何となれば、開會すれば萬行皆念佛と云ふ

さらば娑婆即淨土、生佛不二、何ぞ事相の厭欣念佛と云ふに與らん、依て大同の中に摂せず、小異種々法門と云ふ中に入れて論じ給へるなるべし、されども是猶一往の義にして、再往云ふときは、既に法門の義立邪正反轉すれば、唯大異のみにして、小同の義もあることなし、されば眞愚も讃ずる如く、義山上人は大學匠にて、爾も護法扶宗の心も至て深重なる故に、彼れが黨にては俚諺に婆子の一本針とやらん云ふ如く、又たなく珍重する白木念佛の法語を、骨破微塵に碎破せられたるなり、可憐。

問云、山公十一面觀音の化現と云ふに就て、化身垂迹重々分別、明鏡に向ふが如く辨じ給へば、彼が通辭は重問を待ずして了々たり、但し中に於て山公三昧發得の義を云ふ、本據あることにや。

答云、眞愚論書の義趣を知らざる故、云ふ言毎に疵を顯す、其所以は山公發得と云ふこと、末徒の中に書きたるにはありもしぬべし、他書に此事あるを見ず、論書に於て行實碑銘等を證據にあぐるは、立量の法門を知らず、鄙諺に云ふ親族の證人にて他の肯ふことに非ず、かゝる義趣をさへ知らずして、他と論せんことを欲するは、駐者顚蛇に怖ずと云ふに同じ呵々、問て云く、論書に行實等を引かずとならば、前來二祖の德行を擧げ給ふも、御行實に出るに非ずや、答て云、是は皆勅修御傳の附傳、及び三部の假名鈔等の他書に出たるを擧て、二祖の別傳によるには非ず、同じく傳記と云へども、勅修の附傳は私書に非ずして天下の公談なれば、引證するに失なきこと可ㇾ知。

問云、十一面觀音と云ふを、淨土の法數に配當するは云何。

答云、十一面の形量一寸八分は誤り、一寸六分を正とす等と、二分の出入を論ずること、行錢家の利分を爭ふに異ならず、絶倒に堪たり、一寸六分は十六、十六は觀經十六觀の表示とは、こはいかなる讃語ぞや、夫れ觀音と云ふは總名にて、正觀音あり十一面あり、千手、如意輪、馬頭、准泥等

の別名あることは、其利益の掌る所各々差別あればなり、爾るに十一面觀音は極樂の脇士に非ず、來迎の蓮臺をも捧げ給はざれば今經に沒交涉、又觀音の觀字は觀經の觀なりとは何事ぞや、夫れ觀音の名字を解釋するに多義ある內、天台大師は能所圓融、有無兼暢、照二窮正性一、審二其本末一、故稱ㇾ觀と釋し、玄奘三藏は觀ㇾ有不ㇾ住ㇾ有、觀ㇾ空不ㇾ住ㇾ空、稱ㇾ觀と釋して、皆是れ理觀の義なり、觀經は有相色相の事觀なれば、觀音の觀は觀經の觀なりとは、こはいかなる杜撰ぞや、又十一と十六との數を無理無體に牽强附會して、十一面の十一は十一門義を顯し、一寸六分の十六は十六章段を表すと云ふ、十一門義は九品往生を料簡し玉ふ妙判、十六章段は淨土宗門を建立し給ふ盡義の本書なればこそ貴けれ、十一十六の數に何の賞翫すべきことあらんや、されども我情を募りて貴しと云はゞ、我今眞愚に問はん、九十五種の外道を合して十一宗とす、是も貴きや、八寒八熱を合して十六大地獄と云ふ、是も亦好物なりや、實に眞愚は白痴漢

山公の本地左脇大士の垂迹と云はゞ勢至に双ぶべし、一尊なるあり三尊なるあり、彌陀一尊を立るは理智悲の三を一體に具し、三尊の時は三德を三尊に分つ、されば三尊や一尊、一尊や三尊、等しく專修念佛の本尊なればなり、彼十一面の如きは處別、時別、對機別、利益別、專修の法門に與らざるの み歟、安置すれば所歸をみだり、稱號すれば去行を障るなり、かゝる法門の筋道は知らず、勝の義はあるとも劣の義はあるべからずとは、何の譫語ぞや、而して應知と云ふは、從來我云ふ所は不學文盲無智無道心にして、佛法の至理は夢にも知らず、唯我慢我情のみを募る、邪見僧なることを知るべしと云ふことにや、可憐。

問云、正流は行にかたより、一向宗は信に偏り、西山流は信行兼直等と云ふは如何。

答云、是至ての邪分別なり、今正說を云はゞ、西山流は信に偏たより（冠して論ずれば、信に偏るとも云ひ難けれども、今は一往の所にて云ふ）隆寬律師は行に偏り、心行不偏佛願契當は我正宗にあり、西山の信に偏るとは、三心發得卽便往生と云へばなり、（一向宗の無行は西山に習ふこと、上に辨ずるが如し）、隆寬律師の行に偏ることは、多念義の所立なれば論を待たず、正流の信行双修は、彼駕しば〳〵鎭西流は、願行相資五祖同轍の重なりと云にも知るべし、又山師の如く不執の執をもて、起行猛厲せば人氣よつて繁昌すべきに等と云ふ、是れ山公の安心と起行と齟齬するを遁辭すれども、誰の痴人歟是を肯はん、又今時の人、五尺の男子六尺の刀を用ゆるが如し、分に過たる法門さだに日を費す、故に改宗せりと歟く、あはれなることなり、されども片たちに末徒が過と云べからず、其本は山公の五尺の末徒に、六尺よりも又た長き理性の法門を、而も意外にこじ付て與へられたる故なり、彼段千木は祿を辭す、今は寺祿が西山流を辭す、段千木は德に光る、西山流は邪解に富む、邪解は正義の貴にしかず、所對の在家の患を制せしよりは、眞愚自ら有所得の患を除かざるや、可憐。

問云、此上にも不審あらば千萬卷の書をも投じ給へ、予亦倦ず決答せんとは、實語なるべきや。

答云、從來の如く塗飾遁辭邪語謗言にのみ筆を弄せば、千萬無量無數卷をも書べし、されども心あらん人は、穢らはしとて洒甕をも覆ふべからず、あゝ眞愚なる哉、去年西谷寺傳法中より諍論を企つる故、老師前より四流の立破不一準、各各自立を擧揚することなれば、尋に及ばざることと歟と、緘口すべき義をさとし給へども、耻をも知らず投書する故、畢竟匹敵にもあらざる上、無利益のことなりとて、隨他語を口說して、予に命じさとさしめ給ふに、彌々募りて非を改めず、其內公等予が他行中に、老師に邪正の分辨を願ひしかば、弟子敎育の御深志より、實に手を取りて引が如く示し給ふを、彼又展轉して是を得こうずまに亦邪書を送る、故に公等亦予に辨斥を乞ふ、予慮倦の心重疊すと雖、尊師の敎示の深慈に慚ぢ又惜法の罪を怖るゝ物から、問に隨ふて是を辨ず、公等從來往復の辨書によらば、西山の邪立を知ること思ひ半に過ん、向後必ず予を勞すること勿れ。

辨斷劈邪示正論 終

附錄

法兄、邪義辨畢りて後一小冊を取出て云く、是は先に眞愚が許より邪書を送りし時、師に讀み聞へ奉りし序に、彼れが所立の中不審しきこと五三を擧るに、口說決答し給へるを、後の補忘に備へんと書記し置るなりとて、さづけられしかば、散失せんことを怖るゝものから、爰に添附す。

西山邪立辨斷

問云、西山邪解百端中に於て、云何なるをか其根基と致し候にや。

御答に、彼流一切邪解の根基となるは、聖淨混亂の迷妄より發る、是則ち聖淨二教の區別に暗く、自力他力の勝劣を知らざる故なり、夫れ佛法廣博なりと雖、大に分つに聖道淨土の二門を出ず、二門同く其求る所は、所具の眞如を顯はし、成佛に至らんとするの外あることなし、而して聖道門に漸頓權實等の差別あれども、皆自力修行の功を以て其證果に至らんと期し、淨土門の如きは、自身は出離無緣の下機なることを思ひ知り、偏に大悲本願の他力を仰ぎ口稱名號の一法を以て、往生成佛を期するなり、而るに聖道自力の修行は、正像の上世既に難行なり、況や末法に於ては機教不應、未有一人得者の劣法、淨土他力の教は三時普通し、易行の上に殊に末法に至りても、機教相應利物偏增の勝法なり、故に大師開宗の本誓選擇集の初章に、捨聖歸淨の教相を判じ、洛北大原の論場に於ては、三百有餘の智者學匠に對して、三世諸佛化導、必儲二聖道淨土一門一、二種勝法共、爲レ令レ入二無想無念一理一、所入之理雖レ同、能入之門、有二自力他力之別一、以二自力一爲レ劣、以二他力一爲レ勝、等と成立し給へり、如此領解するを聖淨二教の區別を知り、自他二力を分別して捨劣得勝するを、淨教建立の明判と云ふなり、爾るに西山流は是に反轉して、捨淨歸聖を教相とす、たま〳〵厭欣念佛など云ふこともあれども、是をば五祖同轍の淺略

と貶し、開會すれば萬行皆念佛なりと云ふて、是を別立甚深の妙義と募る、既に勝聖劣淨の判をなす、何ぞ捨劣得勝せざらん、さらばなぞ捨淨歸聖の教相なりと云ふを否むことを得んや、斯く淨土別開初發の一步をあやまつ、枝末十百の法門、何ぞ千里の相違をなさゞらんや、思ふて知るべし。

問云、彼流に云ふ所の開會は、唯解知領納の分齊を云へば、至て易々にして決して難解難入の義には非ずと云ふは如何。

答云、今解知領納と云ふは、散亂麁動の凡心にて僅に思ひやる分齊を云ふ、夫れ息慮凝心の正受に至るの方便を思惟の重と云ふ、今云解知領納と云ふ分齊を、思惟の位に挍すれば、其程を隔つること甚だ遠し、かゝる卑劣の麁心を以て、開會の眞理を證得することを得と云ふを、誰の痴人歟是を肯はんや、斯く云ふも猶納得せずば、我今彼に問はん、身子等の諸大弟子、過去大通智勝佛出世の時、此法華開會の法門を聞き乍ら、得悟することを得ずして、猶ほ三千塵點の劫數を生死の苦海に漂ひ、漸く最後釋尊所說の法華會場に至りても、法說段にて悟入せしは身子一人にて、其餘は譬說を聞き、或は因緣說を聞て得悟せられたり、斯迄難解難入なる開會の法門を、末世十惡底下の凡夫の偏計所執の妄心にて、僅に開會の義分の片端を、思ひやる分齊にて易々得入と云ふ理りあらんや、此口頭三昧の邪說を捨てゝ、眞實開會の法を證得せんとならば、最初に他先自後の大菩提心を發起し、十重四十八の戒行を持ち、息慮凝心の定心となり、觀照般若の智を以て得悟すべし、是至て難修難行なる故に、選擇集に經釋を引て、聖道の教は理は深く解は微なるに依て、末法に億々の衆生ありて起行修道するも、未だ一人も得る者なしと捨聖し、五濁惡世の下機なれども、唯淨土の一門のみ通入すべき路なれば、歸淨すべしと示し玉へるに、西山の所立は是に背き、可通入路の厭欣念佛の淨法をば、淺略なりとて是を捨させ、理深解微未有一人得者の聖道をば、易得易入と是を勸む、而して大師門下の唯一人と慢語す、實に憎むべく

悲むべきの窮りにこそ。

問云、開會の法門は導祖の釋文にありと云ふは如何。

答云、此開會の義趣は導師玄義の釋中にあるも、更に知る者なかりしに、吾祖此幽意に悟入し、通別廢立重々の妙解を顯し玉ふ等と云ふ、唯自の邪解を棄るのみならばまだしもなれども、導祖を己れが邪立の根元と僞りて、人をあやまること、顯露に誹謗するに百千萬倍せる大罪なり、夫れ導祖は彌陀の垂迹にして、自解佛願の妙釋をなし給ふ故、大師既に淨土の祖師多けれども、我は善導一師に依りて淨土門を別開するとの玉へば、餘師は元より一流列祖の中にても亦拔群に在すこと、誰か是を爾らずと云はん、されども邪黨が云ふ如く、五祖同轍の厭欣念佛は導師の御素意に非ず、通別廢立が御本意甚深の御所立と云ふも之れ全く非なり、導祖の諸師に超勝し玉ふと云ふは、餘師は且らく置て論せず、曇鸞道綽の二祖は、世は像にして機も勝るれば、菩提心をも勸め觀稱も强て簡別し玉はず、是れ何故なれば疾前無藥、機前無救の義趣なり、導師に至りては、早や世も末法に入れば、機も漸々に下り他力本願の法門に非ざれば、出離の道たゆる故、願非願に依て正雜を分別し、亦正行の中に於て前三後一を助行とし、第四の稱名を往生の正定業と判じて、本願大悲の旨奧を盡し給へる故、世に自解佛願の妙釋と仰ぐも、大師の善導一師により給へるも全く此故なり、爾るを西山此正雜助正の妙判をば云はず、己が邪立の臆談なる通別廢立の黨中に引んとす、アヽ邪なる哉。

問云、開會の法門を以て、念佛の深理を顯はすと云ふ如何。

答云、末法萬年の利益は唯淨土の法門のみにあるを、法華開會の法門を以て顯はすと云ふこと笑ふべし、既に法華開會の利益は經に、後五百歲遠沾妙道と設けて、世尊御滅後二千五百年の益なれば限あり、さるに是を以て、淨土門の一萬千六百年に至る遠沾の妙法を助成せんとするは、例へば去

年の曆を以て今年に用ひんとするが如し、もし愚に非ずば是れ狂、實に絕倒に堪たり。

問云、開會すれば萬行念佛となると云ふは、回向の義に似たるに非ずや。

答云、回向の法門は回因向果なることは、決定不改の判なるに、彼黨は開會すれば萬法皆念佛と立れば、是則ち回因向因の義にして定判に背きたり、其所以は正義の如きは、念佛等の因を極樂往生の果に回すれば、是則ち回因向果なり、彼れは開會すれば萬行皆念佛に歸入すると云ふ故に、萬行の因を因行の念佛へ回向するなれば、是則ち回因向因にして邪義なり、既に處別、時別、對機別、利益別なる聖道自力の法門を以て、淨土他力の法義を判せんとするは、一鑰を以て萬戸を開かんとするに同じければ、何ぞ眞理を顯はすことを得んや。

問云、開會の法門を西山にて扱ふ如きも、法華の義趣に背かずとせんや。

答云、一向に不應なり、所以は汝等所行是菩薩道、治生産業皆與實相、娑婆卽淨土生佛不二、一切差別の妄情を離れ、言語道斷心行所滅の場に至るをこそ、開會の法理を證得すると云ふなるに、信外散亂の妄情の上に、僅に解知領納する分齊を開會と云ふが、台家の教理に契當するものならんや、是を譬へば西山流の開會の舟は、性理天台の此岸をば潛出で、志す所の有相淨土の彼岸へは著ことを得ず、畢竟非聖非淨の沖中に漂へば、有爲の波浪の苦底に沈むの外はなきなり。

問云、彼黨諸經化前の義を云ふに、大師大原に於て十方佛土中、唯有往生法、無二亦無三、除佛隨緣說、と仰られたるは、則ち法華に十方佛土中、唯有一乘法、無二亦無三、除佛隨緣說、の文を寫し給へり、能例の經文、諸經方便說の義なり、所例の往生法亦眞實にして、諸經は方便說の義なること、顯了なりと云ふは如何。

答云、文は法華を寫し給へども、義は差別して隨宜轉用なり、文の意は十方佛土の中に、佛御隨自意の法は、唯此淨土へ往生遂ると云ふ、法の外にあることなし、聖道自力、漸頓二教、辟緣菩の三